

『不確実性の時代』の朝鮮半島と 日本の外交・安全保障

平成30年3月



公益財団法人日本国際問題研究所
The Japan Institute of International Affairs

はしがき

本報告書は、平成 29 年度外交・安全保障調査研究事業費補助金（発展型総合事業）「安全保障政策のボトムアップレビュー」プロジェクトの一端を担う『『不確実性の時代』の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』研究会の研究成果を集成したものです。

日本国際問題研究所では、平成 29 年度より 3 年間の事業として本「安全保障政策のボトムアップレビュー」プロジェクトを実施しております。「ボトムアップレビュー」「ポスト・プーチンのロシアの展望」ならびに『『不確実性の時代』の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』の 3 つの研究会より構成された本プロジェクトは、基本的に一年度をタームとして各研究会がそれぞれのテーマに対し定点観測的な分析を行って知見を深めるとともに、基本的な視角・観点を維持しつつ「腰を据えた」分析を長期間・反復的に重ねることにより、日本の外交・安全保障を考える上で重要な対象とイシューに対して「適時性」と「蓄積」の両面から学術的／政策的ニーズに応えることを目的に据えています。また 3 つの研究会はそれぞれ個別的・自律的な運営を基本としつつも、研究会での議論や成果について相互に随時紹介・交換しながら活動しており、各研究会が互いに刺激し合うことで単純な「並列化」に止まることなく相乗的な効果を実現できるよう図っています。

本報告書はプロジェクトのそのような活動より得られた知見のうち朝鮮半島パート、『『不確実性の時代』の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』研究会の一年間の活動の結果を抽出・綴合したものととなります。本研究会は韓国・北朝鮮の現状を内政・経済・外交・安全保障といった様々な切り口から分析・考察することを直接的なタスクとしておりますが、それと同時に、そのような状況をふまえて日本としていかに対応・対処すべきかに関する政策的示唆を引き出し、もって本プロジェクトの全体的な問題意識である外交・安全保障政策の有効性・実効性の検証—いくなれば「動作確認」—に貢献するという役割も担っています。そのような目的意識のもとに編まれた本報告書が、朝鮮半島情勢に関するみなさまの知的好奇心を充足させるとともに、他の地域・イシューを含む外交・安全保障分野に対するより深い関心をも惹起することができましたならば、主宰者としてこれに勝る喜びはありません。本報告書が多くの方々手に取られることを切に願う次第です。

なお、本報告書内の記述はすべて各パート執筆者の個人的見解に基づくものであり、日本国際問題研究所およびメンバー各員の所属先機関の意見を代表するものではありません。

最後に、ご多忙のなかプロジェクト／研究会にご参加いただいたメンバーの方々、そしてその実施のためにご尽力くださったすべてのみなさまに心より感謝申し上げます。

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所
理事長 野上 義二

研究体制

主査：	小此木政夫	慶應義塾大学名誉教授
委員：	伊豆見 元	東京国際大学国際戦略研究所教授
	奥藪 秀樹	静岡県立大学大学院国際関係学研究科准教授
	倉田 秀也	防衛大学校教授／日本国際問題研究所客員研究員
	阪田 恭代	神田外語大学国際コミュニケーション学科教授
	西野 純也	慶應義塾大学法学部政治学科教授
	平井 久志	共同通信客員論説委員
	平岩 俊司	南山大学総合政策学部教授
	深川由起子	早稲田大学教授
	古川 勝久	元国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル委員
	堀田 幸裕	霞山会研究員
	三村 光弘	環日本海経済研究所調査研究部主任研究員
	渡邊 武	防衛省防衛研究所主任研究官
委員兼幹事：	相 航一	日本国際問題研究所所長代行
	中川 周	日本国際問題研究所研究調整部長
	飯村 友紀	日本国際問題研究所研究員
担当助手：	関 礼子	日本国際問題研究所研究助手

(敬称略、五十音順)

目 次

総論—「最大限の圧力」政策と「先南後米」政策 小此木 政夫 …… 1

第1部：韓国の政治・経済・外交の動向

(第1章 韓国内政分析 …別紙)

(第2章 韓国経済分析 …別紙)

第3章 文在寅政権の発足と韓国外交 西野 純也 …… 9

第4章 文在寅政権の自主が直面する不確実性：
政治競争と対米中関係 渡邊 武 …… 19

第2部：北朝鮮の脅威の実態と対応方案

第5章 北朝鮮の2017年国内政治 平井 久志 …… 27

(第6章 北朝鮮外交分析 …別紙)

第7章 北朝鮮の核態勢と対価値・対兵力攻撃能力
—弾道ミサイル開発の二系列— 倉田 秀也 …… 49

第8章 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力
—第三次核「危機」の現段階、2017年から2018年へ 阪田 恭代 …… 67

第3部：対北朝鮮経済制裁の実効性と課題

第9章 2017年の北朝鮮経済 三村 光弘 …… 85

第 10 章	対北朝鮮制裁の課題	古川 勝久 . . .	95
第 11 章	中朝関係—北朝鮮の「核武力完成」と中国	平岩 俊司 . . .	123
第 12 章	北朝鮮の核問題と中国の制裁対応	堀田 幸裕 . . .	133
第 13 章	「対制裁シフト」下における裁量権と統制の相剋 —金正恩体制期における「国産化」政策の含意を中心に—	飯村 友紀 . . .	145

総論—「最大限の圧力」政策と「先南後米」政策

小此木 政夫

はじめに—北朝鮮の瀬戸際政策

オバマ政権の最後の1年間に続いて、トランプ政権の最初の1年間に、北朝鮮は核兵器と弾道ミサイルの実験を集中し、核兵器搭載可能な中距離弾道ミサイル（IRBM）や大陸間弾道ミサイル（ICBM）の完成に向けて技術的な突破を試みた。そのために、最初の1年間に2回の核実験とSLBMやスカッド-ERの試射を実施し、次の1年間に北極星2、火星12、火星14、火星15を試射し、第6回核実験も実施した。しかし、それ以上に驚きであったのは、北朝鮮がそれらの技術革新と軍事挑発をタイミング的に結合させ、ある種の瀬戸際政策（ないし「弱者の恐喝」）を遂行したことである。瀬戸際政策は軍事的な対決のための政策ではない。ある種の目標をもった対外政策であったと理解すべきだろう。

その最初の例が、2017年2月11日（日本時間12日）にフロリダ州パームビーチで開催されたトランプ大統領と安倍首相の最初の日米首脳会談であった。それに合わせて、12日午前7時55分頃（現地時間）、推定射程約2500キロメートルの中距離弾道ミサイル（IRBM）「北極星2」が平安北道亀城付近からロフテッド軌道で発射されたのである。ミサイルはキャタピラ式の車両から発射され、高度約550キロメートルまで上昇し、約500キロメートル飛行して日本海に落下した。新型ミサイルは潜水艦発射のSLBMを地上配備した固体燃料使用の移動式弾道ミサイルであった。北朝鮮の弾道ミサイルはついに日本全土を射程圏内に入れ、すべての在日米軍基地をその攻撃対象にしたのである。トランプ大統領の別荘で開催された緊急の共同記者会見で、安倍首相は「断じて容認できない」と強調し、トランプ大統領は同盟国日本を「100%支持する」と表明した。

その後に登場した「火星12」「火星14」「火星15」の開発は、金正恩委員長の現地指導の下で3月18日に実施された「新型の大出力エンジンの地上燃焼実験」の成功によるところが大きい。北朝鮮はそれを「3.18革命」と呼んだ。たとえば5月14日午前5時少し前に発射され、高度2100キロメートルまで上昇し、780キロメートル余り飛行した「火星12」は、推定射程約5000キロメートルの中長距離弾道ミサイルであり、グアム島のアンダーセン基地を標的にするものであった。また、7月4日午前9時には、2段式大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星14」が発射され、ロフテッド軌道で約2800キロメートルまで上昇し、約900キロメートル以上を飛行した。興味深いことに、2017年1月1日の「新年の辞」で金正恩が「大陸間弾道ロケットの試験発射準備事業が最終段階に至った」と述べたとき、トランプ次期大統領はツイッターで素早く反応して、「それは起きない！」と書き込んでいた。実験後、金正恩はそれを「独立記念日の贈り物」と呼んで、あえてトランプを刺激した。

その後、2017年8月から9月にかけて、北朝鮮は最大限の軍事挑発を実行した。国連安保理事会決議に反発する8月7日の政府声明に続いて、8月8日に朝鮮人民軍戦略軍代弁人が声明を発表し、「中長距離戦略弾道ミサイル『火星12』型でグアム島周辺に対する包囲射撃を断行するための作戦方案を慎重に検討している」ことを明らかにした。いうまでもなく、これは8月21日から31日まで実施される予定であった米韓合同軍事演習「ウルチ・フリーダム・ガーディアン」（UFG）に対抗し、9月に開催される国連総会を意識するもの

であった。これが「8・9月危機」の始まりであった。結果的に、北朝鮮が「グアム島周辺の包囲射撃」を実施することはなかったが、中国が主宰する新興5カ国（BRICS）廈門会議の開幕前日に当たる9月3日に第6回核実験を実施した。それは広島型原子爆弾の約10倍（160キロトン）に相当する水素爆弾と推定された。

最後に、11月29日午前2時48分に、平壤郊外から2段式ICBM「火星15」が発射された。高度4475キロメートルまで到達し、53分間で950キロメートル飛行し、米東海岸に到達可能と推定された。北朝鮮政府声明はそれを「超大型重量級核弾頭の装着可能な」、「完成段階に到達した最も威力あるICBM」と表現し、金正恩委員長は「国家核武力完成の歴史的偉業が実現した」と宣言した。ただし、その弾頭部分は再突入時に崩壊した可能性が高いとも伝えられ、実戦配備段階には到達していないとみられる。しかし、金正恩が「国家核武力の完成」を宣言したことの意味は小さくない。核武力建設が完成したのであれば、核武力建設と経済建設の「並進」路線が維持される必要もなくなり、挑発路線から対話路線への転換、すなわち南北対話を積極的に推進しつつ、対米交渉のための条件を整える「先南後米」政策が開始されるかもしれなかったからである。

トランプ政権の「最大限の圧力」政策

2017年1月20日に就任したトランプ大統領は、最初の国防政策表明（“Making our Military Strong Again”）で北朝鮮を名指しして、「イランや北朝鮮のような国家のミサイル攻撃から守るための先端的なミサイル防衛システムを構築する」決意を明らかにし、マティス国防長官を最初の訪問地として朴槿恵大統領弾劾で混乱する韓国に派遣した。また、2月2日に韓国を訪問したマティスは、空中指揮が可能なE-4B機で烏山の米空軍基地に降り立った。韓国の韓民求国防長官には「米国や同盟国に対する攻撃は必ず撃退され、いかなる核兵器使用についても効果的かつ圧倒的な対応をとる」と語った。さらに、在韓米軍基地へのTHAAD配備についても「北朝鮮以外にTHAADについて心配する国はない」と述べて、中国の反対を牽制した。これらはいずれも、前年から継続する北朝鮮の軍事挑発に対する新政権の注意深い対応であった。

「北極星2」による挑発を受けてから、トランプ大統領はそれを「最大の切迫した脅威」と認識し、国家安全保障会議（NSC）に北朝鮮政策の全面的な再検討を指示した。さらに、3月1日に始まる米韓合同軍事演習「フォール・イーグル」（野外機動訓練）と3月13日に始まる「キー・リゾルプ」（指揮系統訓練）が最大規模で実施される過程で、トランプ政権の政策を徐々に明確にした。北朝鮮側が西海岸の東倉里から3月6日にスカッド-ERを4発同時に発射したのに対抗して、米空軍は3月後半からB1B戦略爆撃機やF-35ステルス戦闘機を韓国上空に展開したのである。3月17日に韓国を訪問したティラーソン米務長官は、オバマ政権の「戦略的忍耐の政策は終わった」と表明し、軍事的対応を排除しない方針を表明した。しかし、すでにみたように、ちょうどこの頃、北朝鮮は「新型の大出力エンジンの燃焼実験」に成功した（3.18革命）。事実、4月15日の金日成主席生誕105年の軍事パレードには、ICBMを搭載したとみられる2種類の大型車両が登場して注目された。他方、トランプ大統領自身は、4月6日の安倍首相との電話会談で「すべての選択肢がテーブルの上にある」と言明した。

しかし、トランプ政権の北朝鮮政策の特徴や骨格が定まったのは、4月6・7日に開催さ

れたトランプ大統領と習近平主席の米中首脳会談を通してのことだろう。その第1の特徴は、オバマ政権の「戦略的忍耐」の政策に終止符を打ち、「すべての選択肢がテーブルの上にある」と主張し、「最大限の圧力」を加えつつ、北朝鮮の核兵器・弾道ミサイル問題を早期に解決する方針を明示したことである。オバマ政権の北朝鮮政策との差別化であったといってもよい。事実、米中首脳会談の初日に、米国はシリアの軍事施設を電撃的にミサイル攻撃して、中国側を驚かせた。北朝鮮に対する単独の武力攻撃の可能性を示唆して、中国に心理的な圧力を加えたのだろう。それとともに、北朝鮮の最大の貿易パートナーである中国の協力を得て、経済制裁の効果を高めることが、トランプ政権の北朝鮮政策の第2の特徴になった。トランプは習近平に北朝鮮に対する経済制裁を完全に履行するように要求し、それを米中通商交渉と結びつけたのである。トランプは「中国の協力が得られなければ、米国は単独で行動する」と迫ったとされる。首脳会談終了後の4月8日、米海軍はシンガポールを出港した空母カール・ビンソンを朝鮮半島に向けて派遣することを発表した。そのために、韓国内では「4月危機」説が高まった。

トランプ政権の新しい北朝鮮政策は、正式に発表される前から「最大限の圧力と関与」と呼ばれたが、4月26日、ティラーソン国務長官、マティス国防長官、そしてコーツ国家情報長官による共同声明という権威ある形で公表された。さらに、トランプ大統領は上院議員全員をホワイトハウスに招くという異例の形式をとった。その内容は「北朝鮮の核、弾道ミサイル、拡散計画を解体 (dismantle) するために同盟国や地域パートナーとともに経済制裁を強化し、外交政策を追求する」(下線引用者)とするものであった。米国による単独行動や軍事行動は抑制されたが、関与政策の目標は核兵器、弾道ミサイルの開発や配備の凍結ではなく、非核化、すなわち解体であることが明示されたのである。5月3日、ティラーソン国務長官は国務省職員に「我々の意図は体制転換でもなく、崩壊させることでもなく、朝鮮半島の統一を急ぐことでもなく、38度線の北側に入る言い訳を求めることでもない」(「4つのノー」)と語った。しかし、そのようなタイミングで、北朝鮮は5月14日に中長距離弾道ミサイル「火星12」の試射に成功したのである。その後も、北朝鮮は「北極星2」、地对艦巡航ミサイルなどの実験を繰り返した。

北朝鮮の軍事挑発が拡大するなかで、当初、トランプ政権は新しい政策を効果的に遂行する方法を発見できなかったのかもしれない。あるいは、それが軍事的な選択肢に傾くのを警戒したのかもしれない。5月19日の記者会見で、マティス国防長官は「もし軍事解決ということになれば、信じがたい規模の悲劇になるだろう」と指摘し、「我々の努力は、国連、中国、日本、そして韓国と共に行動し、この状況から抜け出す方法を見つけ出すことである」と指摘した。事実、6月2日に米国主導で採択された国連安保理事会決議2356号は、北朝鮮の核兵器とミサイル開発資金を制限するために、北朝鮮の14の個人と4つの団体を対象にして海外渡航の禁止や資産凍結をただけである。むしろオバマ政権末期の2016年11月に採択された安保理事会決議2321号が、北朝鮮からの石炭輸入を大幅に制限(年間輸入量を750万トン以下か、輸入額で4億ドル以下にする)し、銀、銅、ニッケルなどの輸入を全面禁止することなどを要求していた。

しかし、その後の「8・9月危機」の過程で、米国は「最大限の圧力」の政策、すなわち軍事行動の可能性を排除しないまま、経済制裁を最大限に高めていった。これは北朝鮮に対する軍事的および経済的な「封鎖」政策であったといっても過言ではない。事実、8月8

日の北朝鮮人民軍によるグアム島周辺の「包囲射撃」声明に対して、トランプ大統領はただちに「北朝鮮はこれ以上米国に対して脅しをかけるべきではない。これまで世界が見たこともない炎と怒りとに見舞われることになる」と警告し、9月19日の国連総会では「米国と同盟国を守らなければならないとき、北朝鮮を完全に破壊するしか選択肢はない」と力説した。ただし、奇妙なことに、トランプは金正恩との対話の可能性を排除しなかった。軍事のおよび経済的な圧迫にもかかわらず、5月1日に「適切な状況下であれば、(金正恩と)会談するだろう。会談は光栄なことだ。ニュース速報になるだろう」(ブルームバーグ)と語ったし、11月12日にも、米空母3隻が日本海に展開するなかで、「彼(金正恩)と友人になるように努力する。いつの日か実現するかもしれない。人生では奇妙なことが起きるものだ」とツイートした。

他方、すでにみたように、7月中に実施された2度にわたる「火星14」型弾道ミサイルの実験に対して、国連安保理事会は北朝鮮からの石炭、鉄鉱石、海産物などの全面的な輸出禁止などの措置をとっていた。それに加えて、9月3日の北朝鮮による第6回核実験に対して、さらに厳格な経済制裁を課した9月11日に採択した決議2375号は、2018年以後、北朝鮮へのガソリンや灯油などの石油精製品に200万バレルの上限を課し、繊維製品の輸出を禁止したのである。また、海外で就労する北朝鮮労働者に新たな就労の機会を与えることも禁止した。これを突破口にして、11月29日の「火星15」型弾道ミサイルの試射に対する制裁措置はさらに徹底したものになった。12月22日に採択された安保理事会決議2379号は、2018年以後、北朝鮮に対する石油精製品の輸出を年間50万バレル以下に制限し、北朝鮮からの食品、機械、電気機器、木材の輸入禁止と北朝鮮への産業機械、運搬用車両の輸出を全面的に禁止した。北朝鮮労働者の2年以内の本国送還も義務づけられた。さらに、決議違反の疑いがある船舶の拿捕、臨検、差し押さえも認められた。残されたのは、中国からの原油提供のみである。それが「最大限の圧力」の主要な内容だったのである。

金正恩政権の「先南後米」政策

瀬戸際政策を実施する過程で北朝鮮が達成しようとしたのは、第1に、米国との直接交渉によって、核兵器および中・長距離弾道ミサイルの開発、実験、配備などを暫定的に凍結し、将来の朝鮮半島の非核化を約束することであり、その代償として、米韓合同軍事演習の中止、何らかの米朝平和合意、北朝鮮制裁の緩和などを獲得することであったと思われる。そのために、米国による軍事報復という危険を冒しながら、2年間にわたって軍事挑発を継続したのである。しかし、核兵器や中・長距離弾道ミサイルの開発にもかかわらず、米国が北朝鮮との交渉に応じない場合に、金正恩はどうするつもりだったのだろうか。その場合には、第2に、米本土に到達する核ミサイル体系の完成を宣言して瀬戸際政策を終了し、対南和平を模索するほかなかった。まず韓国との和平を達成し、後に対米交渉を試みるという「先南後米」政策である。北朝鮮にとって、核ミサイル体系の完成はそれ自体が大きな成果であったことはいままでもない。

北朝鮮の「先南後米」政策は、米国からの軍事報復を回避し、米朝交渉の環境を整えるために不可欠な政策である。それは単純な「ほほ笑み外交」の域を超えた「戦略的宥和」であり、将来の南北首脳会談を想定する「和平攻勢」である。金正恩委員長の「新年の辞」と韓国で開催された平昌冬季オリンピックへの北朝鮮選手団の派遣によって、それが明確

に形を整えたのである。もちろん、「先南後米」そのものは、2年前に瀬戸際政策を開始した当時から周到に準備されていたとみるべきだろう。なぜならば、北朝鮮のような小国が事後の政策を用意しないまま、米国のような大国に対して瀬戸際政策を実施したとは思えないからである。事実、金正日死後、金正恩が最初に着手した事業が馬息嶺スキー場の建設であった。その意味で、「先南後米」政策は、混乱した事態を收拾するための政策であり、さらに瀬戸際政策が失敗に終わる場合のために用意された「次善の」外交政策でもあった。

ただし、2017年夏以来の事態の推移から見て、「先南後米」政策が同年7月に2度にわたって実施された「火星14」の試射と9月初めの第6回核実験に対する安保理事会の2つの制裁決議（2371号および2375号）、すなわち北朝鮮に対する「経済封鎖」措置と無関係であったとは思えない。依然として「火星15」型弾道ミサイルの実験が終了していなかったにもかかわらず、突然、北朝鮮労働党は10月7日に中央委員会第7期第2回総会を招集し、経済建設と核戦力建設の並進路線を堅持することを確認したのである。興味深いのは、金正恩委員長がその報告の冒頭で「米帝が追随勢力を糾合して国連安保理事会『制裁決議』なるものを次々とつくり上げて、われわれの自主権、生存権、発展権を完全に抹殺する」ために最後の努力を繰り広げていると指摘したことであり、「全党が初級党と党細胞を強化するために力を入れて、すべての基層組織が党中央委員会の唯一的指導の下で闘争できるようにする」ことを要求したことである。異例にも、この党中央委員会総会には、政府中央機関、道・市・郡の責任者、主要工場・企業所の幹部がオブザーバーとして出席した。それに続いて、12月21日に党細胞委員長大会が開催されたのだから、北朝鮮にある種の国家総動員体制が発足したといっても過言ではなかった。

しかし、すでに指摘したように、金正恩の「先南後米」政策が対外的に表明されたのは、2018年の金正恩の「新年の辞」においてのことである。金正恩は「米国はけっして私とわが国を相手にして戦争を仕掛けることができない。米本土全域が我々の核打撃の射程圏内にあり、核のボタンが私の事務室の机の上に常に置かれている——これはけっして威嚇ではなく現実だということをはっきり理解すべきである」と述べたが、それは演説の中心的なテーマではなかった。もっとも重要だったのは、「新年はわが人民が共和国創建70周年を大慶事として記念することになり、南朝鮮では冬季五輪競技大会が開かれ、北と南の双方にとって意義のある年である——凍結状態にある北南関係を改善し、意義深い今年を民族史に特記すべき画期的な年として輝かせなければならない」とする部分であった。金正恩委員長はさらに続けて「冬季五輪競技大会についていえば、それは民族の威信を誇示するよい機会になるであろうし、わが方は大会が成功裏に開催されることを心から望む。このような見地から、わが方には代表団派遣を含めて必要な措置を講じる用意がある」と言明したのである。こうして、新年とともに北朝鮮の「オリンピック外交」が開始された。

北朝鮮のオリンピック参加は、2017年5月に誕生した韓国の文在寅政権が待ち望む決定であった。なぜならば、第1に、北朝鮮が参加せず、朝鮮半島で軍事的な緊張が高まれば、平昌オリンピックの成功は期待できなかったからである。それどころか、危機が深刻化すれば、オリンピックの開催さえ危ぶまれた。第2に、韓国にとって、北朝鮮の非核化問題は何よりも平和的に解決されなければならない。米国が軍事行動を選択すれば、韓国が戦場にならざるをえないからである。第3に、国内的には、この問題の平和的な解決のために、韓国政府が何らかの主体的な役割を演ずることが期待された。大国の権力政治に対する反

発であるといつてよい。そして第4に、文在寅大統領はその北朝鮮政策の基本方針として「段階的・包括的アプローチ」を掲げていた。

それらの理由のために、皮肉なことに、米国の「最大限の圧力」政策と北朝鮮の「先南後米」政策が、ともに韓国の対北宥和を促進したのである。それどころか、南北対話の進展とともに、文在寅大統領は米朝対話を仲介することに、韓国外交の「主体的な役割」を見出したのである。たとえば1月22日の大統領府での会議で、オリンピック後の外交・安全保障の困難性を展望して、文大統領は「南北対話を米朝対話につなげて多方面の対話に発展させてこそ、北の核問題を平和的に解決して、朝鮮半島の平和と繁栄を持続させることができる」と指摘した。

ここで、「先南後米」政策の背景として、朝鮮半島の非核化問題に関する中国とロシアの外交的協調について指摘する必要があるだろう。2017年7月4日にG-20ハンブルグ会議を前にモスクワで会談した中ロ外相、すなわち王毅とラブロフは朝鮮半島問題に関する共同声明を発表したが、その重要性があまり注目されていないからである。事実、中ロ双方はそれぞれの外交イニシアチブを基礎とする「共同イニシアチブ」を提起した。中国側が提唱したのは、(1)北朝鮮の核・ミサイル活動の一時停止と米韓合同軍事演習の一時停止に関する「2つの一時停止」イニシアチブ、および(2)朝鮮半島非核化の実現と半島の平和メカニズム確立という「デュアルトラックの並進」の方針であり、ロシア側が提唱したのは、朝鮮半島問題の解決に関する「段階的構想」であった。双方はまた、軍事的手段の排除と対話プロセスの再開を呼びかけた。中ロの「共同イニシアチブ」は、明らかにトランプ大統領の「最大限の圧力」政策よりも、北朝鮮の「先南後米」政策や文在寅大統領の「段階的・包括的アプローチ」に近いのである。

おわりに一暫定的な結論

金正日時代から、北朝鮮の指導者たちは軍事力の二義性、すなわちそれが抑止力であるだけでなく、外交力を意味することを鋭敏に認識してきた。事実、強力な軍事力がなければ、だれも北朝鮮を相手にしないだろう。米国政府と交渉するためには、核兵器やミサイルが不可欠だったのである。北朝鮮はそれを1993年の第一次核危機のときに学んだ。オバマ政権の最後の1年に開始され、トランプ政権の最初の一年に本格化した瀬戸際政策、すなわち技術革新と軍事挑発の結合も同じである。金正日時代の蓄積を背景にして、核兵器と弾道ミサイル開発が最終段階に入り、米国に到達する大陸間弾道ミサイル(ICBM)の実験が可能になるまで、金正恩委員長は外交にはまったく関心がないかのようにであった。

しかし、昨年9月に広島型の10倍の爆発力を持つ核爆弾の実験を強行し、11月に米東海岸に到達する「火星15」を試射して「国家核武力の完成」を宣言した後、突然、金正恩は瀬戸際政策を中止した。それどころか、今年の「新年の辞」以後、平昌オリンピックを利用して、「先南後米」の対話路線に転換した。満を持して、抑止力を外交力に切り替えたのである。「先南後米」とは、南北対話を先行させ、米朝対話を実現するための条件を整えるという政策である。金正恩は平昌オリンピックへの参加を表明し、その開会式に妹の与正を特使として派遣した。閉会式には金英哲・党副委員長が派遣されたのだから、この段階で、南北双方は米朝対話について認識を共有したはずである。文在寅大統領は「南北対話と米朝対話を連結する」と言明していた。

もちろん、北朝鮮にとっても、すべてが計画的に進展したわけではない。第一に、トランプ大統領の「最大限の圧力」政策は、軍事的には、「斬首」作戦から「血まみれの鼻」攻撃に至るまで、あらゆるオプションを検討し、航空母艦、原子力潜水艦、B1 戦略爆撃機、F-35 ステルス戦闘機を動員する強力なものであった。軍事行動の可能性、すなわち「戦争の恐怖」が意図せずして南北朝鮮を急接近させたのである。

第二に、昨年9月と11月に採択された国連安保理事会の制裁決議は、北朝鮮の生命線とも言える原油400万バレルを例外として、ほとんどすべての輸出入を禁止するものであり、「経済封鎖」ともいえる強力な措置であった。現状はともかく、それがやがて大きな効果を発揮することは確実である。制裁緩和を実現し、南北間の経済交流を復活させるために、非核化に向けた米朝合意が不可欠になったのである。

その結果、3月5日に平壤を訪問した鄭義溶・国家安保室長、徐薫・国家情報院長らの南側特使に対して、金正恩は南北首脳会談を4月末に開催し、米韓合同軍事演習を容認する意向を表明した。要するに、北朝鮮の「先南後米」政策は、数年がかりで準備されただけでなく、日米韓の「最大限の圧力」政策によって強制されたのである。その相乗効果が事態を急進展させ、不可逆的にした。さらに、金正恩は南側に米朝首脳会談の仲介を依頼し、①「軍事的な脅威が解消され、北朝鮮の体制の安全が保証されれば、核を保有する理由はない」②「非核化問題の協議および米朝関係正常化に向けて、米国と虚心坦懐に対話できる用意がある」③「対話が持続される間、追加核実験や弾道ミサイル試験発射など、戦略的挑発を再開することはない」と説明した。

3月8日、鄭義溶氏から金正恩委員長の提案について説明を受けると、トランプ大統領は即時に米朝首脳会談を決断した。「取引人」(Deal Maker)としての直感が働いたのだろう。これまでも、トランプ氏は金委員長との会談について何回かツイートしており、「友人になりたい」とか、「ポーカーゲームをしている」と語ったこともある。アフリカ歴訪中のティラーソン国務長官と協議した形跡はない。他方、大統領の信頼が厚いポンペオ CIA 長官は、北朝鮮情報について、韓国の国家情報院と連携しており、米朝首脳会談についても、このチャンネルが作動したようである。米 CBS テレビのインタビューで、ポンペオは北朝鮮が米本土を核攻撃する能力を確立するまでに「数ヶ月しかない」と警告していた。時間との競争に関するポンペオの認識が、大統領の決定に大きな影響を及ぼしたのかもしれない。

そのトランプ大統領の決断が、全国人民代表大会を終えて、国家主席に再任された習近平を動かした。南北首脳だけならばともかく、米朝首脳が会談し、朝鮮半島の非核化や将来の米朝関係について議論するのだから、それ以前に、中朝首脳が会談し、伝統的な友好関係を復活させなければならなかった。金正恩は「祖父・金日成主席と父・金正日総書記の遺訓に従って、朝鮮半島の非核化の実現に力を尽くす」と述べた。伝統的な中朝関係の基礎は、それぞれの重要な政策決定に関して、事前に通報・協議することであった。3月26日の首脳会談以後、それが復活したようだ。ロシアを訪問する北朝鮮の李容浩外相は、その途上、北京で王毅外相と会談し、「中国と戦略的な意思疎通を密接に保っていく」と述べた。米朝首脳会談の前に、プーチン・金正恩会談が実現しそうだ。

しかし、一連のサミット外交のなかで、最も重要なのはトランプ・金正恩会談である。4月27日に設定された文在寅・金正恩の首脳会談は、それを成功させるための作戦会議であるといっても過言ではない。朝鮮半島の非核化を議論するにしても、いかにトランプ大統

領を満足させるかが焦点になるはずである。それなしには、朝鮮半島の平和定着も南北関係の発展もないからである。

トランプ大統領とポンペオが最も懸念するのは、米本土に到達する核ミサイル、すなわち「火星 14」と「火星 15」である。その即時廃棄が合意されれば、首脳会談は「大成功」だったと主張できる。北朝鮮としては、寧辺の核施設を廃棄することも、それほど難しくない。それ以外については、「包括合意・段階実施」にならざるをえない。この点については、日本経済研究センターの報告書「朝鮮半島シナリオと日本」を参照されたい。

最後まで残るのは、北朝鮮が本当に核兵器を完全に放棄するだろうか、という疑問である。それに答えられるのは、いまし先のことだろう。しかし、筆者は金正恩の北朝鮮が外交路線だけでなく、生存戦略を修正しようとしているのではないかとの仮説をもっている。若い金正恩は 30 年後にも生き残らなければならない。外交力を発揮して、その条件を整えることができるのは「いま」だけである。

北朝鮮のサミット外交の目的が「生き残り」のための条件づくりであるとすれば、バスに乗り遅れても、日本はあわてる必要がない。日朝関係を正常化し、それと引き換えに、日本に到達するノドン、スカッド ER、「北極星 2」などを確実に規制し、拉致問題を最終的に解決すればよいだけである。植民地支配の過去を清算するための経済協力が、北朝鮮の経済復興に寄与し、非核化を確実にするかもしれない。

— 参考文献 —

小此木政夫「朝鮮半島シナリオを読む」、日本経済新聞 2018 年 4 月 10 日。

CRS Report, “The North Korean Nuclear Challenge: Military Options and Issues for Congress,” October 27, 2017.

Michael D. Swaine, “Time to Accept Reality and Manage a Nuclear-Armed North Korea,” *The Carnegie Asia Program*, September 11, 2017.

Scott D. Sagan, “The Korean Missile Crisis: Why Deterrence Is Still the Best Option,” *Foreign Affairs*, November-December, 2017.

Sue Mi Terry, Jung H. Park, and Bruce Klingner, “Bloody Nose Policy on North Korea Would Backfire: Ex-CIA Analysts,” *Korea Chair Platform*, CSIS, February 12, 2018.

韓国統一部『文在寅の韓半島政策』、2017 年

ラヂオプレス『北朝鮮政策動向』

霞山会『東亜』

第3章 文在寅政権の発足と韓国外交

西野 純也

はじめに

2017年5月9日の韓国大統領選挙で勝利した文在寅（ムン・ジェイン）氏は、北朝鮮情勢が緊迫する中、当選直後から政権をスタートさせ、厳しい外交安保政策のかじ取りを迫られてきた。文在寅大統領は、南北関係の改善とそれを通じた北朝鮮核問題の解決を目指しているが、2017年はそのきっかけをつかむことができなかった。しかし2018年に入ると、北朝鮮の金正恩委員長が新年の辞で南北関係改善の必要性を語ったことを受け、文政権は南北対話を提案し、1月9日には南北高位級会談が実現した。2月の平昌五輪を契機とした金与正氏、金英哲氏ら北朝鮮要人の韓国訪問に続き、3月5日には文在寅大統領特使団が平壤を訪問して金委員長と面談し南北首脳会談の開催等で合意するなど南北関係は改善に向け急展開した。4月27日には文大統領・金委員長による首脳会談が実現し、「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店宣言」が発出されたのである。こうした急速な動きの中、国際社会の最大の関心事は「北朝鮮の非核化」が実現するのかがあり続けているが、文在寅政権にとってあわせて重要なのは、南北関係の改善が果たして朝鮮戦争の終結、さらには平和協定の締結へと進み、朝鮮半島に平和体制を樹立できるかどうか、である。当然、北朝鮮の非核化なしに平和が到来することはないため、非核化プロセスと平和体制の構築を包括的に進めることを文在寅政権は大統領選挙時から掲げてきた。本稿ではまず、政権発足初年度の文在寅政権の外交について、それを規定した要因を3つの点から考察する。続いて、2018年に入ってからの南北関係の展開を整理した後、南北首脳会談および「板門店宣言」について検討を行い、最後に日本および日韓関係へのインプリケーションを指摘する。

1. 文在寅政権初年度の外交を規定した要因

(1) 前政権の弾劾と開かれた国政運営を求める世論

朴槿恵大統領の弾劾・罷免を受けて実施された大統領選挙において、朴政権の国政運営を厳しく糾弾して当選した文在寅大統領は、歴代のどの政権よりも国民の声、すなわち国内世論に敏感でなければならなかった。2016年10月以降、朴槿恵政権に対する批判が韓国内で急速に高まり、それが巨大な「ろうそくデモ」となった原因は、朴槿恵大統領の密室型の国政運営スタイルと、密室の中で大統領に影響力を行使していた朴大統領の知人・崔順実の存在であった。朴政権の国政運営を批判し反面教師とすべき文在寅政権は、何よりも国民に開かれた、透明な国政運営を行い、国民の声に耳を傾ける必要があった。

朴槿恵大統領は、政権発足当初から政策決定が独断・独善的であり、国民との疎通（コミュニケーション）が十分でないだけでなく、政権内でも閣僚らとの対話の機会を持たないとして批判されていた。2014年4月に高校生ら約300名が亡くなったセウォル号沈没事故直後から約7時間、姿を現さなかった朴大統領の所在や行動が疑問視され、「空白の7時間」として語られ続けたことは、朴大統領に対する国民の不信感を象徴する出来事であっ

た。2016年秋からの朴大統領弾劾を求めるろうそくデモでは、大統領は国民のことをまったく考えていないとの怒りの声が多くきかれるとともに、「大韓民国は民主共和国である。大韓民国の主権は国民にあり、すべての権力は国民からうまれる」という憲法第1条のフレーズが繰り返し叫ばれた。

そうろうそくデモの盛り上がりを受けるかたちで、2016年12月9日には国会で朴大統領弾劾訴追案が可決され、翌年3月10日には憲法裁判所が大統領罷免の決定を下した。罷免から60日以内の大統領選挙実施という憲法の定めにより5月9日に選挙が行われ、当時野党第1党「共に民主党」の大統領候補であった文在寅氏が当選した。朴槿恵大統領は、1987年の民主化後の大統領としては初めて5年の任期をまっとうできず罷免された大統領となり、逮捕され裁判を受ける身となった。日本では朴槿恵大統領の弾劾・罷免が国民世論に流された決定であったとの見方が強いが、留意すべきは、朴大統領の弾劾・罷免、そして新しい大統領の誕生という一連のプロセスは、憲法の規定に則って進んだという事実である。奇しくも2017年は現在の民主化憲法（第6共和国憲法）制定から30年の節目であり、韓国内では2017年の政権交代を民主主義の成熟として評価する見方が多い。

興味深いのは、文在寅大統領がそのような政権交代を繰り返し「ろうそく革命」と呼び（もちろん実際には「革命」ではないが）、自身の正統性の基盤と考えていることである。例えば、2017年9月の国連総会演説では、「新しい政権はろうそく革命がつくった政権です。民主的な選挙という意味をこえて、国民の主人意識、参与と熱望がスタートさせた政権という意味です。私はいま、その政権を代表してここに立っています¹」と語っていた。

文在寅政権が発表した国家ビジョンが「国民の国、正義の大韓民国」であることも、文政権の国政運営が朴槿恵政権の失敗とそれに対する国民の批判を強く意識していることを示している。それゆえ、政権発足直後から現在まで、文大統領は開かれた青瓦台（大統領府）をアピールすることに心を砕いているし、そのことが高い政権支持率を維持する重要な要因となっている。韓国ギャラップ等の世論調査では、文在寅政権の国政運営に対する支持率は就任以来おおむね70パーセント台で推移しているが、支持理由のうち常に多くを占めたのは、「意思疎通をよくやっている、国民との共感努力」という、政策ではなく国政運営のスタイルに関する答えであった。

2018年に入り南北関係が改善していくと文政権の国政運営に対する支持も上がり、4月27日の南北首脳会談後の世論調査では支持率が83パーセントに達した²。また、政権発足1周年の節目に行われた分野別の支持率調査では、対北朝鮮政策への支持が83パーセントと最も高く、次に外交が74パーセントであった。その反面、国民にとって切実な経済分野での支持は47パーセントにとどまっており、2018年春の時点での政権支持率の高さは南北関係に多くを依存していることがうかがえる³。

(2) 十分な準備なき政権発足

朴槿恵大統領の罷免から60日後の大統領選挙実施と当選直後からの政権発足という、これまでにない慌ただしいスケジュールでの大統領就任であったことは、北朝鮮情勢の緊迫に加えて、文在寅政権の外交・安全保障政策を制約したと言える。

民主化以降6名の大統領（盧泰愚、金泳三、金大中、盧武鉉、李明博、朴槿恵）は、1987年12月の盧泰愚が当選した選挙以来、毎回5年ごと12月中旬に大統領選挙を実施し、

翌年2月25日に就任式を迎えるというスケジュールで交代してきた。したがって、歴代大統領は当選後から就任までの60日あまりを政権発足のための準備期間として活用してきた。政権引継ぎ委員会を組織して、選挙公約を参照しながら新政権の国政課題や取り組むべき政策の優先順位を決めたり、新政権の主要人事や政府組織再編案を構想するのが常となっていた。しかし、朴槿恵大統領が任期5年をまっとうできずに罷免されたことで、本来であれば2017年12月実施のはずであった大統領選挙は約7カ月繰り上げとなり5月9日に行われた。加えて、当選直後から大統領任期が始まったため、引継ぎ委員会を置くことなく政権をスタートさせなければならなかった。

そのため、文在寅大統領は政権発足後すぐに引継ぎ委員会の代わりとなる「国政企画諮問委員会」を発足させ、約2か月のあいだ文政権の国政課題を選定する作業を進めさせた。国政企画諮問委員会は7月19日に文大統領が出席する中で「国政運営5か年計画」を発表した。そして、5大國政目標として、①国民が主人の政府、②共に良く暮らす経済、③国民の生活に責任を負う国家、④均等に発展する地域、⑤平和と繁栄の朝鮮半島、を決定したことを明らかにした⁴。

さらに、外交安保分野の国政目標である「平和と繁栄の朝鮮半島」を達成するための国政戦略として、「強い安保と責任国防」「南北間の和解協力と朝鮮半島の非核化」「国際協力を主導する堂々たる外交」の3つが定められた。北朝鮮によるミサイル発射など軍事的挑発が続く中で発足した文在寅政権としては、まず「強い安保と責任国防」をはじめに掲げたと思われるが、大統領選挙期間中の文在寅候補の発言等からは、最も重視しているのが南北関係改善であることは明らかである。文在寅氏は大統領選挙期間中、過去9年間の保守政権（李明博・朴槿恵政権）における外交安保政策を、南北関係を悪化させて朝鮮半島の緊張を高めただけの「偽りの安全保障」だと厳しく批判してきた。それに対して自身が当選した場合には、南北対話を通じて緊張緩和を図る「真の安全保障」を実現すると主張していた。そのため、まずは南北対話によって関係改善を図ることが、文在寅政権にとっては重要な目標であり課題でもある。文在寅氏は、事実上の大統領選挙キャンペーンが始まった2016年末には、大統領になれば「真っ先に平壤に行く」とも述べ南北対話への強い意志と積極的な姿勢を見せていた。しかし、文大統領が就任直後にとった行動は、韓国の保守派や日本、アメリカの一部で懸念されていたような北朝鮮に対する対北朝鮮宥和的な態度ではなかった。5月10日の文大統領の就任辞は、必要であればすぐにワシントンに向かう、とした上で、北京、東京にも行き、そして条件があれば平壤にも行く、と就任前とは異なる慎重な発言ぶりになっていた。

政権の主要人事の確定も、準備なき政権発足のために遅れたと言える。大統領を至近距離で補佐する青瓦台スタッフと各行政部所を司る閣僚ポストの選定がとりわけ重要であるが、組閣が完了したのは政権発足から半年以上経った11月下旬であった⁵。人事構想が十分でなかったことに加え、閣僚ポストは国会での人事聴聞会を経なければならないため、与党が国会で過半数議席を持たない状況もまた文大統領の組閣作業を難しいものにした。

外交安保分野の人事では、文在寅政権発足直後に「国家安保室」の機能強化が発表され、同室長が外交安保政策の司令塔になるとの見方が支配的であった。その国家安保室長に任命されたのは、外交官出身で政治家としてのキャリアもあり、文在寅候補の外交アドバイザーであった鄭義溶氏である。文候補陣営の外交安保ブレーンの多くが盧武鉉政権での要

職経験をもつ「親盧」系とされる中で、そうではない鄭氏を任命したことは話題となった。その一方、金大中、盧武鉉政権時代に国家情報院で南北関係の実務を担当し、大統領選挙期間中は文候補陣営の外交安保政策を統括した徐薫氏は国家情報院長となった。また、文大統領は統一外交安保特別補佐というポストを新設し、金・盧両政権の対北朝鮮政策立案に関わった文正仁・延世大学名誉特任教授を任命した。外交部長官には康京和、国防部長官には宋永武、統一部長官には趙明均の各氏が任命された。以上の閣僚級人事に加えて、外交安保分野で重要な役割を果たしているのが青瓦台秘書室長の任鍾哲氏である。4月27日の南北首脳会談に同席したり、文政権の南北首脳会談準備委員長を務めたことからそれがうかがえる。韓国内の保守陣営からは「親盧」色が強いと批判されはしたが、それでも文在寅政権初期の人事全般で言えるのは、保守対進歩の理念対立が激しい国内政治社会状況を考慮して、「親盧」系の登用に慎重な姿勢を見せたことである。政権2年目以降もその傾向が続くのかどうかは、政権内の力学関係さらには政策の方向性を見定めるための参照点にもなる。

(3) 軍事的緊張の高まりと狭まる外交空間

振り返れば、2017年は朝鮮半島における軍事的緊張の高まりが不測の事態をもたらすのではないかと危惧され続けた1年であった。金正恩政権の核・ミサイル能力の高度化がさらに進み、1月に発足したトランプ政権は北朝鮮の挑発に対して軍事的オプション行使も含むすべての選択肢がテーブルの上にあるとの立場を取り続けたからである。本来であれば、韓国政府は能動的に危機管理にあたるべきであったが、2016年12月の国会での弾劾訴追議決により朴槿恵大統領は権限停止となっており、國務総理が権限代行を務める状況であった。米国新政権の発足を控えて、トランプ大統領との関係構築に取り組まなければならない時期に、韓国政府はトランプ大統領との関係を築くべき指導者を欠いた状態に陥っていたのである。2017年に入り朝鮮半島情勢の緊迫度がいっそう増す中、2月には日米首脳会談、4月には米中首脳会談が行われるなど関係各国間で外交が活発化し、トランプ政権が「最大限の圧力と関与」という形で対北朝鮮政策を定式化させたが、その一連のプロセスに韓国は能動的に関わることができなかった。2016年末からの弾劾政局による6カ月に及ぶ事実上の外交空白は、文在寅政権が能動的外交を行う空間をすでに大きく狭めてしまっていた。

それだけではない。文在寅政権は朴槿恵政権末期の外交を「負の遺産」として引き継がなければならなかった。代表的な事案は、在韓米軍の高高度ミサイル防衛（THAAD）配備決定による中韓関係の悪化と、いわゆる日韓「慰安婦合意」に対する韓国内の強い反対である。文政権にとってこの2つの事案は、中国や日本との外交問題である以上に、国内問題として重要な懸案として位置づけられていた。THAADの配備も慰安婦合意も、国内では反対の声が大きかったにもかかわらず、朴政権はそうした声に耳を傾けず国内的な手続きを十分に踏まらずに急転直下で決定を下したため、その過ちは正さなければならないと、文在寅候補は大統領選挙で主張してきたのである。

したがって、文候補は選挙期間中、THAAD配置について「次期政権に任せるべき」と述べ、配備のための手続きをやり直すべきとの意向を滲ませた。しかし、韓国内に搬入された発射台6基のうち2基は韓国新政権発足前（4月末）に配備されたため、文在寅政権発足

後に米韓間で摩擦が起こるのではと心配された。幸い、文・トランプ政権の間で THAAD 問題は大きな懸案となることはなかったし、2017年8月29日の北朝鮮による弾道ミサイル「火星12号」発射を受けて、9月に入り文政権は残り4基の発射台配備を断行した。北朝鮮による相次ぐミサイル発射は、結果的に THAAD 配備をめぐる米韓間の潜在的摩擦を鎮静化させたと言える。中国の報復措置により硬化した韓国内の対中国世論もまた、文政権による THAAD 配備決定を間接的に後押ししたようである。中国は依然として韓国への THAAD 配備に反対しているが、文在寅大統領は7月上旬のベルリンでの中韓首脳会談を経て、10月末の中韓合意と12月中旬の文大統領国賓訪中を実現させて中韓関係を改善の軌道に乗せるきっかけをつかんだ。

日韓慰安婦合意は、韓国内世論の多数が反対であることから、文在寅政権が柔軟性を発揮できる余地はほとんどなかった。文大統領は、就任直後である5月11日の安倍首相との電話会談で「国民の大多数が情緒的に慰安婦合意を受け入れられていないのが現実」と指摘しながらも、歴史問題が日韓関係の未来志向的発展の足かせになってはならない、北朝鮮核・ミサイル問題への対応および日韓の未来志向的発展のための努力は別途進めていく必要がある旨述べ、いわゆる「ツー・トラック」アプローチをとる姿勢を示した⁶。

一方で、外交部長官のもとに慰安婦合意を検証する作業部会（タスクフォース）を設置し、2017年12月27日には検証報告書を発表することで、慰安婦合意に批判的な韓国内世論を意識した対応をとった⁷。報告書では合意に至る日韓両政府間のやりとりも一部明らかにされたため日本側からの反発を招いたが、文大統領が選挙公約に掲げていた日本との再交渉という方針は採られなかった。2018年1月9日の外交部長官による今後の方向性の発表でも日本側に再交渉は求めないと明言されたが、他方で「和解・癒し財団」に拠出された10億円の用途について日本と協議したいとするなど、対日関係と国内世論の双方に配慮する形でバランスをとろうと苦心している様子がみてとれた⁸。

2. 南北朝鮮関係の急展開

2018年初からの南北関係の急展開は国際社会を大きく驚かせた。前年の朝鮮半島では軍事的緊張が高まっていたにもかかわらず、金正恩委員長が「新年の辞」で南北関係改善の意思を表明し、それから約4ヶ月後には文在寅大統領との南北首脳会談が実現するに至ったからである。年初から5月までの動きを簡単に振り返ると次の通りである。金委員長の新年の辞を受けた韓国側の対応は素早く、1月9日には南北高位級会談が開催され、北朝鮮の平昌五輪参加等が合意された。2月9日の平昌五輪開会式に参加するために金与正・朝鮮労働党中央委員会第1副部長らが訪韓したのに続き、2月25日の閉会式には金英哲・朝鮮労働党中央委員会副委員長らも訪韓した。金英哲・副委員長がその後の南北および米朝関係の中で中心的役割を果たしていると推察されることから、この閉会式の際に行われた南北当局間のやりとりで、南北首脳会談にまで至る流れが形成されたと見るができる。

3月5日には、鄭義溶・国家安保室長および徐薫・国家情報院長ら5名からなる文在寅大統領の特使団が訪朝し、金正恩委員長と面談しただけなく、6項目の合意に至った。ソウルに戻った特使団が発表した合意要旨は次の通りである⁹。

- (1) 4月末に板門店「平和の家」で南北首脳会談実施。
- (2) 南北首脳間ホットライン設置、首脳会談前に電話会談実施。
- (3) 北朝鮮は朝鮮半島非核化に向けた意志を明らかにし、北朝鮮に対する軍事的脅威が解消され、体制安全が保障されるなら、核を保有する理由がないという点を明確にした。
- (4) 非核化問題協議および米朝関係正常化に向けて米国と虚心坦懐に対話する用意を表明。
- (5) 対話が続く間、追加核実験、弾道ミサイル試験発射など戦略的挑発を再開しないことを明確にした。核兵器はもちろん通常兵器を韓国に向かって使用しないことを確約。
- (6) 南北和解協力の雰囲気維持のため韓国テコンドー演武団と芸術団を平壤に招待。

これら合意に加え、金委員長は、「朝鮮半島非核化は先代の遺訓」である旨述べるとともに、米韓合同軍事演習実施に「理解」を示す発言をしたことが伝えられた。

4月末に南北首脳会談が行われることについては性急すぎるとの評価が多かったが、他方で専門家の間では南北関係が改善していくという方向性については昨年末よりある程度予想はされていた。北朝鮮は昨年11月29日に「火星15号」を発射し、「国家核武力完成の歴史的大業」を成し遂げた旨宣言したのであるから、「戦略的地位を高めた」北朝鮮が南北さらには米朝との対話を目指す方向へと舵を切ると見通されていたのである。

しかし、鄭義溶・国家安保室長と徐薫・国家情報院長が訪朝結果を米国に伝えるためにワシントンDCを訪問した3月8日、彼らと面談したトランプ大統領が、金正恩委員長からの提案である米朝首脳会談を受け入れたことは、誰にとっても大きな驚きであったに違いない。トランプ大統領が5月中旬に米朝首脳会談の実現を、との意向を示したことは北朝鮮にとっても驚きだったのだろう。その後、金正恩委員長の動静報道が3週間にわたり途絶えたのち、3月末に習近平国家主席との会談のため中国を訪問したことが報じられたのである。

中朝首脳会談を伝える中国側発表によれば、金委員長は、米国と韓国が北朝鮮の努力に応えるのであれば、「段階的かつ同時的な措置」を取って朝鮮半島非核化の問題を解決する意志があることを示したという。一気に北朝鮮非核化へと向かう流れを作り出したい米国をけん制する姿勢をこの頃から明示し始めたのである。5月初め、大連での習主席との2度目の中朝首脳会談でも金委員長は同様の発言を繰り返した。興味深いのは、金委員長の2度の訪中が、いずれもポンペオ長官訪朝の直前に行われたという事実である。訪中を終えた金正恩委員長は帰国後にポンペオ長官とも面談をしているのであるから、北朝鮮は中国との関係を資産として活用しつつ、米国との間で政治的妥結に至ろうと試みていたはずである。しかし、北朝鮮との交渉を進めるポンペオ長官が相対的に柔軟な姿勢を見せているのに対し、新しく就任したボルトン国家安保補佐官が繰り返し「先非核化措置、後保障」を説き、金委員長の意志表明をけん制し続けている。北朝鮮の非核化に向けたプロセスについては、米朝間で引き続き厳しいやりとりが続いている状況である。

3. 第3回南北首脳会談と北朝鮮の非核化

4月27日の第3回南北首脳会談では、北朝鮮の非核化に向けた合意がどの程度なされるのかが最大の関心であった。これまで北朝鮮は、核問題は米朝間で話し合うべきとして南北間での本格的な協議を拒否してきた。しかし今回は、南北首脳会談後に史上初となる米朝首脳会談が控えているということ、そのため南北首脳会談は米朝首脳会談の事前準備として位置づけられたことから、米朝間で仲介者の役割を果たしている韓国とも非核化問題について議論を行った。文在寅大統領と金正恩委員長による「板門店宣言」には「完全な非核化」という文言は盛り込まれたが、それは「南と北は、完全な非核化を通じ、核のない朝鮮半島を実現するという共通の目標を確認した」という文脈においてであり、非核化に向けた具体論は米朝首脳会談に委ねられることになった。

韓国政府が南北首脳会談の議題は、(1) 非核化問題、(2) 朝鮮半島の平和定着、(3) 南北関係の発展であると明言し、首脳会談に向けた準備委員会の中心メンバーを外交安保担当長官らとしたことから、南北首脳会談で北朝鮮非核化に向けた具体的成果が出るのではないかとの期待が韓国内では事前に高まっていたようである。3月5日の文大統領特使団訪朝以降、文大統領はじめ韓国政府高官らの発言が北朝鮮の非核化に向け前向きであったこともまた期待を高めた一因であった。

しかし他方で、文大統領自身が南北首脳会談を米朝首脳会談に向けたステップとして位置づけ、韓国は米朝首脳会談での成果導出に向けた「道先案内人」としての役割を果たすとの立場であったことに鑑みれば、南北首脳会談と米朝首脳会談をまとめてひとつのプロセスとしてとらえるべきであろう。したがって、少なくとも米朝首脳会談でどのような合意がなされるかが、文在寅政権のこれまでの努力を評価する際の大きな材料となる。

これまでのところ、文大統領の功績は、金正恩委員長を国際社会の場に引き出したことにあると言える。南北首脳会談だけでなく、中朝首脳会談そしてポンペオ長官との会談などを通じて、我々が金委員長の言動をこれまでより詳細に把握する機会を得たのは大きな収穫であった。

3月中旬以降に米朝間の非公式直接協議が活発化し、すでにポンペオ長官が2度訪朝して金正恩委員長と会談したのだから、米朝首脳会談で北朝鮮が従来の立場をこえた大胆な譲歩を示す可能性は十分ある。しかし、5月に入ってから米朝間での「早期非核化措置履行」対「段階的・同時的措置」をめぐる駆け引きの激しさは先行きをやや不透明にしつつもある。そして、たとえ米朝首脳会談で「包括的・一括妥結」がなされ北朝鮮が非核化措置に応じるとしても、「完全かつ、検証可能で、不可逆的な核廃棄 (CVID)」を実現するには、技術的に数年はかかるとも言われている。したがって、そのプロセスがある程度「段階的」となることは避けられない。そのため日本はじめ関係各国は、北朝鮮が非核化への道を逸脱しないよう引き続き目を光らせる必要がある。米朝首脳会談あるいはその後の協議で、(1) 「非核化」の定義、(2) 具体的な作業工程表 (ロードマップ)、(3) その時間割 (タイム・スケジュール) ができるだけ明確に示されるよう交渉当事者たちに働きかけ続けるべきである。

4. 「板門店宣言」履行による新しい秩序の可能性

第3回南北首脳会談の合意文書「板門店宣言」が履行されていくことになれば、朝鮮半

島だけでなく北東アジア全体に新しい秩序がたち現れることになる。板門店宣言が謳うように、朝鮮戦争休戦状態が終わりを告げ、休戦協定に代わる平和協定が締結されれば、1953年から65年ものあいだ続いてきた秩序が新秩序へと移行していくことになる。それは基本的には望ましい動きではあるけれども、秩序移行期にともなう不安定、不透明性をいかに管理していくかが重要となる。また、朝鮮戦争休戦協定は、北朝鮮、中国、国連軍が署名をしたが韓国は加わっていないこともあり、この協定を平和協定に置き換えるには関係各国による複雑な利害の調整が必要となる。1953年の休戦以来、今日まで現行秩序が続いてきた理由の一つも、この困難な利害調整にある。

2007年10月の第2回南北首脳会談の際の合意文書でも、南北が恒久的な平和体制構築の必要性で認識をともにし、終戦宣言のために協力する旨が盛り込まれていた。にもかかわらずこの問題が前に進まないのは、北朝鮮の核開発に加えて「平和」の中身、より具体的には在韓米軍の存在について双方の主張が大きく隔たっているからにほかならない。しかし、もし今回の動きが大きな流れとなり朝鮮半島の軍事的緊張が中長期的に緩和していくなれば、米韓側が在韓米軍の質的・量的変化について検討する状況が生まれることになる。短期的にそうはならないだろうが、日本の安全保障に直結する問題であるだけに、日本は長期的な視野で情勢の展開を見極めていく必要がある。在韓米軍のプレゼンスが下方調整される際には、情勢不安定化だけでなく、日本への更なる安全保障コスト負担が生じることもありうる。トランプ政権による軍事オプション行使の可能性だけでなく、あらゆる情勢の展開やシナリオに備えておく必要がある。

また、平和協定の締結は、休戦協定の履行を監督する国連軍司令部の解体へと帰結する可能性が高い。1950年6月の北朝鮮による韓国侵攻を受けて採択された一連の国連安保理決議に依拠して創設された国連軍司令部は、平和協定を受けて一旦その役割を終えることになる。そうなれば、国連軍司令部後方基地となっている7つの在日米軍基地・施設の役割や存在も問われることになる。

並行して起こりうるのが、米韓連合防衛体制の変容である。すでに1990年代より「韓国防衛の韓国化」すなわち韓国軍が自国防衛でより主導的役割を、米軍が支援的役割を果たす態勢への転換が進められてきた。2000年代後半からは韓国軍の戦時作戦統制権を韓国側へ移管する準備が本格化している（現在は米韓連合軍司令官である米陸軍大将が戦時作戦統制権を行使）。これが実現すれば、米韓両軍の指揮命令系統は大きく変わり、米韓連合軍司令部は発展的に解体されることになる。文在寅政権は2020年代前半の戦時作戦統制権移管を目指し、「責任国防」という名の下で防衛力強化を進めている。韓国型ミサイル防衛、先制攻撃システム（キル・チェーン）、敵指導部攻撃計画のいわゆる「3軸体系」が韓国自主防衛の柱となる。トランプ政権もこうした同盟国の自助努力を基本的には歓迎するであろう。

おわりに——日本へのインプリケーション

もちろん、上記のような変化は北朝鮮が非核化への道を歩まない限り起こることはない。しかし、あらゆる情勢の展開に備えうる思考の柔軟性を失わないことが日本にも求められる。南北関係や米朝関係が大きく展開する中、日本にとっては米国との同盟関係に加え、韓国との協力関係、さらには日米韓3か国の一層の連携がますます重要になっている。し

かし残念なことに、日韓関係については、両国内における現在の互いへの感情は、今後の日韓協力を構想するための十分な基盤を提供しているとは言い難い。

それでも、日韓両国政府が、これ以上の関係悪化を防ぎ、かつ改善をすべく努力をしてきた事実には十分留意すべきであろう。2018年5月9日、韓国大統領として6年半ぶりの訪日を果たした文在寅大統領と安倍首相は日韓首脳会談において、「両首脳は未来志向の関係を築くために困難な問題をマネージしていくことが重要との認識で一致した¹⁰⁾」という。また、文在寅大統領が読売新聞との書面インタビューで明らかにしたように、この1年の間に両首脳は6回の会談と12回の電話会談を行った¹¹⁾。

2018年が1998年の「日韓共同宣言——21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」から20年の節目であることは、日韓関係を改善し、発展の軌道にのせるための機会を提供しているともいえる。文大統領は就任以来、この点に着目する発言を繰り返しており、先のインタビューでも「未来志向の韓日関係に向けた解法は、『金大中・小渕共同宣言』の精神に立ち返り、それを継承、発展させていくことだと信じています」と述べている。安倍政権も2018年に入ってからこの点を強調するようになった。5月9日の日韓首脳会談で安倍首相は、「本年は『日韓パートナーシップ宣言』20周年の記念の年であり、未来志向の日韓関係構築に向けて文大統領と共に努力したい旨述べた¹²⁾」という。

文大統領は読売との書面インタビューで日韓共同宣言付属文書である「行動計画」にも触れ、「その中でも特に、対話チャンネルの活性化、人的交流の増進、経済協力の強化という3つの分野が両国関係の発展において最も重要な基礎である」と指摘している。同時に忘れてはならないのが、日韓共同宣言および行動計画を重要な契機として、日韓の安全保障協力が着実に進展してきたという事実である。行動計画には、「日韓安全保障対話」「日韓防衛交流」「対北朝鮮政策に関する日韓政策協議の強化」といった項目も含まれている。1990年代の北朝鮮核危機とそれへの一連の対応である「ペリー・プロセス」が、日韓および日米韓安全保障協力を促す求心力にもなった。当時から20年が経ち、協力のあり方は大きく深化したと言える。特に近年は、北朝鮮の核・ミサイル能力の高度化に対抗するために、「防衛・抑止」面での協力が進んできた。日韓二国間での協力には依然限界があるが、日米韓の枠組みではミサイル迎撃訓練（パシフィック・ドラゴン）や対潜水艦哨戒訓練が行われている。

他方で、対北朝鮮「関与」面での日韓・日米韓協力は、1990年代後半から2000年代初めの全盛期に鑑みれば、これからさらにすべきこと、できることはまだまだある。特に、終戦宣言や平和協定の締結といった朝鮮半島の秩序変容が本当に起こるのであれば、そのプロセスにおいては、日韓の緊密な協議は欠かせないものとなる。文大統領は安倍首相に対し、「平和協定は戦争当事者たちで合意するものであり、より広い意味での朝鮮半島と北東アジアの平和体制構築には日本が必ず参加しなければならず、協力してもらわなければならない¹³⁾」と述べたという（青瓦台ウェブサイト）。朝鮮半島における秩序変更の当事者は「2+2」（南北朝鮮+米中）であることは確かであるが、日本の支持と協力なしに新しい秩序が安定的かつ持続的なものにならないという事実を、文大統領もしっかりと認識しているようである。その認識を基盤としながら、北朝鮮の非核化と朝鮮半島の平和構築に向け日韓両国がともに歩んでいけるのが、2018年後半には双方に一層問われることとなる。

— 注 —

- 1 「第72回国連総会基調演説」青瓦台ウェブサイト、2018年9月22日（韓国語）。<https://www1.president.go.kr/articles/1107>
- 2 「韓国ギャラップ・デイリー・オピニオン」第305号（2018年5月第1週、韓国語）、[https://panel.gallup.co.kr/Contents/GallupKoreaDaily/GallupKoreaDailyOpinion_305\(20180504\).pdf](https://panel.gallup.co.kr/Contents/GallupKoreaDaily/GallupKoreaDailyOpinion_305(20180504).pdf)
- 3 同上。
- 4 『文在寅政府国政運営5か年計画』2017年7月、国政企画諮問委員会（韓国語）。<http://www.korea.kr/common/download.do?fileId=145050042>
- 5 「文大統領、洪鍾学・中小ベンチャー部長官任命…195日ぶりに組閣完了」聯合ニュース、2017年11月21日配信（韓国語）。<http://www.yonhapnews.co.kr/bulletin/2017/11/21/0200000000AKR20171121054600001.HTML>
- 6 「文大統領、安倍晋三総理との通話に関する尹永燦広報首席ブリーフィング」青瓦台ウェブサイト、2017年5月11日（韓国語）。<https://www1.president.go.kr/articles/42>
- 7 「韓日日本軍慰安婦被害者問題合意検討結果報告書」韓日日本軍慰安婦被害者問題合意検討タスクフォース、2017年12月27日（韓国語）。http://www.mofa.go.kr/www/brd/m_4076/view.do?seq=367886
- 8 「康京和外交部長官、韓日慰安婦合意処理方向の政府立場発表」青瓦台ウェブサイト、2018年1月9日（韓国語）。<https://www1.president.go.kr/articles/2017>
- 9 「鄭義溶首席特使、訪朝結果言論発表」青瓦台ウェブサイト、2018年3月6日（韓国語）。<https://www1.president.go.kr/articles/2504>
- 10 「日韓首脳会談」外務省ウェブサイト、2018年5月9日。https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1_000525.html
- 11 文在寅大統領の書面インタビュー『読売新聞』2018年5月8日。ウェブでは、<http://www.yomiuri.co.jp/feature/TO000301/20180507-OYT1T50068.html>で確認可能。
- 12 「日韓首脳会談」外務省ウェブサイト、2018年5月9日。
- 13 「韓日首脳会談および午餐結果、金宜謙代弁人ブリーフィング」青瓦台ウェブサイト、2018年5月9日（韓国語）。<https://www1.president.go.kr/articles/3287>

第4章 文在寅政権の自主が直面する不確実性： 政治競争と対米中関係¹

渡邊 武

問題の所在

いわゆる「3不」政策つまり(1)韓国は米国のミサイル防衛に参加しない、(2)ターミナル段階高高度地域防衛システム(THAAD)追加配備をしない、(3)日米韓協力を「同盟」としないとの立場は「既存の立場」の確認に過ぎない。それが同政策に対する批判への康京和外相の反論だった²。しかし既存方針の確認は、何も選択しないことではない。脅威が増大するときに盟邦ないし友邦への支援や協力を強化しないことは脅威増大への対応を彼らに任せるバック・パッシングである。

他国が脅威を引き受ける能力を有していればバック・パッシングが低コストという意味で合理的であるが、ここでバック・パッシングしているのは韓国領域内で果たすべきミサイル防衛上の役割である。日本はこれを代理できない。米国が代理するためのTHAAD配備も「3不」政策は制約している。韓国はバック・キャッチャーを確保する見通しがなくままバック・パッシングを選択している。

この姿勢を説明するのは対外政策上の合理性より「3不」表明に至るまでの国内政治過程だろう。表明までに文在寅政権は米韓連合作戦の中心たる陸軍が韓国政治に介入した過去を追及する施策を進めつつ陸軍中心の国防が基礎を置く同盟からの自主を主張していた。「3不」は国際政治ではなく国内政治における合理的決定者として、内政に国防を従わせた結果だと考えられる。

国内政治で国防に求められるのは外敵を防ぐ公式の役割だけではない。人々がそうあるべきと信じる国家の姿を示すことも国防に要求される³。それが国内的な正統性に資するのであれば自主追求は政治競争として行われ、同盟に基づく国防を継続しようとする軍は政治的に中立なプロ組織ではなく、政治上の反対勢力と見なされる。

自主性欠如を理由とした国防への倫理的な批判こそが韓国の進歩系勢力の保守に対する競争力につながってきた。そして自主とは同盟協力や安全保障上の提携から距離を取ることである。本稿はかかる文在寅政権の自主が直面する課題を検討する。

政治競争としての国防における自主

2017年9月13日、光州事件(1980年)での韓国軍の行動に未解明の問題がないか調査する特別委員会が現地を訪問した。やはり同日に国防部は情報保全ないし防諜を目的とする機務司令部に関し「民主社会の時代的要求に合致するよう権威を引き下げ」として同司令部の国防部本部への支援部隊を縮小、将官級であった部隊長を大佐(大領)級に格下げし「過去の機務司令部の非正常的慣行と不必要な行動を根絶」と発表した⁴。同部隊長には文民が初めて就いたとの報道もある⁵。後に機務司令部への追及は李明博政権で行われた進歩系勢力に対抗するインターネット上の活動に及んだ。

機務司令部は民主化以前「保安司令部」との名称で主任務たる防諜が体制選択という政治的競争に関わっており、全斗煥元大統領が1979年にクーデタを起こす際に司令官を務め

ていた。翌年、全斗煥に反対すべく武器をとった市民を軍が鎮圧する際、市民側に多数の死傷者を出したのが光州事件である。

他方で文在寅大統領は、光州事件の調査団が現地入りしたころ「北朝鮮の脅威に直面して我々の軍事能力を強化する必要がある」とも述べた⁶。就任間もない「玄武」2ミサイル発射試験の視察⁷とあわせ、軍の過去を追求しつつも能力強化は重視するバランス方針と見えなくもあるまい。

しかし両者はバランスをとるべき矛盾する方向ではない。「玄武」は陸軍が運用する能力とはいえその主流とは言いがたく、米韓連合軍として強く求められているものでもない。そうした能力を強化する方針は、米韓連合作戦で中心を担ってきた陸軍の主流を政治勢力と見なして地位を相対化しようとするのと一貫性があり、民主化からそれほどたたない時期に陸軍内の政治勢力と対決した金泳三大統領の行動と類似している。

現行憲法発効による民主化後も、前任の全斗煥とともにクーデタに参加した盧泰愚が大統領を務めていた。その後に初めて将官出身ではない大統領となった金泳三は就任間もなくクーデタに関与したハナフェ（軍内政治組織）の有力者だった陸軍参謀総長と機務司令官を任期途中で解任した（1993年3月8日）。これとほぼ同時に大統領は国防部長官に「自主国防」態勢の強化も指示したのであった⁸。

つまり陸軍から生まれた過去の体制への反対勢力として正統性を示そうとするとき陸軍を中心としてきた同盟から自立した軍事力の強化が主張されやすい。金泳三が就任演説で同盟よりも民族が重要と明言したように、光州事件を追及する文在寅も「韓半島問題の主人は我々自身」⁹として国防上の問題への自主的な取り組みを訴えた。

このとき陸軍は政治的中立の組織ではなく政治上の反対勢力と見なされる。その点で金泳三と文在寅には共通点がある。

金泳三大統領は上述の「自主国防」指示の際、伝統的に陸軍出身者が担ってきた合同参謀本部（JCS）議長の権限を強化する議論（818計画）への憂慮にも言及しつつ、陸海空軍が対等に発展すべきとも述べている¹⁰。JCS議長権限の強化は民主化を前にした軍の地位強化を意味するとの批判が当時あり¹¹、大統領が言及した818計画への憂慮とはこれを指す。ならば陸軍中心からの修正を意味する3軍対等な発展の指示は政治勢力としての陸軍を弱めるものである。続いて79年のクーデタに連隊長として関わった李弼燮 JCS議長も任期途中で解任され後任には空軍の李養鎬が就いた（1993年5月）。後に金泳三はやはり陸軍出身者が大部分を占めてきた国防部長官にも李養鎬を就任させている。

李養鎬以来の空軍出身 JCS議長が文在寅大統領によって任命された鄭景斗である¹²。そして文在寅は国防部長官にも海軍出身の宋永武を据えた。その上で文在寅は陸軍の過去の追及と一貫性のある「我々の軍事能力を強化する」構想を主張した。米韓連合作戦のための能力構築とは異なる3軍対等の発展を謳った金泳三と同様に、文在寅政権は陸軍の主流であった米韓連合作戦での必然的役割とはいえない、自立した能力の確保を重視したのである。

文在寅大統領が視察した「玄武」2ミサイルは、米韓連合作戦上の要求というよりも、むしろ米国からの疑念に抗して進められてきた開発の帰結である。「玄武」2取得が可能となったのは2012年に「米韓ミサイル指針」に基づき米国が受け入れ可能な韓国保有のミサイルの射程が800キロメートルに拡大したためである¹³。「玄武」視察後に宋永武国防部長

官が米側に射程 800 キロメートルでの弾頭重量を 500 キロから 1 トンとする要請をしたことを踏まえると¹⁴、文在寅の行動は対北抑止への配慮よりも米国の統制から自立した軍事力への選好を示すものと捉えるべきだろう。

事実、前任の朴槿恵政権への批判的姿勢にもかかわらず文在寅政権は「玄武」2 の能力を用いる「大量報復膺懲」(KMPR) 戦略は引き継いでいる。この戦略は「同時に大量の精密打撃が可能なミサイルなど打撃戦力」と特殊作戦部隊の運用で「北韓の戦争指導部を含む指揮部」を直接攻撃するとして朴槿恵政権が表明した¹⁵。朴槿恵による多くの政策を否定する立場で当選した文在寅大統領であるが 2017 年 8 月、KMPR など「3 軸システム」をいつまでにどのように構築するのか具体的計画を立てるように指示し¹⁶、これを受け国防部隊は同システムを「2020 年代初めまでに可能にすることが目標」だと表明した¹⁷。

エスカレーション防止との相克

金泳三と文在寅と同様に、盧武鉉大統領も国防部長官に陸軍出身ではない尹光雄（予備役海軍中將）を任命し、光州事件に連隊長として関わったとして国防副次官を辞任させ陸軍の過去を追及した。並行して盧武鉉政権は自主的国防を標榜し米韓連合軍司令部（CFC）司令官（米陸軍大将）が韓国軍部隊にも行使する戦時作戦統制権（OPCON）の「還収（取り戻すこと）」を要求している¹⁸。同様に文在寅も空軍出身の鄭景斗 JCS 議長の就任式で軍による OPCON 「還収」準備の努力を支援すると述べた¹⁹。

しかし盧武鉉政権は KMPR のようなエスカレーションにおける自律性は求めていない。盧武鉉政権下で OPCON 移管論議が進んだ背景にはおそらく韓国が危険を引き起こさない現状維持勢力となったとの米側の認識があった。CFC が保持する OPCON は韓国軍の危険な独自行動を米国が防止する装置でもある²⁰。

近年の韓国が独自エスカレーションに傾いたのは李明博政権からである。無用な紛争に巻き込まれる懸念に直面した米国は OPCON 移管へ消極姿勢に転じた。朴槿恵政権の KMPR も同様な問題があるならそれを文在寅政権が引き継いだことが OPCON 移管の実現と矛盾しかねない。

李明博政権下の延坪島砲撃後に米国はこれに報復しようとした韓国軍の計画をあまりに攻撃的で危険だと見なし韓国の報復を制止する²¹。それでも当時の金寛鎮・韓国国防部長官は翌 2011 年、北朝鮮の局地的軍事行動に対し現地司令官が「先に措置し、後で報告すること」²²を要旨とする「積極的抑止戦略」²³を主張するに至る。

これは韓国の独自判断によるエスカレーションの可能性を示し、CFC の目的にその防止が含まれるのならば当該機能を強化しなければならない。1994 年に CFC の役割が「戦時」に発動する米韓連合作戦に限定された後、局地的軍事行動に米韓が共同で対処する機能を担う機関は事実上なくなった。言い換えれば「戦時」と認定されない状況下では、米側による韓国軍への統制が著しく弱まった。これが延坪島砲撃時、韓国軍独自の報復計画が米側をおそれさせるに至った事態の必要条件だったと言ってよからう。

韓国が「積極的抑止戦略」を標榜し始めた翌年、2012 年の第 44 回米韓安保協議会議（SCM）で「米韓挑発対処計画」を樹立する方針が発表されている²⁴。これは非「戦時」における米側による韓国軍への統制能力の確保につながる動きだった。半年ほど後の 2013 年 3 月に両軍が公式に署名した「連合局地挑発対処計画」（CCPP: Combined Counter-

Provocation Plan) は韓国軍主導とはしているものの²⁵ 両軍「連合」の対処計画である。そうである以上、韓国が単独で「支援勢力」まで強力に報復する²⁶ エスカレーションの可能性は狭められる²⁷。韓国側でCCPPを「共同」対処計画と呼称したのは、「連合」(Combined)がOPCONの対象たる米韓連合作戦と重なる用語であり、忌避されたためであろう。

2015年とされていたOPCON移管についても第44回SCM後に再検討が進められ²⁸、CCPP署名に続く翌2013年6月に実現可能性の低い内容となって明らかにされた。おそらく米国は類似した意図でCCPP樹立とOPCON移管の再検討を進めたのだろう。再検討結果によればOPCON移管後CFCと類似した規模の「連合戦区司令部」司令官の地位を韓国側が受け持つのだという²⁹。米軍が韓国軍司令官の統制下で行動することは他地域の事例から見て考えがたい。米側は移管の意思を失ったが故にこのような構想に応じたと考えられる。やがて2014年にOPCON移管時期が設定されなくなり「条件に基づく」(conditions-based)形での移管となった³⁰。

OPCON維持とCCPP樹立の検討を開始した2012年に「米韓ミサイル指針」も緩和された。韓国が新「ミサイル指針」によってエスカレーションの能力を確保可能になるのなら米側としては韓国を統制する手段の維持と強化が必要になる。米国にとって「ミサイル指針」緩和の交換条件がOPCON維持とCCPP樹立だったのかもしれない。

文在寅政権下でもKMPRに米国はおそらく否定的である。文在寅政権で初めてとなった第49回SCMの共同声明(第7項)では、米韓連合防衛態勢を強化すべく早急に韓国が構築するシステムとして韓国型ミサイル防衛(KAMD)とKill Chainが挙げられたが、KMPRには直接的な言及がなかった³¹。同項目は米韓双方が「新ミサイル指針の下で弾頭重量の制約を取り除くとの両国大統領の決定をできるだけ早い機会に実行する」とも述べる。KMPRを危険性の低い方向に修正することが「新ミサイル指針」を米国が許容する要件だった可能性がある。翌2018年1月に明らかにされた国防部の業務計画でKMPRに関して強調されたのは、ミサイル戦力の増強ではなくほとんど特殊部隊の強化だけだった³²。

政治的自主の限界：中国の変化

以上見てきた通り北朝鮮に対処する上で韓国が果たす役割は対米関係上、既定の部分が多く政治的な選択の余地は大きくない。OPCON移管の議論を進めた盧武鉉政権でもその前提には米国の同意があり、自主国防を標榜しても私有地の取得さえして米軍駐留の維持を図っている³³。政治判断の余地の大きい分野は既存の同盟で対処目標となっている北朝鮮ではない。同盟の対処目標から外されており、従って米国に協力しなくても既存の同盟を否定することにならない対中戦略により大きな政治判断の余地がある。

しかし米側は米軍の対中戦略における役割を認めることもOPCON移管の交換条件としてきた³⁴。従ってOPCON移管という自主の追求によって韓国は自主の余地を狭める要求も米国から受けることとなる。この矛盾点についても盧武鉉政権期に比して文在寅政権はより大きな困難を抱えている。これから説明していく通り在韓米軍に関し中国の立場が北朝鮮に接近してきており、同盟による北朝鮮への抑止と中国の要求が対立しやすくなったためである。

盧武鉉政権の場合、中国との関係での対米自主は「北東アジアバランス」論として現れた。盧武鉉大統領の就任2周年演説(2005年2月25日)では韓国軍はOPCONを持つ「自

主軍隊」として北東アジアにおける「バランス」としての役割を果たさなければならないとされていた。その後に公表された説明文書は「バランス」構想の対象から北朝鮮核問題を外しつつ米中関係に焦点をあてて³⁵ 韓国の役割を北東アジア国家間の仲介者と定義した³⁶。

1年余り前、2003年のSCMで米側が提示していた在韓米軍の「戦略的柔軟性」（朝鮮半島ないし韓国領域外の北東アジアにおける役割）を盧武鉉は意識していたのだろう。米韓の同盟関係において対中政策が確立される前に、政治的選択をしようと盧武鉉は試みたのである。2006年1月19日に韓国は「世界」戦略としての戦略的柔軟性のみ理解を示しつつ米国に対し「韓国人が意思に反して北東アジアにおける紛争に巻き込まれる」ことを忌避する旨を表明した。これは事実上、在日米軍が日米安保条約6条（極東有事）で果たす機能と類似した接受国領域外での役割を在韓米軍にも与える意味での「柔軟性」を受け入れない姿勢だった³⁷。

文在寅政権もまた北朝鮮への抑止に比べれば、米国の盟邦として進めることが所与の前提とはなっていない中国との安全保障関係において、米国からの自主を志向している。「3不」政策とはミサイル防衛協力の進展を回避することで米国の盟邦としてではない中国との関係構築を企図するものに他ならない。

2017年9月の中韓外相会談では中国側の発表だけがTHAAD問題の適切な解決策を探すとの康京和韓国外相の立場表明を明記した³⁸。おそらく中国から要求されたその解決策の検討結果が10月30日の国会における康京和外相の「3不」政策表明³⁹だったと考えられる。国会での「3不」政策の表明は翌31日の関係改善に向けた中韓協議の共同発表にあわせたものでもある。この中韓協議の共同発表で中国側はまさに康京和外相が「3不」で言及したミサイル防衛の構築、THAAD追加配備、日米韓軍事協力について「立場と憂慮」を表明した⁴⁰。中朝協議の共同発表で韓国側が中国の「立場と憂慮」に伝えるべく「改めて説明した」とされている「公開的に明らかにしてきた関連する立場」⁴¹も疑いなく「3不」政策であろう。

12月の訪中直前、文在寅大統領も中国中央テレビ（CCTV）司会者に「3不」政策の信頼性を中国国民に説明するよう求められ、同政策が「過去から韓国が守ってきた立場」でありそれに基づいて相互理解することが10月31日の中韓協議だったと述べている⁴²。これは中国側が文在寅大統領の訪中を受け入れる前に念押しをしたとも読み取れる。

対中関係での自主を追求する際、盧武鉉と文在寅の政権はいずれも米韓同盟が北朝鮮への抑止に集中していれば中国との対立は発生しないとの前提をおいていた。盧武鉉政権の場合「戦略的柔軟性」拒否で在韓米軍の役割を半島内に限定した点にそれが示される。同様に文在寅政権でも「3不」政策に反しない「同盟」ではないところの日米韓協力とは「北韓の核・ミサイル脅威に対して抑止力を増進し、実効的に対応するための範囲で行われるもの」とされている⁴³。言い換えればこれも北朝鮮への抑止の集中であり、それで中国との対立が回避できると文在寅政権が認識していることになる。

しかし中国の在韓米軍そのものへの姿勢が、北朝鮮と接近すれば上の前提は崩れる。確かに中朝間で著しい論争が公に展開された。しかし安全保障上の提携関係とは同じ目標に対応することであり、相互に好意を抱くことでも論争がないことでもない。中朝間に論争があっても、朝鮮戦争の休戦協定に基づく体制から転換する平和体制に関し、両者の論理

は重なってきている。

中国が関わる平和体制の構築は文在寅政権が対外政策を自主的に進めていく上での重要課題である。2017年6月15日、2000年の南北首脳会談を記念する演説で文在寅大統領は「韓半島問題の主人は我々自身」と述べた上で南北間合意を履行していくことで達成されるべき目標として「北韓核の完全な破棄と韓半島の平和体制構築、そして米朝関係の正常化」をあげた⁴⁴。

非核化と平和体制を目標として並列する文在寅大統領の姿勢は一見すると、非核化と休戦協定の平和協定への転換を同時に進めるという中国提案の「双軌並行」と親和性があるように思える。しかし「双軌並行」と同義の提案を中国が公にし始めたのは米韓がTHAAD配備に向けた協議開始で合意して（2016年2月7日）間もなく開催された中韓戦略対話の翌日のことだった（同月17日）⁴⁵。おそらく「双軌並行」には米韓同盟への中国の否定的な意図が反映されており韓国の国防上の利益とは一致しない。

実際、米韓がTHAAD配備で合意するとその翌日、劉振民・中国外交部副部長が「軍事同盟は特定の時代の産物」としつつ韓国配備のTHAADをその例にあげている。その上で劉副部長は半島非核化と休戦協定の平和協定への転換を並行して推進すべきだと述べた⁴⁶。この論理は、平和協定の締結により米韓同盟が「遺物」となるという北朝鮮の主張と差異が少ない。

「同盟」全般ではなく米韓同盟を名指しで「遺物」扱いする主張を中国はかつてしておらず、最初の事例は李明博政権下の2008年5月だった⁴⁷。盧武鉉政権期の韓国が「バランス」論を主張したときはまだ中国は米韓同盟の機能に対する否定的な姿勢を明確化していなかった。その前提がいま失われつつある。

北朝鮮は局地的軍事行動によって米韓を同盟弱体化の方向、すなわち北朝鮮が考える平和体制の受け入れに向けて動かそうとする強制外交を選好してきた。同様に中国が文在寅政権に要求した「3不」政策は同盟発展を止める明確なレッドラインとなった。そして韓国がTHAAD配備後に経済的な制裁を受けたと認識している以上、レッドラインを越えた際に取りられる報復手段は明確に示されており、かつ当該報復の信頼性は十分である。韓国に「3不」を受け入れさせることで中国は米韓同盟発展への抑止力として経済力を稼働させた。

北朝鮮のミサイル能力の進展で米韓連合作戦による報復的抑止の信頼性が揺るがないようにする上で、現状の日米韓ミサイル防衛が十分だとの根拠はおそらくない。そうだとすれば中国の米韓ミサイル防衛協力に対する経済的抑止力は、米韓同盟の機能を弱体化させる北朝鮮の目標と一致する。韓国が対中関係で米国の盟邦としての立場を離れて自主を追求しようとすることは、米韓同盟の北朝鮮への抑止機能と一致しなくなりつつある。

結語

最初のTHAAD配備は既定方針であるため文在寅政権にとっても政治的選択の余地は少なかった。政権はそれを受け入れつつ、今後は拒否する「3不」政策を採用することで政治的な意思を国防に反映させた。この政権は国際政治よりは国内政治における合理的決定者だと言える。金泳三と盧武鉉と同様に文在寅政権も陸軍を政治勢力として追及しつつ海空軍出身者を高位に就けながら同盟からの自主を志向した。国内政治における合理的選択

としての自主が「3不」政策の選好につながったと考えられる。

— 注 —

- 1 本稿で引用する韓国の公的機関および『国防日報』の文献はすべて韓国語である。
- 2 韓国国会事務処「外交統一委員会会議録（臨時議事録）」第354回国会（定期回）第6号、2017年11月27日、16頁。
- 3 Scott Sagan, “Why Do States Build Nuclear Weapons? Three Models in Search of a Bomb,” *International Security* 21, no.3 (1996-1997) 55.
- 4 『国防日報』2017年9月14日。
- 5 『中央日報』（電子版）2018年2月19日。
- 6 *CNN Wire*, September 14, 2017.
- 7 『国防日報』2017年6月26日。
- 8 『国防日報』1993年3月6日。
- 9 韓国大統領府「6.15南北首脳会談17周年記念式祝辞」2017年6月15日。
- 10 『国防日報』1993年3月6日。
- 11 例えば、韓国国会事務処『第148回国会国防委員会会議録4号』1990年3月8日、6頁。なお、この件については次の論文で過去にも議論している。渡邊武「金泳三政権期における脅威認識の二元化：三軍の均衡発展と主敵概念をめぐる」鐸木昌之、平岩俊司、倉田秀也編『朝鮮半島と国際政治：冷戦の展開と変容』（慶應義塾大学出版会、2005年）。
- 12 朴槿恵政権下でも海軍出身者がJCS議長に就いているが、これは軍内の期（士官学校等卒業の期）の序列を大きく変えるものではなかった。おそらくは卒業期の管理という組織の要求に従うと、その時点では陸軍からの任命が困難だったためである。文在寅政権の場合は鄭景斗のみならず金勇佑・陸軍参謀総長の任命でも期の飛び越えが見られ、組織外の判断による影響が強く示唆されている。
- 13 韓国国防部「ミサイル指針改定」『報道資料』2012年10月7日。
- 14 『国防日報』2017年9月1日。
- 15 『国防日報』2016年9月12日。
- 16 韓国大統領府「2017政府業務報告4日目ブリーフィング：国防部、国家報勲処」2017年8月28日。
- 17 『国防日報』2017年8月29日。
- 18 例えば、韓国大統領秘書室『盧武鉉大統領演説文集』第4巻（国政弘報処、2007年）63、290、358頁。米韓安保協議会議の共同宣言ではOPCON「転換」である。
- 19 『国防日報』2017年8月21日。
- 20 倉田秀也「米韓連合軍司令部の解体と『戦略的柔軟性』：冷戦終結後の原型と変則的展開」久保文明『アメリカにとって同盟とはなにか』（中央公論新社、2013年）162頁。
- 21 Robert Gates, *Duty: Memoirs of a Secretary at War* (New York: Alfred A. Knopf, 2014), p.497.
- 22 『国防日報』2011年3月2日。
- 23 『国防日報』2011年4月1日。
- 24 “Joint Communiqué: The 44th U.S.-ROK Security Consultative Meeting,” October 24, 2012, article 5.
- 25 United Nations Command, Combined Forces Command, United States Forces Korea Public Affairs Office, “ROK-US Sign Final Version of Combined Counter-Provocation Plan,” March 24, 2013.
- 26 『国防日報』2013年1月2日。
- 27 この点については、次の研究において一度指摘しているため重複がある。渡邊武「脅威の源泉としてのアイデンティティ共有：北朝鮮の生存闘争」『海外事情』第61巻第6号（2013年6月）77～78頁。
- 28 『国防日報』2013年6月3日。
- 29 同上。
- 30 *Joint Communiqué: The 46th ROK-U.S. Security Consultative Meeting*, October 23, 2014, article 11.
- 31 *Joint Communiqué of the 49th ROK-U.S. Security Consultative Meeting*, October 28, 2017.
- 32 『国防日報』2018年1月22日、韓国国防部「18年業務報告書」（2018年1月）9頁。
- 33 盧武鉉政権の在韓米軍駐留への協力については次を参照されたい。渡邊武「再配置を契機とする在韓

- 米軍基地問題の変化：『持続可能な駐留環境』に向けて』『防衛研究所紀要』第7巻第1号（2004年11月）。
- 34 倉田秀也「米韓連合軍司令部の解体と『戦略的柔軟性』」、167～172頁。また、戦略的柔軟性と作戦統制権の移管が交換される関係になることについては、次の拙稿でも指摘した。防衛省防衛研究所『東アジア戦略概観2006』（防衛研究所、2006年）75頁。
- 35 韓国国家安全保障会議事務処「東北亜均衡者説明資料」（2005年4月）7～8頁。
- 36 「東北亜均衡者説明資料」1頁。
- 37 米韓相互防衛条約に日米安保条約における6条にあたる駐留米軍の役割があらかじめ規定されていない点については「二極化に伴う非対称同盟の機能更新」537～538頁。
- 38 中国外交部「王毅会见韩国外长康京和」2017年9月21日。
- 39 韓国国会事務処「外交統一委員会会議録（臨時議事録）」2017年度国政監査、2017年10月30日、7頁。
- 40 中国外交部「韓中関係改善関連両国間協議結果」2017年10月31日、中国外交部「中韩双方就中韩关系等进行沟通」2017年10月31日。
- 41 同上。
- 42 同上。
- 43 「外交統一委員会会議録（臨時議事録）」2017年10月30日、7頁。
- 44 韓国大統領府「6.15南北首脳会談17周年記念式祝辞」2017年6月15日。
- 45 中国外交部「王毅：实现半岛无核化与半岛停和机制转换并行推进」（2016年2月17日）。
- 46 中国外交部「積極踐行亞洲安全觀共創亞太安全新未來：外交部副部長劉振民在“亞太地區安全架構與大國關係”國際研討會開幕式上的致辭」2016年7月9日。
- 47 中国外交部「外交部发言人秦刚举行例行记者会」2008年5月27日。このときの議論もまた平和体制と重なるところの「安全保障メカニズム」が「遺物」たる米韓同盟に代わるものとして主張されていた。

第5章 北朝鮮の2017年国内政治

平井 久志

はじめに

北朝鮮では2016年5月に36年ぶりの党大会である第7回党大会を、同6月に最高人民会議第13期第4回会議を開催し、党と国家の体制を再整備した。第7回党大会では、金正恩氏を新設の党委員長に選出し、党書記局を党政務局に再編し、従来の党書記は党副委員長ポストに改編された。最高人民会議では憲法が改正され、国防委員会が廃止され、国務委員会が新たに設けられ、金正恩氏は国務委員長に就任した。

金正日党総書記の時代は「先軍政治」が指導理念として掲げられ、軍事優先路線が基本路線だった。しかし、第7回党大会とそれに続く最高人民会議で国防委員会はその歴史的役割を終え、北朝鮮は先軍非常体制から党中心国家へと正常化され、国防委員会と党組織という権力の2元構造が解消された。金正恩氏は権力構造を党中心に再編し「労働党時代」を確立した。

金正恩氏は2012年7月の李英鎬軍総参謀長の粛清、2013年12月の張成沢党行政部長の粛清などを通じて指導体制を確立し、党大会、最高人民会議を通じて党委員長、党国務委員長に就任し、自らによる唯一的領導體系を確立した。

2016年の党大会、最高人民会議を通じて、北朝鮮の権力構造は党では崔龍海党副委員長、軍では黄炳瑞軍総政治局長、内閣では朴奉珠首相が中心になって金正恩党委員長を補佐する指導体制がほぼ確立したかに見えた。しかし、この指導体制は長続きせず、2017年10月の党中央委員会第7期第2回総会やその後の党組織指導部による軍総政治局への査問などでまた大きな変化を見せた。

一方で2017年には9月に6回目の核実験を行い、年間を通じて各種ミサイルの発射実験を続け、同年11月29日には新型大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星15」の発射実験を行い、金正恩党委員長はこの発射実験で「国家核武力が完成した」と宣言した。

この金正恩党委員長の国家核武力完成宣言は2018年に入って展開される平昌冬季五輪参加を契機にした対南平和攻勢、対米関係改善への動きの重要なターニングポイントになったとみられる。

本稿では第7回党大会後の2017年の国内政治を中心に金正恩政権の権力構造の推移を検証したい。

◆ 2017年「新年の辞」(1月1日)

金正恩党委員長は2017年元旦に「新年の辞」を発表、「ICBMの試験発射の準備が最終段階に入った」と述べ、「核武力を中枢とする自衛的国防力と先制攻撃能力を引き続き強化していく」と、核・ミサイル開発の継続を表明した。金党委員長は2016年に実施した2回の核実験に触れ、北朝鮮が「東方の核強国、軍事強国」となったと主張した。

金党委員長はICBMの開発が「最終段階」に入ったとしたが、北朝鮮は2017年を通じて核・ミサイル開発に邁進し、これは11月29日の新型ICBM「火星15」の発射成功で「国家核武力の完成」宣言へとつながっていった。

南北関係では、朴槿恵大統領を呼び捨てにし「反統一的な事大主義的売国勢力」と決め付けた上で、2016年からの韓国での朴槿恵大統領退陣運動を高く評価し「全民族的な統一大進軍を速める」と訴えた。南北の「統一勢力」の連携を呼び掛け、南側にくさびを打ち込んだ。

一方、金正恩党委員長は「新年の辞」の冒頭部分で「歴史に類を見ない幾多の試練を笑顔で乗り越えてきたすべての朝鮮人民に最も厳かな心を込めて熱い挨拶を送るとともに、希望に満ちた新年の栄光と祝福を送ります」と述べ、頭を下げた。北朝鮮の最高指導者がテレビ映像の中で人民に頭を下げるシーンは異例だった。

さらに最後に「いつも気持ちばかりが先走って能力が及ばないもどかしさと自責の念の中で昨年1年を送ったが、今年はますます奮起して身も心も捧げて人民のためにより多くの仕事をするつもりだ」と述べ、「能力が及ばない」「もどかしさと自責」という自己批判の言葉も述べた。「金日成同志と金正日同志を信頼し、前途を楽観して『この世に羨むものなし』の歌を歌っていた時代が、過ぎ去った歴史の中の一瞬ではなく、今日の現実になるようにするために献身奮闘するであろう」とも述べた。

金正恩氏は権力継承直後の2012年4月15日の金日成主席誕生100周年の演説で「世界で1番良い我が人民、万難の試練を克服して党に忠実に従ってきた我が人民が、2度とベルトを締め上げずに済むようにし、社会主義の富貴栄華を思う存分享受するようにしようというのが我が党の確固たる決心である」と述べたが、北朝鮮の現実がそうになっていないことを認めた発言だった。

金正恩党委員長が自己批判をしたこと自体は、前年の第7回党大会で自らの権力基盤を確立した自信の裏返しだろう。権力基盤が不安定な中で自己批判はできない。自らの権力基盤を確立したからこそ、自身を批判できるともいえた。

金正恩党委員長の「新年の辞」発表時の服装は背広姿で、金日成・金正日バッジなどもつけていなかった。

◆金正恩氏の偶像化問題

朝鮮中央通信は2016年10月11日、インドネシアのジャカルタで同6日に「2017年白頭山偉人称赞大会国際準備委員会」が結成されたと報じ、首都平壤と北部白頭山で2017年8月に故金日成主席や故金正日総書記、金正恩党委員長ら「白頭山偉人」の業績を称赞する国際大会が開催されると報道した。同準備委員会は、年間を通じて関連行事を行い、「2017年1月の金正恩党委員長の誕生日も盛大に祝う」とした。

2017年は「金日成主席誕生105周年」、「金正日総書記誕生75周年」という区切りの年であった。その一方で2017年は大きな政治的行事はなく、この「白頭山偉人称赞大会」の開催は権力基盤を固めた金正恩氏の偶像化作業の始まりではないかという見方が台頭した。

しかし、金正恩党委員長の、「新年の辞」では上記105周年、75周年への言及はなく、2017年1月8日の誕生日も例年と同じで祝日にならず、大きな行事はなかった。

金正恩党委員長の偶像化作業にはいくつかの準備作業が必要になる。誕生日が1月8日だということは事実上公表されているが、何年生まれかということは明らかではない。7月13日付の党機関紙「労働新聞」はICBM「火星14」発射実験を指導した金正恩党委員

長を称える詩を掲載し「鋼鉄の元帥！ 正義の司令官！ 30代の百戦老将」と言及し、金正恩党委員長が「30代」であることを初めて言及した。

前年に大々的に行われるとされた「2017年白頭山偉人称賛大会」は開催されたが、それほど大規模なものにはならなかった。

金正恩党委員長の偶像化が進めば「革命伝説」が必要となるだろう。それには年齢や出生地などが具体的に明らかにされなければならない。金正恩党委員長の母親の高ヨンヒ氏は在日出生だが、このことは北朝鮮では秘されている。北朝鮮では金正日時代に一時、高ヨンヒ氏を「平壤のお母様」として偶像化する動きがあったが、途中でそうした動きにストップが掛かった。また、金正恩氏は金正日総書記の3男だが、儒教精神が強く残る北朝鮮では、長男ではなく3男が権力を継承したのであればその理由が必要になる。

こうしたことを考えれば、金正恩氏はまだ自身への偶像化を決定的に推進するには時期尚早と考えたのではとみられる。金正恩党委員長の偶像化を決定的に推進するのは金正恩氏の「伝記」が出る必要があるだろう。結局は金正恩党委員長の本格的な偶像化作業は先送りされたとみられる。

◆金正男氏の暗殺（2月13日）

金正恩党委員長の異母兄である金正男氏が2月13日午前、マレーシアのクアラルンプール空港で暗殺されるという事件が発生した。暗殺された男性は「キム・チョル」という名前の旅券を所持していたが、マレーシア警察当局は指紋などから金正男氏と判断した。マレーシア警察当局は、金正男氏を殺害した実行犯としてベトナム国籍とインドネシア国籍の女性を逮捕した。さらに2月19日、容疑者として北朝鮮国籍の男4人を公表したが、4人はいずれも2月13日に出国していた。マレーシア警察当局は在マレーシア北朝鮮大使館の2等書記官や北朝鮮国営、高麗航空職員らに対する事情聴取を要請したが、北朝鮮側はこれを拒否した。北朝鮮は当初、死亡した北朝鮮公民は「キム・チョル」で金正男氏ではないとし、金正男氏暗殺は米国と韓国による「反共和国謀略」と主張した。

またマレーシア警察当局は2月24日、金正男氏の遺体から猛毒の神経剤VXを検出したと発表した。

韓国の情報機関、国家情報院は2月27日、国会の情報委員会で、北朝鮮国籍の容疑者らは北朝鮮治安組織の国家保衛省と外務省の出身とし、「正恩氏により組織的に行われた国家テロだ」と報告した。

マレーシアは2月20日、駐平壤大使を召還したと発表。北朝鮮外務省は3月7日、国内に滞在するマレーシア人の出国を許可しないと在北朝鮮マレーシア大使館に通告した。マレーシア政府は「国民を人質にする忌まわしい行為」と非難し、対抗措置として同日、全ての北朝鮮国民の出国を禁止し、両国の対立は激化した。マレーシア側は平壤に大使館員ら9人が「人質」になる状況になり、打開の交渉を開始した。結局は3月30日にマレーシアと北朝鮮が遺体引き渡しと出国禁止解除で合意した。事件への関与が疑われた容疑者らは3月31日にマレーシアを出国し、北朝鮮に戻った。

マレーシア当局は実行犯の女性2人を殺人罪で起訴し、裁判中だが、北朝鮮関係者が国外に出ており、真相解明は不十分な状態となっている。

北朝鮮では、これまで様々な粛清などがあったが、金日成主席の血統を引く人物が殺さ

れる事例はなかった。その意味で、初めての「白頭の血統」への暗殺といえる。また、犯行に化学兵器である VX が公共の場である空港で使用された点でも、悪質なテロ行為であった。金日成主席の血を引く金正男氏の暗殺は、金正恩党委員長の了承なしで行われたとは考えにくい。海外で活動が続ける金正男氏は既に、金正恩党委員長にとって脅威となるような存在とは思えなかったが、将来の潜在的なライバルとしての金正男氏の存在を許さなかったと見られる。しかし、なお事件には不明な点が多く、暗殺の動機や背景の解明が必要だ。

この事件を受けて、トランプ政権は11月20日に北朝鮮をテロ支援国家に再指定した。また、米政府は2018年3月6日、金正男氏暗殺事件は VX による北朝鮮の暗殺と結論付け、追加制裁を発表した。

◆金元弘保衛相の解任

韓国の統一部は2017年2月3日、金元弘国家安全保衛相が1月中旬に解任されたと明らかにした。金元弘氏の軍事階級も大將から少將に3階級降格されたとした。さらに韓国政府関係者は、保衛省次官級を含む「多数の幹部」が処刑されたとした。金氏の解任理由として同省の活動で拷問が行われたことや、「越権」「不正腐敗」などが挙げられているとした。

韓国の国家情報院は2月27日の国会情報委員会で「金元弘氏は党組織指導部の調査を受け、現在は軟禁中。国家保衛省の次官級5人以上が高射銃で銃殺された」と説明した。さらに保衛省にあった金正日総書記の銅像も「保衛省には金正日総書記の銅像を置く資格がない」として他に移されたとした。

しかし、金日成主席誕生日の4月15日に平壤で行われた軍事パレードが行われた際に、これを実況中継した朝鮮中央テレビの映像に金元弘氏が大將の階級章を付けた軍服姿で参加していることが確認された。金元弘氏は閲兵式のひな壇の金正恩党委員長から比較的近い場所で、崔富一人民保安相と尹正麟護衛司令官の間に立っていた。このため、国家保衛相の職責のままではないかという見方や、「解任」されたのではなく、一時的に「職務停止」になり、復権したのではという見方が浮上した。

しかし、4月に行われた重要行事の公式報道に金元弘氏の名前がまったく登場せず、4月11日の最高人民会議第13期第5回会議、同14日の金日成主席誕生105周年の中央報大会の報道にも名前はなかった。同15日、金正恩氏が錦繡山太陽宮殿を訪問した時の報道にも名前はなかった。さらに金元弘氏がひな壇にいたことが確認された4月15日の閲兵式を報じた4月16日付の党機関紙『労働新聞』の報道にも、金元弘氏の名前はなかった。

こうした一連の情報を総合すると、金元弘氏が何らかの厳しい調査を受けたことは事実のようである。党政治局員の職責を外されたか、職務停止になっている可能性が高いとみられた。金元弘氏は厳しい調査を受けて何らかの処分を受けた後に再び「大將」の軍階級に戻ったとの見方が有力だった。後に、金元弘氏は軍総政治局組織副局長に就任したとみられた。

◆最高人民会議第13期第5回会議（4月11日）

北朝鮮は4月11日、最高人民会議第13期第5回会議を開催した。金正恩党委員長が出席し、議題は（1）国家経済発展5カ年戦略遂行のための、内閣の2016年の事業状況と17年の課

題 (2) 16年の国家予算執行の決算と17年の国家予算 (3) 全般的12年制義務教育を実施することに関する法令の執行総括 (4) 最高人民会議外交委員会の選出 (5) 「組織 (人事) 問題」——の5案件だった。

最高人民会議では、傘下の個別委員会として19年ぶりに「外交委員会」が復活した。

北朝鮮は金日成時代の1989年11月に、米国や日本など国交のない西側との関係改善の一環として外交委員会を設置し、委員長には許鏖党書記 (当時) が就任した。しかし、金正日時代の1998年9月の最高人民会議第10期第1回会議で、憲法を改正し、金正日総書記が国防委員長に就任する新たな体制のスタート時に、外交委員会は廃止された。

今回の外交委員会の復活は金日成時代に戻ったともいえるが、経済制裁など国際的な圧迫を受ける中で、北朝鮮の外交の突破口を模索する動きとみられる。

しかし、外交委員会が外務省や党国際部を差し置いて外交の主体となるとみるのは早計で、あくまで外務省や党外交の補完的、補佐的な役割を果たすものとみられた。新たに設置された外交委員会の構成は以下の表の通りである。

◎最高人民会議外交委員会

委員長	李洙壩・朝鮮労働党中央委副委員長、党国際部長
委員	李龍男・副首相 (元貿易相)
	李善権・祖国平和統一委委員長
	金貞淑・対外文化連絡委委員長
	金桂冠・第1外務次官
	キム・ドンソン・朝鮮職業総同盟中央委副委員長
	チョン・ヨンウォン・金日成・金正日主義青年同盟中央委書記

最高人民会議の外交委員長には金桂冠氏が就任した。北朝鮮では2016年6月の最高人民会議で、外務次官だった李容浩氏が金桂冠第1次官を飛び越えて外相に起用されたことで、金桂冠氏が健康などに問題があるのではという見方もあった。北朝鮮の公式報道に名前が出るのは、2016年11月29日、死去したキューバのフィデル・カストロ氏への弔意を示すために、金正恩党委員長が在平壤キューバ大使館を訪問した際、同行が報じられて以来だった。

金桂冠氏の外交委員会への起用で、北朝鮮の対米外交を担当している李容浩外相—韓成烈外務次官—崔善姫北米局長というラインを外交委員会が補佐するのではないかとみられた。

南北関係では李善権・祖国平和統一委委員長が委員に選出された。祖国平和統一委員会は2016年6月の最高人民会議で、党統一戦線部の外郭団体から国家機関に昇格した。祖国平和統一委員会が国家機関になったことで、韓国の統一部と北朝鮮の祖国平和統一委のラインでの南北対話が始まるとみられた。李善権氏は、元々は軍人だが、金英哲党統一戦線部長と同じく、長く南北対話の軍事分野に関係してきた。2004年から2011年にかけて、何度も南北軍事実務会談の北側代表を務め、2010年3月の開城工業団地の通行・通信・通

関の「3通問題」を協議する実務協議では、北朝鮮側の首席代表を務めた。

李龍男副首相も委員に選出された。李副首相は貿易相、対外経済相などを務めた対外経済の専門家で、北京外国語大学で中国語を学んだ中国通でもあり、中国との経済協力などを担当するのではないかとみられた。

金貞淑対外文化連絡委委員長は、日本など国交のない国との民間外交を担当してきた女性だ。死亡した許鋏党書記の夫人で、年齢は80代後半である。またキム・ドンソン朝鮮職業総同盟中央委副委員長やチョン・ヨンウォン金日成・金正日主義青年同盟中央委書記について、各組織の委員長ではなく副委員長や書記が起用された点を見ると、職業団体や青年団体が対外関係を担当しているとみられた。

解任されたとみられた金元弘・国家安全保衛相の後任人事に関心が集まったが発表はなかった。だが、最高人民会議のひな壇に金元弘氏の姿はなかった。

その他の人事では、化学工業相に張吉龍氏を任命した。また最高人民会議常任委員会の委員だった金完洙・前祖国統一民主主義戦線中央委書記局長兼議長と李明吉・前朝鮮農業勤労者同盟委員長を解任し、朴明哲・祖国統一民主主義戦線中央委員会書記局長兼議長と張春実・朝鮮社会主義女性同盟中央委委員長を同委員会委員に選出した。張炳奎・中央検察所所長を解任し、後任に金ミョンギル氏を任命した。

また、最高人民会議は第3の議題で、北朝鮮が2017年4月1日から12年義務教育制を実践に移したことを明らかにした。北朝鮮は2012年9月の最高人民会議第12期第6回会議で、義務教育を11年から12年に拡大する法案を発布した。義務教育12年制は金正恩政権の成果ともいえる事業だが、結果的には法案発布から4年半後の今年4月に、ようやく実施にこぎ着けた。義務教育12年制を実施するのに4年半かかったことをどう評価するかという問題はあるが、北朝鮮が国際的な経済制裁の中で、義務教育12年制を実施した意味は過小評価すべきではないだろう。

◆軍人事を実施

朝鮮中央通信は4月15日、金日成主席誕生105周年（15日）を前にした4月14日付で、朝鮮人民軍最高司令官である金正恩党委員長が「最高司令官命令第00136号」で軍幹部18人に軍事称号を授与したと報じた。軍事称号の授与内容は以下の表の通りだ。

李永吉氏は2013年2月に総参謀部作戦局長に就任し、同年8月に参謀総長に就任すると同時に大将に昇格した。2014年4月には党政治局員候補にも選出されたが、その後、失脚説が流れた。しかし、昨年5月の第7回党大会で党政治局員候補、党中央軍事委員に選出されて健在が確認されたが、軍階級は上將に降格されていた。その意味では何らかの処分を受けていた可能性がある。しかし、今回、大将に昇格したことで完全に復権したとみられる。

徐紅燦第1次官は2013年5月に中將、同年9月に上將、同年11月に人民軍第1次官に就任し、昨年5月の第7回党大会で党中央軍事委員に選出された。金正恩党委員長の公式活動にもよく同行しており、今回の大将昇格でさらに地位を固めた。

今回の軍事パレードで新たに創設が確認された特殊作戦軍の司令官に就任していることが確認された金永福氏は、4月13日までは少將だったが、2階級昇格の上將になった。

金正恩党委員長のミサイル開発に関連した現地指導に、最近よく同行している金正植党

4月14日軍事称号授与

階級	授与された軍人
陸軍大将 (2人)	李永吉総参謀部第1副総参謀長兼作戦総局長、徐洪燦人民武力省第1次官
陸軍上将 (10人)	韋成日党中央委員(軍人)、方頭燮党中央委員(軍人)、李成国第4軍団長、楊東勲第5軍団長、金永福特殊作戦軍司令官、金明男第91首都防禦軍団長、趙男真総政治局作戦総局長、張ギルソン、宋峻説、金 Cholギョ
陸軍中将 (5人)	リム・グァンイル前作戦総局長、金正植党軍需工業部副部長、李ヨン Chol 第4軍団政治委員、金光赫、馬園春國務委員会設計局長
陸軍少将 (1人)	カン・ス

軍需工業部副部長も、中將の軍事称号を得た。

また、金正恩時代の建築物の設計を担当して金正恩党委員長の側近だった馬園春氏は、平壤国際空港の設計をめぐり、2014年11月に金正恩氏の批判を受けて革命化教育を受けた。だが、2015年10月の金正恩党委員長の羅先市の現地指導に同行して復権した。馬園春氏は2014年5月に国防委員会設計局長に就任し、中將の軍事称号を得たが、2015年10月の軍事称号は少将に降格されていた。今回の人事で元の中將に戻った。

この発表以外でも軍事が明らかになった。党機関紙「労働新聞」は4月16日付紙面で、前日に行われた閲兵式・軍事パレードを報じる中で、「戦略ロケット中隊などを李炳哲陸軍大将、金ナクギョム戦略軍大将の指揮者に従い」と報じ、李炳哲党軍事工業部第1副部長が「陸軍大将」であることを確認した。

李炳哲氏は空軍で活動してきた軍人で、2008年4月に空軍司令官に就任し、この時に上將に昇格した。その後2010年4月に大将に昇格した。空軍に身を置いてきたため、「空軍大将」と見られていた。李炳哲氏は2014年12月に軍を離れ、党第1副部長の肩書きで北朝鮮公式メディアに登場した。そして昨年5月の第7回党大会では、党政治局員候補に選出された。

また韓国の「聯合ニュース」は4月17日、金正恩党委員長の現地指導によく同行している洪ヨンチル党軍需工業部副部長も、最高人民会議を報じた朝鮮中央テレビの報道で中將の軍事称号を与えられたことが確認されたと報じた。

◆軍事パレードで多彩なミサイル誇示

平壤では4月15日午前9時半(日本時間同10時)過ぎから、「偉大な首領、金日成同志誕生105周年慶祝閲兵式・平壤市大衆デモ」が約2時間50分にわたり行われた。この様子は『朝鮮中央テレビ』で実況中継された。

金正恩党委員長はこれまで閲兵式ではずっと人民服姿だったが、この時は初めて背広姿で登壇し、胸には金日成主席や金正日総書記のバッジも付けていなかった。

崔龍海党副委員長が20数分間にわたり祝賀演説を行った。崔龍海氏は「白頭山の密林で

鳴り響いた抗日大戦の初の銃声が、今日は帝国主義の滅亡を宣告する主体朝鮮の壮快な水爆の爆発音へと続き、東方の核強国、アジアのミサイル盟主国の祝砲の音としてこだましている」と、核・ミサイル強国を強調した。

パレードに登場した各種ミサイルの大半は金正恩時代に入って開発したものだだった。

砲身が長い「主体砲」や「先軍号戦車」がまず姿を現し、韓国攻撃で威力を発揮するとみられている300ミリ多連装砲（KN09）などが登場した。続いて、2016年8月に約500キロ飛行させることに成功した、固体燃料を使った潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）「北極星」（KN11）が登場した。ミサイルは白く塗られ、朝鮮語で「北極星」と記されていた。

続いてキャタピラー型の移動式発射台に載った「北極星2号」（KN15）とみられるミサイルが登場した。このミサイル本体は発射管の中に入っており、本体は見えなかった。これは2017年2月に平安北道亀城市付近から発射され、約500キロ飛行したものとみられた。

さらに、後に発射される新型ミサイルの「火星12」や「火星14」など各種ミサイルが登場した。

北朝鮮の軍事パレードで各種ミサイルとともに関心を引いたのは、夜間用暗視装置を付けたヘルメットをかぶり、顔を黒く塗って携帯用歩兵銃を持って行進する特殊部隊だった。

『朝鮮中央テレビ』は「金永福陸軍上将が率いる特殊作戦軍閲兵部隊」という表現を使った。また4月16日付『労働新聞』は「金明植海軍上将、金グァンヒョク航空軍（空軍）上将、金イルウン戦略軍少将、金永福陸軍上将が率いる朝鮮人民軍海軍、航空・反航空軍（空軍）、戦略軍、特殊作戦軍縦隊」と伝え、特殊作戦軍を海軍、空軍、戦略軍と同列に報じており、「特殊作戦軍」が新たに創設された可能性が指摘された。

各種ミサイルを次々に発射

北朝鮮はその後、この軍事パレードに登場させた様々な弾道ミサイルの発射実験を続けた。

北朝鮮は既に3月18日に北西部東倉里の「西海衛星発射場」で新たに開発した高出力ロケットエンジンの地上燃焼実験を成功させていた。金正恩党委員長はこれを「3・18革命」と称賛した。

5月14日には中長距離弾道ミサイル「火星12」を発射し、飛行時間は約30分で日本海に落下した。北朝鮮は翌日、高度は2111.5キロに達し、787キロ飛行したと発表した。

5月21日には先述のSLBMを陸上型に転換した固体燃料の中距離弾道ミサイル「北極星2」を発射、東方に約500キロ飛行し、最高高度は約560キロに達した。

7月4日には大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星14」を発射。北朝鮮発表では、高く打ち上げて飛距離を意図的に抑えるロフテッド軌道で発射され、高度は2802キロに達し、39分間に933キロ飛行に達した。

7月28日にもICBM「火星14」を発射した。北朝鮮発表によると、47分12秒飛行し、高度3724.9キロ、飛距離998キロに達した。発射に立ち会った金正恩党委員長は「米本土全域がわれわれの射程圏内にあるということがはっきりと立証された」と述べた。

さらに、朝鮮中央通信が8月10日報じたところによると、北朝鮮の朝鮮人民軍の金ラクキョム戦略軍司令官は8月9日、8日付で発表したグアム周辺へのミサイル発射計画について、新型中距離弾道ミサイル「火星12」4発をグアム沖30～40キロの海上に同時に撃

ち込む案を検討していると表明した。実施されれば島根、広島、高知3県の上空を通過することになるとした。

だが、金正恩党委員長は8月14日、朝鮮人民軍戦略軍司令部を視察し、グアム周辺へのミサイル発射計画について「愚かな米国の行動をもう少し見守る」として、発射を留保する姿勢を示し、結局はグアム周辺へのミサイル発射計画は実施されなかった。

北朝鮮は8月29日と9月15日に中距離弾道ミサイル「火星12」を発射、いずれも北海道上空を通過して北海道襟裳岬東方の太平洋上に落下した。8月29日のミサイルは襟裳岬の東約1180キロの太平洋上に落下、飛距離約2700、最高高度約550キロと推定された。9月15日のミサイルは襟裳岬の東約2200キロに落下、飛距離約3700キロ、最高高度約800キロと推定された。いずれも全国瞬時警報システム（Jアラート）が発動された。

北朝鮮は11月29日、新型ICBM「火星15」を平壤近郊の平安南道平城付近から発射、青森県西方約250キロの日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下したと推定された。飛行時間は約53分でこれまでの最長だった。北朝鮮は同日「政府声明」を発表、最高高度は「4475キロ」、飛距離は「950キロ」とした。米専門家は意図的に高度を高くするロフテッド軌道でなく、通常角度で発射すれば、約1万3000キロ飛行の可能性を指摘した。金正恩党委員長は、「ついに国家核武力完成の歴史的偉業、ロケット強国偉業が実現された」と宣言した。

○2017年の核実験と主なミサイル発射実験

2017・02・12	潜水艦発射型ミサイル（SLBM）「北極星2」発射、約500キロ飛行して日本海に落下。「北極星」の地上型。
03・06	「スカッドER」を4発同時発射、うち3発が日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下。約1000キロ飛行。
03・18	北西部東倉里の「西海衛星発射場」で新たに開発した高出力ロケットエンジンの地上燃焼実験が行われ、成功。
03・22	ミサイル1発を発射、数秒内に爆発し失敗。
04・05	咸鏡南道新浦付近の移動式発射台からミサイル1発が発射され、日本海側に約60キロ飛行して落下。
04・16	北朝鮮東部新浦付近でミサイル1発を発射しようとしたが、失敗。
04・29	弾道ミサイル1発を発射、約50キロ飛行し北朝鮮内陸部に落下。
05・14	中長距離弾道ミサイル「火星12」を発射。約30分で約800キロ飛行し日本海に落下。高度は過去最高の2000キロ超に到達。北朝鮮は翌日、高度2111.5キロに達し、787キロ飛行と発表。
05・21	新型中距離弾道ミサイル「北極星2」を発射、東に約500キロ飛行し、最高高度は約560キロに達した。
05・27	新型の対空迎撃ミサイルシステムの試験発射。ミサイルは北朝鮮版パトリオットといわれる「KN06」と推定。
05・29	新たに開発した精密誘導システムを導入した弾道ミサイル1発を発射。日本政府によると東に約400キロ飛行し、新潟県・佐渡島から約500キロ、島根県・隠岐諸島から約300キロの日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下

06・08	地对艦巡航ミサイルと推定される数発を発射、約200キロ飛行。高度は約2キロ。
06・21	北西部東倉里の「西海衛星発射場」で弾道ミサイル用ロケットエンジンの燃焼実験。
07・04	大陸間弾道ミサイル「火星14」を発射。北朝鮮発表では、高く打ち上げて飛距離を意図的に抑えるロフテッド軌道で発射され、高度は2802キロに達し、39分間に933キロ飛行。朝鮮中央通信は5日、「火星14」の発射実験で、弾頭を大気圏に再突入させる技術も検証されたと報道。
07・28	ICBM「火星14」を発射。北朝鮮によると、高度3724.9キロに達し、47分12秒の間に998キロ飛行。金正恩朝鮮労働党委員長が発射に立ち会い「米本土全域がわれわれの射程圏内にあるということがはっきりと立証された」と述べた。
8月9日	北朝鮮の朝鮮人民軍の金ラクキョム戦略軍司令官は8月9日、8日付で発表したグアム周辺へのミサイル発射計画について、新型中距離弾道ミサイル「火星12」4発をグアム沖30～40キロの海上に同時に撃ち込む案を検討していると表明。
8月26日	短距離弾道ミサイルを3発連続発射。うち2発は約250キロ飛行。
8月29日	新型中距離弾道ミサイル「火星12」1発を発射。北海道襟裳岬上空を通過し約2700キロ飛行、全国瞬時警報システム(Jアラート)が12道県で避難を呼び掛け。
9月15日	中距離弾道ミサイル「火星12」を発射。ミサイルは北海道上空を通過、襟裳岬の東約2200キロの太平洋に落下し、飛距離は過去最長の約3700キロ。米領グアムに届く射程を誇示。Jアラートが発動された。
11月29日	北朝鮮は11月29日午前3時18分(日本時間)ごろ、平壤近郊の平安南道平城付近から弾道ミサイルを発射。ミサイルは高度約4500キロと過去最高に達し、約1000キロ飛行して青森県西方約250キロの日本の排他的経済水域(EEZ)内に落下したとみられた。飛行時間は約53分でこれまでの最長。北朝鮮は同日午後零時半(日本時間)、「政府声明」を発表。発射されたミサイルが『『米本土全域を打撃することのできる超大型重量級核弾頭の装着が可能な』新型ICBM『火星15』』であるとした。飛行時間は日韓の発表と同じ53分間で、最高高度は「4475キロ」、飛距離は「950キロ」とした。金正恩党委員長は、「本日ついに国家核武力完成の歴史的偉業、ロケット強国偉業が実現された」と宣言。

◆ 6回目の核実験

北朝鮮は9月3日正午(日本時間午後零時半)、同国北東部の咸鏡北道吉州郡豊溪里で6回目の核実験を強行した。韓国の気象庁は地震規模をマグニチュード(M)5.7、日本の気象庁はM6.1と推定した。日韓の測定値はかなり異なったが、爆発規模を小さく推定した韓国の観測値であっても、最大規模であった5回目のM5.0を大きく上回っており、爆発規模は5回目の5～6倍とみられた。韓国政府は爆発規模をTNT火薬で50キロトン、日本の気象庁は5回目の約10倍と推定した。

小野寺五典防衛相は当初、核実験の爆発規模をTNT火薬で70キロトンと推定した。しかし、日本政府は包括的核実験禁止条約機構(CTBTO)による地震規模測定に基づき、爆発威力を70キロトンから120キロトンに、さらに160キロトンに上方修正した。核実験は分厚い岩盤の下に掘られた坑道で行われ、実際の爆発威力は地震規模に反映されるものより大きい可能性があり、爆発規模はさらに大きいものであった可能性を指摘する専門家も

いる。

◎北朝鮮の核実験の比較

	実施日時	地震規模 (M)	爆発規模 (推定)	実験内容	発表主体
第1回	2006年10月9日 午前10時35分ごろ	3.9	1キロトン以下	初の原爆実験	朝鮮中央通信
第2回	2009年5月25日 午前9時54分ごろ	4.5	3～4キロトン	核爆発規模の強化	朝鮮中央通信
第3回	2013年2月12日 午前11時58分ごろ	4.9	6～7キロトン (国情院は7.9トンと推定)	「爆発力が大きく、小型化、軽量化された原子爆弾」(ウラン型の可能性)	朝鮮中央通信
第4回	2016年1月6日 午前10時ごろ	4.8	6キロトン	「水爆」と発表(実際には「ブースト型爆弾」か)	政府声明
第5回	2016年9月9日 午前9時ごろ	5.0	10～12キロトン	核弾頭の威力判定	核兵器研究所
第6回	2017年9月3日 正午ごろ	韓国 5.7 日本 6.1	韓国 50キロトン 日本 70→120→160キロトン	「大陸間弾道ミサイル(ICBM)装着水爆」の実験に「完全成功」	核兵器研究所 (党政治局常務委員会が決定、金正恩党委員長が命令)

核実験後に核兵器研究所は声明を発表し「今回の水爆実験は、大陸間弾道ロケット戦闘部に装着する水爆の製作に新たに研究、導入した威力制御技術と内部構造設計方案の正確性と信頼性を検討し、確証を得るために行われた」と核実験が弾道ミサイルに搭載する水爆の実験であるとした。

声明は「大陸間弾道ロケット装着水爆の実験での完全な成功は、われわれのチュチェの核爆弾が高度に精密化されたばかりか、核戦闘部の動作信頼性が確固と保障され、われわれの核兵器設計および製作技術が核爆弾の威力を打撃対象と目的によって任意に調整することのできる高い水準に到達したということを示し、国家核戦力完成の完結段階の目標を達成するうえで非常に有意義な契機となる」とした。

この声明で興味深いのは「ICBM装着水爆実験での完全成功は、(中略)、国家核戦力完成の完結段階の目標を達成する上で実に意義のある契機となる」ものであるとした点だった。つまり、北朝鮮は、米国を攻撃できる核戦力の完成目前の水準まで到達したが、まだ完成はしていないとした。

北朝鮮は、核兵器研究所の発表に先立ち、9月3日午前に関中央委員会政治局常務委員会を開催し、決定書「国家核戦力完成の完結段階の目標を達成するための一環として大陸間弾道ロケット装着水爆実験を行うことについて」を採択したことを明らかにした。こ

の決定書に基づき、金正恩党委員長が核実験を行う命令書に署名したとして、その命令書を写真でも報じた。

党政治局常務委員会には金正恩党委員長のほか、金永南最高人民会議常任委員長、黄炳瑞軍総政治局長、朴奉珠首相、崔龍海党副委員長の党政治局常務委員の5人全員が参加した。北朝鮮が、核実験実施を党政治局常務委員会で決定するのは初めてだった。

◆党中央委員会第7期第2回総会（10月7日）で世代交代

朝鮮労働党は党創建記念日（10月10日）の3日前の10月7日、党中央委員会第7期第2回総会を開催した。議題は（1）現情勢に対処した当面のいくつかの課題について（2）組織（人事）問題——の2つであった。党中央委総会の開催は、第7回党大会の最終日の昨年5月9日以来、約1年5カ月ぶりだ。党中央委総会は、党規約で1年に1回以上開催するよう規定されている重要会議だが、党創建記念日の直前に開催されるのは珍しい。

第2議題の「人事」では大幅な世代交代が敢行された。

党政治局員に朴光浩氏、朴泰成平安南道党委員長、太宗秀咸鏡南道党委員長、安正秀党軽工業部長、李容浩外相の5氏が選出された。朴泰成氏与李容浩氏は政治局員候補からの昇格だった。

党政治局員候補には崔輝咸鏡北道党副委員長、朴太徳黄海北道党委員長、金与正党宣伝扇動部副部長、鄭京沢氏の4氏が選出された。

政治局員のトップで報道された朴光浩氏と、政治局員候補に選出された鄭京沢氏について、前歴などがほとんど分かっていない人物だった。

党中央委総会では政治局員や政治局員候補に選出された者の氏名は明らかになったが、解任者の氏名は明らかにならなかった。しかし、翌日の10月8日、平壤で故金正日総書記の党総書記就任20周年慶祝大会が開かれたが、その出席者名簿などから、政治局員では金己男、崔泰福、郭範基各氏が引退したとみられた。金元弘氏は組織指導部による査問で政治局員を解任されたとみられた。

今回の人事では李容浩外相が政治局員候補から政治局員に昇格し、党政治局の中で外交担当の政治局員が2人になった。

かつては「党中央委書記」という職責だった「党副委員長」には朴光浩、朴泰成、太宗秀、朴太徳、安正秀、崔輝の各氏を選出した。

党中央委部長に崔龍海、朴光浩、太宗秀、金ヨンス、梁ウォンホ、チュ・ヨンシク、シン・リョンマンの各氏を任命した。

党中央軍事委員会では、新たに委員に崔龍海、李炳哲、鄭京沢、張吉成の4氏を選出した。ここでも誰が解任されたかは明らかにされていない。

労働新聞社責任主筆に金炳鎬氏を任命、党中央委員会検閲委員会委員長に趙然俊氏を選出した。地方では、金頭日氏を平安南道党委員長に、梁正訓氏を黄海北道党委員長に、李熙用氏を咸鏡北道党委員長に任命した。

党中央委員会第7期第2回総会で決定された人事を表にすると以下の通りだ。

この党中央委総会で党政治局は世代交代した。2016年5月の第7回党大会では中央委員129人中、再選は54人(41.9%)で、委員候補からの昇格20人(15.5%)、新人55人(42.6%)と、新人と中央委員候補からの昇格を合わせると半数を超えた。また、中央委員候補106人で

○朝鮮労働党政治局

		任命	解任（推定）
常任委員	5人（変動なし）		
政治局員	14人→15人	朴光浩 朴泰成（候補から昇格） 太宗秀 金正洙 李容浩（候補から昇格）	金己男 崔泰福 郭範基 金元弘
政治局員候補	9人→11人	崔輝 朴太徳 金与正 鄭京扱	朴泰成（政治局員に） 李容浩（政治局員に）

○朝鮮労働党政務局（旧書記局）

		任命	解任（推定）
党政務局	党中央委副委員長 9人→11人	朴光浩 朴泰成 太宗秀 朴太徳 金正秀 崔輝	金己男 崔泰福 李萬建

○朝鮮労働党中央軍事委員会

		任命	解任（推定）
党中央軍事委員会	9人→11人	崔龍海 李炳哲 鄭京扱 張吉成	李萬建 金元弘

○朝鮮労働党部長

	前任者	任命者（職責は推定）	
党組織指導部長	空席	崔龍海	
党宣伝扇動部長	金己男	朴光浩	
党軍需工業部長	李萬建	太宗秀	
党歴史研究所長	金正任	梁ウォンホ	
党39号室	全イルチュン	シン・リョンマン	
不明		金ヨンス	
不明		チュ・ヨンシク	

○党地方組織

	前任者	任命者
平安南道党委員長	朴泰成	金頭日
黄海北道党委員長	朴太徳	梁正訓
咸鏡北道党委員長	全スンフン	李熙用

も、再選は27人(25.5%)に過ぎず、委員からの降格5人(4.7%)、新人74人(69.8%)と新人が7割近くを占めた。しかし、党の中核機関である党政治局は高齢の幹部がそのまま残留した。

しかし、今回の党中央委総会で、金日成主席、金正日総書記の時代を通じて金ファミリーに忠誠を尽くしてきた金己男(88)、崔泰福(86)両党副委員長が引退した。経済分野の中軸であった郭範基党副委員長(79と推定)も引退した。

金正日総書記が2011年12月に死亡し、その霊柩車を金正恩氏を含め8人の幹部が囲んだ。当時はこの8人が金正日総書記死亡後の北朝鮮を指導していくとみられた。霊柩車を囲んだのは、党のメンバーでは金正恩氏、張成沢党行政部長(当時)、金己男党書記(同)、崔泰福党書記(同)、軍部では李英鎬軍総参謀長(同)、金永春人民武力部長(同)、金正角人民軍総政治局第1副局長(同)、禹東則国家安全保衛部第1副部長の計8人であった。

しかし、金正恩氏の「唯一的領導体系」は予測以上のスピードで進み、2012年7月に軍の実力者の李英鎬総参謀長が肅清され、2013年12月に党の実力者であった張成沢党行政部長が肅清された。禹東則国家安全保衛部第1副部長については肅清説と病気引退説がある。金永春氏は2014年4月に国防委員から外れ、権力の一線からは退いたとみられている。金正角氏は2013年7月に金日成軍事総合大学総長に就任し、軍の一線を退いた。残った金己男、崔泰福両氏がこの党中央委第7期第2回総会で引退し、この8人で権力の一線に残ったのは金正恩氏1人となった。文字通り、金正恩氏の「唯一的領導体系」が確立したわけである(金正角氏は2018年になり黄炳瑞軍総政治局長の後任として軍総政治局長に就任し、霊柩車8人組の中でいなくなった幹部7人中で唯一、再び権力の一線に復帰した)。

◆崔龍海氏の台頭

この党中央総会でももう一つの注目点は崔龍海党中央委副委員長の台頭だった。2016年5月の第7回当会での党政治局常務委員5人の序列は(1)金正恩党委員長(2)金永南最高人民会議常任委員長(3)黄炳瑞軍総政治局長(4)朴奉珠首相(5)崔龍海党中央委副委員長というものであった。しかし、党中央総会後の10月8日に行われた故金正日氏の総書記就任20周年慶祝大会での序列では(1)金正恩党委員長(2)金永南最高人民会議常任委員長(3)崔龍海党中央委副委員長(4)朴奉珠首相(5)黄炳瑞軍総政治局長となり、崔龍海氏は序列5位から序列3位へと上昇した。

崔龍海氏はこれまで▽党政治局常務委員▽党中央委副委員長(旧党中央委書記)▽党中央委員▽國務委員会副委員長▽最高人民会議代議員▽国家体育指導委員長の6つの職責を持っていたが、党中央委総会で▽党中央軍事委員▽党中央委部長の職責が加わったことに

なる。国家体育指導委員長の座は崔輝党副委員長に譲った。

党中央委総会の発表では崔龍海氏がどの党中央委部長に就任したかは明らかにされなかったが、韓国の国家情報院では崔龍海氏は党組織指導部長に就任したと分析した。党組織指導部は、朝鮮労働党の「党中党」とされる核心部署であり、北朝鮮内の政務と人事を一手に握っている。それだけに、故金正日総書記は、組織指導部と秘密警察の国家安全保衛部には部長を置かず、自らが兼任していた。崔龍海氏が党組織指導部長に就任したという事は少なくとも組織上は金正恩党委員長に次ぐポストに就いたことを意味した。

◆金与正氏が政治局員候補へ

次いで注目されたのは金正恩党委員長の実の妹である金与正氏が党政治局員候補に選出されたことである。金与正氏は1987年生まれ、88年生まれ、89年生まれという諸説がある（誕生日は9月26日）が、30歳前後での党政治局員候補は破格の昇進だ。

金与正氏は北朝鮮住民が違和感なく受け入れるように、段階を踏みながら権力の中核部分へと歩ませているようにみえる。時期が来れば党政治局員になる可能性もあるだろう。

金与正氏が最初に北朝鮮メディアに登場したのは、2011年12月に金正日総書記が亡くなった直後、金正恩氏の後ろに立っている写真が公開された時だったが、この女性が誰なのかの説明はなかった。2012年11月に金正恩氏が騎馬中隊を視察した際には、金与正氏が白馬に乗った映像が『朝鮮中央テレビ』で放映された。北朝鮮メディアが金与正氏の名前を公式に報じたのは、2014年3月の最高人民会議の代議員選挙で、金正恩第1書記とともに投票をした時だった。崔龍海軍総政治局長（当時）や金京玉党組織指導部第1副部長、黄炳瑞同副部長（同）とともに「党中央委員会責任幹部」の肩書きで登場し、投票する様子が報じられた。党機関紙『労働新聞』は2014年11月27日付で、金正恩第1書記が「朝鮮4.26アニメーション映画撮影所」を視察したことを報じ、これに同行した金与正氏を「党副部長」と報じた。この肩書は党宣伝扇動部の副部長とされた。

さらに昨年5月の第7回党大会では、党中央委員に選出された。その後の最高人民会議では、代議員証とみられるものを手にした金与正氏の映像も報じられ、最高人民会議代議員にもなっているとみられた。

金正恩党委員長はあまりに若くして最高指導者になったために、北朝鮮の権力核心部に同世代勢力がない。親族も張成沢党行政部長を粛清し、金正男氏を暗殺するなど自身を補佐する勢力にはなっていない。その点では、金与正氏は金正恩党委員長にとって殆ど唯一の相談相手である。金与正氏は党政治局員候補になったから権力を持っているのではなく、最高権力者の妹だから大きな影響力を持っているといえる。

金与正氏はその後、党第1副部長の肩書きで報じられ、党宣伝扇動部第1副部長に就任したとみられた。

◆国家保衛相は鄭京沢氏か

この党中央委総会で党政治局員でトップの序列に躍り出た朴光浩党副委員長はその後の活動などから党宣伝扇動部長に就いたとみられた。金己男氏の後任である。

党中央軍事委員会に関連し、新たに崔龍海、李炳哲、鄭京沢、張吉成の4氏が委員に選出された。ここでも誰が解任されたかは明らかにされていないが、国家保衛相を解任された金元弘氏は、党中央軍事委員も解任されたとみるべきであろう。

李炳哲氏は党軍需工業部第1副部長で、核ミサイル開発を推進してきた中心人物である。1948年生まれとされ、2008年に人民軍空軍司令官に就任し、2010年に大將に昇格。2014年12月に党軍需工業部第1副部長に就任し、2016年5月の党大会では党政治局員候補に選出された。

鄭京沢氏は2015年11月に李乙雪元帥が死亡した時の国家葬儀委員会（171人で構成）の118番目にその名前があっただけで、具体的な経歴などは不明だ。鄭京沢氏は党政治局員候補にも選出され、張吉成氏は党中央委員候補に選出された。秘密警察のトップである国家保衛相に就任した人物は党政治局入りする可能性が高く、同時に党中央軍事委員に選出される可能性も高い。韓国の情報機関、国家情報院では、国家保衛相に鄭京沢氏が、工作機関の偵察総局長に張吉成氏が就任したと見た。偵察総局長は金英哲党統一戦線部長が務めていたが、2016年1月に同部長に就任して以来、空席になっていた。

◆「自強自力」「自力更生」の経済路線

党中央委員会第7期第2回総会での人事と並ぶもう一つの議題は「現情勢に対処した当面のいくつかの課題について」であった。

朝鮮中央通信によると、金正恩党委員長がこの議題に関する報告をした。金正恩党委員長は「こんにち、わが共和国を取り巻く複雑な国際情勢と提起される重大な問題について分析、評価し、現情勢に対処した朝鮮労働党の当面の活動と経済発展方向、その実現のための戦略的課題と方途」を提示した。

金正恩党委員長は「われわれの核兵器が長期間にわたる米帝の核脅威から祖国の運命と自主権を守るためのわが人民の血みどろの闘争がもたらした貴い結実であり、朝鮮半島と北東アジア地域の平和と安全をしっかりと守り、朝鮮民族の自主権と生存権、発展権を頼もしく保証する威力ある抑止力に、人類に残酷な災難を被らせようとする暴悪な核の雲を吹き飛ばして人民が晴れて青い空の下で自主的な幸せな生を享受できるようにする正義の靈剣である」と強調した。金正恩党委員長は核兵器が「朝鮮民族の自主権と生存権、発展権」を保証する「抑止力」であり、「人民の幸せな生を享受できるように」にする「正義の靈剣」であると主張した。

金正恩党委員長は「米帝とその追随勢力の極悪非道な制裁・圧殺策動を水泡に帰させ、災いを福に転換させるためのキーポイントがまさに自力更生であり、科学技術の力である」と指摘し、米国などの制裁や圧迫を打ち破るのは「自力更生」と「科学技術の力」であるとした。

北朝鮮は朝鮮戦争（1950～53年）が休戦状態に入って以降、ずっと制裁下にあった国である。しかし、2017年8月の国連安保理制裁決議2371号や、同9月の国連安保理制裁決議第2375号は北朝鮮経済に深刻な影響を与えるとみられた。

国連安保理決議第2371号は、北朝鮮の主な輸出品目である石炭、鉄・鉄鉱石、鉛・鉛鉱石、海産物の輸出を禁じた。これで年間約10億ドルの外貨収入を失うと見られた。

国連安保理決議第2375号は、北朝鮮が生地やアパレル製品を含む繊維製品を輸出することを禁止した。北朝鮮の繊維製品の輸出は年間約7億6000万ドルである。その大半は中国だ。さらに2018年から、北朝鮮の石油精製品の輸入の上限を200万バレルに制限した。200万バレルは軽油換算で約25万トンだ。米国などは、この規制で北朝鮮の原油や精製品の輸入が約30%減るとみている。さらに、新たな労働力輸出も認めないとしている。

国連安保理は2017年12月にさらに制裁決議第2397号を採択し、北朝鮮への原油供給量の年間上限を400万バレルに、石油精製品の供給を年間上限50万バレルに設定し、出稼ぎ労働者は2年以内に送還するとした。

朝鮮労働党中央委第7期第2回総会は、こうした状況への対応を協議する会議であった。金正恩党委員長は同総会で、何度も「制裁」という言葉に言及し、「米帝が追随勢力を糾合して国連安全保障理事会『制裁決議』なるものを次々とつくり上げてわれわれの自主権と生存権、発展権を完全に抹殺するために最後のあがきをしている」と主張した。金正恩党委員長は国連の経済制裁を「米帝とその追随勢力の最後のあがき」と決め付けたが、国連の経済制裁が今後、北朝鮮経済に与える深刻な影響を意識した発言であった。

党中央委第7期第2回総会はこうした経済制裁に打ち勝つための「自力自強」「自力更生」経済路線の貫徹を訴えた。

金正恩党委員長は「米帝の核恐喝・威嚇を終息させ、自立的民族経済の威力をいっそう強化して、社会主義経済強国建設の活路を切り開くためのわが党の原則的な立場と革命的対応戦略を明示し、自主の旗印、自力更生の旗印を高く掲げて自力をいっそう強めて敵の無謀な核戦争挑発策動と卑劣な制裁・圧殺策動を断固と粉碎する」とした。

簡単に言えば、金正恩党委員長は党中央委総会で、米国などの経済制裁の強化に対応した、自力更生の経済建設を推進することを訴えたと言える。

興味深いのは北朝鮮が、米国の軍事的圧迫にもかかわらず、1990年代の「準戦時態勢」宣言のような軍事的対応を取らず、経済の自力更生路線を訴えていることである。金正恩党委員長は「自立的民族経済の威力をいっそう強化して社会主義経済強国建設の活路を切り開く」とした。そのツールとして「自力自強の偉大な原動力」と「科学技術の威力」を挙げた。

党中央委総会の金正恩党委員長の演説内容には、昨年5月の第7回党大会で示された「国家経済開発5カ年戦略」などについての言及はなく、もっぱら「自力自強」や「自力更生」が強調された。外部に頼らなくてもよい「自立経済強国の建設」が強調され、そのための「人民経済の部門別課題」が具体的に提示されたとみられる。

経済に関連した人事では、党中央委の経済担当副委員長としては呉秀容副委員長（党計画財政部長）を留任させ、軽工業相などを務めた安正秀党軽工業部長を党政治局員に起用した。熙川精密機械工場支配人などを経て副首相も経験した太宗秀成鏡南道党委員長は、李萬建氏の後任として党軍需工業部長に起用されたとみられた。

◆黄炳瑞・金元弘への「処罰」

韓国の情報機関・国家情報院は11月20日、国会の情報委員会への報告で、崔龍海党副

委員長の主導下で朝鮮人民軍総政治局への検閲作業が行われ、黄炳瑞軍総政治局長、金元弘軍総政治局第1副局長（元国家安全保衛部長）が処罰されたもようだ、と報告した。国家情報院は、処罰の具体的な中身については公表を避け、処罰理由については「党への不純な態度」が問題になったとした。

軍総政治局は、朝鮮人民軍の人事を含めた統制を担当する核心部署で、軍総政治局が検閲を受けるのは約20年ぶりとされた。国家情報院は、党組織指導部長に就任した崔龍海氏が検閲を主導、ライバルの黄炳瑞軍総政治局長、金元弘同第1副局長を処罰に追い込んだ、と見た。

国家情報院傘下のシンクタンクである韓国国家安保戦略研究院は12月18日、韓国メディアとの懇談会で、黄炳瑞軍総政治局長への「処罰」について「想像以上の深刻な降格措置が取られ、人民軍次帥よりもはるかに低い職責にされ某所で勤務していると承知しているが、党除名などの措置は取られていないと把握している」と説明した。黄炳瑞氏の処罰は厳しいものとみられたが、党除名などの措置が取られていないため、復活の可能性もあることを示唆した。韓国統一部は2018年発表の権力構造図で黄炳瑞を党政治局常務委員リストから外さず、復活の可能性を示唆した。

一方、金元弘氏は2017年1月に国家保衛相を解任されたが、軍総政治局第1副局長として復活した。今回の「処罰」は2017年に入り2度目のもので、復活は困難ではないかとの見方が強い。

金正恩氏は崔龍海氏と黄炳瑞氏をお互いに競わせながら、その序列を上げたり下げたりしながら牽制させ合った。2016年5月の第7回党大会で党を崔龍海氏、軍を黄炳瑞氏、内閣を朴奉珠首相に任せる「トロイカ体制」を敷いた。しかし、2017年10月の党中央委総会で崔龍海氏が党組織指導部長に就任し、さらに党中央軍事委員にも選出された直後に黄炳瑞軍総政治局長が処罰を受けたことで、この「トロイカ体制」は崩れ、崔龍海氏の権勢が拡大された。黄炳瑞氏は復権の可能性があり、この崔龍海氏の優位体制が一時的なものかどうかは今後の推移を見守る必要がある。

◆「国家核武力の完成」宣言

北朝鮮は11月29日、平安南道平城付近から日本海に向け弾道ミサイル1発を発射した。日本政府によると青森県西方約250キロの日本の排他的経済水域（EEZ）内に落下した。

北朝鮮は、飛行時間は53分間で、最高高度4475キロまで上昇、約950キロ飛行と発表した。意図的に高角度で発射し、飛行距離を短くする「ロフテッド軌道」で発射したとみられ、米専門家は通常軌道なら飛距離は1万3000キロ以上で米全土が射程に入ると分析した。北朝鮮の弾道ミサイル発射は9月15日に中距離弾道ミサイル「火星12」を日本列島越えて発射して以来、75日ぶりであった。

北朝鮮は29日午後に政府声明を発表、米本土全域を攻撃できる新型大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星15」の発射実験に成功したと発表した。金正恩朝鮮労働党委員長は「ついに国家核武力完成の歴史的偉業、ミサイル強国の偉業が実現した」と宣言した。

朝鮮労働党機関紙『労働新聞』は10月28日付で、核・ミサイル開発について「すでに最終完成のための目標達成がすべて成し遂げられた段階にある」と、国家核武力の完成ともとれる論評を掲載したが、その後は「国家核武力完成の終着点に向けて嵐怒濤のように

進む主体朝鮮」(11月6日付『労働新聞』)というように、国家核武力建設がまだ進行形であるという表現に戻っていた。

しかし、最高指導者の金正恩党委員長が公式に「国家核武力の完成」を宣言したことは大きな意味があるとみられた。米国をはじめとする西側諸国は北朝鮮の「国家核武力」は完成間近の状態にはあるが、大気圏への再突入技術などはまだ習得していないとみている。北朝鮮が本当に「国家核武力」を完成させるためには、「火星15」などのICBMを通常角度で発射し、弾頭部分が破損していないことを確認する必要があるとみられた。

しかし、金正恩党委員長はそうした実験をせずに「国家核武力完成」を宣言した。これには国内的には国家核武力の完成でその業績を誇示する一方で、まだ完成していない「寸止め」状態で米国からの予防攻撃などを避ける意図もあるとみられた。

さらに、北朝鮮の核・ミサイル開発が完成したのであれば、次のターゲットは核ミサイル技術の向上よりは、核ミサイルを背景に米国などとの外交交渉に入る布石ではないのかという見方も出た。

◆第8回軍需工業大会(12月11～12日)

北朝鮮は12月11日～12日に、金正恩党委員長も出席し、平壤の「4.25文化会館」で「第8回軍需工業大会」を開催した。北朝鮮メディアは「第8回」と報じたが、「軍需工業大会」の開催が公にされたのは初めてである。過去、秘密開催だった軍需工業大会を公表した背景には、11月29日に発射した新型ICBM(大陸間弾道ミサイル)「火星15」の実験成功があったと見られた。

大会では、太宗秀党副委員長(党政治局員)が報告を行い、「2度の水爆実験」、「3.18革命」、「7.4革命」、「7.28の奇跡的勝利」、「11月29日の偉大な勝利」を称えた。これは2016年9月と2017年9月の2度の水爆核実験、3月18日の大出力エンジンの燃焼実験の成功、7月4日のICBM「火星14」の発射実験成功、7月28日のICBM「火星14」の2度目の発射成功、11月29日の新型ICBM「火星15」の発射成功を意味するものだった。北朝鮮メディアは太宗秀氏の職責を具体的に明らかにしなかったが、太宗秀党副委員長が演説したことで党軍需工業部長に就任したことがほぼ確認された。

北朝鮮メディアは12月13日に、同大会で金正恩氏が「歴史的結論」を述べたと報じた。金正恩党委員長は「国家核武力完成の大業を成し遂げたことは、高い対価を払って死に物狂いの闘争によって獲得したわが党と人民の偉大な歴史的勝利である」と述べた。さらに「主体的国防工業は絶えず強化されて発展し、われわれは反帝反米決戦で勝利し、社会主義偉業、主体革命偉業を必ずや成就するであろう」と強調した。

第8回軍需工業大会では、北朝鮮の軍需産業を担っている幹部として太宗秀党副委員長、努光鉄党政治局員候補(陸軍上将)、張昌河国防科学院長(上将と推定)、全日好氏(国防科学院所属の中将と推定)、洪承武党軍需工業部副部長、洪ヨンチル党軍需工業部副部長の存在が注目された。なぜか、この間、金正恩党委員長がミサイル発射を視察した際にしばしば同行した李炳哲党第1副部長、金正植党副部長の2人が姿を見せなかった。(李炳哲氏は2018年2月8日の人民軍創建70周年の軍事パレードの際にひな壇に姿を見せて健在が確認された。李炳哲氏は空軍大将だったが、『朝鮮中央テレビ』の映像では階級が「上将」になっており、1階級降格されたと見られる。しかし、ひな壇では金ナクキョム戦略軍司

令官のすぐそばにおり、何らかの処分を受けたもののミサイル開発の要職に留まったと見られた)。

12月17日は故金正日総書記の6回目の命日であったが、「中央追悼大会」は開催されなかった。北朝鮮では5年目の年を「節目の年」として大きな行事を用意する。この日を「民族最大の追悼の日」とする金正恩政権だが、今年は「節目の年」ではなかったために開催を省略したとみられた。

北朝鮮メディアは、金正恩党委員長が故金日成主席や故金正日総書記の遺体が安置されている錦繡山太陽宮殿を訪問した、と12月18日午前に報じた。金正恩党委員長は記念日ごとに錦繡山太陽宮殿を訪問しているが、1人で訪問したのはこれが初めてではないかと思われる。

◆朝鮮労働党第5回細胞委員長大会（12月21～23日）

北朝鮮は12月21日から23日まで「朝鮮労働党第5回細胞委員長大会」を開催した。細胞とは5～30人で構成される朝鮮労働党の最末端組織で、細胞委員長はその責任者だ。2013年1月に第4回を開催して以来、約5年ぶりの大会となる。かつて細胞の責任者は「党細胞書記」と呼ばれたが、2016年5月の第7回党大会で「書記」が「委員長」に名称変更された。

党機関紙『労働新聞』は12月21日付紙面で、「党の強化・発展と社会主義偉業遂行で新たな里程標となる歴史的大会」と題した社説を掲載した。社説は「米帝とその追従勢力は今、核戦略資産を総動員した核戦争挑発策動と並行して、野蛮な『制裁決議』を相次いでつくり上げて、『テロ支援国』再指定の芝居を演じ、われわれの自主権と生存権、発展権を完全に抹殺するために狂奔している」とし、この大会が「社会主義強国建設の転換的局面を切り開くための全人民的な総突撃戦に新たな拍車を掛ける上で分水嶺となる」と強調した。

この3日間の大会には金正恩党委員長も参加して開会の辞を述べ、崔龍海党政治局常務委員が基調報告を行った。崔龍海氏は報告で「今日われわれの前には、つくり出された情勢と革命発展の要求に即して全ての党細胞を忠誠の細胞、党政策貫徹の前衛隊伍としてしっかりと整え、党の領導力と戦闘力をさらに高めなければならないという重大な課題が提起されている」と強調した。

12月22日付『労働新聞』には同大会の写真が多数掲載されたが、金正恩党委員長の実妹の金与正党政治局員候補が、ひな壇第1列の金正恩党委員長の近くに座っているのが確認された。ひな壇中央の金正恩党委員長と金与正氏の間には、崔龍海、金平海、呉秀容、朴泰成各党中央委副委員長が座っていた。こうした党の重要行事でひな壇前面に座るのは初めてと見られ、金与正氏の政治的な地位の向上を印象付けた。

金正恩党委員長は同大会で、「党細胞を忠誠の細胞、党政策貫徹の前衛隊伍として強化しよう」と題した「歴史的演説」を行った。

金党委員長はまず、「いまだに、党細胞の事業気風と実践力、活動性は党中央が要求する水準に到達することができていない」と批判。「現時期、われわれ式の社会主義を守る上で害毒的作用をする非社会主義的現象」について指摘し、「その原因は党組織と勤労団体組織、幹部らが党員と勤労者らの間で教育事業を忍耐強く行わず、思想闘争の程度を高めなかったところにある」とした。その上で「米帝と敵対勢力が今、わが共和国に対する侵略

策動と制裁・圧殺策動を前例のないほど強化するとともに、われわれの内部に不健全かつ異色な思想毒素を広めて非社会主義的現象を助長するために手段と方法の限りを尽くしている」と強調した。

金正恩党委員長はまた、「非社会主義的現象を根絶するための一大革命的な攻勢を展開すること」について指摘し、「党員と勤労者らを教育して革命家として育てる拠点であり、われわれ式の社会主義を守る末端革命哨所である党細胞においてまず闘争の炎を起こすこと」を求めた。

さらに金正恩党委員長は、同大会の「閉会の辞」も述べた。金党委員長は経済制裁の影響などを念頭に置いてか、「今日われわれの前には多くの隘路と難関が横たわっている」と指摘した上で、「われわれがこれまで行ったことは始まりにすぎず、党中央は人民のための多くの新たな事業を構想している」とし、「同志らを信じて社会主義強国建設のための大胆でスケールの大きい作戦をさらに果敢に展開していくであろう」と訴えた。

◆まとめ（2018年の平昌冬季五輪、中朝首脳会談、そして南北首脳会談、米朝首脳会談へ）

2017年12月下旬に行われた党細胞委員長大会は外交、安保問題などを扱う場ではないが、金正恩党委員長が「閉会の辞」で述べた「大胆でスケールの大きい作戦」は2018年になって展開された平昌冬季五輪参加、南北首脳会談、米朝首脳会談開催合意、中朝首脳会談という外交戦略を示唆するようにもみえた。

金正恩政権は2016年の第6回党大会で金正恩党委員長の「唯一的領導體系」を確立し、2017年10月の党中央委第7期第2回総会で長老幹部を引退させて世代交代を敢行、金正恩党委員長による親政体制をさらに強化した。しかし、権力内部では黄炳瑞軍総政治局長や金元弘元国家保衛相への「処罰」など内部的な葛藤は続いている。それは金正恩党委員長の執権を揺るがすものというよりは、現時点では、金正恩党委員長の権力基盤の強化に向けた再編として機能しているようにみえる。

金正恩政権はその一方で、2016年、2017年兩年を通じて、核・ミサイル開発を続けた。金正恩政権になって既に4回の核実験を行い、ミサイル開発では米東部を攻撃できる飛距離を持つミサイルを保有する段階にまで到達した。しかし、北朝鮮は大気圏への再突入技術などはまだ保有していないとみられる。

しかし、金正恩党委員長は2017年11月29日の新型ICBM「火星15」の発射実験成功で「国家核武力完成」を宣言した。金正恩政権は国内的には国家核武力完成宣言をすることで業績を誇示し、対外的には米東部を攻撃できるICBM開発の直前の段階で「完成したことにする」という「寸止め」戦略に出た。この「ダブルスタンダード」は、その後の北朝鮮の対話攻勢を予告するものでもあった。

金正恩党委員長は内政での権力基盤の整備、軍事面で米東部を攻撃できるICBMの完成直前状況という基盤をつくり、2018年からの外交攻勢の基盤を固めたといえる。外部的な要因としては、韓国に文在寅政権という進歩派政権が誕生し、北朝鮮が路線転換をしやすい空間が生まれたことも大きく作用した。2018年になっての対外攻勢は、国内権力を固めた金正恩政権が体制の存続のために対外的な環境作りに打って出たともいえる。

その意味では、2017年10月の党中央委員会総会、同年11月のICBM「火星15」の発射成功による国家核武力完成宣言は、2018年の対外攻勢への戦略的な転換点であったともい

える。

本稿は2017年の北朝鮮の内政に関する報告であるので、簡単に述べるに留めるが、金正恩党委員長は2018年の「新年の辞」で平昌冬季五輪に参加する用意があるとし、南北当局者会談も可能であるとした。平昌冬季五輪に妹の金与正党第1副部長を派遣し、南北首脳会談を提案した。韓国の文在寅政権はこの機会を最大限に活用しトランプ大統領に働き掛け、トランプ大統領は金正恩党委員長との米朝首脳会談開催を受け入れた。金正恩党委員長はこれを受けて、中国の支持を得るために中国に対し訪中を電撃的に提案。中国は韓国、北朝鮮、米国の間で急進展する朝鮮半島情勢の中で、中朝首脳会談の開催を通じて、再び朝鮮半島情勢の重要なプレイヤーであることを誇示した。米朝首脳会談の成否は、朝鮮半島情勢が根本的な転換に向かうのかどうかの分水嶺になりそうだ。

第7章 北朝鮮の核態勢と対価値・対兵力攻撃能力 ——弾道ミサイル開発の二系列——

倉田 秀也

I. 問題の所在——「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」

核戦力が米国には遥かに及ばず、通常兵力でも米韓連合軍に劣位に立つ条件で、北朝鮮がとるべき核態勢の選択肢は元来限られていた。それは核先制不使用（No-First-Use: NFU）を宣言して、核戦争を挑む意思がないことを明らかにしつつ、その核戦力を専ら米国の核による第1撃を抑止する第2撃にのみ使用する核態勢であった。その核戦力は米国に第1撃をためらわせる最小限で十分とされた。かかる核態勢が中国、インドのそれと同様、最小限抑止と呼ばれる所以である。そこで第2撃能力は主として米国の大都市、産業基盤を破壊できる対価値（countervalue）装備によるが、それは必ずしも高度に確証的である必要はなかった。確かに、NFUとは核保有を前提とした国家間の宣言的措置であり、かつては核兵器不拡散条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons: NPT）に加盟していた非核兵器国（Non-Nuclear Weapon State: NNWS）である北朝鮮はNFUを誓約できる国際的地位にはないが、核保有を既成事実化しつつその戦力を拡大し、2013年4月には事実上の「核ドクトリン」を策定するに至った。

ところが、この「核ドクトリン」をはじめ、近年の北朝鮮の核態勢は最小限抑止でのみ説明できるわけではない。それは核使用に関する宣言的措置によく示されている。北朝鮮は当初はNFUを宣言しながら、2013年3月に公的媒体が「核先制打撃」に言及し、16年には金正恩自らがこれに言及するに至った。その後もNFUに関する金正恩の発言は一貫していたとはいえない。金正恩は16年5月、朝鮮労働党第7回大会での活動報告で、「敵対勢力が核でわれわれの自主権を侵害しない限り先に核兵器を使用しない」（傍点は引用者）と述べてNFUと同等の発言を行ったにもかかわらず、その翌月に「火星-10」（「ムスダン」）を発射成功させたとき、「先制核攻撃能力を持続的に拡大、強化」する必要性に言及していたのである。

ここで想起すべきは、2013年3月末日、「並進路線」を掲げた朝鮮労働党中央委員会全会会議での金正恩の演説である。ここで金正恩は、「人民軍隊では戦争抑制戦略と戦争遂行戦略の全ての側面で核武力の中核的役割を高める方向で戦法と作戦を完成するであろうし、核戦力の恒常的な戦闘準備態勢を完備していかなければならない」¹と述べた。「戦争抑制戦略」がNFUの下での対価値攻撃を念頭に置いた第2撃能力に担保されるとすれば、「戦争遂行戦略」は「核先制打撃」の可能性を示さなければならない別の戦争を想定していることになる。その戦力は対価値攻撃よりも、米軍基地等を攻撃対象とする対兵力（counterforce）装備を含むであろう。

本稿は以下、金正恩のいう「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」を2016年から17年にかけて発射された主な弾道ミサイルから考察することから始める。金正恩は17年の「新年の辞」で、大陸間弾道ミサイル（Intercontinental Ballistic Missile: ICBM）について「試験発射準備事業が最終段階に入った」²と述べたが、それは同年7月の2度の「火星-14」（KN-20）発射と11月の「火星-15」（KN-22）の発射で現実のものとなった。ICBMをはじめ近年北

朝鮮が誇示した弾道ミサイルが、北朝鮮の抑止態勢でいかに位置づけられるかも、この考察で明らかになるであろう。

II. 戦争想定と弾道ミサイル「系列生産」——対応関係の2類型

(1) 対兵力化の契機——朝鮮半島外米軍基地への打撃能力

上述の通り、金正恩がいう「戦争抑制戦略」とは、米国の第1撃を抑止する最小限抑止と同義と考えてよく、それはNFUという宣言的措置と対価値攻撃装備に支えられている。従来、対価値攻撃の対象は米国の同盟国の大都市に対する攻撃能力——通常兵力によるソウル、核弾頭搭載可能な「火星-7」（「ノドン」）による東京をはじめとする大都市——と考えられてきたが、北朝鮮はその対象を米本土の大都市に拡大すべくICBMの開発に着手し、2017年に大きな進展をみせた。北朝鮮の核態勢において最小限抑止は、依然として重要な一部を構成している。

しかし、最小限抑止は北朝鮮の核態勢の重要な一部であっても、もはや全部を構成するものではない。北朝鮮の認識において、米国による第1撃から始まるという戦争想定以外に、朝鮮半島内部での武力行使が核使用にまでエスカレートする戦争も想定されている。2010年の「天安」沈没、延坪島砲撃のような低烈度の紛争が、平壤・ソウル間でのミサイル攻撃の応酬を含む朝鮮半島全域にエスカレートする戦争がこれに相当する。その際、国連軍基地の指定を受ける6基地を含む在日米軍基地、戦略爆撃機を擁するアンダーセン米空軍基地が使用されるであろう。北朝鮮がこれら遠方の米軍基地使用を威嚇するには、破壊力を維持すべく弾道ミサイルに核弾頭を装填しなければならない。

北朝鮮に限らず、対兵力装備への移行は一般にNFUに疑念を生む³。2013年春以降、北朝鮮がNFUに逆行する「核先制打撃」に言及したのも、この戦争想定によると考えられる。核使用について一見矛盾する金正恩の発言も、北朝鮮が異なる戦争での核使用を想定しているのなら、矛盾しているとは限らない。対価値装備と対兵力装備は必ずしも排他的ではないが、対兵力装備の開発は命中率の向上に力点が置かれる。それは米国の第1撃を抑止するためではなく、「核先制打撃」を含む軍事作戦に組み込まれ、米軍基地に確実に着弾する「精密打撃」となる。北朝鮮が公的媒体で初めて「核先制打撃」を掲げた論評が「精密核打撃」にも言及していたことは⁴、その意味で象徴的である。また、金正恩が2013年3月に「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」に触れた後、『労働新聞』は「軽量化、多様化、精密化された核弾頭を含む全てを有している」とした上で、「戦域核兵器とは地域規模の戦場で射程が中距離の運搬手段によって発射される核兵器をいう」として、「いくら威力のある兵器でも、対象物を正確に命中できなければ意味はない」⁵と述べた。

さらに2014年6月から8月にかけて、北朝鮮は集中的に「戦術誘導弾試験発射」を行うが、6月27日、金正恩は「最先端水準で新たに開発した超精密化された戦術誘導弾試験発射」を指導した際、「短時間で超精密化されたわれわれ式の威力ある戦術誘導兵器体系」と呼び、「精密化、軽量化、無人化、知能化を実現することに關する党の方針貫徹でわれわれの国防技術者と軍需工業部門の労働者が収めたいま一つの誇らしい成果」⁶と述べた。金正恩のこの発言によれば、この実験以前に、党が装備の「精密化」をはじめとする指針を下していたことになる。この実験は弾道ミサイル実験とは考えられていなかったが⁷、金正恩が「短

距離および中長距離誘導兵器をはじめ、全ての攻撃手段を世界的水準で超精密化できる要の鍵をもつことができ、攻撃の命中率と威力を最大に高められる確固たる展望を開くことになった」と述べていた。金正恩はここで、「精密化」等の技術を「短距離および中長距離」の弾道ミサイル開発に転用する意思を表明したことになる⁸。

これを受け、2015年2月の朝鮮労働党政治局会議はその決定書で、「現代戦の要求に即した精密化、軽量化、無人化、知能化されたわれわれ式の威力ある先端武力装備をより多く開発する」⁹ことを謳った。これは上述の14年6月の「戦術誘導弾試験発射」を改めて党の決定として追認する形となったが、金正恩はその直後の朝鮮労働党中央軍事委員会拡大会議で、「今後米帝と必ずすることになる戦争遂行方式とそれによる作戦戦術の問題を明らかにし、人民軍隊の政治、軍事、保衛事業をはじめとする全ての事業を戦時環境に接近させ、遂行することについて強調」（傍点は引用者）¹⁰したという。金正恩が「米帝と必ずすることになる戦争遂行」で、朝鮮半島内部からエスカレートする戦争を想定しているなら、在日米軍からの増援だけではなく、アンダーセン米空軍基地からの空爆も行われうると認識しているであろう。金正恩が16年5月の朝鮮労働党第7回大会での活動報告で、「精密化、軽量化、無人化、知能化された朝鮮式の先端武力装備を意のままにつくり出します」と述べたが、それらの装備は朝鮮半島内部からエスカレートする戦争に用いられることを想定している。

(2) 「火星」系列と「北極星」系列——燃料形態の開発上の利点・配備上の不利点

以上の戦争想定は、弾道ミサイル開発にも対応していた。北朝鮮では機械開発、製作の方式としてしばしば「系列生産」が用いられる¹¹。これは完成体を単一の工程で完成させるのではなく、部品ごとに特化した複数の工程で集中的に生産することで、専門性の最大化、生産期間の短縮を目的とし、最終的には完成体に収斂させる生産方式を指す¹²。この方式は、弾道ミサイル開発にも採られているとみてよい。従来、北朝鮮の弾道ミサイルは旧ソ連の「スカッド」の技術を基盤とする「火星」系列で開発・生産された。2016年2月に西海衛星発射場から発射した地球観測衛星「光明星-4」運搬ロケットは、液体燃料を用い全長30メートルを超える大型の「テポドン-2」派生型とみられ、弾頭部分を軽くしたとみられるものの、ICBM級の1万キロ以上飛翔したと推定された。

しかし、「テポドン-2」派生型が1万キロ以上飛翔したとしても、それは発射台を建設し、液体燃料を注入しつつ事前に大凡の発射日時を通告して行われたものであり、「戦争抑制戦略」の第2撃能力にも、「戦争遂行戦略」の「核先制打撃」を担う戦力にもなりえなかった。「戦争抑制戦略」の第2撃は、第1撃を受けた後も残存するため秘匿性が求められる。これに対して「戦争遂行戦略」の「核先制打撃」は、それが軍事作戦に組み込まれる以上、発射即応性が求められる。液体燃料は発射以前に、酸化剤とロケット燃料を別々のタンクに注入するため時間を要するが、固体燃料はこれら二つを混合し、別の有機化合物として固体化した二液燃料が用いられる。これにはエンジン噴射時に加熱により、本来の酸化剤とロケット燃料に熱分解させる技術が伴わなければならないが、液体燃料よりも発射までの時間を短縮できる上、劣化度も低い。弾道ミサイル開発国の多くは、発射即応性のため液体燃料から固体燃料に転換する努力を払ってきた。したがって、「テポドン-2」派生型の発射に成功した後、北朝鮮は「戦争抑制戦略」のため、弾道ミサイルを小型化して秘匿性

と機動力に優れた移動式発射台（Transporter Erector Launcher: TEL）に搭載しつつ射程距離を延長するという課題とともに、「戦争遂行戦略」のため、発射即応性を担保すべく、弾道ミサイル燃料を固体燃料に転換する課題も抱えたことになる。

これら二つの課題は、弾道ミサイル開発では別個の系列で取り組まれたとみてよい。「火星」系列に属する弾道ミサイルの発射には、従来通り、液体燃料による噴射を発射時点で行うホット・ローンチが用いられたが、液体燃料は予め弾道ミサイルに注入する燃料量を調節できるため、様々な射程の弾道ミサイルの開発にはむしろ適している。したがって、「火星」系列では、米本土への対価値攻撃を念頭に置いた ICBM を開発するだけでなく、米軍基地を擁する日本、グアムに標的を定める対兵力の中距離弾道ミサイルも開発することになる。他方、北朝鮮は別の「北極星」系列では固体燃料を用いて開発を行っていた。固体燃料は固体ゆえに予め燃料量を調整するのは難しく、様々な射程のミサイル開発には適さないが、その反面、実戦配備後は発射即応性に優れている。北朝鮮は「北極星」系列で、すでに固体燃料化を済ませた短距離弾道ミサイル「トクサ」（KN-02）の技術を長射程の弾道ミサイルに転用させるべく、2016年3月に「高出力固体燃料ロケット発動機（エンジン）燃焼実験」（括弧内は引用者、以下同）を実施した。

これを受け、2016年4月23日に新浦沖で「戦略潜水艦弾道弾水中試験発射」と呼ぶ潜水艦発射弾道ミサイル（Submarine Launched Ballistic Missile: SLBM）「北極星-1」（KN-11）発射実験が行われた。その前年に行われた SLBM 射出実験が液体燃料を用いたのに対して、この実験では「新たに開発した大出力固体エンジン」が用いられたという。また、北朝鮮は同年8月にも SLBM 発射実験を行っているが、その「成功」を伝える報道も固体燃料を用いたことを明らかにしていた¹³。

さらに指摘すべきは、これらの実験では高圧ガスなどの推進力で弾道ミサイルを押し上げ、海面に射出したとき弾道ミサイル自らが噴射するコールド・ローンチが用いられたことである。これは SLBM である以上当然とはいえ、そもそもコールド・ローンチは SLBM 固有の発射方式ではなく、弾道ミサイルの噴射熱からサイロを温存し、複数回の発射を可能とするためにも用いられる。

2017年2月、亀城で行われた TEL からの「北極星-2」（KN-15）発射実験はコールド・ローンチを用いて地上発射が行われた最初の実験となった。この実験では「陸上での冷発射体系（コールド・ローンチを指す）の信頼性と安全性、高出力ロケットエンジンの始動特性」（括弧内は引用者）などが実証されたというが、この実験に際して金正恩は「今やわれわれのロケット工業が液体ロケットエンジンから大出力固体ロケットエンジンへと確固として転換した」¹⁴と述べたという。この実験によりコールド・ローンチという SLBM の発射方式であり、サイロ保護のための発射方式は、北朝鮮では固体燃料を用いつつ、当面 TEL を損傷せず弾道ミサイルを地上発射しうることが示されたことになる。

なお、北朝鮮はこの実験を「地上対地上（地対地）中距離戦略弾道弾」（括弧内は引用者）発射実験と呼び、「高角発射方式（ロフテッド軌道を指す）」（括弧内は引用者）で行われたと報じたが、それは最高高度約 550km、距離約 500km を飛翔し、通常弾道ならば射程 2000 キロ以上に達すると推定される¹⁵。だが、この射程ではグアムには到達せず、それが収めるのは日本列島となる。これについて朝鮮中央通信は、「われわれの全ての軍事的攻撃手段は、米本土とともに日本駐屯の米帝侵略軍基地（複数）に精密に照準を合わせ、発射

の瞬間だけを待っている」(括弧内は引用者)¹⁶とする論評を掲げていた。「北極星」系列は、固体燃料という技術を用いて発射即応性を高めつつ、中距離弾道ミサイルを念頭に置いた対兵力装備の開発系列と考えてよい。

「北極星-2」はその後、4月15日の「太陽節」の軍事パレードに登場した後¹⁷、5月21日にも北倉から再度発射された。この実験で特筆すべきは、この実験成功で「北極星」系列の弾道ミサイルが、「系列生産」の準備段階から大量生産へと移行したことが示されたことである。この実験後、「中距離戦略弾道弾『北極星-2』型の系列生産準備を終え(中略)部隊実戦配備のための最終試験発射を行うこととなった」(傍点は引用者)と報じられ、金正恩も「弾道弾の命中性が非常に正確」であり、「北極星-2」を「いまや速やかに大量に系列生産して人民軍戦略軍に装備させるべきだ」¹⁸(傍点は引用者)と述べたという。このように、「北極星」系列はKN-2の固体燃料を転用しつつ、コールド・ローンチ技術を用いてSLBMから地対地弾道ミサイルに改良されてきた。この系列は「北極星-2」の2度目の実験を以て、系列生産の準備段階から実戦配備という一応の到達点に達し、TELに搭載された地対地弾道ミサイルとして大量生産の段階に入ったとみてよい。

Ⅲ. 「火星」系列の両用性——対価値と対兵力

(1) 「3・18革命」——液体燃料「高出力ロケットエンジン」の効用

2017年当初、「北極星」系列の成果が先行していたが、その間も「火星」系列での開発は続いていた。「火星」系列ではICBMを含む様々な射程の弾道ミサイル開発を目的とすることはすでに述べたが、TELに搭載できるほど小型化した弾道ミサイルでは、大型の「テポドン-2」派生型のように複数の既存の主エンジンをクラスター型で束ねるには底部が狭い。したがって、「テポドン-2」派生型の発射成功後の「火星」系列の最初の課題は、TELに搭載しても単一の主エンジンで弾道ミサイルを発射できる高出力のロケットエンジン開発であった。しかも、「火星」系列は、射程距離に応じて対価値、対兵力の双方の用途をもつ弾道ミサイルを開発しなければならなかった。したがって、「火星」系列でTELに搭載する弾道ミサイルの開発に必要な高出力エンジンは、射程距離によって注入する燃料量を調節できる液体燃料に対応しなければならなかった。

2017年3月18日に行なわれた「高出力ロケットエンジン地上燃焼実験」は、過去「人工衛星運搬ロケット」発射実験が行われた西海衛星発射場で実施された。この実験は主エンジン1個に姿勢制御補助エンジン(以下、ヴァーニア)4個を装填して行われ、主エンジン1個で弾道ミサイルを発射できるまでに出力を高めることを主眼としていた。その成果を誇示する報道は、比推力——ロケットエンジンの推進剤効率——の向上をはじめ、「燃焼室の推力とタービンポンプ装置、調整システム、各種ヴァルヴ動作の正確性」に確証を得たことを強調していた。この実験の「成功」で、金正恩も「宇宙開発分野でも世界的水準の人工衛星運搬能力と堂々と肩を並べる科学技術的土台がさらにしっかりと築かれることになった」と述べたという。金正恩はこの実験成功を「3・18革命」と呼んだとも報じられた¹⁹。

ここで注視すべきは、この実験で用いられた燃料である。上述の通り、北朝鮮は2016年3月24日にも「高出力固体燃料ロケットエンジン燃焼実験」を行っており、その技術

はSLBM「北極星-1」に転用された。これに対し北朝鮮は、17年3月18日の実験を「高出力ロケットエンジン地上燃焼実験」として、「固体燃料」には言及しなかった。北朝鮮が「固体燃料」に言及しないエンジン燃焼実験は、これが初めてではない。16年4月9日にも、東倉里の西海衛星発射所で「新型大陸間弾道ミサイルの出力ロケットエンジン燃焼実験」が行われていた。この実験に関する報道も「固体燃料」には言及はなく、「新型大陸間弾道ミサイル」のためのエンジン燃焼実験であったとされ、射程距離を延長するため推進力の向上に目的が置かれていた²⁰。また、同年9月20日、やはり西海衛星発射場で行われた「静止衛星運搬ロケット大出力エンジンの地上燃焼実験」も、主エンジン1個にヴァーニア4個を装填したとみられるが、これらの実験に関する報道も「固体燃料」には言及されておらず、液体燃料が用いられたとみてよい。北朝鮮が「静止衛星運搬ロケット」の開発を目的にしていたとは考えにくい。静止衛星が赤道上3万6000キロ以上の高度を必要とすることを考えたとき、この実験は飛距離——ミサイルなら射程距離——を延ばすことにその目的があったであろう。この実験でも、「エンジン燃焼特性、各種ヴァルヴと制御システムの正確性、構造の信頼性」などを最終的に実証するという目的で行ったという²¹。

2017年3月18日の「高出力ロケットエンジン」実験が、これらの実験の延長線上に位置づけられるなら、液体燃料を用いたエンジン燃焼実験は、対価値のICBMに対応できるロケットエンジン開発を念頭に置いているとみななければならない。ただし、上述した同系列の「火星-10」は、16年春に度重なる発射失敗の後、同年6月に発射成功したとき、その最大射程は4000キロと推定され、国防委員会も代弁談話を通じて「朝鮮半島を作戦目標とする米国の海外侵略基地」としてグアムのアンダーセン米空軍基地を挙げている。このことから「火星-10」は対兵力弾道ミサイルとみてよい²²。「火星-10」にも液体燃料が用いられていたことを考えると、「高出力ロケットエンジン」は、ICBMだけではなく、「火星-10」に続く同系列でより長射程の対兵力攻撃の弾道ミサイル開発にも用いられると考えなければならない。

(2) 対兵力「スカッド-ER」と「火星-12」——中距離弾道ミサイルと「外務省備忘録」

2017年に北朝鮮が発射した弾道ミサイルは対兵力装備が先行していた。「北極星-2」の2度に及ぶ地上発射実験の間にあたる3月初旬、東倉里で「火星」系列の中距離弾道ミサイル「スカッド-ER (Extended Range)」を連射する訓練を実施した。「スカッド-ER」はすでに実戦配備済みとみられるが、この訓練は「核弾頭取扱い順序と迅速な作戦遂行能力を判定検閲するために進化した」とされ、「有事に日本駐屯米帝侵略軍基地（複数）を攻撃する任務を任される朝鮮人民軍戦略軍火星砲兵部隊が参加した」（括弧内は引用者）²³という。「スカッド-ER」の射程は約1000キロと推定され、「北極星-2」と同様、その標的は日本列島となるが、東京などの大都市には到達しない。その射程が収めるのは、佐世保米海軍基地、岩国米海兵隊航空基地など、朝鮮戦争で国連軍派兵の拠点となった基地であり、「戦時」に米軍による在日米軍基地の使用を阻止することを目的にしていた。そこで要求されるのは、これら在日米軍基地を正確に攻撃できる命中精度となる。実際、金正恩は同行した核兵器・ロケット研究部門科学者らに向け、「超精密化・知能化されたロケットを絶えず開発し、質的に強化する」²⁴ 必要を強調していた。

対兵力を念頭に置いた弾道ミサイルは、その後も続いた。特筆すべきは5月14日、亀城

で行われた「火星 -12」(KN-17)の発射である。「火星 -12」は2段式であるが、同系列の「火星 -10」と同様、「中長距離戦略弾道弾」(傍点は引用者)とされ、北朝鮮が「北極星 -2」を「中距離戦略弾道弾」と呼んだ上で在日米軍を標的に定めていたことを考えると、「火星 -12」も「火星 -10」と同様、在日米軍より遠方を標的としたことになる²⁵。もとより、そのとき金正恩は「米本土と太平洋作戦地帯がわれわれの射撃圏内に入っている」と述べつつも、標的となる米軍基地を特定していなかったが、その1週間後に上述の「北極星 -2」が発射されたとき、その報道には「火星 -12」の発射について「先頃、米太平洋軍司令部が巢喰うハワイと米アラスカを射程圏内に入れる新型中長距離戦略弾道ロケットの試験発射で成功したその勢い、その気迫で弛みない連続攻撃戦を行った」²⁶との一文が認められる。「火星 -12」の推定射程は、通常弾道で発射された場合、弾頭重量によって異なるものの射程約4500キロといわれ²⁷、アラスカを辛うじて射程に収めるとはいえ、ハワイは射程外となる。今後「火星 -12」が「中長距離戦略弾道弾」として射程を延ばすこともありうるが、この時点で確実に射程に収めるのはグアムのアンダーセン米空軍基地ということになる。

ここで指摘すべきは、「火星 -10」はロフテッド軌道で「最高高度1413.6キロに達した後(中略)400キロ先の目標に落下した」のに対し、「火星 -12」もロフテッド軌道で発射されたものの、「大型重量核弾頭装着が可能な新型」とされた上、「最大頂点高度2111.5キロまで上昇飛行して距離787キロの公海上に設定された目標水域を正確に攻撃した」²⁸とされ、飛距離を大幅に延ばしたことである。「火星 -10」は旧ソ連のSLBMであるR-27を地対地モードに転換したものとされ²⁹、同型のエンジンが「火星 -12」に用いられ——実際に「大型重量核弾頭」部分を装着したかはともかく——射程距離を大幅に延ばしたとは考えにくい。「火星 -10」が主エンジン1個とヴァーニア2個が搭載されていたのに対し、「火星 -12」には、3月18日に燃焼実験された「高出力ロケットエンジン」と同様、主エンジン1個とヴァーニア4個が搭載されていた。北朝鮮は明言していないが、「火星 -12」には3月18日に燃焼実験された「高出力ロケットエンジン」が用いられたと考えてよい³⁰。

なお2017年中、北朝鮮が「火星」系列で発射した対兵力弾道ミサイルは、中距離弾道ミサイルではなかった。5月29日、「スカッド -C」とみられる短距離弾道ミサイル(Short-Range Ballistic Missile: SRBM)が元山から発射されたが、これについて北朝鮮は、精密制御誘導システムを導入し、新たな弾道ミサイルの発射実験に成功したと報じた。ここでは、その弾道ミサイルが「太陽節」の軍事パレードで初めて登場したとの金正恩の発言が紹介された上、金正恩が前年の2016年(月日不明)に、国防科学研究部門に対して「敵の艦船をはじめとする海上と地上の任意の針の穴のような個別的目标を精密打撃することが可能なわれわれ式弾道ロケット」を開発する研究課題を与えていたことにも触れられた。さらに、そこではその弾道ミサイルが予定目標から「誤差7メートルで正確に落下した」ことで、金正恩が与えた「精密打撃」という研究課題の成果であることが誇示された。金正恩自身、このミサイル発射に際して「恰も名射手が狙撃手の小銃によって目標に命中させるようだ。あれほどの命中正確性なら、敵の目も決めることができる」³¹と述べたという。

このように、北朝鮮が対兵力弾道ミサイルを連射しつつ対価値攻撃のICBMを念頭に置いたエンジン燃焼実験を行うなか、取り上げるべきは一連の弾道ミサイル発射の間隙を縫うように発表された外務省備忘録であろう。そこには「一旦われわれの攻撃が始まる場合、それはわれわれを狙った米国とその追従勢力の軍事対象だけを狙った精密攻撃戦になるで

あろう」(傍点は引用者)³²と言及された。この一文は核戦力の対兵力化を宣言したものと見てよい。

ただし、それは北朝鮮の中距離核戦力が対兵力装備だけで構成されることを意味しない。人口稠密とはいえないグアムに対して対価値攻撃の効力は限定的であるが、日本は米軍基地を擁する上に人口稠密な都市を多く抱える。これについて、先出の外務省備忘録が続けて述べた以下の一文は、特筆されてよい——「今までは日本にある米国の侵略的軍事対象(複数)だけがわが軍の照準に入っていたが、日本が米国に追従して敵対的に対応するなら、われわれの標的は変わるかもしれない」——。ここでいう標的が「軍事対象」でないとすれば、日本に対する対価値攻撃を考えていることになる。この備忘録の要諦は、在日米軍への対兵力攻撃を公言しながらも、日本に対する対価値攻撃も用意しているところにある。その対価値攻撃には、「火星-7」が動員されるであろう。この外務省備忘録は2013年の朝鮮労働党中央員会全員会議で金正恩が示した「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」を対価値と対兵力攻撃に別言していたとみてよい。

(3) 「7・4革命」——「3・18革命」との連続性

「火星-12」発射が同系列の弾道ミサイル開発を促したのは疑いない。「火星-12」の発射を受け、『労働新聞』が論評を通じてICBM発射を予告した³³。その予告通り7月4日、北朝鮮がICBMと呼ぶことになる「火星-14」(KN-20)の発射実験が亀城で行われたが、それもやはり液体燃料を用いてホット・ローンチで行われた。北朝鮮が「火星-14」の発射で強調したのは、「米国の心臓部を打撃することができる大陸間弾道ロケット『火星-14』型試験発射まで、1回で痛快に成功した」とする金正恩の発言を引用したように、高度2802キロ、飛行距離993キロ、39分間飛行する飛翔距離の延長であった³⁴。これが通常弾道で発射された場合、その射程距離は8000キロに達すると推定される³⁵。

ここで検討されるべきは、同系列の「火星-12」と「火星-14」の関係性であろう。確かに、先出の『労働新聞』の論評がいうように、「火星-12」の発射成功はICBM開発に道を開いた。この論評によれば、「火星-12」が「最大頂点高度2111.5キロまで上昇飛行したこと」は、「宇宙空間まで上昇しなければならない大陸間弾道ロケット開発で要となる大出力エンジンの問題をわれわれが創造的に解決したことを実証している」³⁶という。これ自体、「火星-12」が3月18日に燃料実験がされた「高出力エンジン」を用いたことを傍証しているが、北朝鮮に「火星-12」の発射後、「火星-14」発射を決断させたのは「高出力エンジン」の信頼性と見てよい。それは「火星-12」と「火星-14」がともに液体燃料を用い、ホット・ローンチで発射される同系列に属することを改めて示していた。しかし、それは両者が対価値、対兵力の用途で共通していることを意味しない。そもそも上述の通り、北朝鮮が対兵力装備として念頭に置くのは、在日米軍とアンダーセン空軍基地を射程に置く「中距離戦略弾道弾」、「中長距離戦略弾道弾」であって米本土を射程に収めるICBMではない。「火星-12」と「火星-14」は同系列に属するとはいえ、その用途は異なると考えなければならない。「火星-12」が対兵力弾道ミサイルであるとすれば、「火星-14」は対価値弾道ミサイルとなる。

実際、『労働新聞』は「火星-14」発射「成功」を受け、「米国の核戦争威嚇・恐喝を根本的に終息させ」たとする「政論」を掲げたが、「核先制打撃」に言及しなかった³⁷。また、

『労働新聞』の社説も、「火星-14」発射「成功」で「国家核戦力完成の歴史的偉業を輝かしく実現できるようになった」と自賛した上で、「わが共和国の尊厳と自主権に僅かでも触れようとする者を地球上のどこにしようと容赦なく無慈悲に打撃できる核攻撃手段をもつためのわが党と人民の万苦の闘争史が光り輝く結実をもたらし」³⁸たと述べたが、やはり「核先制打撃」には触れなかった。『民主朝鮮』も、「火星-14」を「国家核戦力完成のための最終関門」と称したが、それを「正義の核抑制力」³⁹であるとした。外務省代弁人も「国家核戦力の戦争抑制効果は比べようもなく高まった」⁴⁰としたことから、「火星-14」は「戦争抑制戦略」を担う対価値弾道ミサイルに位置づけられていると考えてよい。

ただし、北朝鮮がこれで米本土を射程に収める対価値のICBMを完成したわけではない。しばしば指摘される大気圏再突入の技術もさることながら、そこで示された射程距離も米本土を収めるには十分ではなかった。この文脈で指摘すべきは、「火星-14」発射を受けて『労働新聞』が掲げたICBMに関する解説記事である。その記事は、ICBMについて「一般的に核弾頭を装着し、6400キロ以上の射程距離で弾道を描いて飛行し目標物に到達する地上対地上（地対地）長距離弾道ロケットの一種」（傍点と括弧内は引用者）と独自の定義を下した上で、改めて「火星-12」を「新型中長距離弾道弾」、「火星-14」を「大陸間弾道弾」と区別して呼んだ⁴¹。「6400キロ以上」という射程距離は、「火星-14」の指定飛翔距離から定められたのではない。北朝鮮はそれ以前、この射程距離をICBMの定義として下したことが複数回ある⁴²。

さらにこの記事は、「火星-14」が「米太平洋軍司令部が巢喰うハワイと米国アラスカを射程圏内に確実に追い込んだ」として、「米国の心臓部を打撃できる主体朝鮮の核攻撃能力を全世界に力強く誇示した」⁴³と述べていた。確かに、6400キロの射程はアラスカ州全体を収めるとはいえ、ワシントン州にもハワイにも到達しない。アラスカは「米国の心臓部」とはいえ、6400キロは対価値攻撃能力を誇示できる射程距離ではない。そうだとすれば、この記事がICBMの定義として力点を置くのは、射程距離「6400キロ」よりも、それ「以上」にあると考えなければならない。確かに上述の通り、7月4日に発射された「火星-14」は、通常弾道で発射されれば8000キロの射程をもちうるが、この射程はワシントン州シアトルを射程に収めるとはいえ、それより東方の都市には到達しない。このことは、「火星-14」が「米国の心臓部」である東海岸に到達しうることを実証する実験を必要としていたことを意味する。

かくして7月28日、慈江道舞坪里から「火星-14」が再び発射された。この発射については「最高高度3724.9キロ、飛行距離998キロ、47分12秒飛行、公海上に設定された目標水域に正確に着弾した」とされ、「前回の第1回試験発射で拡充された発射台離脱特性、段階分離特性、構造体系特性などが再確認され、能動区間における最大射程保障のために増やされた各エンジンの作業特性と改善された誘導、安定化体系の正確性と信頼性が確認された」⁴⁴という。この日発射された「火星-14」は通常弾道で発射された場合、7月4日の発射よりも射程距離を延ばし、1万キロに達すると推定された⁴⁵。この推定は搭載する弾頭重量により変動しうるが、この日の「火星-14」発射で北朝鮮は、米国東海岸を射程に入れるICBMとしての潜在的能力を手に入れたことになる。

7月28日に発射された「火星-14」も、7月4日の発射と同様、「戦争抑制戦略」を担う対価値装備として位置づけられたのはいうまでもない。『労働新聞』は論評を通じて「火星

-14」の「核抑制力」を強調したが、7月4日の「火星-14」の発射で用いた文言を繰り返し、「核先制打撃」には触れなかった⁴⁶。また、2回に及ぶ「火星-14」の発表を受け、朝鮮労働党中央委員会の李万建副部長は「ロケット研究部門の活動家と科学者、技術者」を集めての祝賀宴で行われた演説で、7月4日の「火星-14」発射成功を「7・4革命」と謳った上で、『3・18革命』と『7・4革命』を経て7・28の奇跡的勝利を創造した氣勢高らかに機動性と攻撃力が高い新型の弾道ミサイルを絶えずつくり出し⁴⁷と強調した。李万建はここで「火星-12」に言及しなかったことは、「火星-12」がICBM「火星-14」とは、射程距離も用途も異なることを示唆していた。

(4) 「グアム包囲射撃」計画——朝鮮人民軍最高司令部「重大声明」と「火星12」

「火星-14」が対価値ICBMであるのに対し、「火星-12」が対兵力の中距離弾道ミサイルであることは、その後公表された「グアム包囲射撃」計画からも明らかであった。7月中の2回に及ぶ「火星-14」の発射を受け、国連安保理が決議第2371号を採択すると、北朝鮮は8月8日、これを排撃する政府声明と朝鮮人民軍戦略軍代弁人声明を発表したのに続き⁴⁸、朝鮮人民軍戦略軍が代弁人声明を通じて「米領グアム周辺を『火星-12』で包囲射撃する作戦計画を検討しており、8月中旬までに最終完成させる」⁴⁹と表明した。この声明は「グアム包囲射撃」計画を「慎重に検討」と述べ、実施を予告したわけではなかったが、国連安保理決議第2371号に触発されたことは確かにせよ、アンダーセン米空軍基地への攻撃能力を誇示することを意図していた。これに続き、朝鮮人民軍戦略軍司令官の金絡兼大将は「グアム包囲射撃」を「慎重に検討」していることを繰り返しつつ、「われわれが発射する『火星-12』型は、日本の島根県、広島県、高知県上空を通過することになり、射程3356.7キロを1065秒間飛行した後、グアム島の周辺30～40キロの海上水域に着弾することになる」⁵⁰と述べた。北朝鮮が具体的な数値を挙げ射程距離と着弾地点を予告して命中率を誇示したこと自体、「火星-12」を対兵力の弾道ミサイルとして位置づけていることを示していた。

ここで挙げるべきは、8月15日に金正恩が朝鮮人民軍司令部を視察したときの報道である。ここで金正恩は「グアム包囲射撃」に関する金絡兼の報告を聴取したが、「朝鮮人民軍将兵は南朝鮮と日本、太平洋の作戦地帯、米本土の攻撃対象物を殲滅的な超強力攻撃で焦土にし、反米対決戦の最後の勝利をもたらす燃える決意を固めた」⁵¹と報じられた。この一文は、2016年2月に発表された朝鮮人民軍最高司令部「重大声明」を想起させる。この「重大声明」は「第1攻撃対象」を「青瓦台と反動統治機関」とし、「第2攻撃対象」を「アジア太平洋地域の米侵略軍の対朝鮮侵略基地（複数）と米国本土」（括弧内は引用者）と指定していた⁵²。

振り返ってみれば、2014年6月に「戦術誘導弾試験発射」が行われたとき、金正恩は「現代戦のいかなる作戦と戦闘でも正確な先制打撃による主導権を確固として握ることができる高度に精密化された戦術誘導兵器をさらに多く作り出すであろうとの確信」を表明していた。「戦術誘導弾」が上の「重大声明」の「第1攻撃対象」の対南武力行使に用いられるとすれば、「火星-12」は「第2攻撃対象」と定める「アジア太平洋地域の米侵略軍基地」たる在日米軍基地への「北極星-2」、「スカッド-ER」による対兵力攻撃とともに、アンダーセン米空軍基地を標的にして用いられることになる。そうだとすれば、その戦争は朝鮮

半島内部からエスカレートすると想定されている。それは作戦の延長線上に ICBM「火星-14」による「米国本土」への対価値攻撃を伴うとはいえ、朝鮮半島外部の米軍基地使用を阻止すべく対兵力弾道ミサイルによる「核先制打撃」の可能性を示す戦争を想定している。金正恩がいう「戦争遂行戦略」は、この戦争に適用されるに違いない。

なお8月29日、北朝鮮は順安地域から「火星-12」を発射したが、過去2度の「試験発射」ではなく「発射訓練」と呼ばれた。これはほぼ通常角度で発射され、「高度約550キロ、水平飛距離は約2700キロ」飛翔したという。それまでの実験で示された「火星-12」の推進力からみれば、「約2700キロ」以上飛翔してもしかるべきであり、この実験は必ずしも「成功」とはいえないが、北朝鮮は「火星-12」の発射について、「朝鮮半島の有事にわれわれの戦略武力の迅速対応態勢を判定検閲し、新たに装備した中長距離戦略弾道ロケットの実戦運用能力を確定するため不意の機動と打撃を配合して進行した」とされた。この「発射訓練」を指導した金正恩は「今後、太平洋を目標にして弾道ミサイル発射訓練を多く行う」必要があると述べたほか、「火星-12」発射は「侵略の前哨基地である米領グアムを牽制するための意味深長な前奏曲になる」と述べたという。この報道は、「有事に太平洋作戦地帯内の米帝侵略軍基地（複数）を攻撃する任務を任される朝鮮人民軍戦略軍火星砲兵部隊と中長距離弾道ロケット『火星-12』型が動員された」（括弧内は引用者）⁵³と述べ、改めて「火星-12」が対兵力装備として「戦争遂行戦略」の一部を担うことを示唆したのである。

IV. 第6回核実験と「火星-15」発射——「国家核戦力完成」の「最終段階」

北朝鮮に限らず、対兵力装備は抑止が敗れた際、敵対国に戦争をエスカレートした際の損害を予め認識させ、敵対国の安全確保のためにエスカレートを躊躇させることを意図する⁵⁴。北朝鮮についても、在日米軍、アンダーセン米空軍基地など遠方に位置する標的を攻撃できる能力を誇示し、米国にそれらの基地使用を躊躇させるには核弾頭が必要であるとはいえ、対価値攻撃のため爆発規模の拡大を追求すると同時に、対兵力攻撃にはあえて爆発規模が小さい核弾頭も保有しなければならない。

9月3日の第6回核実験は、朝鮮労働党常務委員会で決定書「国家核戦力完成の完結段階目標を達成するための一環として大陸間弾道ロケット装着水素弾試験を進行することについて」（傍点は引用者）⁵⁵が採択されたのを受けて実施された。実験後の核兵器研究所の声明も、この実験が「完全成功」としつつ、「国家核戦力完成の完結段階の目標達成に向けた非常に意義ある契機」⁵⁶（傍点は引用者）となったと謳い上げた。この実験がICBMに装填されるべき水爆による弾頭実験とされた以上、爆発規模が強調されたのは当然であった。この実験が「前例になく大きな出力」を生み出しただけでなく、「核弾頭としての水爆の工学的構造が信頼し得る」とする結論を出していた。観測された160キロトンという爆発規模は広島型原爆の約10倍に相当し、核分裂だけによる爆発とは考えにくく、その前年2回の核実験で示された核融合技術が進展したことに疑いの余地はない。

ただし、金正恩がこの実験で強調したのは、その爆発規模だけではなかった。金正恩は党軍需工業部の責任者と核兵器研究所の科学者からの説明を受けた際、「核爆弾の威力を攻撃対象によって数十キロトン級から数百キロトン級に至るまで任意に調整できるわれわれの水爆は、巨大な殺傷・破壊力を発揮するだけでなく、戦略的目標によって高空で爆発させ、広域の超強力な電磁パルス攻撃まで加えられる多機能化された核弾頭である」⁵⁷と

述べ、核弾頭の多様な爆発規模を強調した。「数十キロトン」は、「火星-12」に搭載される爆発規模の小さい核弾頭を想定し、「数百キロトン」とは——その数値には及ばないとはいえ——第6回核実験で誇示された核弾頭の破壊力を示し、ICBMに装填される核弾頭を指していた。

さらに、第6回核実験を受け同月15日、北朝鮮は再び順安地域から「火星-12」を発射したが、これも8月末の「火星-12」発射と同様、「発射訓練」と発表された。この訓練は「攻撃と反攻撃作戦遂行能力をさらに強化し、核弾頭の取扱手順を点検し実戦的な行動手順を確定する目的の下に行われ」とされ、「火星-12」が対兵力装備であることが改めて示された。ここで強調すべきは、3月初旬「スカッド-ER」発射実験が行われた際の報道——「核弾頭取扱手順と迅速な作戦遂行能力を判定検閲するために進行した」——と類似した文言が用いられたことである。「スカッド-ER」が既に実戦配備されていることを考えたとき、「火星-12」の「発射訓練」はその実戦配備を念頭に置いたものと考えられる。この「発射訓練」を指導した金正恩も、「各種核弾頭を実戦配備するのに合わせてその取扱手順を厳格に立てなければならない」（傍点は引用者）⁵⁸と述べたというが、「火星-12」に装着される弾道は、上述の通り、第6回核実験の「水爆」弾頭より爆発規模の小さいものを想定しているであろう。

米国が北朝鮮の第6回核実験と「火星-12」の「発射訓練」を非難したのはいうまでもない。トランプ（Donald J. Trump）米大統領が国連総会演説で、金正恩が「自身、および自身の体制の自爆任務に就いている」⁵⁹と述べると、金正恩が国務委員会委員長名義で声明を発表し、「史上最高の超強硬対応措置の断行を慎重に考慮するであろう」⁶⁰と反駁した。この米朝間の非難応酬のなか、『労働新聞』は、「国家核戦力の建設は既に最終完成のための目標が全て達成された段階にある」（傍点は引用者）⁶¹とする署名入りの論評を掲げた。核兵器研究所の声明が第6回核実験を「国家核戦力の完結段階の目標達成に向け非常に意義ある契機」と位置づけたことはすでに述べたが、この論評が注目されたのは、それ以降、核実験も弾道ミサイル発射も行われなかったにもかかわらず、「国家核戦力」について「最終完成のための目標が全て達成された」と完了形を用いたことであった。また、これを遡る10月7日の朝鮮労働党中央委員会第7期第2回全員会議に関する報道でも、金正恩は「国家核戦力の歴史的な大業を輝かしく完遂することについて言及された」と報じられたが、「完遂する」はそれ以降の課題として示されていた⁶²。米朝間の非難応酬があったにせよ、「国家核戦力」が「最終完成のための目標が全て達成された」とした一文が、唐突感を以て受け止められたのは当然であった。

その約1か月後の11月29日に発射された「火星-15」（KN-22）は、この『労働新聞』論評との関連で考えられなければならない。当日発表された政府声明によれば、「火星-15」は「米国本土全域を打撃できる超大型重量級核弾頭の装着が可能な大陸間弾道ロケット」であり、「火星-14」よりも「戦術技術的諸元と技術的特性が遥かに優越した兵器体系」とされ、「目標としたロケット兵器体系開発の最終段階に到達した最も威力のある大陸間弾道ロケット」（傍点は引用者）とされた。さらにここでは、金正恩が「今日、遂に国家核戦力完結の歴史的な大業、ミサイル強国偉業が実現したと誇らしく宣布された」（傍点は引用者）と伝えられた。「火星-15」は「到達高度4475キロまで上昇し、950キロの距離」を飛翔する軌道を辿ったというが⁶³、通常弾道で発射された場合、1万3000キロ程度の射程をもち、

米国東海岸はもとよりフロリダ半島まで到達しうる⁶⁴。「国家核戦力」について「最終完成のための目標が全て達成された」と完了形を用いた『労働新聞』の論評は、「火星-15」の発射予告でもあったことになる。

「火星-15」が「火星-14」と同様、ICBMである以上、それは対価値攻撃を主眼とし、「火星-12」のように朝鮮半島外の米軍基地への「核先制打撃」を含む対兵力攻撃を担うとは考えにくい。実際、上の政府声明は北朝鮮の「戦略兵器開発と発展は、全的に米帝の核恐喝政策と核脅威から国の主権と領土を守護し、人民らの平和な生活を守るためのものであり、わが国の利益を侵害しない限り、いかなる国、地域にも脅威にならない」（傍点は引用者）と強調していた。確かに、この政府声明はNFUには言及していないが、「火星-12」などの対兵力の弾道ミサイル発射の際に用いられた「核先制打撃」には触れられなかった。これは「火星-15」を「火星-14」と同様、対価値攻撃を担う第2撃能力として位置づけていることを示唆していた。

「火星-15」が「火星」系列に属する対価値攻撃のICBMとして一つの到達点であったことは確かであった。『労働新聞』の「政論」は、「主体的ロケット工業発展の新しい歴史を開いた『3・18革命』から『7・4革命』と7・28の奇跡的勝利、大陸間弾道ロケット装着用水素弾試験での完全成功等、国家核戦力完成とロケット強国建設のために捧げてきた」⁶⁵として金正恩を称える「政論」を掲げ、金正恩も12月の第8回軍需工業大会で「国家核戦力完成の大業を成し遂げた」⁶⁶と謳い上げたのである。

V. 結語——核態勢の二元的運用と弾道ミサイル「系列生産」の現段階

北朝鮮はその核態勢で、少なくとも二つの戦争を想定している。北朝鮮が核使用について矛盾した言説を行うのも、異なる戦争を想定し、運用面で異なる核使用を想定しているからである。それは金正恩が言及した「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」に符合する。「戦争抑制戦略」が米国による第1撃を抑止すべく、NFUという宣言的措置と対価値装備によって支えられるとすれば、「戦争遂行戦略」は、朝鮮半島内部での戦争がエスカレートした際、朝鮮半島外の米軍基地使用を阻む「エスカレーション阻止（de-escalation）」のための対兵力の核使用の可能性を含む。そうだとすれば、北朝鮮がみせる核態勢は、核使用を含む運用面で二元的な構造をもっていることになる。

2017年は北朝鮮が対価値と対兵力の双方で弾道ミサイル能力を誇示したが、それらは「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」を念頭に、二つの「系列生産」で開発・生産され、それぞれの系列で大きな成果を収めた。大別すれば、「火星」系列が「戦争抑制戦略」を担うICBMである「火星-14」・「火星-15」と中距離弾道ミサイル「スカッド-ER」「火星-12」を液体燃料とホット・ローンチで開発・生産したのに対して、「北極星」系列は、SLBM「北極星-1」と地对地中距離弾道ミサイル「北極星-2」を固体燃料とコールド・ローンチで開発・生産した。

そのうち、「火星-14」・「火星-15」は「戦争抑制戦略」として、対価値第2撃能力を担うであろう。「戦争抑制戦略」において、北朝鮮が米本土に対して先に核兵器を使用するとは考えにくい。金正恩が朝鮮労働党第7回大会で述べたNFUと同等の発言は、「戦争抑制戦略」に関する限りは有効と考えられる。これに対し「火星-12」と「北極星-2」は——別の系列から開発・生産されたとはいえ——「戦争遂行戦略」を担い、それぞれ対兵力弾

道ミサイルとしてグアムのアンダーセン米空軍基地と在日米軍基地を標的としつつ、「核先制打撃」の可能性を示すであろう。

それまで北朝鮮の対価値攻撃能力は、通常兵力による韓国、核弾頭搭載可能な「火星-7」による日本に及んでいたが、「火星-14」・「火星-15」でその射程はほぼ確実に米本土に及ぶことになった。対兵力についても、在日米軍基地を標的とする「スカッド-ER」は実戦配備されていたものの、アンダーセン米空軍基地を標的とする「火星-10」は、2016年春の度重なる発射失敗にみられるように、対兵力弾道ミサイルとしての信頼性を欠いていた。「火星-12」は、3月18日の「高出力ロケットエンジン」を用いることでその信頼性を向上させたことは否定できない。このような北朝鮮の対価値、対兵力弾道ミサイル能力の向上の負荷が最も大きいのが日本であることは強調されてよい。日本は1990年代からすでに「火星-7」による対価値攻撃の標的となっているのに加え、対兵力の中距離ミサイル「スカッド-ER」、「北極星-2」で在日米軍基地が標的となっていることが示された。17年4月に発表された北朝鮮の「外務省備忘録」が、在日米軍基地に対する対兵力攻撃を公言しながら、「日本が米国に追従して敵対的に対応するなら」その標的は「変わるかもしれない」として対価値攻撃を示唆したのも、この現実を語っていたとみるべきであろう。

このように、弾道ミサイルの「系列生産」は一定の成果を生んだが、それが完結したとみることはできない。そもそも、「系列生産」とは系列ごとに特化した技術を開発し、それが収斂して完成体に至るといふ生産方式であるが、二つの系列で用いられた燃料にみられるように、弾道ミサイル開発での利点は実戦配備する上では利点にはならない。「火星」系列の液体燃料は様々な射程の弾道ミサイル開発には適してはいるが、そのまま配備されても発射即応性を欠く。これに対して「北極星」系列が用いる固体燃料は、様々な射程の弾道ミサイル開発には適さないが、発射即応性を担保できるため実戦配備には利点として作用する。

したがって、「火星」系列で射程を延長する技術は「北極星」系列にも転用され、「北極星」系列での固体燃料技術は、「火星」系列の弾道ミサイルにも転用されうるとみなければならない。また、「北極星」系列での生産はいままでのところ、SLBMと中距離弾道ミサイルに限られているが、将来「火星」系列で開発された射程延長の技術が「北極星」にも転用されうるのであろう。さらに、その技術は将来、サイロから発射される大型のICBMにも転用されることもありえよう。実際、2017年2月の「北極星-2」初実験の際、金正恩は前年のSLBM実験で得られた成果を基盤に、「射程延長した地対地弾道弾を開発することについて戦闘的課業」(傍点は引用者)を示した⁶⁷。17年2月の時点で「射程を延長した」と過去形でいえる「地対地弾道弾」は、「テポドン-2」ならびにその派生型に限られていた。金正恩の「戦闘的課業」とは、それらをサイロに格納した上、固体燃料とコールド・ローンチの技術をそこに転用することを意味していたのかもしれない。

弾道ミサイルの「系列生産」が完結するとき、北朝鮮は発射即応性の高い固体燃料によるICBMと中距離弾道ミサイル「火星-2」をTELとサイロから発射できるだけでなく、「北極星-2」よりも長射程のSLBMを配備するかもしれない。金正恩のいう「戦争抑制戦略」と「戦争遂行戦略」は、そこで到達点に達することになる。

— 注 —

- 1 「核ドクトリン」をはじめ、この間の金正恩演説、機関紙の言辞をもとに北朝鮮の核態勢を最小限抑止の観点から考察した論考として、拙稿「金正恩『核ドクトリン』の生成と展開——比較のなかの北朝鮮『最小限抑止』の現段階」『北朝鮮をめぐる将来の安全保障環境』、防衛研究所、2017年を参照。「核先制打撃」に着目して、北朝鮮の核態勢を考察したものとして、See, Léonie Allard, Mathieu Duchâtel and François Godement, *Pre-empting Defeat: In Search of North Korea's Nuclear Doctrine*, London: European Council on Foreign Relations, November 2017. なお、金正恩による朝鮮労働党第7回大会での活動報告は、「朝鮮労働党第7次大会で行った党中央委員会事業総和報告」『労働新聞』2016年5月8日（邦訳は「朝鮮労働党第7次大会でおこなった中央委員会の活動報告 2016年5月6日、7日」『金正恩著作集2』、白峰社、2017年、129-224頁）、以下、朝鮮労働党第7回大会での金正恩の活動報告からの引用は、この文献による。なお、朝鮮労働党中央委員会全員会議での金正恩演説は、「敬愛する金正恩同志が朝鮮労働党中央委員会 2013年3月全員会議で行われた報告」『労働新聞』2013年4月1日（邦訳は「朝鮮労働党中央委員会 2013年3月全員会議における報告、2013年3月31日」『金正恩著作集』、白峰社、2014年、215-225頁）を参照。
- 2 「新年の辞」『労働新聞』2017年1月1日。
- 3 この論点について筆者は、中国、インドにおける対兵力装備の開発とNFU再検討の関係性との比較の上で、北朝鮮の弾道ミサイルの対兵力化とNFUについて考察している。See, Hideya Kurata, “Kim Jong-un’s Nuclear Posture under Transformation: Source of North Korea’s Counterforce Compulsion,” Hideya Kurata and Jerker Hellström (eds.), *North Korea’s Security Threats Reexamined*, Yokosuka: National Defense Academy, 2018 (forthcoming).
- 4 これは2013年3月6日の朝鮮中央通信論評「われわれ式の精密核打撃で米帝と傀儡逆敵を掃き捨てよう」を指す。この論評についての詳細は、前掲拙稿「金正恩『核ドクトリン』の生成と展開」、47頁。および、拙稿「金正恩核態勢の形成——地域的措置の限界と集団安保の効用」小倉和夫・康仁徳・日本経済研究センター編『朝鮮半島地政学クライシス』、日本経済新聞出版社、2017年、117頁を参照されたい。
- 5 チュ・ジョンフン「核武器の小型化、軽量化、多重化、精密化」『労働新聞』2013年5月21日。
- 6 「敬愛する最高司令官金正恩同志が最先端水準で新たに開発した超精密化された戦術誘導弾試験発射を指導された」『民主朝鮮』2014年6月27日。以下、この実験における金正恩の発言は、この文献からの引用による。この実験の意義については、『問答集4 朝鮮に対する理解（軍事）』平壤、朝鮮民主主義人民共和国外国文出版社、2015年、76-77頁も併せて参照。
- 7 韓国国防부는、この実験を300ミリ多連装ロケット砲と推定しながらも、それが誘導機能を有するかは不明としたが（「共同＝2017年6月27日」）、それが300ミリ多連装ロケット砲「主体100」（KN-09）を指すとすれば、全地球測位システム（Global Positioning System: GPS）機能による初歩的な誘導機能をもつ。これについては、拙稿「北朝鮮の核態勢における対南関係——『エスカレーション・ドミナンス』の陥穽」外務省外交・安全保障調査研究事業『安全保障政策のリアリティ・チェック——新安保法制・ガイドラインと朝鮮半島・中東情勢：朝鮮半島の総合分析と日本の安全保障』、日本国際問題研究所、2017年3月、92頁を参照されたい。
- 8 後に『労働新聞』は「共和国を狙う米本土と海外米軍侵略軍の群れは、われわれの最先端誘導兵器の強力な点（ピンポイント）打撃に骨を拾えないことを銘記しなければならない」（括弧内は引用者）とする論評を掲げた（チェ・イルチュル「侵略者どもはわれわれの無慈悲な打撃に骨を拾えなくなるだろう」『労働新聞』2014年8月3日）。
- 9 「朝鮮労働党中央委員会政治局会議で決定書——《朝鮮労働党創建70周年、祖国解放70周年を偉大な党の領導に従って強盛繁栄する先軍朝鮮の革命的大慶事として迎えることについて》を採択」『労働新聞』2015年2月13日。これは決定書採択に際しての報道であり、管見の限り、決定書自体は公開されていない。
- 10 本誌政治報道班「朝鮮労働党軍事委員会委員長であられ敬愛する金正恩同志の指導の下に朝鮮労働党中央軍事委員会拡大会議が進行した」『労働新聞』2015年2月23日。
- 11 「朝鮮労働党第7回大会で提示された課題を徹底的に貫徹するための党、国家、経済、武力機関活動家連席会議進行——国家経済発展5カ年計画戦略遂行のための対策と実践方法討議、忠誠の200日戦闘宣言」『労働新聞』2016年5月29日。

- 12 「系列生産」『経済辞典 (1)』平壤、社会科学出版社、1985年、322頁。この文献は、飯村友紀・日本国際問題研究所研究員の照会による。記して謝意を表す。
- 13 「わが党の国防科学技術重視政策が生んだいま一つの輝かしい成果、大出力固体ロケット発動機地上噴出および段階分離実験に成功——敬愛する金正恩同志が大出力固体ロケット発動機地上噴出および段階分離試験を指導された」『労働新聞』2016年3月24日。この実験については、前掲拙稿「北朝鮮の核態勢における対南関係」、82頁を参照。
- 14 「地上対地上中長距離戦略弾道弾《北極星-2》型試験発射に完全成功 敬愛する最高領導者金正恩同志が新たな戦略武器試験発射を現地で指導された」『民主朝鮮』2017年2月14日。
- 15 “KN-15 (Pukkuksong-2)” <<https://missilethreat.csis.org/missile/pukkuksong-2/>>.
- 16 「朝鮮中央通信社論評 日本もわれわれの打撃圏内にある」<<http://www.kcna.co.jp/index-k.htm>>。
- 17 See, Markus Schiller and Neil Gibson, “North Korea Parades Newest Missiles,” *Jane’s Defence Weekly*, Volume 54 Issue No. 17 (April 26, 2017), p. 34.
- 18 「国家核武力強化の道に響きわたる多発的、連発的雷鳴、地上対地上中距離戦略弾道弾《北極星-2》型試験発射でまたも成功——敬愛する最高指導者金正恩同志が弾道弾試験発射を参観された」『民主朝鮮』2017年5月23日。
- 19 「敬愛する最高領導者金正恩同志が国防科学院で新たに開発されたわれわれ式の大出力発動機地上噴出試験をご覧になった」『民主朝鮮』2017年3月19日。
- 20 「主体朝鮮の核攻撃能力を非常に強化する上でなされたいいま一つの出来事 新型大陸間弾道ロケット大出力発動機地上噴出試験で大成功 敬愛する金正恩同志が西海衛星発射場を訪ねられ新型の大陸間弾道ロケット大出力発動機地上噴出試験を指導された」『民主朝鮮』2016年4月9日。
- 21 「宇宙征服の道に生まれたいいま一つの出来事 新型静止衛星運搬ロケット用大出力発動機地上噴出試験で大成功 敬愛する金正恩同志が西海衛星発射場を訪ねられ新型の静止衛星運搬ロケット大出力発動機地上噴出試験を指導された」『民主朝鮮』2016年9月20日。
- 22 Hideya Kurata, “North Korea’s Military Development: Emerging Escalation Ladder,” *CSCAP Regional Security Outlook: 2017*, Canberra: Council for Security Cooperation in the Asia Pacific, 2016, p. 35.
- 23 本紙政治報道班「敬愛する最高領導者金正恩同志が朝鮮人民軍戦略軍火星砲兵部隊の弾道ロケット発射訓練を指導された」『労働新聞』2017年3月7日。
- 24 同上。なお、朝鮮人民軍戦略軍は同日9日、この発射訓練が「在日米軍基地を攻撃目標として行われたことを隠さない」とする代弁人談話を発表した（「わが戦略軍は侵略と挑発の本拠地を生存不可能に焦土化するであろう——朝鮮人民軍戦略軍代弁人談話」『民主朝鮮』2017年3月10日）。
- 25 ここでいう「戦略」に弾道ミサイルの区分としての意味はない。後に『民主朝鮮』はICBMについての解説記事を掲載するが、そこでは「戦略ロケットは近距離、中距離、長距離、大陸間弾道ロケットに区分する」とされ、射程距離にかかわらず「戦略」が冠されていた（「大陸間弾道ロケット」『民主朝鮮』2017年7月28日）。
- 26 注(18)と同じ。これとほぼ同様の文言は、「北極星-2」発射後の外務省代弁人回答でも用いられた（「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人回答」『民主朝鮮』2017年5月24日）。
- 27 “Hwasong-12” <<https://missilethreat.csis.org/missile/hwasong-12/>>.
- 28 「主体的強国建設史に特記される偉大な出来事 地上対地上中長距離戦略弾道ロケット《火星-12》型試験発射成功、敬愛する最高領導者金正恩同志が新型ロケット試験発射を現地で指導された」『民主朝鮮』2017年5月16日。
- 29 「火星-10」の諸元は、さしあたり、前掲拙稿「北朝鮮の核態勢における対南関係」、91-92頁を参照されたい。
- 30 See, Jeffery Lewis, “North Korea’s Hwasong-12 Missile: Stepping Stone to an ICBM” <<http://www.nti.org/articles/north-koreas-hwasong-12-missile-stepping-stone-icbm/Influence>>.
- 31 「敬愛する最高領導者金正恩同志が精密操縦誘導体系を導入した弾道ロケット試験発射を指導された」『民主朝鮮』2017年5月30日。これを受け北朝鮮外務省代弁人は談話を通じて、「今まで日本にある米国の侵略軍基地（複数）だけがわが戦略軍の照準圏内に入っていたが、日本が現実を直視せず、最後まで米国に追従し、われわれに敵対的に出るのなら、われわれの標的は変わるしかないであろう」（括弧内は引用者）と述べ、上述の外務省備忘録の内容を繰り返した（「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2017年5月30日）。
- 32 「米国の共和国戦争策動とわれわれの選択——朝鮮民主主義人民共和国外務省備忘録」『民主朝鮮』

- 2017年4月7日。以下、この外務省備忘録からの引用は、この文献による。
- 33 この論評は、「現実が示しているように、われわれが大陸間弾道ロケットを試験発射するであろうことは誰も否定できないでいる。また、われわれがその試験発射に必ず成功するであろうことを信じて疑わないでいる」と述べていた（リ・ギョンス「米国の対朝鮮敵視政策の総破産は歴史の必然である」『労働新聞』2017年6月10日）。
- 34 「反帝反米対決戦で達成した主体朝鮮の偉大なる勝利 大陸間弾道ロケット《火星-14》型試験発射成功 敬愛する最高指導者金正恩同志が大陸間弾道ロケット《火星-14》型試験発射を現地で指導された」『民主朝鮮』2017年7月6日。
- 35 “Hwasong-14 (KN-20)” <<https://missilethreat.csis.org/missile/hwasong-14/>>.
- 36 注(33)に同じ。
- 37 リ・ジン、リ・ Cholmin 「政論 偉大なわが祖国万々歳——大陸間弾道ロケット《火星-14》型試験発射成功の報せに接して」『労働新聞』2017年7月5日。
- 38 「社説 我が党の並進路線の大勝利、最終勝利に向かって前へ！」『労働新聞』2017年7月6日。
- 39 「政論 強大なわれわれの力を自負する」『民主朝鮮』2017年7月5日。
- 40 外務省代弁人談話は「火星-14」発射の「完全成功」で、「朝鮮半島の地域の平和と安全保障はさらに頼もしく保証できるようになった。（中略）米国はあえてわれわれを殴る気にもならなくなった」と述べた「朝鮮民主主義人民共和国外務省代弁人談話」『民主朝鮮』2017年7月8日）。
- 41 リ・ミョンヘ「偉大なる核攻撃手段 大陸間弾道ロケット」『労働新聞』2017年7月23日。
- 42 例えば、2012年末の「銀河-3」発射の後、この論評と同一の署名者による記事が『労働新聞』に掲載されたが、その記事もやはり、「6400キロ以上の射程距離の地上対地上（地対地）長距離弾道ミサイルとして区別している」（括弧内は引用者）と述べていた。これについては、リ・ミョンヘ「米国は終局的破滅を免れないであろう——青年大学生たちとの対話（1）」『労働新聞』2013年4月20日を参照。また、前出のチュ・ジョンフンによる論評も、「大陸間弾道弾」の射程距離を「6400キロ以上」としていた。これについては注(5)を参照。ただし、北朝鮮のICBMの定義は一定していたとはいいがたく、「射程距離1万から1万3000キロ」という定義を下したこともある（『朝鮮大百科事典（簡略本）』平壤、百科事典出版社、2004年、246頁）。リ・ミョンヘの記事も、「銀河-3」について「国際社会は6000マイル以上の射程距離をもつと評価したものと承知している」と述べていたが、「6000マイル以上」はメートル換算で1万キロを超えうる。
- 43 リ・ミョンヘ「偉大なる核攻撃手段 大陸間弾道ロケット」『労働新聞』2017年7月23日。
- 44 本紙政治報道班「朝鮮労働党の戦略的核武器の一大示威 大陸間弾道ロケット《火星-14》型2次試験発射に再び成功 敬愛する指導者金正恩同志が大陸間弾道ロケット《火星-14》型2次試験発射を指導された」『労働新聞』2017年7月29日。
- 45 “Hwasong-14 (KN-20),” *op. cit.*
- 46 リ・ハンナム「核抑制力強化措置の正当性が確認された」『労働新聞』2017年7月29日。
- 47 本紙政治報道班「敬愛する最高指導者金正恩同志を奉じ大陸間弾道ロケット《火星-14》型2次試験発射成功を慶祝する宴会が盛大に進行」『労働新聞』2017年7月31日。
- 48 「朝鮮民主主義人民共和国政府声明」『民主朝鮮』2017年8月8日。「わが共和国に対する米国の分別のない『戦争辞さず』の精神異常はアメリカ帝国の悲劇的終末だけをもたらすことになるであろう——朝鮮人民軍総参謀部代弁人声明」『民主朝鮮』2017年8月9日。
- 49 「米国は現状で特に慎重でなければならず、衝突を誘発しうるいかなる軍事的行動も特に慎まなければならない——朝鮮人民軍戦略軍代弁人声明」『民主朝鮮』2017年8月9日。
- 50 「われわれは実際の軍事行動で米国に嚴重な警告を送るであろう——朝鮮人民軍戦略軍司令官金絡兼大将の発表」『民主朝鮮』2017年8月10日。
- 51 「敬愛する最高指導者金正恩同志が朝鮮人民軍戦略軍司令部を視察された」『民主朝鮮』2017年8月15日。
- 52 「朝鮮人民軍最高司令部重大声明」『民主朝鮮』2016年2月23日。この声明についての詳細は、前掲拙稿「北朝鮮の核態勢における対南関係」、86頁。
- 53 「敬愛する最高指導者金正恩同志が朝鮮人民軍戦略軍の中距離戦略弾道ロケット発射訓練を指導された」『民主朝鮮』2017年8月30日。同様の文言は「政論 偉大なる強国時代」『労働新聞』2017年9月1日でも用いられた。
- 54 See, Kurata, “Kim Jong-un’s Nuclear Posture under Transformation,” *op. cit.*; see also, Keir A. Lieber and Daryl G. Press, “The New Era of Nuclear Weapons, Deterrence, and Conflict,” *Strategic Studies Quarterly*, Vol.7, No.1

(Spring 2013), p. 7.

- 55 「朝鮮労働党中央委員会政治局常務委員会進行」『労働新聞』2017年9月3日。
- 56 「朝鮮民主主義人民共和国核武器研究所声明——大陸間弾道ロケット装着用水素弾試験に完全成功」『民主朝鮮』2017年9月3日。
- 57 「敬愛する最高領導者金正恩同志が核武器兵器化事業を指導された」『民主朝鮮』2017年9月3日。
- 58 「敬愛する最高領導者金正恩同志が中距離戦略弾道ロケット《火星-12》型発射訓練を再び指導された」『民主朝鮮』2017年9月16日。
- 59 “Remarks by President Trump to the 72nd Session of the United Nations General Assembly” <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-72nd-session-united-nations-general-assembly/>>.
- 60 「朝鮮民主主義人民共和国国務委員会委員長金正恩同志が声明を発表された」『民主朝鮮』2017年9月22日。
- 61 チョ・ナムス「窮地に陥ったホワイトハウスの老い耄れの取るに足らない虚勢」『労働新聞』2017年10月28日。
- 62 「朝鮮労働党中央委員会第7期第2次全員会議に関する報道」『労働新聞』2017年10月8日。
- 63 「朝鮮民主主義人民共和国政府声明——新型大陸間弾道ロケット試験発射成功」『民主朝鮮』2017年11月29日。以下、この政府声明からの引用はこの文献による。
- 64 “Hwasong-15 (KN-22)” <<https://missilethreat.csis.org/missile/hwasong-15-kn-22/>>.
- 65 「政論 万歳！万歳！万歳！」『労働新聞』2017年11月30日。
- 66 「偉大なる並進の旗幟を高く主体的国防工業発展の最盛期を開いていこう——第8次軍需工業大会閉幕 敬愛する最高領導者金正恩が大会で歴史的な結論を下された」『民主朝鮮』2017年12月13日。
- 67 注（14）に同じ。

第8章 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力—第三次核「危機」の現段階、2017年から2018年へ¹

阪田 恭代

はじめに

北朝鮮の核・ミサイルをめぐる危機は、第一ラウンド（1990年代、米朝枠組み合意）ならびに第二ラウンド（2000年代、六者協議）に続き、現在、第三ラウンド（2017年～）の最中にある。北朝鮮の非核化を求めて、日米韓三か国は、昨年の「最大限の圧力」路線から「圧力と対話」路線へシフトし、「対話による解決」を試みている。「危機」のレベルは下がったものの、平和的解決の見通しがまだ立っていない。

北朝鮮をめぐる日米韓協力はよく自動車の運転に例えられる。誰が運転手席に座っているのか、即ち、主導権を握っているのか。1990年代以来、日米韓にとって対北政策協調・調整（policy coordination）は常に悩ましい問題であったが、現在も状況は変わっていない²。昨年2017年の「最大限の圧力」路線では、運転手席に米国のトランプ大統領、助手席に日本の安倍首相、そして、5月から韓国の文在寅大統領が搭乗して、後部座席で見守っていた。今年2018年に入り、北朝鮮の平和攻勢に対して日米韓は、圧力を維持しながら、米韓軍事演習の調整など、若干ギアダウンして対話路線を試みている。平昌五輪中、一時的に、米国は韓国に運転手席を譲り、助手席で見えていたが、3月初め以来、南北チャンネルと共に米朝チャンネルが開かれ、米国は再び運転手席に戻り、韓国は助手席に座って、対話路線を誘導している。現在、日本は後部座席に座り、日米韓協調を維持するという前提で、南北・米朝の行方を慎重に見極めている。さらに状況を複雑にしているのはトランプ外交の二年目である。昨年と異なり、今春（3月）からトランプ大統領は外交安保政策で人事刷新し、経済外交（貿易問題）ならびに安保政策（米中、中東問題、イラン核合意）の両方で強硬な外交を展開している。米国にとって北朝鮮問題は依然として優先順位は高いが、より大きな戦略的ゲームの中の一つのコマと化している。昨年のように北朝鮮問題に最優先で集中できるような状況ではない。

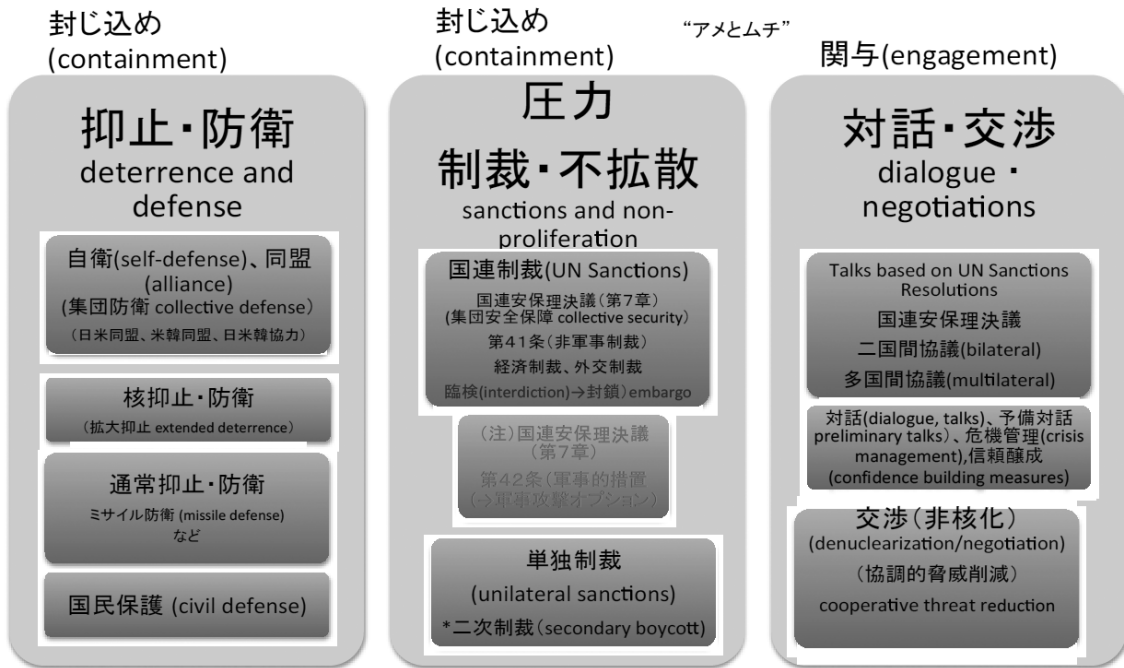
以上の通り、北朝鮮「危機」は2年目に突入し、日米韓協力はますます複雑になっている。以下、本稿では、昨年から今年にかけての動きを振り返り、日米韓協力の基調となる米国の対北朝鮮政策を改めて確認し、予定される米朝首脳会談（6月12日）を踏まえて今後の展開（三つのシナリオ）を展望し、そして日米韓協力の課題についてとり上げる。

トランプ政権の対北朝鮮政策—「最大限の圧力」から「戦略的圧力と関与」へ

日米韓の対北朝鮮政策には「封じ込め」（containment）（抑止・防衛、圧力・制裁）から「関与」（engagement）（対話、交渉）、さらに「巻き返し」（rollback）（体制（レジーム）に直接影響を及ぼす軍事攻撃、体制転覆）まで幅広いオプションがある。【図1】「日米韓の対北朝鮮政策オプション（1）」と【図2】「日米韓の対北朝鮮政策オプション（2）」（筆者作成）を参照されたい³。政権によって政策オプションの幅は異なるが、特に米国の政策は日米韓政策協調の基調となり、その政策幅を左右する。

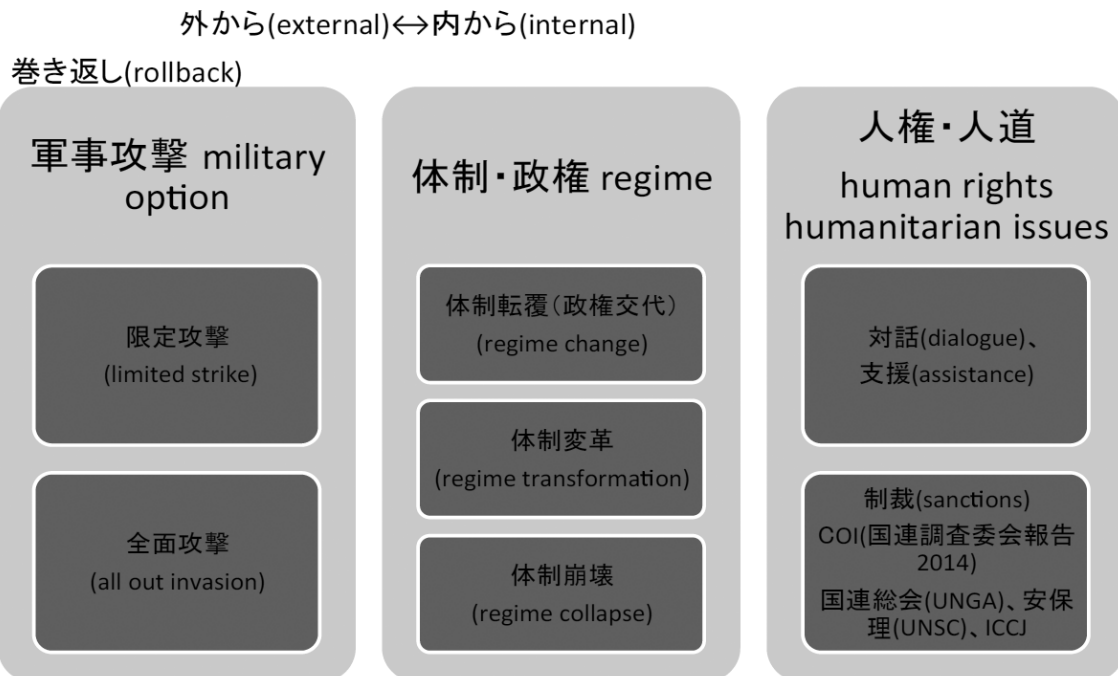
オバマ政権とトランプ政権にとって「全てのオプションはテーブルの上にある（all

【図1】日米韓の対北朝鮮政策オプション(1)



筆者(阪田)作成

【図2】日米韓の対北朝鮮政策オプション(2)



*報復攻撃(retaliatory strike)
*先制攻撃(preemptive strike)
*予防攻撃(preventive strike)

*統一(unification): 吸収型、連合型、連邦型

筆者(阪田)作成

options on the table)」であるが、オバマ政権は「対話・交渉」の条件が高く、事実上、対話は「オフ・ザ・テーブル」で選択肢ではなく、軍事オプションで威嚇もしなかった（ただしサイバー攻撃はオプションに入っていた⁴）。トランプ政権も「すべてのオプションはテーブルの上にある」という前提で、対北朝鮮政策オプションの幅を事実上拡大し、軍事攻撃オプションを見せながら、圧力とともに対話・交渉オプションにも踏み込んだ。それが2017年春（2-4月）のトランプ政権の対北朝鮮政策レビューの結果であった⁵。それは、非核化を目標とした、封じ込めを基調とする圧力と関与の政策である。体制転覆（政権交代）（regime change）、全面攻撃（all-out invasion）などの「巻き返し（rollback）」政策は、ティラーソン国務長官のいわゆる「四つのノー（The Four Nos）」（体制転覆、体制崩壊、半島の早期統一、北進は行わない）で示されたように、とりあえず封印された⁶。「四つのノー」は米中協議の結果ともいえる⁷。ただし封じ込めと関与が失敗した場合は軍事攻撃などの「巻き返し」政策もオプションとして再浮上する。

●「戦略的忍耐」から「戦略的アカウンタビリティ」あるいは「戦略的圧力と対話」へ

オバマ政権の対北朝鮮政策が「戦略的忍耐（strategic patience）」であったとすれば、トランプ政権の政策は「戦略的圧力と関与（strategic pressure and engagement）」といえよう。それは国連安保理決議の無視、そして米本土に届く核搭載ミサイル（ICBM）は許容せず、「戦略的忍耐」を放棄し、徹底的な「圧力」と「関与」の両方で対処するという意味である。その方針は、8月半ば、トランプ大統領の「炎と怒り（fire and fury）」発言の後に、マティス国防長官とティラーソン国務長官が米ウォール・ストリート・ジャーナル紙に掲載した連名記事“*We’re holding Pyongyang to Account*”（意識「平壤、国連安保理決議を遵守せよ（その責任を果たすことを求める）。」）で示された⁸。両長官は、トランプ政権が「北朝鮮の脅威を促進して失敗した“戦略的忍耐”政策を“戦略的アカウンタビリティ（strategic accountability）”政策に代える」とし、「平和的圧力（peaceful pressure）」によって「朝鮮半島の非核化（denuclearization of the Korean Peninsula）」を目標とすることを宣言した。その前提条件として、体制転覆（regime change）、早期統一、米軍の北進（北部駐留・占領）、そして「北朝鮮の住民は平壤の敵対的な政権（hostile regime）とは区別され、長らく苦しんできた北朝鮮住民に危害を及ぼす」意図はないこと（いわゆる「四つのノー」）を確認した⁹。

マティスとティラーソン（以下、「両長官」）のいう米国の「戦略的アカウンタビリティ（strategic accountability）」政策とは、北朝鮮ならびに国際社会が国連安保理制裁決議を遵守し、履行責任（accountability）を果たすことを求めていくことである。「戦略的忍耐（strategic patience）」のように決議違反の状態を放置し、「忍耐」を続けるのではなく、決議履行、即ち「非核化」を求めて、北朝鮮ならびに各国に積極的に働きかけ、行動をとるという意味である。その方法は、第一義的には、「戦争」ではなく「外交」を基調とする徹底した「圧力」と「関与」である。それ故に、筆者は、「戦略的アカウンタビリティ」という目標を追求するための手段に着目し、トランプ政権の政策を「戦略的圧力と関与（strategic pressure and engagement）」と呼ぶ。

「戦略的圧力と関与」政策の三つの特徴は以下の通りである。第一に「圧力」である。それは国連安保理制裁決議の履行を基調とし、従来にみない北朝鮮に対する徹底した経済的

圧力、対キューバ政策のような経済封鎖に近い圧力をかけていくことである。両長官は北朝鮮のレジームの「孤立化 (isolate)」とも表現している。「我々は全ての諸国に、北朝鮮に対する国連安保理制裁決議を履行する責任を果たし、特に北朝鮮の弾道ミサイルや核兵器の開発の資金源となっている貿易の遮断 (abandonment of trade) を通じて、(北朝鮮の) 政権に対して外交的、経済的かつ政治的な圧力を強化することを求める」¹⁰と記した。その主なターゲットは北朝鮮の経済的生命線 (economic lifelines) を提供している中国、そしてロシアである。とりわけ中国については北朝鮮の貿易の9割を占め、「最も強い経済的影響力 (leverage)」を有していることを指摘し、決議の履行責任を強調している。言い換えれば、対北「圧力」とは実質的には国連安保理制裁決議を共通基盤とする中国を通じた圧力である¹¹。

第二に、「関与」、即ち「対話 (dialogue)」ないしは「交渉 (negotiation)」である。ただし、「関与」といっても、戦略的な条件付きの関与であり、「アメ」よりも「ムチ」、即ち圧力によって北朝鮮の行動を変えるといういわゆる「強圧外交 (coercive diplomacy)」の一環である。両長官は「米国は平壤と交渉する意思がある (The U.S. is willing to negotiate with Pyongyang)」と明言し、「交渉」に入るための条件を明示した¹²。北朝鮮の外交交渉における「不誠実さ (dishonesty)」と「国際協定のたび重なる違反 (violations)」に鑑み、交渉に入る前に、北朝鮮側が「誠意をもって (in good faith)、交渉への意思を示す必要がある」とし、挑発的言動、核実験、ミサイル発射実験とその他の兵器の試験の即時停止を求めた¹³。

第三に、軍事オプションである。「全てのオプションはテーブルの上にある」という前提の下、米国は外交をバックアップするための軍事手段は否定していない。両長官は、は、米国が「米本土、米市民、同盟国を守るため、そして北東アジアの安全保障の維持のための軍事態勢は整えている (military preparedness)」こと、そして(敵からの)「いかなる攻撃も負かし、いかなる核兵器の使用も効果的かつ圧倒的に対応する (effective and overwhelming response)」と明言した¹⁴。とりわけ両長官は日韓両国との「強固な」同盟を維持・強化し、ミサイル防衛などは「防衛的」手段であることを強調した。その関連で中国に対して、在韓米軍 THAAD 配備への中国の批判は「非現実的」とであると問題視している。

以上の三つの柱を踏まえて、両長官は北朝鮮に対してメッセージを出している。「北朝鮮は選択を迫られている。平和、繁栄、そして国際社会の一員として認められる新しい道、あるいは戦い、貧困、孤立の行き詰まりの道 (袋小路) へさらに進むのか。米国は前者の道を希求するが、後者の道に対して絶えず注意を怠らないよう警戒する」¹⁵。それはかつてクリントン政権時代にペリー元国防長官が主導した対北朝鮮政策レビュー「ペリー・レビュー (Perry Review)」(1999年)の「二つの道 (the two paths)」を彷彿とさせるメッセージであった¹⁶。

●政策の実施—1年目(2017年)(第一段階)「最大限の圧力」

以上がトランプ政権の対北朝鮮政策の骨子であるが、政策の実施は現実の状況次第であり、即ち北朝鮮側、金正恩政権の行動とそれに対する米国側の反応、とりわけトランプ大統領のレスポンス、いわゆる「トランプ・ファクター」に多分に左右される。昨年、一年目(2017年)は、北朝鮮の核・ミサイル実験と開発、軍事挑発が続いたため、「戦略的圧力と関与」の「圧力」の側面が前面に出た。米国は、国連安保理決議を基調に、日米韓と

中口、特に中国に圧力をかけながら、国際社会とともに圧力を強化していった。いわゆる「最大限の圧力」(maximum pressure) 路線である。

北朝鮮の核・ミサイル実験に応じて、米国側は戦略的に圧力のレベルをあげていった。4月危機(4-5月はスカッド改良型、MRBM(準中距離)、IRBM(中距離)実験)に続き、7月の北朝鮮の初のICBM実験(7月4日と7月28日、火星14号)後の8月危機(グアム向けのIRBM(火星12号)、8月初めに北朝鮮側がグアム攻撃を示唆し引き下げたが、8月29日と9月15日に北海道上空を越えた火星12号実験を実施)、9月初めの核実験(9月3日)後の9月危機(8-9月危機)、そして11月末(11月29日)の新型ICBM実験(火星15号)後の12月危機が重要な時期であった¹⁷。

トランプ政権は、北朝鮮の行動に応じて、軍事的圧力(軍事演習)と経済的圧力を強化し、危機感を醸成しながら、危機管理のために対話チャンネルを裏で模索し続けた。北朝鮮が挑発をやめなければ、つまり、核武力建設と経済建設の両方を追求する並進路線に変化がなければ、さらに圧力を高めていくという行動をとった。

経済制裁、特に国連安保理制裁と米国の単独制裁(二次制裁含む)は、以下の通り、戦略的に強化された¹⁸。あわせて外交的、軍事的圧力も強化された。

- 7月までの初のICBM級を含むミサイル実験に対して国連安保理決議2371号(8月5日採択) — 北朝鮮の外貨収入源となる石炭、鉄、鉄鉱石、海産物輸出の全面禁輸、北朝鮮海外派遣労働者受け入れ制限
- 9-10月:特に第6回核実験(9月3日)に対して、国連安保理決議2375号(9月11日採択) — 北朝鮮の天然ガス禁輸、原油の供給制限(決議前の1年の実績を超えない)、石油精製品(ガソリン、灯油など)の輸出制限(2018年以降、年間200万バレル以下に規制)、繊維製品の全面禁輸、北朝鮮労働者の新規受け入れ(就労許可)停止、船舶検査の強化。但し、米国原案の原油や天然ガスの全面禁輸、金正恩朝鮮労働党国務委員長長の海外資産凍結、渡航禁止は除外。

国連安保理制裁を補強し、さらに一歩進める形で、米国の単独制裁も強化された。9月22日に米財務省は対北朝鮮追加制裁措置を発表し、二次制裁を強化した。北朝鮮と取引のある外国金融機関を米国の金融システムから排除することを目的に米国のコルレス口座(外国送金窓口)へのアクセスを停止、北朝鮮と貿易した個人・企業の米国内資産凍結、北朝鮮の繊維、漁業、IT、製造業に関与した個人・企業の米国内資産凍結、過去180日以内に北朝鮮に立ち寄った船舶や航空機の米国への入国禁止という措置が含まれた¹⁹。

政治的・外交的圧力もかけた。9月19日、国連総会におけるトランプ大統領の演説では、北朝鮮を「ならず者国家」として扱い、改めて「非核化」を迫り、米国の「大いなる力と忍耐力」に言及しつつ、「もし米国を、あるいは同盟国を守らざるを得なくなったら、北朝鮮を完全に破壊するほか選択肢はない(if it is forced to defend itself or its allies, we will have no choice but to totally destroy North Korea.)」と述べ、金正恩委員長を「自殺行為に走っているロケットマン(Rocket Man is on a suicide mission)」と呼び、事実上、脅した²⁰。これに対して北朝鮮側は最大限のレトリックで反応した。同月21日、金正恩国務委員長の名義で初めて声明を発表し、トランプ演説を「宣戦布告」と非難し、「過去最高の超強硬措置の断行を慎重に検討する」と述べた。「超強硬措置」について具体的な言及はなかったが、国連総会参加のためにニューヨークに滞在していた李容浩外相が記者の質問に対して、「おそら

く水爆実験を太平洋上ですることでないか」と答え、北朝鮮なりの脅しをかけた²¹。

国連で危機が高まった後、10月はしばらく小康状態が続いた。11月のトランプのアジア歴訪を控え、10月半ば、異例の時期であったが、朝鮮半島周辺で米日韓軍事演習が展開され、軍事的圧力がかけられる中、中国特使訪朝、米朝接触（トラック2）など対話チャンネルも模索されたが失敗に終わった²²。11月7日、アジア歴訪中、トランプ大統領は韓国国会で演説を行い、9月国連総会演説と同様に北朝鮮を「ならず者国家」扱いし、人権問題を含めて体制批判を展開したが、核問題については圧力のみならず、対話も呼びかけた。「我々は（北朝鮮にとって）格段により良い将来への道を提供する用意がある（we will offer a path to a much better future）」が、「北朝鮮のより明るい未来（a brighter path for North Korea）」を協議するためには、まず北朝鮮指導部が威嚇や挑発を停止し、「核兵器を解体」することが条件として提示された²³。後者（核兵器解体）はハードルが高く、11月末に、北朝鮮は、結果的に、その年最後のミサイル実験、新型ICBM実験（火星15号）を強行し、「核武力完成」宣言を行った。

北朝鮮のICBMは大気圏再突入などを検証していなく、技術的にはまだ完成していないと専門家は見ているが、北朝鮮当局は、政治的に「核武力完成」宣言を行い、核・ミサイル実験を継続しなくてもよい環境を整え、米朝対話を進めるための道筋をたてはじめた。しかし、当然ながら、米国は、北朝鮮の最後のICBM実験に対して「最大限の圧力」をさらに強化した。国連安保理制裁2397号（12月22日採択）において、以下が決議された²⁴。

- 北朝鮮への原油供給を年間400万バレル（または52.5万トン）以下に制限。米国が中国に求めた原油供給停止には踏み込まなかったが、初めて原油供給について数量上限を明記。中国の対北年間供給量とほぼ同じで9月決議と同様、現状維持。
- 石油精製品の供給を年50万バレル以下に制限（当時の年間450万バレルより90%近く削減）。翌年から北朝鮮が石油精製品を事実上輸入できないようにする。
- 北朝鮮からの農産物、機械類、電子機器、木材の輸入、北朝鮮への産業機械や運搬用車両の輸出の全面禁止。
- 北朝鮮の海外派遣労働者を決議後2年以内に北朝鮮に送還（草案では1年以内とされていたがロシアの要請で2年以内に修正）。
- 決議違反の疑いのある船舶について国連加盟国の港で拿捕や臨検、差し押さえの義務があり、領海内の拿捕を容認。（これにより「瀬取り」の取締まり強化。²⁵）
- 北朝鮮が新たな核実験や弾道ミサイル発射実験を行った場合、安保理は北朝鮮への石油供給をさらに制限する措置をとると明記。

経済的圧力に加え、軍事的圧力もかけられた。年末から年始にかけてのいわゆる「鼻血（ブラッディー・ノーズ、bloody nose）作戦」の報道である。同作戦は北朝鮮の核・ミサイル施設などに対する米国の限定的な「先制攻撃（preemptive attack）」であると報じられた。米政府・軍当局は同作戦の存在について公式に否定したが、米政府内で一つの選択肢として、その優先順位は別として、検討されたと考えられる。12月か翌年2月にかけて「鼻血作戦」に疑義を唱える米専門家の意見が論壇に登場した²⁶。その作戦の真偽はともかく、公のメディアで議論されたことにより、心理戦において北朝鮮に対する「最大限の圧力」を米国はかけたことになる。トランプ政権の瀬戸際政策である。

●政策の実施—2年目（2018年）（第二段階）「戦略的圧力と関与」（「圧力と対話」）へ

二年目、即ち今年（2018年）に入り、北朝鮮が局面転換を図ってきた。いわゆる「平和攻勢」ないしは「先南後米」という路線で米朝対話を狙ってきた²⁷。

2018年元旦、金正恩委員長の「新年の辞」を皮切りに、「核武力」については、開発は「完成」し、今後「量産」と「実戦配備」を進める年と位置づける一方、2月の平昌五輪を舞台に南北対話・交流から始まる北朝鮮の平和攻勢が始まった。それは「先南後米」、先に南北対話からはじめ、韓国・文在寅（ムン・ジェイン）政権の仲介を経て、米朝対話へと進める路線であった。

一年目の「最大限の圧力」路線は日米主導で進められてきたが、二年目の「対話」路線は韓国が米朝の「橋渡し」役となり、米韓主導で進められている。昨年5月に発足した文在寅政権は米韓同盟を再確認し、日米韓協調の下で圧力（制裁）路線を支持する一方、北朝鮮の「非核化」とともに、革新系のアジェンダである南北対話・平和体制の構築も視野に入れて、「対話」路線にも備えてきた。非核化を求める過程で朝鮮半島における戦争は避けたいという観点からも「対話」路線を模索してきた。その基盤となるのが昨年7月の「新ベルリン宣言」（「新韓半島平和ビジョン」）である²⁸。以来、韓国は、南北対話を呼びかけてきたが、北朝鮮側が応じないまま1年目を終えたが、2年目（2018年）は局面転換が図られた。

今年（2018年）に入り、平昌五輪外交（1－2月）を経て、3月初め、南北高位級会談（平壤）（3月5－6日）で南北首脳会談開催（4月末）に合意した。その後、訪米した韓国の特使、鄭義溶（チョン・ウイヨン）国家安全保障室長らを通じて、金正恩委員長は「朝鮮半島の非核化」のための米朝首脳会談開催をトランプ大統領に提案した。3月8日、トランプ大統領は機先を制するかのように突然、北朝鮮の提案に応諾した。

トランプ大統領の「不意打ち」に米政権内ならびに同盟国の日韓両国（そして恐らく北朝鮮）も「驚き」、困惑したものの、昨年来、米国が呼びかけてきた米朝対話への道がトランプ大統領によって開かれた。もう一つの「不意打ち」、新たな要素は、トランプ大統領の外交チームの刷新である。3月半ばに、ティラーソン国務長官とマクマスター国家安全保障問題担当大統領補佐官は解任され、後任にM・ポンペオ CIA 長官が国務長官に、J・ボルトンが国家安全保障問題担当大統領補佐官に就任した。「穏健派」のティラーソンに比べれば、ポンペオ、ボルトンは「強硬派」である。マティス国防長官は引き続き、安全保障政策の要として残っている。

以上の通り、米トランプ政権の対北朝鮮政策から見れば、北朝鮮側の行動に変化が現れたため、米国側もギアシフトする機会を捉えたと言える。昨年来、米国側が対話に入るための条件として求めてきた北朝鮮の挑発的言動や核・ミサイル実験の停止が（北朝鮮の都合ではあるが）一方的に行われ、金正恩委員長から「非核化」（「朝鮮半島の非核化」）の意思が表明された。このため、米国側も一年目の圧力一辺倒（「最大限の圧力」）から「圧力」と「関与」（対話）のツートラック（two-track）で進めるようになった。言い換えれば、米トランプ政権の「戦略的圧力と関与」を本来の姿で実施できるようになった。トランプ政権から見れば、第一段階の「最大限の圧力」が功を奏し、北朝鮮をようやく「対話」のテーブルへ引き出すことができたと解釈できる。

しかし、第二段階の「圧力」と「関与」（圧力と対話）、特に「関与」・「対話」は過去の

米朝交渉の歴史を踏まえれば一筋縄ではいかない。またトランプ大統領の異例の外交スタイル（「トランプ外交」）も周りを翻弄している。北朝鮮問題に取り組むにあたり、ボトム・アップ方式（実務レベルから閣僚級、首脳級へ）ではなく、トップ・ダウン方式（首脳級から実務級）から入ることは一定の意味はあるが、準備不足であることは否めない。「歴史的」な米朝首脳会談開催までのスピードも含めて従来にない新しい状況である。それが吉と出るか凶と出るかはまだわからないが、「悪魔は細部に宿る（the devil is in the details）」と言われるように、「対話による解決」には細心の注意が必要である。

今後の展開？—三つのシナリオ

以上の通り、今年（2018年）3月初め、米朝首脳会談開催の「決定」以来、数か月間にわたり、南北朝鮮と米中日韓関係国の間で熾烈な外交合戦が繰り広げられている。4月27日に南北首脳会談（文在寅大統領・金正恩委員長）が初めて板門店（韓国側の「平和の家」）で開催され、「板門店宣言」が発表された。米朝首脳会談は、当初5月末までという予定であったが、6月12日に延期され（板門店ではなく）シンガポールでの開催が予定されている。ただし米朝首脳会談が開催されたとしても「対話」のプロセスが定着するかどうかはまだ予断を許さない。今後も様々なシナリオに備えておくしかないが、ここでは三つのシナリオをあげる。

●第一のシナリオ：圧力と関与、関与（対話・交渉）プロセスの進展、米朝（非核化）と南北（平和体制）の連動

第一に、「圧力」を維持しながら「関与」、即ち「対話」・「交渉」のプロセスが進むシナリオである。このシナリオでは米朝対話と南北対話が連動し、朝鮮半島の非核化（北朝鮮の非核化）と平和プロセスがセットで進む。この「関与・対話」路線は南北首脳会談（4月27日）と米朝首脳会談（6月12日予定）から始まる。その三者（米韓朝）プロセスが北東アジア地域レベル、中国、日本、ロシアへと拡大し、四者（米中韓朝）や六者協議（米中日韓朝）に発展する。

対話プロセスの前提は北朝鮮による核・ミサイル実験など挑発の停止である。これはまず南北会談を通じて発表された。韓国大統領特使、鄭義溶国家安保室長の記者発表（3月6日）によれば、北朝鮮は「対話」が続く限り、核・ミサイル実験を中断し、挑発を控える。ここでいう「対話」とは南北対話のみならず、米朝対話（非核化と米朝関係正常化）を指す。鄭特使によれば、北朝鮮は「核実験や弾道ミサイルの試験発射など“戦略的挑発”を再開しない」ことと核兵器や通常兵器を韓国に対して使わないと確約したという²⁹。

朝鮮半島の平和プロセスは韓国、文在寅政権が主導している。朝鮮半島の非核化と平和体制をセットで進めるという構想である³⁰。南北首脳会談（4月27日）の「板門店宣言」（「朝鮮半島の平和と繁栄、統一に向けた板門店宣言」）³¹で骨格が提示された。それは三つの柱から成る。第一に南北対話・交流・協力（開城に共同連絡事務所の設置、スポーツ・文化等民間交流・行事）、離散家族再会（8月15日以降）、経済交流・協力（10.4事業）など、第二に軍事的緊張緩和、軍事当局者会談、第三に「恒久的な平和体制の構築」—軍事的な信頼醸成から「段階的軍縮」、そして注目されるのが「今年」（即ち年内）（下線筆者）の「終戦宣言」、休戦協定から平和協定への転換の「協議」である。そのための「南北米の3者ま

たは南北米中の4者会談」の開催の推進にも言及している。「恒久的平和体制」のための不可欠な要素として「完全な非核化」と「核のない朝鮮半島」の実現も共通目標として明記した。これは韓国側から言えば、北朝鮮の非核化（CVID: 完全かつ検証可能で不可逆的な非核化（核廃棄））を意味する。非核化なくして朝鮮半島の平和はないということである。

朝鮮半島の非核化のプロセスは、米国、トランプ政権が主導する。その起点は予定される米朝首脳会談である。米朝から始まるプロセスは1994年の米朝合意枠組み（U.S.-DPRK Agreed Framework）に類似しているが、今回はボトム・アップではなくトップ・ダウン、即ち首脳レベルで原則ないしは枠組みを決めた後に実務レベルで細部を詰めていくという方式である。非核化のプロセスは「一括妥結方式（グランド・バーゲン）」か「段階的方式」という議論があるが、「対話による解決」を追求するならば、実際はその「合作」となる。

かつての米朝枠組み合意（1994年）（クリントン政権）や六者協議（2003-2008年）（ブッシュJr政権）のように、大枠は「非核化」と「体制保証」・「平和保障」（平和協定、国交正常化）との一括取引であるが、実施は、外交と技術的な問題も踏まえて「段階的」にならざるを得ない。しかし、今回の場合、非核化プロセスの速度（迅速性）と内容・順序（核物質のみならず核兵器（核ミサイル）、入口か出口か）が争点となる。従来方式では時間をかけすぎて（例えば、米朝枠組み合意は10年間）、北朝鮮側に有利に働き、米国側で政治的モメンタムが失われる（政権交代も含めて）。また北朝鮮が「核武装」した以上、早期に「核兵器」（核・ミサイル）への対処、兵器の搬出・解体が求められる。

現在、米朝交渉で「トランプ方式」が模索されているが、大枠では一括妥結であるが、実施は「段階的」にならざるをえない。米国側が北朝鮮に求める非核化（Denuclearization）は「CVID」（Complete, Verifiable, Irreversible Dismantlement）が原則となり、それに対して、北朝鮮が求める、ないしは米国側が北朝鮮に与える「体制保証（安全保証）」（Security Guarantee）（広くは平和保障）を「CVIG」（Complete, Verifiable, Irreversible Guarantee）とポンペオ国務長官が呼んでいる³²。つまり米朝取引とはCVIDとCVIGの取引である。ただし「CVIDなくしてCVIGなし」が大前提となる。CVID（核兵器ならびに核施設の公開、解体、廃棄、申告・査察・検証等）が不完全であれば即ち、不完全な非核化であれば、CVIG（体制保証）とそれに伴う措置（終戦宣言（ないしは不可侵合意）、平和協定の協議、テロ支援国指定解除、米朝国交正常化、経済制裁緩和、経済・エネルギー協力等）も不完全な形でしか進まない。

今回の米朝交渉で問われているのは、CVIDとCVIGの諸措置をどのように組み合わせで段階的なロードマップを策定し、どのような速度で実施していくか。報道を見る限り、期間はトランプ政権の任期を想定した2-3年（2018年から2020年）以内で、初期段階は「6か月」（2018年以内）という相場感がある。初期段階に難しい部分（核兵器搬出等）を先に据えるか（front-load）、見返りに（年内の）「終戦宣言」などに踏み込むのか³³。これはハイリスク、ハイリターン（high risk, high return）のディールになる。経済制裁はどうするのか。それとも緩やかに、慎重に進めるのか。「時間」の要素、即ちプロセスが長引けば非核化を遅延できるので北朝鮮に有利になる一方、制裁が効果的にかかっているれば、北朝鮮の経済にとって不利になる。専門家によっては、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展（推定）を考慮して、全体で「10-15年」かかるという意見もあれば「2-3年」で十分という意見もある³⁴。それは北朝鮮の「協力」次第であり、また核ミサイルプログラムのどの部分

にどの順序で焦点を当てるかによる。これは米国側(日米韓)の政治的判断にかかっている。

「対話による非核化」とは、大量破壊兵器・核不拡散の観点から言えば「協調的脅威削減」(CTR: Cooperative Threat Reduction) という考え方の実践であり、1991年以來の旧ソ連諸国(ウクライナ)に適用され(ナン・ルーガー協調的脅威削減計画)、米朝枠組み合意以來、北朝鮮に試してきた手法である³⁵。今年4月末、CTRの提唱者、ナンとルーガー元上院議員が北朝鮮問題への適用を再び提案した³⁶。CTRの実施機関はシリアの化学兵器除去などを担当した米国防脅威削減局(DTRA: Defense Threat Reduction Agency)である³⁷。

●第二のシナリオ：対話の停滞・失敗、「最大限の圧力」に戻る

第二のシナリオは、「対話」(核交渉)が停滞ないしは失敗し、「最大限の圧力」(圧力のみ)に戻るという状況である。これは昨年(2017年)の状況に逆戻りである。米朝首脳会談は開催されず、ないしは開催されたが失敗し、再び圧力のみ(制裁)の路線に戻る。「対話」が続かなければ、北朝鮮は核・ミサイル実験を再開する可能性がある。それに対して米国・国連の制裁が強化され、軍事演習もレベルアップする。制裁オプションのみならず、再び米国による軍事攻撃オプションの可能性が高まり、危機はエスカレーションする。ここで北朝鮮が対話のテーブルに戻るのか、軍事衝突の危機に至るのか、極めて危険な状況になる。

●第三のシナリオ：対話の中断、米朝対話と南北対話の分離

第三のシナリオは、米朝対話(非核化)が停滞・中断し、南北対話のみ継続する、つまり米朝と南北のプロセスが分離するという中途半端な状態である。南北対話と米朝対話がリンクせず、「平和」プロセスと非核化につながらない不透明な状況である。国連安保理制裁の制限の下で南北交流が進められ、離散家族再会事業(今夏予定)、今秋の朝鮮民主主義人民共和国の建国70周年(9月9日)や南北首脳会談記念(10月4日)行事まで続く。しかし南北プロセスだけ続くのは限界がある。特に韓国にとって正念場となるシナリオである。

おわりに—日米韓協調と日韓の役割分担、「タフ・コップ」と「ソフト・コップ」

米国の対北朝鮮政策の目標は変わっていないが、状況の変化に応じて機敏に対応をソフトしている。昨年(2017年)のマティスとティラーソンの連名記事“*We’re Holding Pyongyang to Account*”の通り、米国は北朝鮮に国連安保理決議を遵守するよう求めている。安保理決議上、北朝鮮の核拡散、核開発、核保有は決議違反であり、国際社会、米国ならびに日韓を含む地域への脅威である。最新の国連安保理決議2397号(2017年12月22日採択)でも北朝鮮の非核化、即ちCVID(「全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ不可逆的な方法で直ちに放棄」)を求めている³⁸。また、核実験と弾道ミサイルないしは関連活動、その他の挑発を止めるよう求めている³⁹。このロジックで、昨年(2017年)、米国は北朝鮮に対して「最大限の圧力」をかけ、国連経済制裁を強化し、単独制裁も、二次制裁を含めて、さらに強化した⁴⁰。日韓を含め他のどの国に比べても最も厳しい制裁を北朝鮮に科している。事実上の経済封鎖に近い状況である。そして今年(2018年)は、北朝鮮の戦術変化、即ち平和攻勢に応じて、米国は、「圧力」の維持、調整しながら、対話による解決を試みている。国連安保理決議2397号にも最後に外交による解決を勧告している。

「朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要であることを改めて表明し、事態の平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的な解決を容易にするための理事国及びその他の国による努力を歓迎するとともに、朝鮮半島内外の緊張を緩和するための取組の重要性を強調する。」⁴¹（下線筆者）

そして、決議では北朝鮮の行動を注視し、それに応じて制裁の強化、調整、緩和を勧めている。

「北朝鮮の行動を絶えず検討すること、また、北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要に応じ、これらの措置を強化、調整、停止又は解除する用意があることを確認し、この関連で、北朝鮮による更なる核実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意を表明するとともに、北朝鮮が更なる核実験、又は大陸間射程に到達する能力を有する若しくはかかる射程の能力を有する弾道ミサイル・システムの開発に貢献する弾道ミサイル・システムの発射を実施する場合には、安全保障理事会が北朝鮮に対する石油の輸出を更に制限するための行動をとることを決定する。」⁴²（下線筆者）

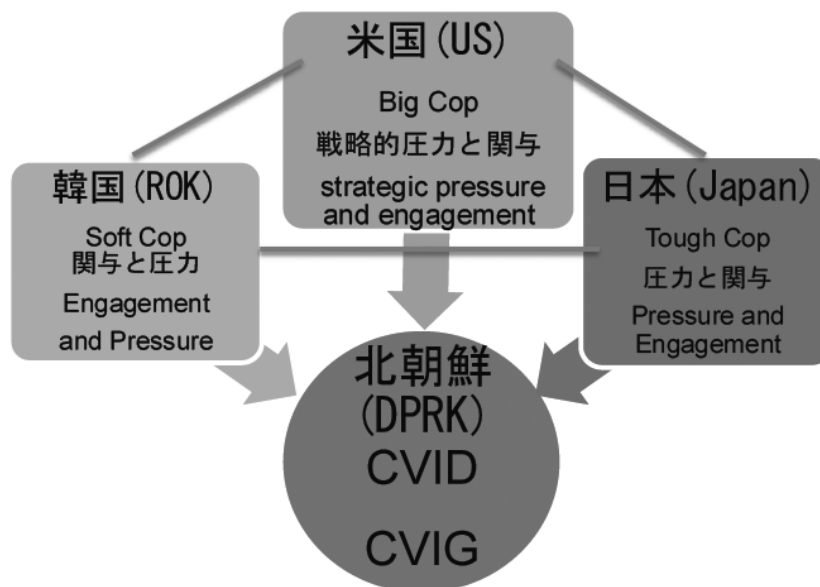
今年に入り、北朝鮮が核・ミサイル実験を停止し、「非核化」への対話の意思を表明したことに鑑み、米国は「最大限の圧力（maximum pressure）」から「圧力と対話（pressure and dialogue）」へシフトした。つまり制裁を堅持しながら、中国などにも引き続き安保理決議遵守を求め、北朝鮮との「対話」を試み始めている。言い換えれば、米国は、上述した通り、戦略的に圧力をかけ、戦略的に関与する、「戦略的圧力と関与（strategic pressure and engagement）」といえる路線へ軌道修正しつつある。

そうであれば、日米韓協力も米国の政策シフトにあわせて政策調整を行い、さらに緊密に連携し、「圧力」に加え「対話」・「交渉」のための共通戦略（joint strategy）を立てていく必要がある。特に米朝首脳会談（予定）後の6ヶ月間が最初の正念場となる。いうまでもなく、日米韓三カ国協力はそもそも難しい。北朝鮮の核・ミサイルという共通の脅威に直面し、「疑似同盟」的な関係にありながらも、互いの立ち位置、優先順位は当然ながら異なる。であれば、日米韓三カ国の差異を踏まえて、役割分担を認識し、シナジー効果のあるような協力関係を構築していく方が得策である。日米、米韓が連携できていても（これも難しいが）、日韓が連携できていなければ日米韓協力は効果を発揮できない。北東アジアの「六者」（日米中韓朝）の核ゲームで今、最も脆弱な立場におかれているのは非核保有国の日韓である。故に、隣国であり非核保有国としての日韓の協力は相互の安全保障のみならず北東アジアならびに世界の核不拡散体制の堅持のためにも必須の協力軸なのである。

では、北朝鮮問題をめぐり、どのような日米韓協力をイメージできるのか。【図3】「朝鮮半島の非核化と平和のための日米韓協力—包括的協力と役割分担」（筆者作成）を参照されたい。戦略目標は、北朝鮮の非核化 [CVID: Complete, Verifiable, Irreversible Dismantlement (Denuclearization)] とそれに応じての北朝鮮に提供する体制保証 [CVIG: Complete, Verifiable, Irreversible Guarantee (Security Guarantee)] である。以上の目標は広く言えば、朝鮮半島の非核化と平和保障（平和体制構築、不可侵・平和協定、南北

【図3】朝鮮半島の非核化と平和のための日米韓協力-包括的協力和役割分担
 US-ROK-Japan Trilateral Cooperation for Denuclearization and Peace on the Korean Peninsula
 Comprehensive Cooperation and Division of Roles

図：筆者（阪田）作成(Sakata)



- 国連安保理制裁決議(UNSC Sanctions Resolutions) (非核化 Denuclearization)
 - ・ 国連安保理北朝鮮制裁委員会(UNSC Sanctions Committee on North Korea)
- 国連安保理決議 (朝鮮戦争) UNSC Resolution(Korean War, 1950-53)
 - ・ 休戦(停戦)協定(Armistice Agreement) ・ 国連軍司令部(UNC: United Nations Command)

CVID: Complete, Verifiable, Irreversible Dismantlement (Denuclearization)

完全、検証可能、不可逆的な核廃棄 (非核化)

CVIG: Complete, Verifiable, Irreversible Guarantee (Security Guarantee)

完全、検証可能、不可逆的な安全保証 (体制保証)

協力、米朝・日朝国交、経済協力など) である。無論、CVIGはCVIDに応じてであり、完全な非核化なしには、完全な体制保証はないという理屈になる。その戦略目標を追求するために、日米韓が協力して、地域、国際社会とともに「圧力」と「関与」(対話、交渉)をかける。ただし役割分担があるとなれば、米国は「ビッグ・コップ (Big Cop) (大きな警察官) (タフでもあり、ソフトでもある) として「戦略的圧力と関与」を遂行し、日韓がサポートする。日本は主に「タフ・コップ (Tough Cop) (厳しい警察官)」として日米で「圧力」路線を支え、韓国がサポートする。韓国は主に「ソフト・コップ (Soft Cop) (やさしい警察官)」として米韓で「関与」(対話、交渉)路線を支え、

日本がサポートする。CVIDの協力は国連安保理制裁決議ならびに国連制裁委員会との連携が基盤となり、米韓・日米・日韓の軸は相互に連携している。CVIG（体制保証・平和保障）の協力では、朝鮮戦争以来の国連安保理決議、休戦協定、国連軍司令部（UNC）との協力が基盤となる。日本はUNC前線ではないが後方支援国として重要な役割を果たしている。

以上は現在の日米韓の政策を踏まえた朝鮮半島の非核化と平和のための包括的三国協力の理念型である。「三本の矢」の如く日米韓協力が進めば外交的効果「大」であるが、現実には摩擦と協調を交えながら進められていくのであろう。（なお、朝鮮半島の非核化と平和の構図には「六者」（米中日韓朝）が入るべきだが、ここでは日米韓協力が対象なので日米韓に限定した。）

最後に、日本の役割について指摘する。第一に、上述の通り、日米韓連携の中で日本が「圧力」重視の「タフ・コップ」の役割を果たすことは基本路線として正しい。なぜならば効果的な対話のためには圧力（とくに制裁）が必要だからである。従って「瀬取り」など、国連安保理決議に沿って、制裁を効果的に実施していくことは引き続き緊要なことであり、米国とともに日本が先導役となる必要がある。また「圧力」（制裁）を効果的にしていくためには国連制裁委員会や欧州・EU諸国との連携を強化していくことも重要である。

第二に、米韓が「対話」路線へとシフトしていく中で、日本は、「タフ・コップ」の役割を維持しつつも、対話プロセスに効果的に関与していく必要がある。特に「非核化」、協調的脅威削減という観点から対話プロセスを通じて北朝鮮の核兵器の能力を規制する、巻き返すことができれば、それは日本の国益にかなう。昨年9月の安倍首相の国連総会演説では「対話の対話（talks for talks）」は不要と明言し、その厳しさで有名であったが、その一方、演説の最後に、核なき「北朝鮮の明るい未来」についても言及されている。

「北朝鮮はアジア・太平洋の成長圏に隣接し、立地条件に恵まれています。勤勉な労働力があり、地下には資源がある。それらを活用するなら、北朝鮮には経済を飛躍的に伸ばし、民生を改善する途があり得る。そこにこそ、北朝鮮の明るい未来はあるのです。拉致、核、ミサイル問題の解決なしに、人類全体の脅威となることで、拓ける未来など、あろうはずがありません。⁴³」

つまり、北朝鮮が非核化し、民生改善、経済発展についても本気になれば日本も協力できるという意味である。また、日本政府としては非核化に向けた「信頼できる対話（credible talks）」は公に支持してきた。例えば昨年7月、EU（欧州連合）・日本定期首脳会議における北朝鮮に関する声明では、朝鮮半島の非核化（CVID）を目指す「信頼できる対話（credible talks）」を支持している⁴⁴。従って、「関与」（対話）における日本の役割は「信頼できる対話」をサポート、促進していくことである。

「対話」と言っても様々なレベルがあるが、以下、三つあげる。(1) 最も重要なのは北朝鮮の「非核化」（CVID）のためのプロセスである。ここは、核不拡散・協調的脅威削減という観点からも、積極的に関与、サポートしていくべきである。国際原子力機関（IAEA）との協力はもちろんであるが、化学兵器に関連して言えば、OPCW（化学兵器禁止機関）と自衛隊の経験も有用である。(2) 北朝鮮の「体制保証」（CVIG）のプロセスである。ここでは米朝、南北に加え、日朝も重要な要素となる。日本から見れば日朝平壤宣言（2002

年)に基づく「拉致、核、ミサイル」などの諸懸案の包括的解決を進めるための関与である。ただし日朝国交正常化には莫大な経済協力資金が伴うため、日朝首脳会談含め日朝交渉を、いつ、どういう条件で行うべきかについては慎重に見極めるべきである。非核化プロセスで言えば、初期段階ではなく次の段階で関与すべきなのか。国交の前に、日朝「ストックホルム合意」(2014年)に基づく対応方法(単独制裁緩和など)もある。(3)より広い「平和保障」、平和体制の構築(終戦宣言、平和協定など)の問題においては日本は直接当事者ではないのでサポート役に徹するべきであるが、休戦体制を支える後方支援国であり、国連軍後方司令部のホスト国⁴⁵として、そして朝鮮半島の平和に寄与している国として「慎重な警察官(cautious cop)」の役割を果たすべきである。

第三に、北朝鮮の核・ミサイルに対する抑止・防衛力を弱体化させてはならない。対話プロセスによって非核化・脅威削減を進めることはプラスであるが、どこまで進められるかは定かではなく、専門家によれば2-15年はかかる。対話プロセスが失敗した場合にも備える必要がある。その意味で、圧力(制裁)と対話のみならず、抑止・防衛においても日米ならびに日米韓安保協力を継続していくべきである。拡大抑止、戦略対話、共同演習、作戦協力、情報共有、航空・ミサイル防衛、対潜水艦作戦、サイバー防衛等、協力分野は多岐にわたる。ただし「最大限の圧力」から「圧力と対話」路線にシフトする場合、例えば、軍事演習の扱いなどは、昨年と同様、外交戦略(外交メッセージング)にあわせて行う必要がある。三か国の外務・防衛当局の協議はますます重要になる。また平和体制構築が協議される場合でも、同盟体制(在韓米軍を含む米韓同盟)が動揺しないよう、日本は「同盟管理者」としての役割を果たす必要がある。

— 注 —

- 1 本稿は筆者の講演、Yasuyo Sakata, “The North Korean Dilemma: Policy Options for Japan” at the European Council of Foreign Relations (Berlin), March 7, 2018, and European Council of Foreign Relations (Paris), March 13, 2018, http://www.ecfr.eu/events/event/the_north_korean_dilemma_policy_options_for_japan, <https://soundcloud.com/user-743706967-559123166/the-north-korean-dilemma-policy-options-for-japan> をもとに執筆。
- 2 1990年代の米朝枠組み合意と KEDO をめぐる日米韓協力、摩擦と協調については Yasuyo Sakata, “The Evolution of U.S.-Japan-South Korea Trilateral Security Cooperation: Dealing with North Korea and Diplomatic Policy Coordination-the view from Tokyo” in Robert Wampler, ed., *Trilateralism and Beyond: Great Power Politics and the Korean Security Dilemma During and After the Cold War* (Kent, Ohio: Kent State University Press, 2012), pp.91-129 を参照されたい。
- 3 対北政策オプションについては「第12章 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力—北朝鮮の第五回核実験と今後の課題(阪田恭代)」平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業『朝鮮半島情勢の総合分析と日本の安全保障』(日本国際問題研究所、平成29年(2017年)3月)122-134頁、参照。本稿の図1と図2は平成29年版の図をさらに進化させたものである。
- 4 David E. Sanger and William J. Broad, “Trump Inherits a Secret Cyberwar Against North Korean Missiles,” *The New York Times*, March 4, 2017.
- 5 Josh Rogin, “Trump’s North Korea policy is ‘maximum pressure’ not ‘regime change,’” *The Washington Post*, April 14, 2017.
- 6 “We do not seek a regime change, we do not seek a collapse of the regime, we do not seek an accelerated reunification of the peninsula, we do not seek an excuse to send our military north of the 38th parallel.” “Tillerson to North Korea: We are not your enemy,” *The Washington Post*, August 1, 2017.

- 7 “China appreciates Tillerson’s Four Nos on North Korea,” *China Daily Mail*, August 1, 2017.
- 8 Jim Mattis and Rex Tillerson, “We’re Holding Pyongyang to Account: The U.S., its allies and the world are united in our pursuit of a denuclearized Korean Peninsula,” *The Wall Street Journal*, August 14, 2017.
- 9 原文は次の通り。“The U.S. has no interest in regime change or accelerated reunification of Korea. We do not seek an excuse to garrison U.S. troops north of the Demilitarized Zone. We have no desire to inflict harm on the long-suffering North Korean people, who are distinct from the hostile regime in Pyongyang.” 同上。
- 10 同上。
- 11 中国を経由した圧力のアプローチ（中国に働きかけるアプローチ）は、2016年秋に米国外交評議会北朝鮮タスクフォースが提案している。Council on Foreign Relations, Task Force Report by Mike Mullen, Sam Nunn, Adam Mount, Anya Schmemmann, A Sharper Choice on North Korea: Engaging China for a Stable Northeast Asia, September 2016, <https://www.cfr.org/report/sharper-choice-north-korea>. 平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業「朝鮮半島情勢の総合分析と日本の安全保障」日本国際問題研究所（平成29年3月）「第12章 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力」（阪田恭代）123 - 124頁を参照されたい。
- 12 Mattis and Tillerson, “We’re Holding Pyongyang to Account,” *The Wall Street Journal*, August 14, 2017.
- 13 同上。
- 14 同上。
- 15 “North Korea now faces a choice. Take a new path toward peace, prosperity and international acceptance, or continue further down the dead alley of belligerence, poverty and isolation. The U.S. will aspire and work for the former and will remain vigilant against the latter.” 同上。
- 16 ペリーレビューは対北朝鮮政策において包括的な関与か封じ込めかという二つの道を進言した。“A two-path strategy focused on our priority concerns over the DPRK’s nuclear weapons- and missile-related activitiesThe first path involves a new, comprehensive and integrated approach to our negotiations with the DPRK. ...On the second path, we would need to act to contain the threat that we have been unable to eliminate through negotiation.” Dr. William J. Perry, Special Adviser to the President and Secretary of State, Office of the North Korea Policy Coordinator, U.S. Department of State, “The Review of United States Policy Toward North Korea: Findings and Recommendations,” October 12, 1999, pp.8-9. <https://www.belfercenter.org/publication/review-united-states-policy-toward-north-korea-findings-and-recommendations>; “The North Korean Policy Review: What happened in 1999,” August 11, 2017, The William J. Perry Project, <http://www.wjperryproject.org/notes-from-the-brink/the-north-korean-policy-review-what-happened-in-1999>
- 17 2016-2017年の北朝鮮の核・ミサイル開発・実験については防衛省「北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射実験について」平成30年1月26日、http://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/dprk_bm_20180126.pdf を参照されたい。
- 18 外務省ウェブサイト、日本経済新聞、2017年12月30日、NHK「対北朝鮮 どんな制裁が行われてきた？」2017年12月24日、https://www3.nhk.or.jp/news/special/45th_president/articles/2017-1224-00.html などを参照。
- 19 日本経済新聞、2017年9月22日。
- 20 Remarks by President Trump to the 72nd UN General Assembly, Sept.19, 2017, <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-72nd-session-united-nations-general-assembly/>
- 21 日本経済新聞、2017年9月22日。
- 22 ワシントンポスト紙（11月9日）報道によれば、米國務省のジョセフ・ユン北朝鮮担当特別代表は、10月30日の米外交評議会会合でオフレコの発言で北朝鮮が核ミサイル実験を60日間（2ヶ月）凍結すれば米朝対話に応じると伝えたと言う。ティラーソン國務長官の対話路線の一環であると理解できる。日本経済新聞、2017年11月10日。
- 23 Remarks by President Trump to the National Assembly in the Republic of Korea, Seoul, November 7, 2017, <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-national-assembly-republic-korea-seoul-republic-korea/>
- 24 外務省ウェブサイト、日本経済新聞、2017年12月30日、NHK「対北朝鮮 どんな制裁が行われてきた？」2017年12月24日。
- 25 翌年2018年1月16日、カナダのバンクーバー閣僚級会合では朝鮮戦争国連軍参加国を含む20カ国の外相らが集まり、船舶検査の強化などについて確認した。Vancouver Foreign Minister’s Meeting on

- Security and Stability on the Korean Peninsula, http://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/response_conflict-reponse_conflits/crisis-crisis/korea-coree.aspx. 「北朝鮮関連船舶による違法な洋上での物資の積み方の疑い」2018年1月24日、外務省、https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page4_003679.html
- 26 今年1月末、トランプ政権の駐韓米大使に内定していた米ジョージタウン大学のヴィクター・チャ教授は政権が検討していたといわれる「鼻血作戦」に反対したことなどが理由で候補から外されたと報道された。チャ氏はワシントンポスト紙に論説を発表した。David Nakamura and Anne Gearan, “Disagreement on policy derails White House choice for ambassador,” January 30, 2018; Victor Cha, “Giving North Korea a bloody nose carries a huge risk to Americans,” *The Washington Post*, January 30, 2018, <https://www.washingtonpost.com>. その他、ワシントンで専門家の議論が展開された。Jung H. Park, Sue Mi Terry, Bruce Klingner, “Ex-CIA analysts explain why bloody nose policy on North Korea would backfire,” February 12, 2018, *The Brookings Institution*, <https://www.brookings.edu/blog/order-from-chaos/2018/02/12/ex-cia-analysts-explain-why-a-bloody-nose-policy-on-north-korea-would-backfire/>
Daniel Hurst, “Former U.S. military commander warns against ‘bloody nose’ strike on North Korea,” *The Guardian*, February 20, 2018, “US denies plan for ‘bloody nose’ strike on North Korea,” *Associated Press News*, February 15, 2018.
- 27 小此木政夫（座長）、伊集院敦（幹事）ほか『朝鮮半島シナリオと日本』日本経済研究センター、2018年3月—「第1章 柔軟な『封じ込め』政策の提唱—『最大限の圧力』政策を超えて」18－21頁。
- 28 「文在寅大統領のケルバー財団招待演説（新ベルリン宣言）」ベルリン、2018年7月6日、*The Korean Politics*, <https://www.thekoreanpolitics.com/news/articleView.html?idxno=346>
- 29 聯合ニュース、2018年3月6日。
- 30 西野純也「“非核化”と共に“平和定着”を目指す文在寅政権」『東亜』611号（2018年5月）8-9頁。
- 31 聯合ニュース、2018年4月27日。
- 32 ポンベオ国務長官がカーディン議員（民主党）にCVIDとCVIGを入れた米朝合意を「不可逆的」にするために米議会、上院に条約として提出し批准するという提案をしたとされる。「ポンベオ氏、北がCVIDするならCVIG・・・条約で保証」中央日報、2018年5月29日。
- 33 イ・ジョンソク元統一部長官（金大中政権）は「（6ヶ月間の）頭括型解決策」を提案した。即ち第1段階（6ヶ月）（2018年）で「実質的非核化」、北朝鮮が核兵器（ICBM）の廃棄、米が終戦宣言と国交正常化をフロントロードし、第2段階（2019－2020年）に「非核化の検証」（核兵器など廃棄、査察受け入れ）。「朝米会談の成功はCVID-CVIGの核心の6ヶ月以内にかかっている」ハンギョレ新聞、2018年5月31日、<http://japan.hani.co.kr/arti/politics/30736.html>
- 34 2004-2010年に寧辺核施設など訪朝経験があるS. ヘッカー博士らが北朝鮮非核化ロードマップ—短期（1年）（停止 halt）、中期（2－5年）（巻き返し rollback）、長期（6－10年）（除去／規制 eliminate or set limits）という段階的プランを発表した。William J. Broad and David E. Sanger, “North Korea Nuclear Disarmament Could Take 15 Years, Expert Warns,” *The New York Times*, May 28, 2018（ヘッカー博士インタビュー）；Sanger and Broad, “Verifying the End of a Nuclear North Korea ‘Could Make Iran Look Easy,’” *The New York Times*, May 6, 2018; S. Hecker, Robert L. Carlin, and Elliot A. Serbin, “A Comprehensive History of North Korea’s Nuclear Program,” Center for International Security and Cooperation, Stanford University, <https://cisac.fsi.stanford.edu/content/cisac-north-northkorea>, “A technically-informed roadmap for North Korea’s denuclearization,” May 28, 2018, https://cisac.fsi.stanford.edu/sites/default/files/hecker_carlin-serbin_denuc_rlc.pdf. 読売新聞、2018年5月30日、徐台教「米専門家、非核化に2－15年、カギは北朝鮮側の“意志”」2018年5月31日、*The Korean Politics*, <https://www.thekoreanpolitics.com/news/articleView.html?idxno=2633>.
- 35 S. ナン（民主党）とR. ルーガー（共和党）米上院議員が提唱した「ナン・ルーガー協調的脅威削減計画」については「II-6章 北朝鮮」（阪田恭代）浅田正彦編『兵器の拡散防止と輸出管理』（有信堂、2004年）256頁。
- 36 Sam Nunn and Richard Lugar, “What to do if the talks with North Korea succeed,” *The Washington Post*, April 23, 2018. “Cooperative Threat Reduction Programs,” U.S. Department of Defense, Defense Threat Reduction Agency (DTRA), <http://www.dtra.mil/oe/ctr/programs/>
- 37 “Cooperative Threat Reduction Programs,” U.S. Department of Defense, Defense Threat Reduction Agency (DTRA), <http://www.dtra.mil/oe/ctr/programs>.

- 38 決議では、核兵器のみならず「その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画も、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄する」ことを求めている。つまり核兵器・核計画のみならず、化学兵器等の「その他」の大量破壊兵器と弾道ミサイル計画も CVID (complete, verifiable, irreversible, dismantlement) の対象に含まれている。国際連合安全保障理事会決議第 2397 号 和訳(外務省告示第 7 号) (平成 30 年 1 月 18 日発行)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000325985.pdf>。
- 39 決議では北朝鮮が「弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験、または、その他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を直ちに停止し、またその文脈において、全てのミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再確認」することを求めている。同上。
- 40 安保理における北朝鮮問題については藤田直央『北朝鮮 vs. 安保理 四半世紀の攻防』(岩波書店、2017 年)を参照されたい。
- 41 国際連合安全保障理事会決議第 2397 号和訳 (外務省)
- 42 同上。
- 43 第 72 回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説、2017 年 9 月 20 日、https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2017/0920enzetsu.html
- 44 “Statement by Prime Minister Abe, President Tusk and President Juncker on North Korea,” 6 July 2017, European Council, <http://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2017/07/06/eu-japan-dprk>; 和文 (外務省)、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000270695.pdf>
- 45 外務省「朝鮮国連軍と我が国の関係について」平成 30 年 (2018 年) 4 月 27 日、https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page23_001541.html

第9章 2017年の北朝鮮経済

三村 光弘

1. 北朝鮮の経済政策の基本と実際

北朝鮮が標榜している経済に関する基本的な方針は、現在でも生産手段の社会的所有を前提とした社会主義計画経済である。同時に、国内で必要とされるものを国内の燃料や原料を使い、国内の技術で生産できるようにする「自立的民族経済」を建設することを目標としている。制度的には憲法をはじめとする法制度においても、北朝鮮において国家の方向性を定める朝鮮労働党の政策においても、経済は国营および協同団体によって営まれるのが基本となっている。後述する非国营部門によるビジネスは基本的に公式の制度の外で、さまざまな便法を使い、政権の黙認の下に存在している。

以上のことが建前とすれば、現実はどうなのか。1980年代末から90年代初めにかけての旧ソ連・東欧の社会主義政権の崩壊と、社会主義世界市場の喪失により、北朝鮮は1990年代半ばには、国家が国民の日々の生活に対して責任を持つことが出来なくなった。その結果、食料や生活必需品を手に入れるために国民が個人的に動き、家族全員が必死になって動かざるを得ない状況になった。このような非国营部門（民間）の経済活動は国营部門とは異なり、需要と供給により価格が決定される原則で動いている。また、経済活動の目的は当初は生活の糧を手に入れるためであったが、現在ではその規模が拡大するにつれて利潤の追求が目的となっており、資本主義諸国の商事会社と基本的に変わらないビジネスが行われているとも言える。

2003年に農業者が自らの自留地で生産した農産品などの販売に限られていた農民市場（旧ソ連のコルホーズ市場に類似）が地域市場（創設当時は総合市場と呼ばれた）に改組され、工業生産品も販売されるようになった。その結果、当初は食品や雑貨類など、生活必需品が主な取引品目であった地域市場も、さまざまな財が交換される場として機能するようになった。このような商品経済が発達するにつれて、国营部門に属する会社や機関も、非国营部門との取引が増加するようになった。民間企業の存在が制度的に認められていないため、便法として、形式上は国营企業の一部門として存在する民間企業も存在するようである。

現在の北朝鮮経済は、意思決定の当事者は多様化しているものの制度とルールに従った公正な競争が行われている環境が存在するとは言えず、このような経済を市場経済と呼ぶことは出来ない。とはいえ、非国营部門の存在を無視して北朝鮮経済を語ることもまた無理である。

1.1. 対内経済政策

北朝鮮の公式の対内経済政策は、前述した通り社会主義計画経済制度および自立的民族経済建設路線の下で（憲法第19条）、所有制としては国家所有（全人民的所有）および社会協同団体（協同農場が代表的なもの）を基本としている（憲法第20条）¹。個人所有は、「公民の個人的で、消費的な目的のための所有」（憲法第24条）とされ、生産手段を個人が所有することは想定されていない²。このような制度的枠組みが前述した事実上の民間企

業が存在する状況と合っておらず、政府が合理的な経済政策の立案、実行のための政策的手段を取ることが非常に難しい状況を生んでいる。

では、経済の現状と制度を調整する動きとしてはどのようなものがあったのか。金正恩国務委員長は金正日総書記の永訣式当日の2011年12月28日に関係幹部たちを前にして、社会主義企業管理方法を現場の要求に即して速やかに完成するよう求めたのに続き、翌12年には、内閣の幹部および、学者らを招集し、「生産者自身が生産と管理における主人としての責任と役割を果たすようにする社会主義企業管理方法」を完成するように研究課題を提示した。これを受けて、内閣内に「常務組」と呼ばれるタスクフォースがつくられ、研究機関、経済部門関係者らと幾度にもわたり国家的な協議会や討論会などを開催し、具体的な方法論などを討議したといわれている（日本貿易振興機構 [2017:6]）³。

2012年下半年から、一部の協同農場で「圃田担当責任制」および現物分配等を試験的に実施した。また、工業部門では経済の部門別（電力、石炭、金属、機械工業などの各部門）に中央、道、地方の各地域の等級に応じてそれぞれ2～3の企業で試験導入が始まり、初期には100余りの企業で、年末には200余りの企業で試験的に導入された（日本貿易振興機構 [2017:6]）。

2013年の年頭に発表された「新年の辞」では経済指導と管理を改善すべきであるとの言及がなされ、各部署での経験を広く普及することが指示された。また、「新たな並進路線」が発表された朝鮮労働党2013年3月全体会議でも「朝鮮式经济管理方法を研究完成」せよとの発言があったことを受け、試験的導入の結果に基づき、より幅広く普及されることになった。同年から全国の協同農場で「圃田担当責任制」の全面的導入が始まり、4月からは独立採算制企業に対し計画権、生産組織権、分配権、貿易および合弁・合作権などの権限を与える措置がとられた。それらの措置は8月に「社会主義企業責任管理制」として定式化された。

新たな経済政策のうち、農業部門における政策については、2014年2月6日の「全国農業部門分組長大会」で、個人あるいは少数のグループに特定の田畑を割り当て、肥育管理に責任を持たせ、分配にもその結果を重視する「圃田担当責任制」が金正恩書簡の中で定式化された⁴。同年6月18日には国家経済開発委員会と合弁投資委員会が貿易省と一体化され、「対外経済省」となった。経済開発区の追加指定も行われ、対外的に投資を積極的に誘致する方針が継続していることも確認された。

2014年9月号の朝鮮労働党の理論誌『勤労者』に、国家計画委員会のリ・ヨンミン副局長が、「（金正恩第1書記が）今年5月に歴史的な労作を発表し、現実発展の要求に合うわれわれ式经济管理方法を確立するために行うべき綱領的指針を明らかにされた」と記し、その「綱領的指針」の基本的な中身などを説明している⁵。

同年9月3日付『労働新聞』には、「われわれ式经济管理の優越性と威力を高く発揚しよう」と題した社説で、经济管理改善の方向性に対して、「社会主義原則を確固として堅持しなければならない」と社会主義原則の堅持を強調している。翌10月22日付の同紙の別の記事によれば、「経済事業において社会主義原則を堅持するということは、生産手段に対する社会主義的所有を擁護固守し、集団主義原則を徹底して具現するということである」と規定している。この2つの記事から、国営企業の私有化は現段階で許容されないことがわかる。しかし、所有制に手を付けない「経営面での工夫」について、それを否定するような記述

はなく、「社会主義企業責任管理制」に基づく経済管理方法の改善（経済改革）の実行は実行段階に入ったと言えよう。

1.2. 対外経済政策

北朝鮮の現行の対外経済政策は、国内経済政策の基本が自立的民族経済の建設であるために、日本や東アジアの多くの国が過去、あるいは現在行っているような輸出のための産業を大々的に興すには至っていない。とはいえ、2012年の金日成生誕100年を控えた2011年から国連安保理制裁によって輸出が難しくなる前年の2016年までは、石炭や鉱石類などが大量に輸出されていた。これは国内の工場やインフラ、住宅等のアップグレードを図るために必要な輸入を行うために輸出を増やしたものとみられる。

北朝鮮は1991年12月28日に最初の特殊経済地帯（経済特区）である羅津・先鋒自由経済貿易地帯を設置した。同地区は現在も運用されており、主に中国とロシアの企業が投資を行っている。憲法第37条では、「国家はわが国の機関、企業所、団体及び外国法人または個人との企業合弁及び合作、特殊経済地帯での様々な企業創設運営を奨励する。」と規定しており、海外直接投資は国家の政策において推奨されている。

2002年4月に中国の遼寧省丹東市と国境を接する平安北道新義州市とその周辺の一部を範囲とした新義州特別行政区が設置された。その後、開発は頓挫していたが、2014年7月23日に同行政区は「新義州国際経済地帯」という名の新たな特殊経済地帯として再出発した。

朝鮮半島の南北関係の進展により、1998年から韓国からの金剛山観光が行われていた。2002年10月23日には「金剛山観光地区」を設置する政令が公布され、正式に特殊経済地帯となった。2003年2月に臨時道路が仮開通し、観光団が陸路、軍事分界線をこえて金剛山を訪問した。2005年には事業が黒字となり、また年間の訪問者が30万人を超えるなど、ある程度安定した交流が行われるようになったが、2008年に立ち入りを禁止されている地域に侵入した観光客が警備の兵士に銃撃され、死亡する事件が発生し、韓国政府は金剛山観光を停止する措置をとり、観光事業は頓挫している。北朝鮮は韓国だけでなく、中国をはじめとする全世界から観光を行えるようにするため、2011年4月29日に「金剛山国際観光特別区」に改組された。2014年6月に、元山地区などを含む大規模開発である「元山—金剛山国際観光地帯」が公布され、同地区はその一部として継続して観光開発が行われようとしている。

韓国の首都から北方に70キロの場所に位置する開城では、2000年の南北首脳会談後、南北当局も関与しつつ、工業団地の設置が推進されてきた。2002年11月13日に開城工業地区法を設置する政令が公布され、特殊経済地帯となった。2016年2月に韓国が北朝鮮の弾道ミサイル発射などを理由に操業を中断するまでに、約5万人の北朝鮮労働者が働く工業団地として成長した。

2013年3月31日に開催された朝鮮労働党中央委員会2013年3月全体会議では、「経済建設と核開発の並進路線」が決定されたほか、金正恩第1書記の報告のなかで、元山地区の開発と経済開発区開発に関する言及があった。これを受けて、同年5月29日、最高人民会議常任委員会は「朝鮮民主主義人民共和国経済開発区法」を採択した⁶。これにより、既存の特殊経済地帯とは別に、国内に21カ所の中央級、地方級の経済開発区を設置すること

となった⁷。2015年には2013年に設置された13の経済開発区のマスタープランが完成した⁸ほか、中国国境に国家級1カ所、地方級1カ所の経済開発区が新設された⁹。2017年12月21日には、平壤市の江南郡の一部を「江南経済開発区」とする政令が出されるなど、経済開発区を運営していく政策は継続されるようである。

2. 国連安保理決議による制裁と北朝鮮

2.1. 国連による対北朝鮮経済制裁の変遷

国連の対北朝鮮制裁は、北朝鮮が2006年10月9日に最初の核実験を行ったことを受けて出された安全保障理事会決議1718（2006）（同年10月14日採択）¹⁰から始まった¹¹。当初の制裁対象品目は、核、ミサイルおよびその他の大量破壊兵器関連の物資¹²の他、大型装備や重火器類と奢侈品の禁輸と核、ミサイル及びその他の大量破壊兵器関連に使われる資産の凍結、関係者の渡航制限であった。

安保理決議2094（2013）までの北朝鮮制裁は、包括的な禁輸措置ではなく、核兵器、ミサイルおよびその他の大量破壊兵器プログラムに資する物資の禁輸など、範囲がかなり限定された制裁であった。しかし、2016年3月の安保理決議2270（2016）からは北朝鮮に対する国連制裁は最近ではイラン制裁に似た包括的な経済制裁の色彩を強くしていった。

2.2. 2017年の対北朝鮮制裁決議

2.2.1. 決議2356号（6月2日採択）

北朝鮮による累次の弾道ミサイル発射等を受けて採択された決議第2356号では、2006年の決議第1718号の8（d）に規定する制裁（資産凍結）¹³を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8（e）に規定する制裁措置（旅行禁止）¹⁴を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.2.2. 決議2371号（8月5日採択）

北朝鮮が7月4日及び28日に大陸間弾道ミサイル（ICBM）級の弾道ミサイルを発射したことを受けて採択された決議第2371号は、次のような制裁措置を定めている。

1. 国連安保理の制裁委員会に、国連安保理決議違反の活動を行っている又は関連していたことを示唆する情報を有する船舶を指定する権限を与える。また、全ての加盟国が、緊急事態の場合若しくは船舶が出発港に戻る場合において入港が必要である場合や制裁委員会が事前に決定した場合を除き、当該船舶が自国の港に入ることを禁ずることを決定する。
2. 決議2270号の第20パラグラフ及び決議第2321号の第9パラグラフに規定する措置（全ての加盟国が、自国民、自国の管轄権に服する者及び自国の領域内で設立された又は自国の管轄権に服する団体が北朝鮮において船舶を登録すること、船舶が北朝鮮籍を使用する許可を取得すること、及び北朝鮮籍船舶の所有、リース、運航、船舶分類、認証若しくは関連サービスの提供を行うこと又は保険をかけることを禁止すること）が、北朝鮮籍船舶のチャーターに適用されることを明確にする。

3. 石炭、鉄及び鉄鉱石の北朝鮮からの輸入禁止
4. 海産物（魚、甲殻類、軟体動物、及びその他の全ての形態の水棲無脊椎動物を含む）の北朝鮮からの輸入禁止
5. 鉛及び鉛鉱石の北朝鮮からの輸入禁止
6. 追加的な北朝鮮国民の雇用（北朝鮮からの派遣労働者）の禁止
7. 北朝鮮との新規の合弁企業もしくは共同事業体の開設または既存の合弁企業の拡大の禁止
8. 2006年の決議第1718号の8(d)に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8(e)に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.2.3. 決議2375号（9月11日採択）

北朝鮮が9月3日に6回目となる核実験を行ったこと等を受けて採択された決議第2375号では、次のような制裁措置を定めている。

1. 北朝鮮への全てのコンデンセート及び天然ガス液の輸出禁止と北朝鮮による調達の禁止
2. 石油製品の対北朝鮮輸出を年間200万バレル（27万トン）に制限
3. 原油の対北朝鮮輸出を過去12ヶ月の実績並みに制限（約30.4万トン）
4. 衣類、繊維製品の北朝鮮からの輸入を禁止
5. 北朝鮮国民への自国内における労働許可の提供の停止
6. 自国内における北朝鮮の団体又は個人との新規及び既存の合弁企業又は共同事業体の開設、維持及び運営の禁止（中朝間の水力発電所およびロシア産の石炭の羅津港を通じた船積みは例外）
7. 2006年の決議第1718号の8(d)に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8(e)に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.2.4. 決議2397号（12月22日採択）

北朝鮮が11月29日に新型とみられるICBM級の弾道ミサイルを発射したこと等を受けて採択された決議第2397号では、次のような制裁措置を定めている。

1. 北朝鮮への400万バレル又は52万5,000トン以上の原油輸出の禁止
2. 北朝鮮への石油精製品の輸出を人道目的で北朝鮮の核、弾道ミサイルプログラムに無関係のものに限り、年間400万バレル又は52万5,000トン以下に制限。
3. 北朝鮮からの食料及び農産品（HSコード第12類、第8類、第7類）、機械類（HSコード第84類）、電気機器（HSコード第85類）、マグネサイト及びマグネシアを含む土石類（HSコード第25類）、木材（HSコード第44類）及び船舶（HSコード第89類）

の輸入禁止。

4. 北朝鮮への工業機械類（HSコード第84類及び第85類）、輸送車両（HSコード第86類～第89類）及び鉄、鉄鋼及びその他金属（HSコード第72類～第83類）の輸出禁止（ただし、北朝鮮の商業民間旅客機の安全な運用を維持するために必要な予備部品の提供は例外）。
5. 決議採択の日から24カ月以内に自国内で収入を得ている全ての北朝鮮国民及び海外の北朝鮮労働者を監視する全ての北朝鮮政府の安全監督員を北朝鮮に送還。決議採択の日から15か月以内に、この決議の採択の日から12か月間に送還された労働者の明細を報告（帰国させたのが元いた半数に満たない場合には、その理由も付して報告）。
6. 北朝鮮の石炭や鉱物の密輸出や石油の密輸入を阻止するため、そのような活動又は品目の輸送に関与していると信じる合理的根拠を有する場合には、当該加盟国が、自国の港に在るいかなる船舶も押収、検査及び凍結（留め置き）すること。この決議により禁止されている活動又は品目の輸送に関与していたと信じる合理的根拠を有する船舶に対する保険又は再保険サービスの提供を禁止。この規定に従って他の加盟国が登録を解除した船舶の登録の禁止。
7. 自動船舶識別装置（AIS）を切った船舶に対する監視の強化。
8. 2006年の決議第1718号の8（d）に規定する制裁（資産凍結）を付属書Ⅱと付属書Ⅰの対象に行うことを定めた。また、2006年の決議第1718号の8（e）に規定する制裁措置（旅行禁止）を付属書Ⅰの個人や付属書Ⅱに規定される団体のために働く対象に行うことを決めた。

2.3. 今後の方向性

2017年に採択された4つの制裁決議により、北朝鮮が2016年に輸出した金額のうち9割以上が制裁対象となった。また、12月に採択された決議2397号による制裁では、北朝鮮が主に中国などから輸入している機械類や自動車等も包括的に制裁対象となり、北朝鮮は自国の産業や国民の生活に必要なものまで輸入できなくなることとなった。

2017年に行われた制裁はすでに相当包括的なもので、経済封鎖の一手手前までできたものと言える。これは、北朝鮮の核兵器の標的となっている米国が主体となって推進したものであるが、北朝鮮の主要な貿易相手国である中国の協力なしでは行うことのできなかつたものである。

北朝鮮経済は、このような制裁を予期して自立的民族経済建設路線を推し進めてきたこともあり、短期間で経済が崩壊することはないと思われる。しかし、金正恩政権になってからの北朝鮮は、国民生活の向上を重要な国家目標に据えており、経済が苦しくなることによって国民生活に影響が出ることを意味は、これまでの政権に比べると大きい。

2017年9月4日発『朝鮮中央通信』は、同月3日午前、朝鮮労働党政治局常務委員会が開催されたと伝えた。金正恩委員長のほか、金永南、黄炳瑞、朴奉珠、崔竜海の各氏が参加した。この会議では、(1)現在の国際政治情勢と朝鮮半島に作られた軍事的緊張状態の分析と評価、(2)核兵器研究所が実施した核の兵器化研究事業（核実験）の実態についての報告を聴取し、朝鮮労働党第7回大会が提示した国家の核武力完成の完結段階の目標を

達成するための一環として、大陸間弾道ロケット搭載用水素爆弾試験を進行する問題、(3)決定書「国家核武力完成の完結段階の目標を達成するための一環として、大陸間弾道ロケット搭載用水素爆弾試験を行うことについて」の採択と、金正恩委員長による命令への署名、(4)米国と敵対勢力の悪辣な反共和国制裁策動を牽制し、党第7回大会が提示した部門別闘争課題（国家経済発展5カ年戦略）を成功裏に実施させるための具体的な方途と対策の討議、が行われたと伝えているが、最後の(4)に経済に関する決定が入るなど経済重視の姿勢は、現在の北朝鮮の特徴であるといえる。

3. おわりに

2017年の北朝鮮経済は、前年に引き続き国民経済の向上に力を入れたが、4度にわたる国連安保理決議による経済制裁が次第に国民経済を蝕んでいくこととなった。1月25日に朝鮮労働党中央委員会が年末に「万里馬先駆者大会」を開催すると宣言しておきながら、年末に大会が行われず、その代わりに12月21日～23日に「第5回党細胞委員長大会」が開催されることとなった。

金正恩時代になってからの北朝鮮は、国民経済の向上に力を入れるとともに、国営企業の経営自主権を拡大する各種政策を慎重に研究、試行し、それが実施段階に入っている。極めて厳しい対外経済環境の中、国内経済を振興させることが重要になっているため、生産を増加させ、経済を活性化させるためであれば、かなり大胆なチャレンジも許されるようになってきている側面もあると聞く。

今後、国連安保理決議による経済制裁の原因となっている北朝鮮の核、ミサイル開発がどのようになっていくのかにより北朝鮮経済の方向性も変わってくるだろう。もし核、ミサイル問題に一定の進展が見られた場合、対北朝鮮経済制裁の一部緩和も含めた変化が起こりうる可能性もある。

短期的には制裁が継続しようが、緩和されようが北朝鮮の経済政策に大きな違いは出てこないだろうが、米国との関係が敵対的ではなくなり、南北関係や日本や中国をはじめとする周辺国との関係が改善され、それが3～5年以上の長期にわたって継続した場合、制裁に対抗しうる経済政策としての自立的民族経済建設路線の堅持や、イデオロギーとして重要な工場内党委員会の役割を重視する「大安の事業体系」、社会主義計画経済の堅持、生産手段を国家所有、社会協同団体所有に限っている現行の制度がどのように変化していくのか注目される。

参考文献

- 日本貿易振興機構（2017）『2016年度 最近の北朝鮮経済に関する調査（2017年3月）』
三村光弘（2017）『現代朝鮮経済』日本評論社

— 注 —

¹ 憲法第20条は、国家だけが所有できるものとして「自然資源、鉄道、航空輸送、通信機関及び重要工場、

企業所、港湾、銀行」を例示している。また民法45条は、第1号で地下資源、山林資源、水産資源をはじめとした国のあらゆる天然資源、第2号で鉄道、航空運輸、通信機関と重要工場、企業所、港湾、銀行、第3号で各種学校および重要文化保健施設は国家のみが所有できると規定している。憲法第21条は社会協同団体が所有できるものとして、土地、農機械、船舶、中小工場、企業所等を規定している。また、民法第54条は社会協同団体所有権の所有の対象として、土地と農機具、船舶、中小工場、企業所その他に経営活動に必要な対象を所有できると規定している。

- 2 民法第58条は「個人所有は、勤労者の個人的で消費的な目的のための所有である。」「個人所有は、労働による社会主義分配、国家及び社会の追加的恵沢、住宅付属地経営をはじめとする個人副業経営から生じる生産物、公民が購入した財産または相続、贈与された財産その他に法的根拠によって生じた財産からなる」と規定している。具体的な所有の対象としては民法第59条に、住宅と家庭生活に必要なさまざまな家庭用品、文化用品その他の生活用品と乗用車等の機材」と規定されている。
- 3 このインタビューにおいて、経済管理改善の原則として語られているのは、次の通りである。「経済管理方法を改善することにおいてわれわれが堅持するのは、第一に社会主義原則を徹底して守ることであり、第二に国家の統一的指導の下にすべての事業を行うことだ。集団主義に基づいて工場、企業所に責任と権限をそのまま与え、彼らが主人としての立場で働くことができる方法を探求することである」としている。また、実務者や学者がさまざまな改善案を提示した場合に、どうするかであるが、必ずそれを現場でテストしてから導入するとの見解も次のように示されている。「この過程でよい案が提起されたが、経済現場におけるテストを経ずに導入することはできない。経済的試験を行ってみて、成果が出れば全国的に導入しようと思う。まだ大部分が研究段階にある」[「《우리 식의 경제관리방법》의 완성을／내각 관계자 인터뷰」][「朝鮮式の经济管理方法」の完成を／内閣関係者インタビュー】『朝鮮新報』2013年5月10日付。[<http://chosonsinbo.com/2013/05/0510th-4/>]、[「ウリ式の经济管理方法」の完成を】『朝鮮新報』2013年5月17日付。[<http://chosonsinbo.com/jp/2013/05/0517th/>]
- 4 この書簡では、「分配における均等主義は社会主義的分配の原則とは縁がなく、農場員の生産意欲を低下させる有害な作用を及ぼします。分組は、農場員の作業日の評価を労働の量と質に応じて、そのつど正確に行わなければなりません。そして、社会主義的分配の原則の要求に即して、分組が生産した穀物のうちで国家が定めた一定の量を除いた残りは、農場員に各自の作業日に応じて現物を基本として分配すべきです。国は、国の食糧需要と農場員の利害、生活上の要求を十分検討したうえで合理的な穀物義務売り渡し課題を定め、農業勤労者が自信を持って奮闘するようにしなければなりません」と前年の分組管理制の強化における重大な問題となっていた現物分配の不徹底の問題を指摘し、是正を促した。
- 5 詳しくは福田恵介「北朝鮮、始まった市場経済への転換」東洋経済オンライン [<http://toyokeizai.net/articles/-/55436>] 参照。
- 6 経済開発区法は7章62条と附則2条で構成され、7章の題目はそれぞれ、経済開発区法の基本、経済開発区の創設、経済開発区の開発、経済開発区での管理、経済開発における経済活動、奨励及び特惠、申告及び紛争解決となっている。
- 7 その後の筆者の調査によれば、中央級の経済開発区は「新義州国際経済地帯」、「温情先端技術開発区」 「康翎国際緑色示範区」 「進島輸出加工区」であることが判明した。
- 8 2015年1月14日発『朝鮮中央通信』
- 9 この2つの経済開発区は、隣接する中国の地方政府との密接な連携の元に準備がなされ、開設されたものである。したがって、これまで開設された経済開発区に比べて事業性に優れている特徴を持っている。
- 10 文書番号 S/RES/1718 (2006)、和訳は官報告示外務省第598号 (平成18年11月6日発行)。
- 11 それ以前にも制裁決議ではないが北朝鮮の核問題に対して、安保理で決議第825号 (1993年)、決議第1540号 (2004年)、決議第1695号 (2006年) が出されている。
- 12 北朝鮮に対する国連制裁の核、ミサイル、その他の大量破壊兵器関連の物資と二重用途物資については、決議1718でかなり詳細に規定されている。文書番号 S/2006/814 (2006) や S/2006/815、S/2006/816 に記載されている。これらは、基本的に、国際的な輸出管理レジームにおいて使用されているリストが活用された。詳しくは、浅田正彦「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」『CISTEC Journal』No. 131 (2011.1) 14～24頁を参照されたい。
- 13 すべての加盟国は、それぞれの法的手続に従い、この決議の採択の日に又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び経済資源であって、北朝鮮の核関連、その他の大量破

壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与し又は支援を提供している（その他の不正な手段を通じたものも含む。）として委員会若しくは安全保障理事会により指定される者又は団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを直ちに凍結し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる者若しくは団体により、そのような者又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保する。

- 14 すべての加盟国は、委員会又は安全保障理事会により、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連及びその他の大量破壊兵器関連の計画に関係のある北朝鮮の政策に責任を有している（北朝鮮の政策を支持し又は促進することを通じたものを含む。）として指定される者及びその家族の構成員が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとる。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

第10章 対北朝鮮制裁の課題

古川 勝久

北朝鮮経済に対する制裁の影響

2017年12月、ニッキー・ヘイリー米政府国連大使は、一連の国連制裁並びにアメリカ政府による単独制裁により北朝鮮の輸出の約9割が禁止されることになると指摘し、「北朝鮮が危険な道を歩み続けるならば、圧力を続ける」と警告した¹。アメリカ政府や日本政府は、国連安保理や関係諸国による一連の制裁措置により、北朝鮮はその外貨収入源や石油などのエネルギーの調達が大幅に削減され、もはや核・ミサイル計画の継続が困難になったと説明している。これが、北朝鮮が2018年には核や大陸間弾道ミサイルの実験を停止し、アメリカや韓国、中国などの関係諸国との関係改善に大きく方向転換した背景にある決定的な要因として考えられている。

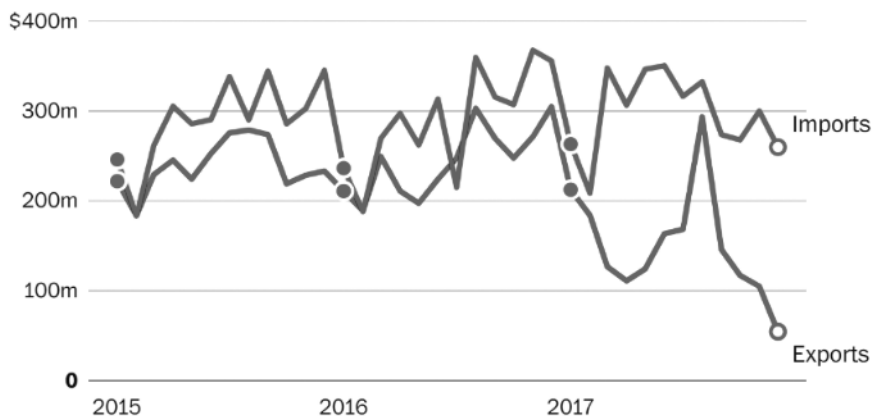
確かに、一連の国連安保理決議や米政府による単独制裁などによる影響のため、貿易統計上、北朝鮮による輸出の大幅な減少が記録されている（図1参照）。2018年3月に発表された中国税関総署の貿易統計によれば、2018年の中朝貿易総額は2億1597万ドル（約230億円）と前年同月比で約5割に激減し、輸入額は77.4%減少したうえ、輸出額も31.9%減少している。様々なメディアや専門家などからも、中朝国境付近における貿易会社が事業を閉めたなど、経済活動の大幅な減少ぶりを示唆する報告が相次いでいた。

制裁は北朝鮮経済に対して無視できないレベルの影響を及ぼしているのは、おそらく間違いないものと判断されうる。2018年1月、金正恩委員長は「新年の辞」の中で、「生命

図1 北朝鮮の輸出入額の推移

North Korean Exports Plunge

Trade sanctions have begun to have a marked effect on North Korea's trade, with its exports plunging last year.



Source: IHS Markit, Global Trade Atlas

THE WASHINGTON POST

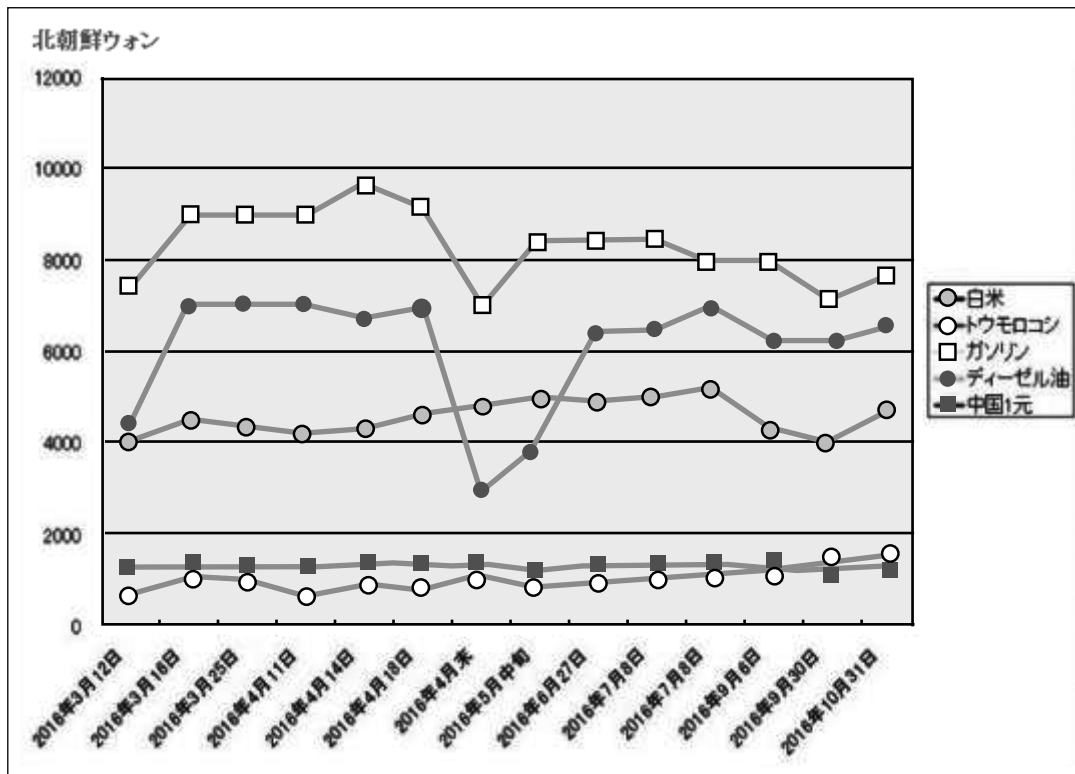
出展：Peter Whoriskey, “Trump says sanctions are hurting the North Korean economy. But in some ways it appears stable”, The Washington Post, March 26, 2018.

を脅かす制裁と封鎖により、困難な生活状況が生じている」と明言している²。5月には朴奉珠首相も、「国家経済開発五ヵ年計画が成長のための突破口を作り出すことに失敗し、経済セクター全体の前進に支障をきたしている」と述べ、経済成長目標を達成できなかったことを認めている³。

このように制裁が北朝鮮経済に少なからぬ影響をもたらしたことを示唆する様々な情報はある。では、具体的にどのような悪影響が経済に生じているのか。この点では、信頼度の高い、計量的な経済データはほとんどない。意外にも、むしろ逆に北朝鮮国内の市場では経済的影響はさほど見受けられないことを示す情報すら多く見受けられる。

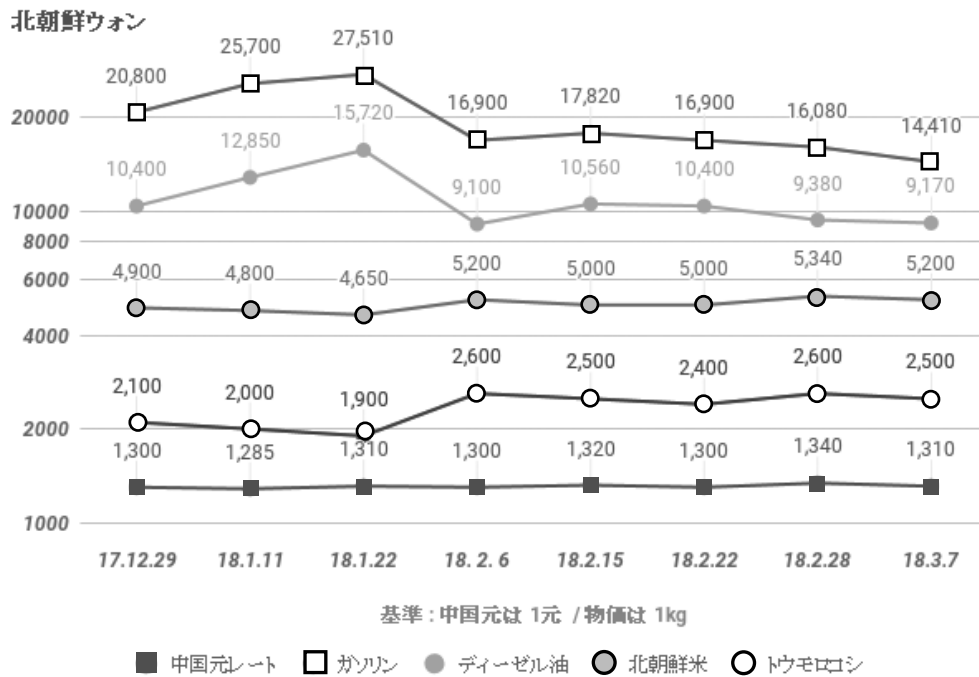
例えば、アジアプレス・ネットワークの石丸次郎氏は、中朝国境付近の北朝鮮の両江道と咸鏡北道の市場において、長年にわたって主要産品（ガソリン、ディーゼル油、コメ、トウモロコシ）の物価動向と、北朝鮮ウォンと中国人民元との外国為替レートの動向を、地元の協力者を通じてモニタリングしている。このデータによると、この数年間、国連安保理で新たな制裁決議が採択された直後には、主要産品の価格が大幅に上昇したものの、その後ほどなく下落する、という現象が幾度となく繰り返し観測されてきた。国連制裁が強化された2016年3月から2018年5月の間の物価を均してみると、全体的には物価は意外にもほぼ安定的に推移してきた（図2参照）。北朝鮮ウォンと中国人民元との為替レートも同様に安定的に推移している⁴。石丸氏は平壤市内などで対米ドル為替レートもモニタリングしているが、同様に安定しているという。北朝鮮を訪問している学術専門家やジャー

図2-a. 北朝鮮国内の市場における物価・外貨交換レート（2016年3月～10月）



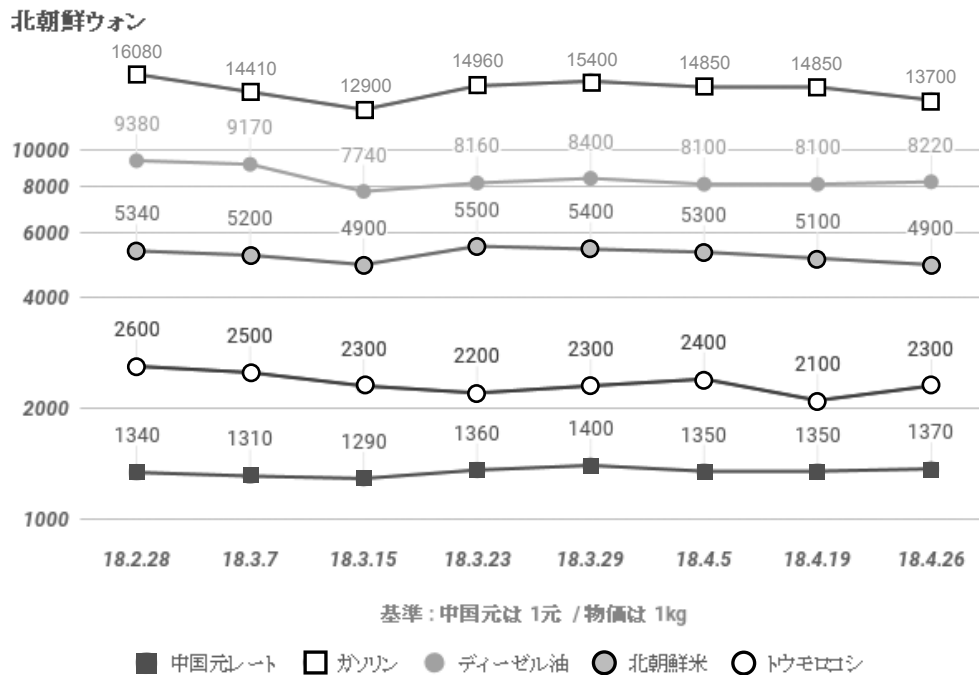
出展：アジアプレス・ネットワーク・石丸次郎氏
http://www.asiapress.org/apn/2017/11/north-korea/north-korea_prices/

図 2-b. 北朝鮮国内の市場における物価・外貨交換レート (2017年12月～2018年3月)



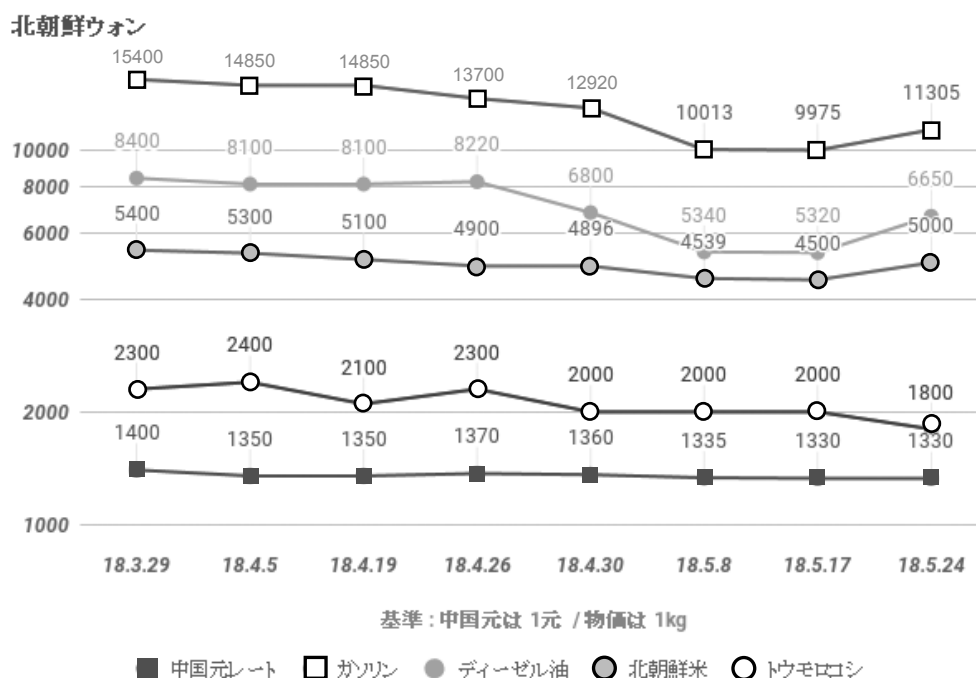
出展：アジアプレス・ネットワーク・石丸次郎氏

図 2-c. 北朝鮮国内の市場における物価・外貨交換レート (2018年2月～4月)



出展：アジアプレス・ネットワーク・石丸次郎氏。

図 2-d. 北朝鮮国内の市場における物価・外貨交換レート（2018年3月～5月）



出展：アジアプレス・ネットワーク・石丸次郎氏。

ナリストからも、一様に「物価や為替レートは安定している」との見解がしばしば聞かれる⁵。

なぜ制裁にもかかわらずこのように物価が安定しているのか。原因は不明である。また、このような北朝鮮国内の物価水準や外貨交換レートはいつまで安定的に推移しうるのであるのか、予見しうだけの情報もない。専門家によっては、「北朝鮮政権側は、米国政府などが自国内の物価水準を監視していることを知っているので価格を統制している」との指摘もあれば、「国内の在庫を取り崩しているため、物資不足が表面化していない」とする見方や、「密輸によって物資を調達している」とする見方もあり、見解は分かれている。

いかなる原因であれ、北朝鮮国内では少なくともこれまでのところ、市場における物価や外貨交換レートに多大なる変動を及ぼすほどの影響が生じているにはまだ見受けられない。制裁が北朝鮮の市場経済に致命的な影響を及ぼしていると判断しうだけの計量的な経済データはない。

2017年後半から2018年初頭の間、平壤を訪問した複数の外国人訪問者も、制裁が平壤市民に目に見えるほどの影響を及ぼしているには見えなかったと証言している。北朝鮮は国連安保理決議により石炭の輸出を禁止されたため、国内の火力発電における石炭消費量を増加させたようであり、結果的に平壤市内の電力事情は改善して停電はあまり経験しなくなったとの指摘もある。

例えば、2018年1月中旬に平壤を訪問した週刊東洋経済・福田恵介記者は以下のように記している⁶。

2018年1月、記者は平壤を取材した。厳冬の時期でもあり、平壤市内は中心部でも若干人通りが少ない印象を受けたものの、1年半前の訪問時とそれほど変わらない印象を受けた。

スーパーなどの商業施設では買い物客で賑わい、商品の数も多かった。ただ、数年前には中国産など外国産商品が棚の多くを占めていたが、特に食料費や日用品では、北朝鮮国産品のほうが圧倒的に増えていた。

電気事情も、滞在中に停電はなかった。市内を行き交う車の数も多く、時間帯によっては渋滞が発生。バスやトロリーバス、市電も通常通りに運行されていた。「高騰している」と伝えられてきたガソリン価格については、現地では誰もが「ガソリンは高くなった」と口をそろえた。

だが、平壤市内は前回来た1年半前と比べて、車の通行量が少なくなったとは思えなかった。タクシーの数も増えており、市民たちは気軽に利用している。商業・娯楽施設の前では客待ちをするタクシーも少なくはなかった。レストランなど外食を楽しむ人たちも多く、食材も豊富にあった。少なくとも平壤では、表面上は経済制裁の影響を強く感じることはなかった。

写真 1.



週刊東洋経済の福田恵介記者が2018年1月17日に撮影した平壤第一百貨店内の写真
(<https://toyokeizai.net/articles/-/210637>)

しかし、制裁が北朝鮮経済に対してほとんど何ら深刻な影響を与えなかったと受け止めるのは正確ではない。北朝鮮指導部による公的な声明や、日本国内外のメディアなどで報道された北朝鮮国内・中朝国境付近の企業関連情報を総合的に受け止めるならば、北朝鮮経済が制裁により一層困難な状況に直面していると考えるのが合理的と思われる。

制裁が北朝鮮経済にすでに致命的な影響を及ぼしたと判断すべき、信頼度の高いデータはまだ見受けられない以上、制裁の効果に過大な期待を寄せることには慎重であるべきだ。

とはいえ、制裁がこのまま継続されると、金正恩政権の「並進路線」の柱の一つである「経済大国化」の目標達成が困難になる、と北朝鮮指導部が考えるだけのインパクトはもたらしたようだ。つまるところ、現時点では制裁の影響は必ずしもまだ致命的なレベルに達してはいないものの、このままいけばやがて経済成長の先行きについて悲観的にならざるをえなくなる、と北朝鮮指導部が判断するに至ったことは、一つの可能性として推測されうる。

つまり、2018年に入って北朝鮮が米国などとの対話路線に踏み切った背景には、北朝鮮のマクロ経済の先行きについて北朝鮮指導部に悲観的に感じさせるだけの効果を制裁がもたらした可能性は十分考えられうる。ただし、制裁だけで北朝鮮が路線変更を決断したと考えるだけの証拠はない。北朝鮮自らが公言しているように、自らの対米核抑止力に一定の自信を抱くレベルにまで達したことも、路線変更の決断において重要な要因であった可能性は否定できない。

北朝鮮の非合法ネットワークに対する制裁の影響

国連の対北朝鮮制裁の本来の目的は北朝鮮経済を崩壊させることではない。あくまでも北朝鮮の兵器計画などにかかわる物資・技術・サービス・資金の移転およびヒトの移動を阻止することにある。本来、制裁の効果はこの観点から評価されるべきである。今後、北朝鮮がさらに核・ミサイル能力を増強することを防ぐためにも、核・ミサイル関連の物資や技術、サービスの調達能力を削ぐことは、今後も引き続き重要な課題である。

北朝鮮による核・ミサイル計画に必要な物資や技術の海外からの調達や、その決済のための資金洗浄、および関係者による海外渡航を禁止する。このような兵器関連のヒト・モノ・カネにターゲットを絞って制裁措置を科す、いわゆる「ターゲット制裁（スマート制裁）」が、国連制裁の基本的コンセプトである。

しかし、実際にはターゲット制裁は数多くの国連加盟国によって履行されない、または実効性ある形では履行されなかったため、2016年以降は、北朝鮮による天然資源の輸出禁止措置など、北朝鮮の外貨収入源の大幅削減やエネルギー調達的大幅制限などを狙った「部門別制裁（SECTORAL SANCTIONS）」に重点が置かれるようになった。国連制裁は実質的に「ターゲット制裁」から「部分的経済封鎖」を経て、そして2017年には「事実上の経済封鎖」へと拡張していったのである。

逆にいうならば、「経済封鎖」措置を解除してゆけば、「ターゲット制裁」の「抜け穴」が防がれていない以上、北朝鮮は核・ミサイル計画に必要なヒト・モノ・カネを動かせるだけの能力を有している、ということになる。事実、「経済封鎖」の解除を待つまでもなく、北朝鮮の制裁回避を可能たらしめるネットワーク（以下、「非合法ネットワーク」と略称）はグローバルに現在も機能していることを示す様々な情報がある。

例えば、2018年3月に国連専門家パネルが安保理に提出した報告書によると、2017年1月から9月の間だけでも、北朝鮮は依然、禁輸品目の輸出を堂々と継続しており、少なくとも約2億ドル弱の外貨収入を得ていたことが、貿易統計などで確認されている⁷。数多くの国々がこれらの国連制裁違反行為に加担しており、例えば北朝鮮から禁輸品目である鉄・鉄鋼製品などを不正輸入した国々として、中国、コロンビア、コスタリカ、ガーナ、インド、メキシコ、モザンビーク、ニカラグア、フィリピン、ロシア、タイなどが指摘されている⁸。

このような北朝鮮の天然資源の不正輸出には、世界各地の外国人パートナーがかかわっており、様々な国々に設立した「フロント企業」を通じて、不正取引を行っていた実態も判明している。例えば、北朝鮮産石炭の密輸にかかわった企業が利用していた国々には、オーストラリア、英国領バージン諸島、中国本土、香港、マーシャル諸島、サモア、セイシェル、英国、北アイルランド、台湾、シンガポールなど、世界各地の国々が含まれている⁹。

また、国連安保理決議で禁止されている洋上での石油製品の「瀬取り」に加担していた数々の石油タンカーの所有や運航にかかわっていた企業には、台湾、マーシャル諸島、英国領バージン諸島、中国、香港などの企業が含まれている¹⁰。

瀬取りや北朝鮮産石炭密輸にかかわっていた船舶の大半について、2017年に国際海事機関の船舶データベース上の登記情報（例：船舶の名前、旗国、所有者・運航責任者など）が変更されていた。制裁違反目的で船舶の登記情報があらかじめ変更されていたことが強く推測される（以下、このような行為を「船舶ロンダリング」と略称する）。船舶ロンダリングに加担していたまたは利用されていた企業には、日本や韓国の企業も複数社が含まれている。

つまり、制裁が強化されてきたにもかかわらず、北朝鮮の非合法ネットワークは依然、グローバルに活動を展開しているわけである。国連安保理決議では、制裁違反に加担した企業や個人などに対して、資産凍結、取引禁止、渡航禁止などの制裁措置を科すことが義務付けられている。しかし実際には、これらの措置を効果的に履行するための国内法や行政規制を整備している国連加盟国は数少ないのが実情である。

制裁の目的は、法執行を通じて違反者に対して高い「取引コスト」を支払わせることで、ほかの企業や個人に対して制裁違反に加担しないよう、将来の違反行為を「抑止」することにある。現実には、法執行を通じて国連制裁違反の処罰を受けた企業や個人に関する情報は、世界中を見渡してみてもほとんど見受けられない。例えば、瀬取りに加担していた多数の企業のうち、実際に関係当局により訴追されたのはほんの数社だけである。これでは制裁による抑止効果にも限界があると判断せざるを得ない。事実、国連専門家パネルの捜査により、同じ企業や個人が過去に何度も制裁違反に加担してきたことが判明しており、「再犯者」による制裁違反事件が後を絶たない。

つまるところ、制裁は北朝鮮の非合法ネットワークの活動に対して依然、限定的な影響しか与えていないのが実情である。

北朝鮮の大量破壊兵器関連ネットワークに対する制裁の限定的影響を示す事例

このような現状は、北朝鮮の大量破壊兵器計画に関連する団体や個人による非合法活動も効果的に封じ込められていないということを示しており、深刻な問題である。2018年3月の国連専門家パネルの報告書でも、2017年時点で、北朝鮮はシリアやミャンマーに依然、弾道ミサイル関連の物資やサービスを不正に輸出していたことが報告されている。シリアでは複数の北朝鮮の技術者グループや国連制裁対象団体の関係者が非合法活動を継続し、2012年～2017年の間、北朝鮮からシリアの大量破壊兵器関連組織に対して少なくとも40件の不正輸出がなされていた旨も報告されている¹¹。

ウクライナ

中でも特に、中国や旧ソ連圏における北朝鮮の活動は強く懸念される。北朝鮮のあらゆる弾道ミサイルとそれらの移動式発射台は、ソ連の弾道ミサイル・システムをベースにデザインされている。事実、過去に北朝鮮は旧ソ連圏や中国から弾道ミサイル関連の戦略物資や機微技術を不正に入手していた事件が確認されている。

例えば、2011年7月、在ベラルーシ・北朝鮮貿易代表部に所属する北朝鮮外交官2名が、隣国のウクライナで弾道ミサイル関連の機密情報の不正取得を図ったため、ウクライナ保安当局により現行犯逮捕された事件がある。冷戦時代、ウクライナはソ連の弾道ミサイルの開発・製造の拠点であった。ウクライナ国営の航空宇宙専門の設計事務所「ユージュノエ設計局」（かつてソ連の弾道ミサイルの製造・開発拠点だった企業）の退職者や年金受給者などにターゲットを絞って、これらの北朝鮮人2名は協力者をリクルートしようとしていた実態が、のちに裁判の過程で明らかにされている。2名は、液体燃料型弾道ミサイルにかかわる機密情報のみならず、ソ連の最強の固体燃料型ミサイル「SS-24 スカルペル」にかかわる機密情報の取得も図っていたという¹²。

その後、北朝鮮は何らかの方法により、ウクライナから弾道ミサイル用エンジンまたはそのデザイン、製造技術などの不正取得に成功したことが強く疑われている。

2017年に発射された北朝鮮の中距離弾道ミサイル「火星12」、大陸間弾道ミサイル(ICBM)「火星14」、そして11月末に発射された同「火星15」は、いずれも冷戦時代に開発・製造されたソ連の弾道ミサイルがベースとされている¹³。中でもエンジンは、ウクライナ国営の「ユージュノエ設計局」が製造したICBM用RD-250型エンジンの改良型が用いられているものと考えられている。また、これらの移動式発射台は、ベラルーシの軍事車両メーカー「Minsk Wheel Tractor Plant (MZKT) 社」のデザインに酷似している。ベラルーシもソ連時代の弾道ミサイル用移動式発射台の開発・製造の重要拠点だった。

制裁にもかかわらず、北朝鮮はなぜこのような能力を獲得できたのか、実態の解明はまだ進んでいない。だが、北朝鮮がウクライナやベラルーシ国内で活動を継続していることを示唆する情報はある。

例えば、米タイム誌は2月1日付の報道で、冷戦終了後の1990年代、ウクライナの「ユージュノエ設計局」の姉妹企業「ユジマシ社」が経済的苦境に陥っていた様子を克明に報告している¹⁴。2014年のウクライナ紛争以降、同社は最良顧客のロシアを失った後、労働者数が6分の1にまで急激に削減されたという。ミサイル製造工場の内部を撮影した映像には、雨漏りすら補修できないほど荒れ果てた惨状が映し出されていた。

インタビューを受けた同社の労働組合の関係者によると、労働者や技術者は仕事を得るためならば北朝鮮やイラン、パキスタンにも渡航した、と証言する。「やつらは大金を支払ってくれる」「ロケットを造りたければ、俺たちの仲間の技術者を連れてゆく。何も新しい話じゃない」、などと発言していたとされる。

タイム誌記者が訪問したユジマシ社の近隣の広場には、RD-250型に類似の弾道ミサイル用エンジンが野ざらしで展示されていた。同社の技術者はタイム誌記者に対して、約20年間、置いてあったと発言している。しかも、同じ広場には、長距離弾道ミサイルの実物も展示されており、3発の弾頭がその内部構造がわかるように展示されていた。意外にも、このエンジンの情報は嚴重な機密情報ではなかったようである（写真2参照）。

写真 2-a. An engine similar to RD-250 displayed in Ukraine



写真 2-b. A warhead section displayed in Ukraine



Simon Shuster, “Tracking North Korea's Nukes: Where Experts Believe Their Parts & Know-How Came From”,
TIME, posted on April 17, 2018
(available from <https://www.youtube.com/watch?v=hf4NsHF67yw>)

さらに、ウクライナには「戦略ロケット軍博物館」があり、ここでも数々の弾道ミサイルの実物やパーツが展示されている。NHKによると、2011年に逮捕された北朝鮮人2名はこの博物館に通って写真撮影を行っていたことが確認されている。

ウクライナ政府発表の統計データによると、2011年7月に北朝鮮外交官2名が逮捕された事件が起きたにもかかわらず、ウクライナには翌12年には502名もの北朝鮮人が入国していた。その後、2013～2017年の間に、毎年100～200人以上の北朝鮮人がウクライナを訪問している(図3参照)。これら北朝鮮の訪問目的は、「プライベート」や「団体観光」、「ビジネス」などとして申告されていた。例えば、2017年には計240名の北朝鮮人が訪問している。渡航目的の内訳は、「ビジネス」が13名、「団体観光」が10名、そして「プライベート」が215名だ。しかし、北朝鮮人による海外での「団体観光」はあまり見受けられない

現象である。

ウクライナ当局がNHKの取材に対して行った説明によると、2013年～2015年の間にも毎年100～200人以上の北朝鮮人がウクライナを訪問していたとのことであるが、出入国の際、「北朝鮮」と「韓国」の国籍の区別が厳密になされていなかったとのことで、正確な北朝鮮人訪問者数は公表されていない。北朝鮮訪問者がウクライナ国内でどのような活動を行っていたのか、ウクライナ政府は一切情報を公表していないため、北朝鮮が協力者を獲得した可能性は否定できない。

図3. ウクライナを訪問した北朝鮮人の数

YEAR	Total number of visitors	Business	Organized travel	Private	Education	Placing in a job	Immigration	Cultural event, sport event, religion, other
2017	240	13	10	215	2	—	—	—
2016	108	—	3	105	—	—	—	—
2015	—	—	—	—	—	—	—	—
2014	—	—	—	—	—	—	—	—
2013	—	—	—	—	—	—	—	—
2012	502	80	26	253	11	—	2	130
2011	220	49	29	105	3	—	—	34
2010	299	124	66	83	2	—	3	21
2009	333	184	64	51	2	4	1	27
2008	577	318	100	138	8	—	1	12
2007	1207	567	294	291	3	—	2	50
2006	1380	799	220	252	5	2	6	96

Source: Annual statistics published by the Ukrainian Government (2006-2017)

ちなみに、RD-250型に類似したエンジンはロシア国内でも展示されている。例えば、サンクトペテルブルクにある「宇宙とミサイル技術博物館 (Museum of Space Exploration and Rocket Technology named after Valentin Glushko)」¹⁵や、ロシアの大手の宇宙関連団体「エネゴマシュ (NPO Energomash)」に、様々なRDシリーズのロケットの実物が展示されている。(写真3参照)¹⁶。世界各地からこれらの博物館に外国人訪問者が訪れてきたとのことだが、北朝鮮人が何名訪問したのか、情報は公開されていないため、不明である。

つまるところ、弾道ミサイル関連の情報は、一般に信じられているほど機密扱いされていなかったのが実情である。

ベラルーシ

また、ベラルーシも北朝鮮にとって重要な活動拠点とされている。近年、数々の国連加盟国が北朝鮮との断交や貿易停止などの制裁措置に踏み切ってきた中で、ベラルーシは例外的に2016年9月に北朝鮮大使館の開設を許可している。国連専門家パネルの捜査によ

が含まれていた（写真4参照）。2014年2月にフランス内務省により、「偵察総局の要員」として制裁対象に指定された後、行方をくらましていた人物である¹⁸。フランス政府によると、キムは情報システムの専門家で、イタリアの世界食糧計画本部で国連職員として勤務していた。彼は通信暗号化技術を駆使しつつ、欧州に来訪する偵察総局の工作人員の活動を支援する一方、欧州域内に北朝鮮の資金洗浄ネットワークを構築する任務も担っていたとされる。

国連専門家パネルの報告書によると、キムは2017年9月～12月の間、正式に外交官として在ベラルーシ・北朝鮮貿易代表部の次席代表のポストに着任していた。2011年に隣国ウクライナで逮捕された北朝鮮人2名が所属していたのも同じ貿易代表部である。キムは公用車で妻とともに何度も近隣諸国を訪問し、様々な物資の調達を行っていたとされるが、これらの活動の詳細はまだ公開されていない¹⁹。

「偵察総局」は国連制裁対象に指定されており、その関係者に対しては国連加盟国は渡航禁止措置を科すことが義務とされている。フランス内務省が彼を「偵察総局の要員」として正式に認定し、国連専門家パネルの報告書でも彼の活動について報告されていたにもかかわらず、ベラルーシ政府はキムを外交官として受け入れていたのである。

ちなみに、ベラルーシの首都ミンスクには、弾道ミサイル用移動式発射台を開発・製造していたMZKT社とその関連会社の本社がある。

北朝鮮の移動式ICBM「火星14」の移動式発射台（8軸16輪）は、かつて北朝鮮が中国の軍事関連企業「Hubei Sanjiang Space Wanshan Special Vehicle Company」に特注で製造させて、2011年に6台、中国から輸入していたことが判明している²⁰。この中国企業は、中国の弾道ミサイル製造企業「中国航天科技集団」がMZKT社と中国国内に設立した合弁企業である。同社はMZKT社のモデルをベースとした移動式発射台を中国国内で生産している。

2017年11月29日、北朝鮮が発射したICBM「火星15」は、9軸18輪という巨大な移動式発射台を使用していた。これはソ連でも中国でもこれまで使用が確認されたことはない車両である。北朝鮮がどのようにこの新型移動式発射台を調達または製造したのか、あるいは、必要なパーツや部品をいかに取得しているのか、不明である。ベラルーシや中国などからこれらの物資や技術が北朝鮮に流出することがないように、国連制裁が着実に履行されなければならない。

ラトビア

ベラルーシの隣国ラトビアでは、2009年から2016年の間、外国の組織犯罪シンジケートが複数のオフショア企業を通じて、北朝鮮に弾道ミサイル関連物資を不正輸出する目的で、ラトビア国内の複数の銀行を通じて資金洗浄を行っていたことが判明している。2017年6月と7月、ラトビア政府当局は計5つの大手銀行を処罰した。

同時にラトビア当局は、北朝鮮の武器密輸企業「朝鮮鉱業開発貿易会社」の主要な外国人ブローカーである台湾人「蔡顯泰」も制裁対象に指定した。蔡は2013年、ベラルーシに近いエストニアを訪問中、米国政府の要請を受けたエストニア当局により逮捕され、米国の刑務所に収監されていた。彼は北朝鮮とシリアの間の武器密輸など、様々な兵器関連物資の密売買に深く関与していた。

バルト諸国ですら、北朝鮮の武器密輸のための資金洗浄に利用され、北朝鮮の非合法活動の拠点たりうる大使館や貿易代表部が今もベラルーシ国内にある。前述の事例では、あくまでも旧ソ連圏のうちの一部の国々にかかわる非合法活動の事例をいくつか紹介した。北朝鮮は物資調達や資金洗浄、ロジスティクス活動などの拠点を他にも世界中の様々な国々に有している。この中には、日本、韓国、台湾、中国、ロシア、東南アジア、欧州などが含まれている。またこれまで、北朝鮮の兵器ビジネスの顧客たる国々が、中東やアフリカなどを中心に多数確認されており、これらの国々が北朝鮮との非合法取引を中止したとする証拠は見受けられていない。

つまるところ、北朝鮮は、国際的に孤立などしておらず、その非合法ネットワークは世界各地に及んでいる。北朝鮮の大量破壊兵器計画のための調達活動や資金洗浄を支えるグローバルな非合法ネットワークの全容を解明し無害化することは、北朝鮮の「非核化」に向けて依然、重要な課題なのである（ここでは便宜的に、北朝鮮の大量破壊兵器計画の解体・無害化を「非核化」と総称することにする）。

「非核化」の長期化の可能性

もし北朝鮮の「非核化」が進んだ場合、対北朝鮮制裁をいかに解除してゆくかということが重要な課題として慎重に検討されなければならない。「非核化」のプロセスにおいては以下の目的が達成されなければならない。

- ・ 現存する大量破壊兵器、関連物資、施設などの解体または無害化
- ・ 将来の大量破壊兵器計画の再開の阻止
- ・ 持続的な大量破壊兵器不拡散のための監視

たとえ北朝鮮の既存の WMD の解体が完了したとしても、その暁に一気に制裁を解除するのは得策ではない。北朝鮮が将来にわたって、持てる能力を用いて WMD 計画を復活させたり、他国に拡散させたりすることのないよう、監視し続けなければならないからだ。監視活動は長期にわたらざるを得ない。

ここで過去の非核化の事例をいくつか振り返ってみたい²¹。

まず南アフリカの非核化の事例である。1980年代、南アフリカ共和国は秘密裏に核弾頭6発を保有していた。しかし、1980年代末から1991年半ばにかけて、政権交代や、戦争を行っていたアンゴラとそれを支援していたキューバとの紛争の終息などを契機に、南アは秘密裏に核兵器の解体を始めた。同年7月に南アは核不拡散条約（NPT）に加盟し、9月にはIAEAとの保障措置協定に署名した。そして、1993年3月には、デクラーク大統領（当時）は核兵器の廃棄の声明を公に宣言するに至ったのである。その後、南ア政府はIAEA査察に全面協力した結果、IAEAは同国の高濃縮ウランにかかわる申告の正確さを確認する作業を同年9月に完了できた。ただ、南ア政府が全面協力したにもかかわらず、IAEAが南アで査察を開始してから2年弱の歳月を必要とした点に留意する必要がある（ただ、低濃縮ウランや核兵器関連材料の廃棄・検証作業はその後も継続された）。

その後も、南アから核拡散の懸念はなかなか払拭されなかった。遠心分離機製造など、核兵器計画にかかわっていた南ア企業の中には、パキスタンのA.Q.カーン博士の核密輸ネットワークの活動など、核拡散に加担した企業が数社確認されている。

IAEA が、南アによる核物質の平和利用をようやく最終的に結論づけられたのは、2010年のことである。IAEA による査察が始まってから19年かかっている。

IAEA の活動に全面的に協力しても、南アによる完全かつ不可逆的な非核化、核不拡散へのコミットメントを確認し終えるまでには、これほどの長い年月が必要とされた点に留意したい²²。

次にイラクの事例である。アメリカは2003年の第二次湾岸戦争に続いて、イラク国内における大量破壊兵器捜索のため、「イラク・サーベイ・グループ (ISG)」というアメリカ人専門家チームをイラク国内に投入した。1400名ほどの専門家が動員されたという。米軍の支援の下、ISG はイラク国内各地を捜索し続けた。その後、イラク国内に大量破壊兵器はほとんどなかったと ISG が最終結論を報告したのは、2005年3月のことである。米軍占領下のイラクで、これほどの人員を米軍とともに動員し続けても、大量破壊兵器がほとんど存在しないことを証明するのに、ほぼ2年かかったことになる。

北朝鮮の大量破壊兵器インフラは、当時のイラクや南アの規模をはるかに上回る。しかも、過去のいずれの事例とも異なり、北朝鮮の大量破壊兵器計画にかかわる情報は決定的に不足している。北朝鮮はこの約30年間どのような兵器級核物質をどれほどの量、製造したのか。そして、計6回の核実験でどの核物質をどれほど消費したのか。国際社会は、北朝鮮が核実験で使用したと申告する核物質は、本当にもはや存在しないことを証明しなければならないことになる。仮に北朝鮮が誠心誠意、査察に協力しても、それが果たして真実のデータなのか、検証は容易ではないことが予想されうる。

核兵器以外にも、北朝鮮は様々な大量破壊兵器を保有している。まず、あらゆる射程の弾道ミサイルがある。これまでの米朝戦略核軍縮交渉では、ミサイル本体の配備数を検証するのは困難なため、移動式発射台の数の制限も重視されていた。

北朝鮮の化学兵器・生物兵器に至っては、信頼できる情報がない。が、北朝鮮には、シリアの化学兵器計画を支援し、金正恩委員長の異母兄金正男氏を化学兵器で暗殺できるだけの能力があるのは確かである。ただし、化学兵器・生物兵器のインフラでは、数多くの汎用の資機材や技術が用いられるため、そもそも民間インフラとの区別が困難である。こちらの検証作業もかなり厄介なプロセスとなることが予想されうる。

北のインフラは広大で、WMD 計画の「完全かつ検証可能で不可逆的」な解体は短期間ではかなり難しいことが予想される。「非核化」やその検証作業には、北朝鮮がアメリカなどの査察に全面的に協力することが極めて重要となる。

制裁解除の長期戦略の必要性

北朝鮮との非核化交渉が決裂した2000年代と現在とでは、決定的な違いがある。北朝鮮が核・ミサイル能力を大幅に拡張させたことはもちろんだが、2000年代と違って、今や北朝鮮には、国際的な制裁網がびっしりとまとわりついている。

これほどの制裁措置の存在を踏まえた場合、今後、北朝鮮との交渉において、制裁解除に関する選択肢を、「非核化」が完了するまでは全く解除せずに、「非核化」の完了時にすべて一気に解除する、というシナリオだけに絞ることが、果たして本当に現実的なのか、そして戦略的に賢明な判断と言いうるのか、慎重に熟慮する必要がある。

「非核化」プロセスと制裁解除の連携で破綻した事例としてあげられるのが、2015年の

イラン核合意と対イラン制裁解除である。核合意の見返りに、弾道ミサイル関連の制裁措置を含む対イラン制裁措置を国連や欧州などが一気に解除していった。その3年後、アメリカのトランプ政権は、イランの弾道ミサイル開発などを問題視して、核合意自体を反故にしたうえで、対イラン単独制裁を復活させた。

このように、大量破壊兵器拡散の懸念は将来のアメリカ政権にとっても重要であり続けるため、長期間のモニタリングが大きな問題となりうる。制裁解除にあたっては、長期的な視点にたつて、慎重かつ戦略的に行う必要がある。

経済成長 vs. 不拡散のための制裁措置

今後、北朝鮮との「非核化」に向けた交渉において、特に重要な問題と発展することが予想されるのが、汎用品や汎用技術の対北朝鮮移転禁止にかかわる制裁措置の解除である。

北朝鮮は、海外から様々な汎用品を調達して、それらを核・ミサイル計画などに利用してきた。例えば、2012年12月に北朝鮮が発射に成功した、事実上の長距離弾道ミサイルである「銀河3号ロケット」には、少なくとも計14種類の外国製品が使用されていたことが判明している（図4参照）。ロケットの第一弾と第二弾のつなぎ目のフェアリングの内壁に複数の電子基板等が取り付けられており、ここに数々の外国製品が使用されていたことが判明している。外国製の電気部品や電子部品が多数使用されており、ほとんどの部品がオンラインで安価に購入できるようなものばかりである。ロケットからリアルタイムで画像を平壤の指令センターに電信するのに使用されていたのは、中国製のCCDカメラである。

図4. 銀河3号ロケットで使用されていた外国製品のリスト

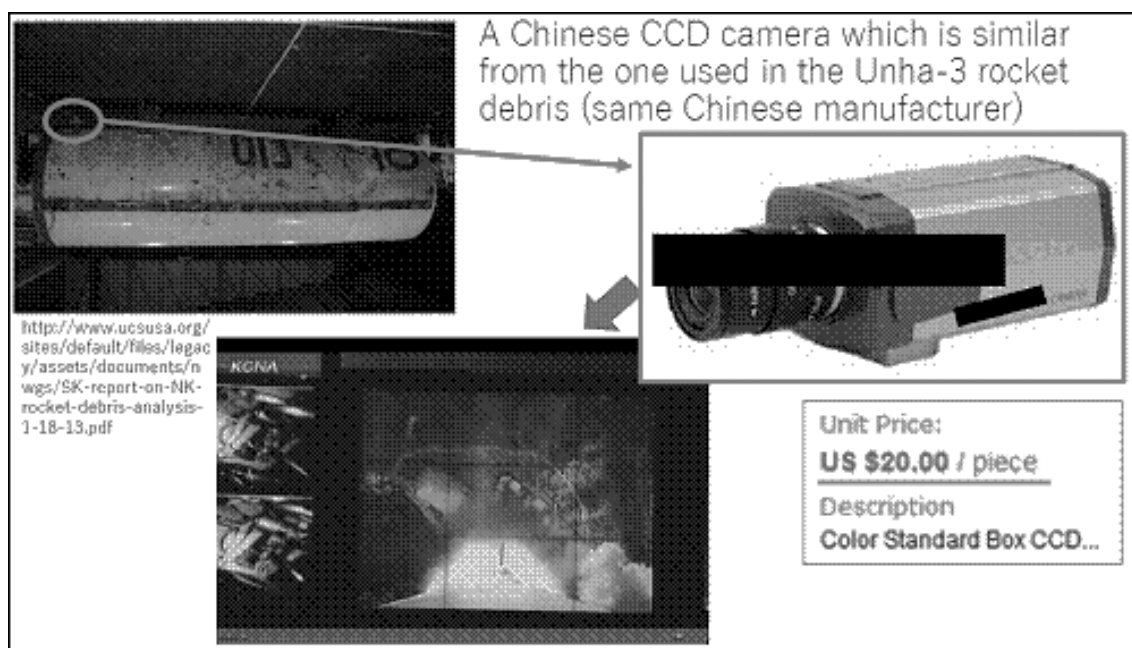
Foreign-sourced components found in the Unha-3 debris

Items	Quantity	Country of manufacture	Comment(s)
1. Radial ball bearings	4	Former USSR	Might have been produced in the 1980s
2. Temperature transmitters	2	United Kingdom	Sold by manufacturer in 2011
3. Pressure transmitters	5	United Kingdom	Sold by manufacturer in November 2006 and April 2010
4. Pressure switches	4	Former USSR	Cannibalized Scud part
5. Electric cable	N/A	China	
6. Resistor	1	United Kingdom	Could not be tracked due to insufficient identifiers
7. DC to DC converters	4	Switzerland	
8. Electromagnetic interference filters	4	China	
9. Operational amplifiers	About 30	United States	
10. Field-programmable gate array	1	United States	
11. Synchronous dynamic random-access memory	2	United States and Republic of Korea	Items manufactured by companies in the Republic of Korea were produced between 2003 and 2010. Could not be tracked due to insufficient identifiers
12. CCD ³⁴ camera	1	China	Produced in 2008
13. Video decoder	1	United States	
14. Interstage connector	1	Former USSR	Cannibalized Scud part

北朝鮮は、米国、英国、中国、韓国、スイスなどから様々な市販品を調達し、銀河3号ロケットに転用していた。

出典：国連専門家パネル報告書

写真 5. A Chinese CCD camera found from the debris of the Unha-3 rocket



出典：古川勝久作成資料

オンラインで約 20 米ドルで購入できる代物だ（写真 5 参照）。

同様に、弾道ミサイル関連の研究開発を行っている北朝鮮国防科学院化学材料研究所で弾頭試験に用いられていたと思われる超低温恒温槽（環境試験機）は、おそらく日本製の旧世代の製品である（写真 6 参照）。今日においては、日本ではリサイクルショップでしか買えない代物である。

これらの物品は、ミサイル技術管理レジームなどで規制品目として明確にリスト化されているわけではない。北朝鮮が事実上の弾道ミサイルに使用していた外国製品は、既存の多国間輸出管理レジームではうまく規制されていないものが多い。これらの輸出管理レジームは、最先端の軍事関連技術に着目する傾向が強いが、北朝鮮が実際にミサイル目的で調達していたのは、リスト外の市販品である。つまるところ、輸出管理レジームはミサイル拡散の実態を十分に反映できていないのである。

このような問題点を踏まえて、これらの物品の対北朝鮮移転を全面的に禁止する制裁措置が盛り込まれたのは、2017 年 12 月に採択された安保理決議 2397 号・第 7 項である。同項で、「北朝鮮への全ての工業機械類（統一システム番号第 84 類及び第 85 類）、輸送車両（統一システム番号第 86 類から第 89 類まで）及び鉄、鉄鋼及びその他金属（統一システム番号第 72 類から第 83 類まで）の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止すること」が盛り込まれた。これにより、移動式発射台に使用されるタイヤや部品なども包括的に対北朝鮮移転が禁止されたのである。

北朝鮮による外国製品の核・ミサイル計画への転用を防ぐために、これほどまでに包括的な禁輸措置が盛り込まれたわけである。しかし、今後、もし北朝鮮による「非核化」が進んで、経済協力を進める運びとなった場合、この制裁措置は北朝鮮に対する経済協力を進める上で深刻な支障をもたらすことになる。かといって、この制裁措置を一気に解除す

写真 6. 超低温恒温槽



出典：労働新聞



超低温恒温槽
～一代前の日本製品に酷似



出典：古川勝久作成資料

れば、北朝鮮が様々な市販品を調達して、それらを将来の大量破壊兵器計画の再開のため、または他国への大量破壊兵器拡散の目的で転用してしまうリスクが一気に高まりかねない。

経済協力の推進と、不拡散のためのリスク管理をいかにして両立しうるのか。将来の制裁解除においては、このような細かい実務的な問題が極めて重要になる。

今のうちに、日本政府はアメリカ政府などと、制裁解除に向けた精緻な戦略を詰めておく必要がある。

以上

— 注 —

- 1 Ambassador Nikki Haley, “Explanation of Vote at the Adoption of UN Security Council Resolution 2397 Imposing New Sanctions on North Korea”, December 22, 2017 (<https://usun.state.gov/remarks/8239>)
- 2 “Kim Jong Un's New Year Address”, Rodong Sinmun, January 2, 2018.
- 3 Rodong Sinmun, “Joint Conference of Officials of Party, State, Economy and Armed Forces Organs Held”, May 3, 2015.
- 4 Asia Press Network, “Kitachousen Shijou saishin bukka jouhou [The latest information of the DPRK's market prices]” (http://www.asiapress.org/apn/2017/11/north-korea/north-korea_prices/)
- 5 Canadian Central Information Agency, Academic Outreach Workshop on the sanctions against North Korea, Ottawa, Canada, May 4, 2018.
- 6 福田 恵介、「北朝鮮への経済制裁」現地で見えた真の影響 現地エコノミストが明かす変化と経済の展望 東洋経済オンライン、2018年3月1日
- 7 The United Nations, Report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) (S/2018/171), March 5, 2018, para. 31.
- 8 Ibid., para. 35.
- 9 Ibid., para. 47.
- 10 Ibid., para. 61.
- 11 Ibid. paras. 124-140.
- 12 NHK クローズアップ現代「2017年冬のスペシャル」2017年12月22日放送 (<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4080/>)
- 13 古川勝久、「北朝鮮は、国際的に孤立などしていない」、産経新聞、2018年2月12日
- 14 Simon Shuster, “Tracking North Korea's Nukes: Where Experts Believe Their Parts & Know-How Came From”, TIME, posted on April 17, 2018 (available from <https://www.youtube.com/watch?v=hf4NsHF67yw>)
- 15 See, for example, the following website: https://www.inyourpocket.com/st-petersburg-en/museum-of-cosmonautics-and-rocket-technology_142688v
- 16 See, for example, NHK Cosmic Front NEXT, “Kyuu Soren Maboroshi no Uchuusen Buran Supe-sushatoru Keikaku [Former Soviet's Unaccomplished Plan of Space Shuttle]”, May 11, 2017 (<https://www.nhk.or.jp/docudocu/program/1861/2120185/>).
- 17 The UN Panel reports are available from https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/reports.
- 18 The United Nations, Report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) (S/2015/131), February 23, 2015, paras. 202-203.
- 19 The United Nations, S/2018/171, para. 169.
- 20 This company is a subsidiary of Sanjiang Space Industry Group which itself is overseen by a parent company, the China Aerospace Science and Industry Corporation, a major military company.
- 21 古川勝久、「『米朝首脳会談』実現しても、非核化には実際こんなに時間かかる」、現代ビジネス（オンライン版）、2018年5月29日
- 22 北朝鮮がIAEAの査察官を受け入れるか、不明である。IAEAの査察はNPT第3条に基づく活動である。NPTでは核兵器保有国は事実上、五カ国に限定されているが、北朝鮮は含まれていない。北朝鮮が自国を「核兵器保有国」と主張し続ける限り、NPTへの復帰とIAEA査察官の受け入れは論理矛盾を引き起こす。

参考資料（2018年3月9日作成）

日本政府に対する北朝鮮制裁・国連安保理決議の完全履行に向けた提言

古川勝久

現状と課題

- 制裁の目的は、北朝鮮の核・ミサイル・兵器に関する「ヒト・モノ・カネ」の動きを国際的に封じ込めること。
- 日本国内には一定数の北朝鮮関係者が居住しており、**中国と同様、日本は制裁履行面で特異な課題に直面している**。既存の法律だけでは制約が多い上、実効性も不十分なため、**日本政府は国連安保理決議を完全履行できていない**。
- また、日本は制裁強化に向けた国際協力を推進するために、対外的な能力増強支援などの具体的な施策を講じるべきである。
- 今後、日本が取るべき施策として、次の「3本柱」が必要：**①制裁の「司令塔」の設置、②法整備、③国際協力**。

提言の概要

提言 I. 制裁の「司令塔」の設置～内閣官房のさらなる機能強化

- 内閣官房に「北朝鮮核・ミサイル問題・特別対策本部」の設置（あるいは国家戦略局の機能の大幅増強）

提言 II. 「北朝鮮制裁特別措置法」の制定と、関連法制の改正

- 不正輸出の取締強化・厳罰化
- 不正貨物の摘発～貨物検査特別措置法の改正
- 渡航禁止措置の強化
- 資産凍結・取引禁止にかかわる制裁措置の強化
- 北朝鮮関係者に対する科学・技術面での制裁措置の実施
- 公海上での平時における法執行活動としての船舶検査の実施

提言 III. 国際協力

- 国連安保理北朝鮮制裁委員会への提言
- アジア諸国に対する制裁履行に関わる実務能力増強支援のための二国間協議・訓練プログラムの開始
- アフリカに対する技術支援・協力の供与
- インターポールを通じた国際協力の主導
- 北朝鮮による核・ミサイル計画に対する妨害工作の積極的展開

各提言の詳細に関する説明

提言Ⅰ. 制裁の「司令塔」の設置～内閣官房のさらなる機能強化

- 国連制裁の拡充に伴い、制裁措置が複雑化して複数の関係省庁にまたがっており、内閣官房の調整機能の強化が必要。
- 昨年後半より、公海上での国連制裁違反船舶の監視活動等に関しては、内閣官房国家戦略局が主導して、関係省庁との間での連携体制を強化してきた。評価されるべき進展。
- だが、他にも、①制裁履行のための法整備や②国際協力の推進などの課題が山積している。
- 内閣官房に「北朝鮮核・ミサイル問題・特別対策本部」を設置して、制裁にかかわる「オール・ジャパン」体制を構築する必要がある。あるいは、国家戦略局の機能の大幅増強を図る。その上で、積極的に海外に対しても北朝鮮の拡散行為に対抗するための努力を展開しなければならない。

提言Ⅱ. 法整備

既存の国内法の拡大適用では、国連決議を完全履行できず、制裁の実効性も不十分。

1. 不正輸出の取締強化・厳罰化～外為法の限界

- 課題
 - 対北朝鮮不正輸出事件で実行犯が摘発され、有罪判決を受けても、せいぜい懲役1～2年で、執行猶予が付くため、刑務所に収監された実行犯はほとんどいない。しかも、その後も北朝鮮の軍事企業との取引を継続していたものもある。
 - 近年、対北朝鮮不正輸出の容疑がかかっている企業があるにもかかわらず、警察による取り締まりは進んでいない。
- 日本国内の問題事例
 - 北朝鮮に核関連物資を不正輸出していた会社Aの代表取締役は、懲役1年執行猶予3年の有罪判決を受けたが、その2年後には、北朝鮮の軍事企業との取引を中国・ミャンマーで再開。
 - 北朝鮮のために、ミャンマー向けにミサイル関連物資を不正輸出していた会社Bの代表取締役は、懲役2年、執行猶予4年の有罪判決を受け、7ヶ月間の輸出禁止処分を受けたが、その後も中国に頻繁に出国しており、北朝鮮との取引関係の継続が疑われている。
- **必要な対策**
 - **刑罰の厳罰化。**だが、貿易促進のための関税徴収を目的とする外為法では無理があるため、北朝鮮制裁違反の取締のための特別措置法が必要。
 - **摘発の積極化。**

2. 不正貨物の摘発～貨物検査特別措置法の改正

- 課題
 - 北朝鮮は、近隣諸国等、海外で調達した兵器関連貨物を中東やアフリカに提供して

- おり、国連安保理決議では、北朝鮮が自国外で仲介した非合法貨物も全て禁輸対象としている。このような貨物の検査・押収が国連加盟国に義務付けられている。
- しかし、日本の現行法では、あくまでも禁輸貨物を、**北朝鮮を仕向地または仕出地とする貨物**のみに限定しており、国連制裁を完全履行できる法体制になっていない。
 - ✧ 国連安保理決議の関連条項：決議 2094 号（2013 年採択）第 7 項・16 項・22 項、2270 号（2016 年採択）第 8 項、27 項、2321 号（2016 年採択）第 6 項。
 - また、日本政府が行った貨物検査にかかわる費用を、事実上、政府に協力した民間企業に全面的に負担させている。
- 日本国内の問題事例
 - 2012 年、東京都大井町埠頭で検査した北朝鮮関連貨物のコンテナ 2 台の中から、日本政府は 5 本の核関連金属しか押収できず、他はリリースしてしまった。その際、貨物検査に関わる費用は、船会社のワンハイ・ライズ社が事実上、全面負担させられている。
 - **必要な対策**
 - 貨物検査特別措置法の改正。押収可能貨物を、北朝鮮が仕向地または仕出地の貨物のみに限定しない。北朝鮮の関係者が外国で仲介した、国連制裁違反目的のあらゆる貨物をも対象とする（例：北朝鮮関係者が中国で調達して、そのまま中東・アフリカへ輸送する貨物など）。
 - 貨物検査に関わる費用は日本政府が建て替えた上で、制裁違反者に請求することを検討すべき。

3. 渡航禁止措置の強化～旅券法・出入国管理法の限界

- 課題
 - 国連安保理は、以下の個人に対して渡航禁止措置を科すことを加盟国に義務づけている（安保理決議 1718 号第 8(e) 項、および決議 2094 号第 10 項）。しかし、現行の日本の法律では、これらの個人をカバーできていない。
 - ✧ 国連安保理が制裁対象に指定した個人・団体による非合法行為に加担した、と 日本政府が判断する、あらゆる個人。
 - ✧ そのほか、「国連制裁決議に違反した」と 日本政府が判断するあらゆる個人。
- 日本国内の問題事例
 - 出国禁止
 - ✧ 「在日外国人・核ミサイル技術者」や国連制裁違反者に対しては、「平壤に行かない限りにおいて、海外渡航を認める」という例外を認めている。
 - ✧ 2014 年、国連制裁対象企業「オーシャン・マリタイム・マネジメント社（OMM）」の北朝鮮船舶企業が、日本人エージェントの協力の下、中国国内で国連制裁違反を行った。しかし、この日本人は日本の国内法に違反したとの証拠はないため、国連安保理決議に基づく制裁措置は科されていない。
- **必要な対策**
 - 日本国内外を問わず、国連制裁違反に加担した個人に対して出国禁止措置を適用す

る。北朝鮮制裁のための特別措置法が必要。

- また、国連制裁違反に加担した容疑のある外国人に対しては、原則として入国を禁止。入国時の審査を徹底する。
- 国連加盟国に対して、安保理決議に従って、国連制裁違反者に関する情報をインターポールに集約するよう、働きかける（決議2371号・第23項）。

4. 資産凍結・取引禁止にかかわる制裁措置の強化

・課題

- 国連制裁では、以下の通り、包括的な資産凍結・取引禁止措置が義務付けられている。
 - ◇ 制裁対象とされるべき個人・団体の範囲
 - 国連制裁対象の個人・団体のみならず、それらの非合法行為に加担した、あらゆる個人・団体の管理する資産（決議2094号第8項）。
 - ◇ 制裁対象とされるべき資産・取引の範囲
 - 安保理決議では、制裁対象となる「資産」は、「船舶のようなあらゆる種類の資産」であるとして、次の通り定義している。「資金、物品又はサービスを得るために用いられるものであって、有形又は無形、動産又は不動産、実在の又は潜在的なものかを問わない」（決議2094号第11項、2270号第12項）。
 - 金融資産のみならず、制裁違反に資しうる、いかなる金融・経済資産（貨物船や電子情報、ブランド等も含む）も制裁対象とされなければならない。
 - また、国連制裁違反に加担しうる、いかなる資産取引も禁じられている（決議2094号第11項）。
 - ◇ 安保理決議に基づく制裁措置は、「金融活動作業部会（Financial Action Task Force: FATF）」の勧告をそのまま反映させている。
 - ◇ 国連安保理決議の関連条項：決議2094号第8項・11項、2270号第12項
- しかし、日本の現行法ではこのような包括的な資産凍結措置は想定されておらず、あくまでも日本政府が指定した特定の団体・個人の金融資産等に限定されている。
- また、日本政府はFATFの勧告のほとんどを履行できていないため、2014年6月にはFATFから警告すら受けている。今日に至ってもこの状況はほとんど改善されていない。

・日本国内の問題事例

- 資産凍結の失敗事例：
 - ◇ 2015年、日本海の悪天候時、国連制裁対象企業OMMの貨物船のうち少なくとも2隻に対して、日本政府は、人道的措置として同船の領海停泊を緊急避難として承認。その後、同船は日本の内水に停泊した後、天候回復と同時に北朝鮮に戻った。安保理決議に基づけば、日本政府はこれらの船舶を資産凍結する義務があったが、日本には船舶に対する資産凍結のための国内法が未整備のため、決議を履行できなかった。

- 無形資産の対北朝鮮移転の事件化の失敗事例：
 - ◇ 2017年2月、株式会社C社が経営する百円ショップのチェーン店が平壤に支店を開設した。明らかなブランドの移転ではあったが、平壤支店の開設を主導したのは中国支店で、日本から平壤に対して資金・物資が流れた事実が確認されなかったため、同社は何ら処罰を受けていない。日本では、ブランド名という「無形資産」の移転を禁じる法律がない。これでは、①日本からブランドだけ与えて、②中国から物資を移転することで、日本の対北朝鮮制裁を骨抜きにできてしまう。
- 北朝鮮企業の在外支社と日本企業との取引の事件化の失敗事例
 - ◇ 2013年、OMMの在シンガポール代理店「チンポ・ショッピング社」は新潟県内の企業2社に、取引にかかわる支払いのために送金を行っていた。これら企業から何らかのサービスまたは物資を調達していたものと考えられる。しかし、日本の外為法では、それらのサービスまたは物資が物理的に北朝鮮に移転されないかぎり、不正輸出とはみなされない。日本の国内法は、北朝鮮の関係者が海外で行うブローカー行為を取り締まることができない。
- **必要な対策：**
 - 安保理決議に定められた通り、以下の措置を国内法に反映する。**北朝鮮制裁のための特別措置法が必要。**
 - ◇ 凍結対象の「資産」を、現行法で定めた金融資産（財務省管轄）のみならず、制裁違反に資しうる「いかなる金融・経済資産」（貨物船や電子情報、ブランド等も含む）に拡充する。このために全ての関連省庁が関わる必要がある。
 - ◇ 制裁対象を拡充し、①国連制裁違反（日本国内外を問わず）に加担した個人・団体（例：中国企業等を含む）、及び②国連制裁違反に寄与しうるいかなる資産取引、をも制裁対象とする。
 - ◇ 日本国内の居住者や団体が、北朝鮮の在外の代理店や関係者で行う経済活動も非合法化できなければ、安保理決議の完全履行は不可能。
 - ◇ 日本の領海に緊急避難してきた国連制裁違反の船舶を日本の港湾で資産凍結するとの方針を固め、必要な法整備・予算措置を講じる。
 - FATFの対日勧告の最新の状況を確認した上で、勧告の完全履行のために必要な措置を洗い出す必要がある。
 - これらの資産凍結措置は、北朝鮮制裁だけでなく、アルカイダ制裁など、ほかの国連安保理決議でも国際的な義務とされてきた。これら全ての関連した安保理決議にも対応できるように国内法制を整備しなければならない。

5. 北朝鮮関係者に対する科学・技術面での制裁措置の実施

- **課題：**
 - 国連安保理は、朝鮮国籍保有者に対する、核・ミサイル関連技術の教育・訓練を禁じており、中でも「北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野」に関して、「自国の領域内における若しくは自国民による北朝鮮国民に対する専門教育又は訓練…を防止する」ことを義務づけている（決議2270

- 号第17項、2321号第10項)。
- 国連安保理は、「北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野」として、以下の領域を例示的に列挙している(決議2270号・第17項、決議2321号・第10項)。
 - ◇ 応用物理学、応用コンピューター・シミュレーション及び関連するコンピューター科学、地理空間ナビゲーション、原子力工学、航空宇宙工学、航空工学、先端の材料科学、化学工学、機械工学、電気工学、産業工学
 - 日本では、北朝鮮関連団体Dなどのメンバーらが、上記に該当する活動を行っている場合には、これらの活動を停止させなければならない。
- 日本国内の問題事例
- 団体Dの公式ホームページによると、同団体は、「朝鮮民主主義人民共和国の国家的、法的保護を受ける海外同胞団体」として、「共和国政府の委任によって在日同胞の旅券発給業務を行っている」。北朝鮮から「旅券」を発給された「在日同胞」については、北朝鮮政府の外交的庇護下にあることから、安保理決議にある「北朝鮮国民」に該当する可能性が高い。
 - さらに団体Dには、**科学技術関連の団体E**があり、このメンバーのうち、日本国内で「北朝鮮の拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与し得る分野」に携わっているものがいれば、**国連安保理決議違反に該当する可能性**が考えられる。
 - また、団体Dによれば、その関連の教育機関Eは北朝鮮の「**海外大学**」であり、**北朝鮮のために「専門家養成」のための教育**を行っている。Eには、「理工学部」があり、その中には「理学科」と「電子情報工学科」が設けられている。これらの活動が、**安保理決議に違反する可能性がある**。
 - 団体Dは教育機関Fについて以下の通りホームページ上で説明している。「(F)は、共和国の権威ある**海外大学**であり、民族教育の最高学府である。…(F)では、祖国と民族、在日朝鮮人運動に寄与する民族幹部と各分野の専門家を体系的に育成している。……学部卒業生をうけいれる研究院(前期2年、後期3年)では、専攻別課程案にしたがって**専門家養成のための教育**をおこなっている。……帰国した卒業生には、祖国のあらゆる分野で活躍している。このような功績が認められ、1975年5月、(F)は共和国の最高勲章である「金日成勲章」を授与された。
 - さらに、Fは、そのホームページ上、**北朝鮮の金日成総合大学校との学術連携**を行っている旨、説明している。国連専門家パネルの2017年2月27日公表最終報告書によると、**金日成総合大学校は、北朝鮮の核・弾道ミサイル計画に貢献している4つの大学または研究機関のうちの一つ**とされる。国連専門家パネルは、これらの**大学・研究機関と中国・ロシア国内の大学との提携が、前述の国連制裁措置(国連安保理決議2270号第17項および2321号第10項)に違反していないか、捜査中である旨**を報告している。朝鮮大学校の**金日成総合大学校との学術連携が安保理決議に抵触する可能性がある**。
- **必要な対策：**
- **現状把握：**

- ◇ 日本国内では、前述の学術・研究領域に携わる、Dの関係者や北朝鮮国籍保有者は何名いるのか？そして、彼らがどこに所属しているのか（例：大学、研究所、企業など）？
- ◇ Fで、前述の学術・研究領域に関連した教育・訓練・研究が行われているのか？
- 対策の検討
 - ◇ Fや北朝鮮国籍保有者によって、該当する活動が行われていることが確認された場合、前述の国連安保理決議に基づく制裁措置をいかに国内で履行するのか、検討しなければならない。**北朝鮮制裁のための特別措置法が必要と思われる。**
 - イタリアやルーマニアのように、専攻分野を変えてもらうべく説得するなどの対応が、最低でも必要となる。
 - Fにおいても、該当する学術研究活動を中止させなければならない。

6. 公海上での平時における法執行活動としての船舶検査の実施

・課題：

- 国連安保理は、貨物船が国連制裁違反の品目を積載している容疑がある場合、旗国の同意を得て「公海上で船舶を検査すること」を加盟国に要請している（決議2375号第7項）。
- 海上自衛隊は2017年12月以降、瀬取りを行っていたと思われる外国籍タンカーを4隻、発見しているが、いずれに対しても船舶検査は申し出ていない。これらタンカーの所有・運航責任者たる企業に対して、関係国ではいまだに訴追など行われていない。
 - ◇ 瀬取りの「容疑」ではなく、**現行犯であることを示す揺るぎない証拠を船舶検査により現場で押さえて、関係国と共有することが重要。**
- 要検討事項
 - ◇ 安保理決議に基づいて、公海上で旗国の同意の下、船舶に対する貨物検査を行わないのか？（義務では必ずしもない。）
 - もし検査を実施する場合には、どのように行うべきか？「貨物検査法」か「船舶検査活動法」、または両法を適用して実施する場合が考えられる。
 - 「船舶検査活動法」に基づいて実施したほうが、当該船舶に対する強制力はより強くなることが期待される。
 - しかし、安保理は加盟国（日本自身）に対して船舶検査を要請しているが、**現行の「船舶検査活動法」では「重要影響事態又は国際平和共同対処事態」に際して、あくまでも米軍による検査活動への自衛隊などによる協力等について規定されており、日本自身が船舶検査を行うことを主目的とする法律ではない。**
 - また、これらの法律は、黄海や東シナ海、日本海などの公海における船舶検査にも適用できるのか？
- さらに安保理決議では、公海で船舶検査を行った結果、疑惑貨物が発見された場合、旗国・船長の同意の下、当該船舶に対して適切な港に寄港するよう指示を出すことも、加盟国政府に要請している。日本政府も、当該船舶に対して、さらなる検査の

ための日本への寄港を要請しないのか？

- 米政府が検査を実施した後、当該船舶に対して日本に寄港することを要請する事態も考えられる。その場合、日本では受け入れ態勢の整備が不十分。
 - 安保理決議では、国連制裁違反目的の貨物及び船舶を資産凍結することが義務付けられている。しかし、日本では、未だに船舶を資産凍結するための国内法がない。

● **必要な対策：**

- 平時における公海上の法執行活動としての船舶検査を可能たらしめる法律・計画の整備が必要。
- また、便宜船籍供与国（例：ドミニカなど）と、そのような船舶検査を迅速に行えるようにするための外交的取り決めに交わしておく。
- 船舶の資産凍結の国内の体制を整備する。
- 中国や韓国政府に対して船舶検査での協力を求める。
- 防衛省が収集している電子情報等を、制裁違反目的の船舶・貨物の特定のために積極的に分析し、瀬取りの摘発などに活用する。また、海上保安庁・外務省等との情報共有を促進する。
- 内閣情報調査室による懸念船舶にかかわる衛星情報の収集・分析のための予算の増額も必要。

提言 III. 国際協力

7. 国連安保理北朝鮮制裁委員会への提言

- 北朝鮮の核・ミサイル関連禁輸物資に使用されうる化学製品（例：水銀等）を制裁した上で、追加指定するよう、国連安保理北朝鮮制裁委員会に働きかける。

8. 東南アジア・中国・アフリカに対する技術支援・協力の供与

- 課題：
 - 東南アジア諸国、中国においては、法律制度・行政体制がせい弱で、非合法貨物の特定が困難。
 - 数多くのアフリカ諸国は、北朝鮮から特殊部隊や警察の訓練、または兵器供与等を受けており、彼らの北朝鮮との関係を断つための施策が必要。

● **必要な対策**

- 非合法企業の特定、貨物検査、資産凍結・取引禁止措置などにかかわる能力増強を目的とした技術的支援を、日本政府内の関係省庁が一体となって行う。そのための予算措置を講じる。
 - ◇ 「一緒に考えてゆこう」との姿勢が重要。「何が不足しているか、教えてくれ」、「こちらが教えてやる」という姿勢は禁物。
 - ◇ 優先的ターゲット国・地域として、経済・金融の中心地である中国、台湾、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、ベトナムが重要。
 - ◇ これらの国々・地域における法律を調べて、不備を建設的に指摘する。

- 北朝鮮から特殊部隊や警察の訓練等を受けてきたアフリカ諸国に対しても、関係諸国と連携して、日本などが技術支援を行い、北との非合法関係を断たせる。そのための予算措置を講じる。

9. インターポールを通じた国際協力の主導

- 課題：

- 国連制裁違反を行った個人の個人認証情報が不足しており、北朝鮮人は偽の個人情報に記載した北朝鮮旅券を使用したり、外国籍の旅券を入手して旅行することが可能。渡航禁止措置が事実上、骨抜きになっている可能性が高い。

- 必要な対策：

- 日本は、米国、韓国、欧州連合、東南アジア諸国と連携して、これら非合法活動に加担した個人の顔写真・指紋の情報を収集し、インターポールに集約し、世界中の国々と共有する体制を構築する必要がある。

終わり

第 11 章 中朝関係 - 北朝鮮の「核武力完成」と中国

平岩 俊司

はじめに

2018 年 1 月 1 日、金正恩委員長は「新年辞」で北朝鮮の核武力完成を宣言し、「米本土の全域は我々の核打撃射程圏にある。核のボタンは私の事務室の机の上にある」とした。弾頭の再突入技術の完成など、まだいくつかの課題が残されているものの、あと一歩でアメリカ全土に届く核ミサイルが完成するだろう、とするのが一般的な評価だ。その意味で 2017 年はまさに北朝鮮が核ミサイルを手に入れつつあることになった年として位置づけられよう。

ところが、その後の展開は北朝鮮を巡る国際的雰囲気を一気に変えるものとなった。金正恩委員長は同じ「新年辞」で、2 月から韓国で開催される平昌オリンピックへの参加を示唆し、それを契機に対話攻勢に出たのである。金正恩委員長は、平昌オリンピックについて「民族の地位を高める。この大会の成功を心から望む。代表団の派遣も十分に可能だ」とし、韓国側がこれに呼応してオリンピック開幕式での統一旗による南北選手団の入場や女子アイスホッケーでの南北の合同チームの結成など、平昌オリンピックを巡って南北関係は一気に進展を見せることとなった。さらに開幕式には北朝鮮の金永南最高人民会議常任委員会委員長に加えて金正恩委員長の妹である金与正朝鮮労働党第 1 副部長が参加したのである。

この後、南北関係はさらに急激な進展を見せることとなる。オリンピック終了後、韓国は鄭義溶・韓国大統領府国家安全保障室長を特使として北朝鮮に派遣したのである。金正恩委員長と会談をおこなった鄭義溶室長は、帰国後の 3 月 6 日、南北首脳会談の開催を発表し、北朝鮮が非核化に応じ、米朝関係改善のための協議に応じることを明らかにした。その後の展開はさらに世界を驚かせた。南北協議について説明するためにアメリカを訪れた鄭義溶室長がトランプ大統領との会談で北朝鮮側の意向を伝えたところ、トランプ大統領がその場で応じたのである。

このように朝鮮半島を巡る国際関係が急変する状況下、中国と北朝鮮の関係も変化を見せることとなる。冷却化が伝えられて久しい中国を金正恩が訪問し、習近平国家主席と首脳会談をおこなったのである。金正恩にとっては、最高指導者としての初めての外国訪問であり、習近平主席を初の首脳会談の相手としたのである。

本稿では、核ミサイル開発に邁進する過程での中国の北朝鮮に対する姿勢を整理し、2018 年 1 月以降の変化の中で中国と北朝鮮がどのような動きを見せたのかについて検討する。

1. 核ミサイル問題と習近平政権

周知の通り 2016 年、北朝鮮は通算 4 回目と 5 回目となる核実験をおこない、さらに 20 回以上にわたって各種の弾道ミサイル発射実験を強行した。そして、アメリカの大統領選挙でトランプ候補が当選すると、トランプ政権の北朝鮮政策を見定めるかのように一時的にミサイル発射実験を中断したが、2017 年 2 月にマティス国防長官が韓国、日本を歴訪し

てアメリカの北朝鮮政策に変更がないことを確認すると、ふたたびミサイル発射実験を繰り返した。移動式の短距離弾道ミサイル、中距離弾道ミサイル、潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)など、各種のミサイル発射実験をおこなった。

トランプ政権の発足以降、北朝鮮の挑発行為に対してアメリカの許容範囲をこえて軍事行動をとるであろう、いわゆる「レッドライン」がどこにあるのかについて様々な憶測を呼んだが、その際注目されたのがシリアのアサド政権が化学兵器を使用したことへの対応としてシリアにたいして攻撃をおこなったことである。4月6日、訪米していた習近平国家主席との首脳会談に臨んでいたトランプ大統領が、化学兵器を使用したことに対する対応としてシリアへの攻撃をおこなったことを伝えたのである。習近平主席は「10秒間の沈黙」の後、アメリカの行動に理解を示したという。北朝鮮がトランプ政権は場合によっては軍事力を行使する可能性があるものと受け取ったことは間違いないが、中国も、トランプ政権は条件さえ整えば軍事力を行使する、との認識に至ったはずだ。まさに北朝鮮の行動がアメリカのレッドラインを超える危険性を暗示させる事例であったと言ってよい。これに対して中国はアメリカの意に沿うような形で、たとえば北朝鮮からの石炭輸入を止め、税関検査も厳しく臨むなど、従来になく厳しい姿勢で臨んだのである。

北朝鮮の核ミサイル問題についての中国の立場は明確である。北朝鮮の核保有については容認しない、北朝鮮に核放棄させるための国際的協力には積極的に参加するが、あくまで対話による解決を目指し、朝鮮半島での武力行使については絶対に容認できない、との立場だ。具体的にはあくまで対話による解決を目指し、国連決議は遵守する、ということになる。また、中国の問題についてのとらえ方としては、北朝鮮の核ミサイル問題は基本的に米朝間の問題であり、それゆえ同問題が解決するためにはアメリカと北朝鮮が直接交渉しなければならない、との立場であることも指摘しなければならない。

それゆえ、シリア攻撃以降の中国の基本姿勢は、中国自身が北朝鮮に対して厳しい姿勢をとることで、アメリカに軍事行動のような極端な行動をとらせないようにしようとするものであった。北朝鮮への厳しい姿勢は、アメリカの要請に応じた行動というよりもむしろ北朝鮮核ミサイル問題へのそれまでの中国の対応の延長線上に位置づけられるものであった。すなわち、北朝鮮のみならずアメリカの行動をも「管理」という、まさに仲介者としての立場とってよい。

この過程で北朝鮮は中国を名指しで批判する。文化大革命以来のことである。5月3日、朝鮮中央通信は、中国のメディア『環球時報』が北朝鮮の核問題をめぐって制裁強化の必要があるとしたのに対して、「不当な口実で朝中関係を丸ごと壊そうとしていることに怒りを禁じ得ない」「中国は無謀な妄動がもたらす重大な結果について熟考すべきだ」「アメリカの侵略と脅威から祖国と人民を死守するために核を保有した。その自衛的使命は今後も変わらない」「朝中友好がいくら大切でも、生命も同然の核と引き換えにしてまで哀願する我々ではない」としたのである。そうした姿勢は、習近平主席にとってきわめて重要な一帯一路フォーラムの初日の5月14日に中長距離ミサイル火星12の発射実験を行ったのである。意図的に高い軌道をとるロフテッド軌道で行われた実験について、通常の軌道であればグアムに届くのではないか、との分析もあり北朝鮮のミサイル技術の向上を印象づけた。

このように北朝鮮はミサイル発射実験を躊躇しなかったし、なによりも中国に対する直

接的な不満も表明していたが、にもかかわらず中国の基本姿勢は変わらず、6月21日に開催された米中外交・安全保障会議で中国は、核ミサイル問題について北朝鮮と協議をすべき、との姿勢をむしろ強く打ち出したのである。

2. 北朝鮮の ICBM 発射実験と中国

このような状況下、北朝鮮はついにアメリカの独立記念日に合わせて大陸間弾道弾（ICBM）火星 14 型の発射実験を強行したのである。既述の火星 12 型同様のロフテッド軌道で行われた実験結果から、通常の発射角度で行われた場合、飛翔距離は 5500 キロを超えるものと推定され、アメリカ本土の一部が射程に入ったとされた。北朝鮮はこれを「核武力完成のための最終関門」として実験の成功を宣言し、金正恩委員長は「アメリカの敵視政策と核の脅威が終わらない限り、いかなる場合でも、核と弾道ミサイルは協議のテーブルにのせない」としたのである。当初、アメリカのレッドラインは大陸間弾道弾の発射実験、あるいは 6 度目の核実験と言われていただけにアメリカの行動が注目されたがアメリカが軍事行動などに出ることはなかった。北朝鮮には ICBM 発射実験を強行し、それを宣言したとしてもアメリカは軍事行動に出られないだろう、との判断があったと言ってよい。

興味深いことに、北朝鮮同様中国もアメリカにとって軍事力行使が難しいことを察知するや徐々に姿勢を変化させる。既述の通り、6月21日に開催された米中外交・安全保障会議で、アメリカが中国に対して北朝鮮へのさらなる圧力を求めたのに対して、中国は圧力のみで北朝鮮に姿勢変化させることは不可能だとしてアメリカに強く反発し、対話による解決、とりわけ米朝協議の必要性を強調したという。こうした傾向は、北朝鮮の ICBM 発射実験でさらに際立つことになる。北朝鮮が最初の ICBM 発射実験を強行する直前の 7 月 3 日、習近平主席はプーチン大統領と非公式首脳会談で北朝鮮の核ミサイル問題について「対話と交渉による解決」の必要性で一致していた。そして、ICBM 発射実験に際して中ロ外相共同声明では、「北朝鮮の懸念には正当性があり、尊重すべき」としたのである。

習近平主席はプーチン大統領との会談で、ロシアが提案する「朝鮮半島の段階的正常化計画（ロードマップ）」と中国が提案する「双暫停」の実現を目指すとした。「双暫停」とは、北朝鮮の核開発と米韓軍事演習の同時凍結宣言して米朝が対話・交渉によって問題の解決を目指す、というものである。一方、ロシアのロードマップについての詳細は明らかではないが、韓国側の報道によれば、「北朝鮮の核・ミサイル試験の中断および米韓による大規模合同訓練の中断」→「交渉開始→武力不使用・不侵略・平和共存を含めた総体的原則の確定」→「核問題を含むすべての問題—朝鮮半島、北東アジア安全保障体制構築、最終的には米朝国交正常化実現について一括妥結」、というもののことである。いずれも、北朝鮮、国際社会のいずれも事態を悪化させるような挑発行為を中断して、対話・交渉によって問題解決を目指すべき、との立場とあってよい。

こうした流れの中で開催された G20 では 7 月 11 日の首脳声明に北朝鮮への対応を盛り込まず、アメリカと中ロの溝の深さを印象づけたのである。

この後も北朝鮮の姿勢は改まらず、7月28日には、二度目の ICBM（火星 14 型）発射実験を強行した。やはりロフテッド軌道で行われた実験について北朝鮮は、射程を伸ばすためロケットエンジンの改善、安定化などが図られたとした。

これに対して国連安保理は 8 月 5 日に決議 2371 を採択したが、北朝鮮は反発し「いかな

る最終手段も躊躇しない」としてアメリカを挑発した。すると、トランプ大統領は「アメリカをこれ以上脅かさないのが、北朝鮮にとって最善の策」「世界がこれまで目にしたことのないような炎と怒りに直面することになる」とし北朝鮮を挑発する。今度は北朝鮮が「アメリカに 심각한警告信号」として、グアム島周辺へのミサイル射撃計画を宣言し、トランプ大統領について「絶対的な力しか、あの男には通用しない」とした。北朝鮮とトランプ大統領の間で奇妙な非難のキャッチボールが成立してしまったのである。

2 度目の ICBM 発射実験でトランプ大統領は中国に対する不満を隠さなくなる。「中国には、本当にガッカリだ」「アメリカとの貿易で、年間数千億ドルももうけてきたのに、北朝鮮の問題では、われわれのために何もしていない。口先だけだ」とツイートした。これに対して中国は、中国が原因で北朝鮮の核問題が生じているのではない、との立場を強調し、ロシアも同調してアメリカが責任転嫁している、としたのである。アメリカは当面、北朝鮮と取引のある企業に対して制裁を加えるいわゆる二次的制裁を強める姿勢を示したが、対象となる多くが中国企業であることから中国の協力がなければ効果を期待できない状況にあった。

このように米中の協力が難しい状況下、北朝鮮はついに通算 6 回目の核実験を強行したのである。9 月 3 日に核実験をおこなった直後、北朝鮮は国営メディアを通じて重大報道として「大陸間弾道ミサイルに搭載するための水爆の実験に完全に成功した」と報じ、核技術力の向上を改めて国際社会に示したのである。

この 6 回目の核実験で米中の立場の違いはますます明確になる。国連安保理で新たな決議について議論されることは間違いなかったが、アメリカはこれまでのように事前に中国と調整することなく、アメリカの考える決議の原案を提示し、9 月 11 日に採決する、としたのである。アメリカの原案には、北朝鮮への石油輸出の全面禁止や最高指導者の金正恩・朝鮮労働党委員長の資産凍結など、到底中国、ロシアが受け入れられないであろう厳しい内容が含まれていたため、採決そのものが見送られるのか、あるいは中国、ロシアが拒否権を発動して国際社会の足並みの乱れを露呈してしまうのかが注目されたが、水面下の調整を経て国連安保理決議 2375 号が全会一致で採択された。決議の内容としてはアメリカが当初主張していたほどではなかったが、北朝鮮に対する石油精製品の輸出制限、北朝鮮からの繊維製品の輸入禁止などの従来以上に厳しい措置をとることとなった。とりわけ、その時点では現状維持ではあったものの、制裁の項目に「原油」が含まれたことは中国にとって意味があった。今後の北朝鮮の行動次第では北朝鮮への「原油」供給を続けている中国が難しい判断を迫られる局面もありうるようになったのである。

中国の劉結一国連大使は、北朝鮮に今回の決議を「真剣に受け止める」よう求めたが、その一方ですべての関係国に「冷静さ」を保つよう呼びかけるという従来の姿勢を変えることはなかった。また、ロシアのワシリー・ネベンジャ国連大使も、既述の中口による共同提案（ロードマップと双暫停）を「軽視するのは大きな過ち」だと述べたが、トランプ米大統領は、北朝鮮と経済的取引をするすべての国との貿易停止を示唆するなど、国際社会の足並みはそろわなかった。

こうして 9 月 19 日に国連総会で演説を行ったトランプ大統領は、「アメリカ自身、もしくはアメリカの同盟国を守る必要に迫られた場合、北朝鮮を完全に破壊する以外の選択肢はなくなる」としながら、金正恩国務委員長をロケットマンと揶揄しながら核実験、ミサ

イル発射実験を繰り返す北朝鮮を「自殺行為」とした。

当然北朝鮮は反発し、金正恩委員長の声明を発表した。最高指導者の名義で出されたはじめての声明では、「トランプが世界の面前で私と国家の存在そのものを否定して侮辱し、わが共和国をなくすという歴代最も暴悪な宣戦布告を行った」「史上最高の超強硬対応措置の断行を深重に考慮するであろう」としたのである。さらに国連総会の一般討論演説をおこなった北朝鮮の李容浩外相は「アメリカ全土に我々のロケットを打ち込むことがますます避けられなくなる」と警告した。これに対してトランプ大統領がツイッターで、李容浩外相の発言について「小さなロケットマンの考えを反映した言葉だったとすれば、彼らはもう長くないだろう」としたため、李外相があらためてこの発言を「宣戦布告」としながら「我々には自衛の対抗措置を取る権利がある」「米軍の戦略爆撃機が我が国の領空に入っていないだけでも撃ち落とす権利」が含まれるとしたのである。

この後も舌戦は続くが、北海道上空を通過する飛行ルートでおこなわれた9月15日の火星12型の発射実験以降、核・ミサイル発射実験は行われず国際社会は北朝鮮の姿勢変化を期待したが、2017年11月29日、北朝鮮は75日間の沈黙を破って火星15型と称するアメリカ全土を射程に入れるICBM発射実験を強行し核武力の完成を宣言した。北朝鮮は「重大報道」を発表し、「ついに国の核武力の完成という歴史的な大業、ロケット大国建設の偉業が実現したと、(金委員長が)誇り高く宣言した」「責任ある核保有国として、そして平和を愛する国として」、「いかなる国の脅威にもならない」としたのである。これに対して国連安保理はさらに決議2379を採択し、先の北朝鮮に対する石油精製品の輸出制限を強化し、北朝鮮の資金源となる労働者の受け入れを禁ずるなど、これまで北朝鮮に課せられた制裁とあわせて各国が厳格に履行した場合、北朝鮮に相当な影響が出るものと予想された。

3. 習近平政権・金正恩政権関係の基本的構造

もとより、習近平主席が北朝鮮に対して不満を持っていることは間違いなかった。それゆえこれまで習近平政権が北朝鮮と距離を置くのではないかと指摘されてきた。たしかに、習近平政権は一時期韓国の朴槿恵政権との関係を強化するなど、北朝鮮に対して冷淡な対応を見せることもあった。しかし、少なくともこれまで習近平政権が完全に北朝鮮との関係を破綻させることはなかった。中朝関係の構造について習近平が中国共産党中央委員会総書記に就任する2012年に遡って考えてみると、たしかに政権発足当初から習近平は北朝鮮の行動にいらだたされることになる。2012年11月、中国共産党総書記、党中央軍事委員会主席に選出され、胡錦濤政権から習近平体制へ移行し、中朝両新政権がどのような関係を作っていくかが注目された。ところが、その直後、北朝鮮は宇宙の平和利用を目的とした人工衛星発射実験として、ミサイル発射実験を予告したのである。

12月2日、秦剛中国外務省報道官は「朝鮮は宇宙空間を平和的に利用する権利を有しているが、こうした権利は国連安保理の関連決議などの制限を受けるものである」として発射実験の自制を求めつつも、「各方面が冷静に対処し、情勢が繰り返しエスカレートすることを避けるよう希望する」として、従来通り北朝鮮と国際社会の仲裁者の立場をとった。

結局、北朝鮮はミサイル発射実験を強行した。にもかかわらず中国は従来の姿勢を変えなかった。そのため、国連安保理での議論も結局米中が合意しなければ進展しないとして、まずは米中の協議で合意形成した後、安保理で検討することとなった。その結論が出され

たのは、翌2013年1月になってからであった。新たに採択された国連安保理決議2087号では、従来以上に厳しい経済制裁となり、かりに北朝鮮がさらなるミサイル発射、核実験を行った場合、「重大な行動」をとる、ことが盛り込まれていた。

北朝鮮はこれにさらに反発し、2013年2月12日に三度目の核実験を許してしまう。これに対して2013年3月、国連安保理は北朝鮮の三度目の核実験に対して決議2094号を採択する。その直後の2013年3月14日、習近平は第一二期全人代第一回会議において国家主席・国家中央軍事委員会主席に選出され、習近平政権がスタートした。楊潔篪外交部長は北朝鮮の池在竜駐中国大使を呼び出して核実験を強行したことに對して抗議したが、新華社が「こうした手法は、過去まれである」と論評するなど、これまでよりも強い姿勢を示したことを強調したのである。

一方、北朝鮮は核実験以降も、3月5日に朝鮮戦争の休戦協定白紙化を宣言して朝鮮半島が事実上の戦争状態にあることをアピールするとともに、米韓合同軍事演習への対抗措置として中距離弾道ミサイル「ムスダン」の発射実験を準備するなど国際社会に対する挑発を続けた。

このような状況下、中国は、中国銀行が朝鮮貿易銀行に対して取引停止と口座の閉鎖を通告し、その後、四大国有銀行（中国銀行、中国工商銀行、中国建設銀行、中国農業銀行）の全てが北朝鮮への送金業務を停止していることを明らかにしたのである。

これに加えて、2013年12月の張成沢粛清によって中朝関係は冷却化した、との評価もある。中国との関係が強かった張成沢が粛清されたため中朝関係は冷却化した、との分析である。中国はこの問題について、「北朝鮮の国内問題」との立場を堅持したが、中国との関係が深いとされ、とりわけ、経済開発について多くの権限を持っていたとされる張成沢の粛清によって中朝関係にある程度影響があったとしても不思議ではない。

しかし、ここで注意しなければならないのは、中朝関係は、中国の北朝鮮に対する姿勢のみで規定されるものではなく、北朝鮮の中国に対する姿勢もまた中朝関係を規定するさいに大きな要因となっていることである。北朝鮮にとってみれば、金正恩政権スタート以後、中朝関係で最も重要だったのは、既述の2012年12月に実施した事実上のミサイル発射実験に対する中国の姿勢であった。北朝鮮はこれまで1998年と2009年の2度にわたって「宇宙の平和利用の権利」との立場で事実上のミサイル発射実験を行ってきた。これに対して中国は、微妙な立場に立たされながらも、徹頭徹尾国連決議には反対してきた。ところが、既述の通り、2012年12月の発射実験に際しては米中協議を経て国連安保理決議2087号を採択したのである。北朝鮮にとってこの一連の中国の対応は、中国がアメリカをはじめとする国際社会に同調した「裏切り行為」として意識されたとしても不思議ではない。

しかし、当時の中朝関係にはそれ以上に大きな構造上の変化が起きる兆しが見え始めていた。それはアメリカのオバマ政権の対外政策によるところが大きい。北朝鮮政権にとって最も大きな脅威がアメリカであり、だからこそ北朝鮮は自らの対外政策を、対米関係中心に構成していると言ってよい。別の言い方をすれば、冷戦終焉後の北朝鮮の対外政策は、「アメリカの脅威」を前提に組み立てられていたと言っても過言ではなかった。ところが、2013年9月、アメリカのオバマ政権は「米国は世界の警察官ではない」と宣言した。オバマ政権のアメリカが北朝鮮に対して軍事行動をとる可能性は低下した、との認識を北朝鮮

が持ったとしても不思議ではなかろう。米朝関係の文脈で考える時、北朝鮮にとって中国の意味は、アメリカと向き合う際の後ろ盾としての意味が大きいと言ってよい。中国が後ろ盾となればアメリカも容易に軍事行動をとることができない、そうであれば対米交渉力も大きくなるとの判断があったはずだ。ところが、「世界の警察官ではない」としたオバマ大統領は、2014年にシリアへの空爆を承認したにもかかわらず議会の反対にあって空爆を実施できなかった。アメリカからの軍事行使の可能性が低下するのであれば、中国を頼る必要もない、北朝鮮にとっての中国の「必要性」も低下するという構造にあるのだ。圧倒的な力の差があるにもかかわらず中国がむしろ北朝鮮との関係に手を焼いているとの印象があるのは北朝鮮にとっての中国の「重要性」が低下したことも一つの要因となっているのである。

ところが、軍事行動をとるかもしれないトランプ政権の登場によって北朝鮮にとっての中国の「必要性」はきわめて大きなものとなったに違いない。その意味でトランプ政権の登場は中朝関係の構造そのものにも影響を与えることになり、次に検討する2018年1月以降の雰囲気が一変する朝鮮半島情勢の流れの中で中朝関係にも変化を齎することとなるのである。

4. 北朝鮮の対話攻勢と中朝関係

既述の通り、2018年の新年辞を契機として北朝鮮の核ミサイル問題をめぐる国際情勢の雰囲気は一気に変わり、米朝首脳会談に向けての動きも活発化することになるが、その過程でとくに注目されたのが金正恩委員長の中国訪問である。前章の通り、中国は、習近平政権発足直後の人工衛星打ち上げと称した事実上のミサイル発射実験、核実験、張成沢処刑問題などで冷却化が伝えられて久しかった。しかし突然の金正恩訪中はそうした雰囲気を一変させた。北朝鮮は、南北首脳会談、米朝首脳会談の前に中国との関係を回復し、韓国、アメリカとの交渉に臨もうとしたと言ってよい。また、アメリカとの交渉が上手くいかなかった場合、従来以上に緊張が高まることも予想され、北朝鮮にとっては米朝協議がいずれの方向に進むにしろ中国との関係改善が必要不可欠だったと言ってよい。

一方、韓国主導で北朝鮮問題が動き始め、中国の存在感が低下していたことも中国にとって決して快いことではなかっただろう。アメリカとの関係を考えても北朝鮮問題への影響力を示しておく必要があったはずだ。だからこそ金正恩訪中を受け入れ大々的に歓待したのである。最初の訪問地、最初の首脳会談の相手として、韓国の文在寅大統領でも、アメリカのトランプ大統領でもなく、中国の習近平国家主席を選んだことも、今後の中国の北朝鮮に対する影響力を暗示させることとなり、それも習近平を喜ばせただろう。金正恩委員長は、「初の外国訪問が中国の首都となったのは当然で、(訪中は)朝中親善を引き継ぐ私の崇高な義務だ」としたし、朝鮮半島情勢の急速な変化について「私が遅滞なく習同志に状況を報告するのは当然だ」としていた。金正恩委員長の訪中によって中国は北朝鮮問題への影響力を国際社会に印象づけることができたし、北朝鮮は中国という後ろ盾を得ることとなった。その意味で金正恩委員長は自らの最初の外国訪問と最初の首脳会談を最も効果的に使ったことになる。

実は、2000年のはじめての南北首脳会談をめぐっても北朝鮮は同じような行動をとっていた。当時の金大中政権は水面下で北朝鮮と交渉をおこない、韓国大統領としてはじめ

て北朝鮮を訪問し、北朝鮮の最高指導者である金正日国防委員会委員長と会談することになっていた。その直前、金正日はやはり電撃的に中国を訪問したのである。当時の中朝関係も、1992年に中国が韓国と国交正常化をして以来冷却化していたが、金正日訪中によって中朝関係は一気に回復した。その後の南北首脳会談は一応の成功を収め、こうした動きが評価されて金大中大統領は韓国人としてはじめてのノーベル賞に輝いたのである。こうして北朝鮮は、韓国を通してアメリカにも働きかけをおこない、2000年10月には趙明禄国防委員会第一副委員長がアメリカを訪問し、それをうけてオルブライト国務長官が訪朝し、ついにクリントン大統領のアメリカ大統領として初めての訪朝まで検討されたのである。今回の北朝鮮の動きはこのときの北朝鮮を想起させるし、北朝鮮指導部にそうしたイメージがあったとしても不思議ではない。唯一の違いは、アメリカの首脳会談受け入れが早かったことだ。

習近平国家主席と会談を行った金正恩委員長は、「(米韓が)われわれの努力に善意で応え、平和実現に向けて段階的で歩調を合わせた措置を取るなら、半島非核化問題は解決できる」として非核化について言及したものの、「段階的」あるいは自らの核放棄ではなく「半島非核化」との文言から北朝鮮の非核化についての真意について依然として疑念が生じることとなった。

おわりに

初の米朝首脳会談に向けて関係国間の調整が進む中、再び世界中を驚かせる事態が発生した。金正恩委員長が3月に続いて5月7、8両日、中国遼寧省大連を訪問して習近平主席と会談したのである。中国側報道によれば、金正恩委員長が「朝米対話を通じて相互信頼を確立し、関係国が責任を負って段階的で同時的な措置を取ることを望んでいる」「関係国が敵視政策と安全保障上の脅威を取り除くなら、核を持つ必要がなくなり、非核化が実現できる」と主張したという。これに対して習近平主席は核実験場廃棄などを表明した北朝鮮の行動を評価し、「(北朝鮮が)経済建設に戦略の重心を移し、発展の道を進むことを支持する」としたのである。金正恩委員長としては経済建設を重視する自らの姿勢を強調しながら、習近平主席に対して北朝鮮の立場に理解を求めたことは間違いないし、米朝首脳会談に向けた中国の力添えを必要としたのであろう。朝鮮中央テレビは、金正恩委員長が「重大な変化が起きている」「朝鮮半島と北東アジアの平和と繁栄を成し遂げるため、中国の同志と手を携えていく」としたと伝えたのである。

金正恩委員長が帰国したまさにその日、習近平国家主席はトランプ米大統領と電話会談し「北朝鮮の合理的な安全保障上の懸念を考慮し、朝鮮半島問題の政治解決プロセスを共同で進めることを望む」と述べ、「米朝が段階的に行動し、交渉を通じて各自の関心事項を解決することを願う」と語ったという。北朝鮮は「敵視政策と安全保障上の脅威を取り除くこと」が非核化の条件との立場だが、習近平主席が用いた「合理的な安全保障上の懸念」との文言からは、中国がまさに北朝鮮の立場を支持する「後ろ盾」であることを印象づけることとなった。

この後、米朝首脳会談をめぐる米朝間のやりとりの過程で、北朝鮮が米国の姿勢に対して激しく批判したため、トランプ大統領は米朝首脳会談の中止を宣言したが、その際、北朝鮮がアメリカに対して頑なな姿勢を見せたことについて中国の影響と懸念を表明した。

その後、ふたたび米朝首脳会談に向けて調整がおこなわれることとなったが、米朝協議の行方によっては朝鮮半島の平和体制をいかに構築するかが焦点となるだろう。その際、2018年4月27日の南北首脳会談で採択された板門店宣言の中の「休戦状態の朝鮮戦争の終戦を2018年内に目指して停戦協定を平和協定に転換し、恒久的な平和構築に向けた南・北・米3者、または南・北・米・中4者会談の開催を積極的に推進すること」との合意事項は中朝関係にとって大きな意味を持つことになる。

そもそも中国は朝鮮戦争の休戦協定に署名した当事者としての立場を主張しているが、板門店宣言の「南・北・米3者、または南・北・米・中4者」との文言からは、中国の協議参加は米国、韓国、北朝鮮の3者による会談の次の段階ということになる。そもそも、2007年10月の盧武鉉大統領と金正日国防委員会委員長との首脳会談の際に採択された「南北関係の発展と平和繁栄のための宣言（いわゆる10・4南北首脳宣言）」では、「直接関連する3カ国または、4カ国の首脳が、韓半島地域で会談し、終戦を宣言する問題を推進していくために協力」するとされており、3カ国の場合韓国か中国のいずれかについては明言されていなかったが、中国は3カ国の場合アメリカ、北朝鮮に中国の3者による協議、との立場をとっていた。したがって板門店宣言で3カ国がアメリカ、北朝鮮、それに韓国と明確に言及されたことについて中国が不満を持つことは間違いない。

いずれにせよ、トランプ政権の登場によって中朝関係の構造それ自体が変化しつつある状況下、北朝鮮が完全に米国を信用できないとすれば、かりに米朝関係が良好に進展しようと、逆に悪化しようと、北朝鮮にとって中国の役割が大きくなることは間違いない。その際、北朝鮮が中国をどのように利用しようとするのか、また中国が動き始めた朝鮮半島情勢にどのように関わろうとするのかによって中朝関係は規定されることとなり、朝鮮半島情勢を考える際、中朝関係の重要性はますます大きくなるものと思われる。

第 12 章 北朝鮮の核問題と中国の制裁対応

堀田 幸裕

はじめに

中華人民共和国（中国）と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は一般に「特殊関係」にあると言われてきた。これは、国家樹立の歴史的起源を彼らの主張するところの抗日戦争による勝利という立場で同じくすること。そして朝鮮戦争を通じて「国を守るため」米国に抗して共に戦ったという記憶が、中国にとり地政学的に朝鮮半島を藩屏だとする認識を強固なものにしたこととも関係していよう。

現実には、中朝関係は順風満帆だったわけではない。朝鮮戦争直後には北朝鮮の権力闘争に中ソが介入する事件（1956年、8月宗派事件）が発生している。金日成はこれを機に、国内の中国派人脈を党内から一掃した。その後は中ソ紛争や中国の文化大革命による混乱の影響を受けたりもしたが、北朝鮮は静かにバランス外交を保った。

しかし 80年代になると、韓国はソウルでのオリンピック開催を実現する。これに対して北朝鮮による強い不参加要請にもかかわらず、ソ連と中国、またアフリカなどの北朝鮮友好国の大半もオリンピック参加を表明した。韓国の経済発展と国際的地位向上により、南北間の格差が明白となった瞬間であった。北朝鮮がこうした現実を目の当たりにした翌年、ベルリンの壁が崩壊し、社会主義陣営は消滅する。また世界情勢の変化の中で、中ソは韓国との国交を樹立した。これにより中国は北朝鮮を朝鮮半島で唯一の代表政権として接することはなくなったのだが、実質的な同盟条約である中朝友好協力相互援助条約（1962年締結）は中韓国交樹立後も継続されている。

中韓国交正常化により、中朝関係はやや冷めたものとなる。そんなタイミングで起きたのが、第 1 次北朝鮮核危機である。1994年に米朝枠組み合意が成立するも、2002年にウラン濃縮疑惑が持ち上がり、北朝鮮は再度 NPT 脱退を宣言。ここで中国も関与するマルチの枠組みとして米朝中の三者協議がもたれ、これに韓国、日本、ロシアという地域の関係国を加えた六者協議へと発展した。

2005年2月には北朝鮮外務省が「自衛のための核兵器を作った」として、「わが方の核兵器はどこまでも自衛的核抑止力として存在する」と、事実上の核保有宣言を行う。これに対して9月には六者協議の共同声明が採択され、「検証可能な方法で朝鮮半島の非核化を平和的に実現すること」、北朝鮮の「すべての核兵器と現存の核計画を放棄し、遠くない時期に NPT に復帰し、IAEA の保障措置協定を履行すること」、米国が「核兵器または通常兵器で北朝鮮を攻撃したり侵攻したりする意思がないこと」などが盛り込まれた。だが直後に、米国財務省がバンコ・デルタ・アジアに対し、北朝鮮のマネーロンダリングに深く関わったと認定したことでマカオ当局が北朝鮮関連の口座を凍結。これが北朝鮮の強い反発を招き、核問題に関する協議もストップしてしまう。

そして北朝鮮は 2006年 10月に最初の核実験を実施。国連安保理は北朝鮮に対する安保理決議 1718 を全会一致で採択した。以降、繰り返される北朝鮮の核実験とミサイル発射に対して安保理決議による制裁が強化されて今日に至っている。

北朝鮮の核問題と中国の貢献

中国は北朝鮮とは非常に密接な関係にある隣国同士であり、また現在では世界でも数少なくなった同じ社会主義体制をとる友邦国としての関係も維持されてはいる。

社会主義国同士の党的関係を象徴する代表的なケースとして、両国の党大会後に状況報告を行っている。2016年の第7回朝鮮労働党大会の後には李洙暎・朝鮮労働党中央委員会副委員長が訪中し、習近平総書記と会見して党大会の結果を通報した。また2017年の中国共産党第19回全国大会の後には、宋濤・中共中央対外連絡部長が習近平総書記の特使として北朝鮮を訪問している。このように事実上政権交代のない執政党同士の緊密な連絡は、他の諸国とは異なる次元の外交として2国間で機能しているのだろう。

だが一方で、国際的な議題である北朝鮮の核問題をめぐる交渉に中国が直接的に関わるようになったのは第2次核危機以降である。また中国が議長国を務める六者協議は2008年以降、会合が再開されないままだ。中国と北朝鮮がその他の国々と比較して特殊な関係性を築いているのは確かであるが、それが北朝鮮の非核化をめぐってどれだけ機能したのかと言うと、具体的な成果として残念ながらそれは実証できないのである。

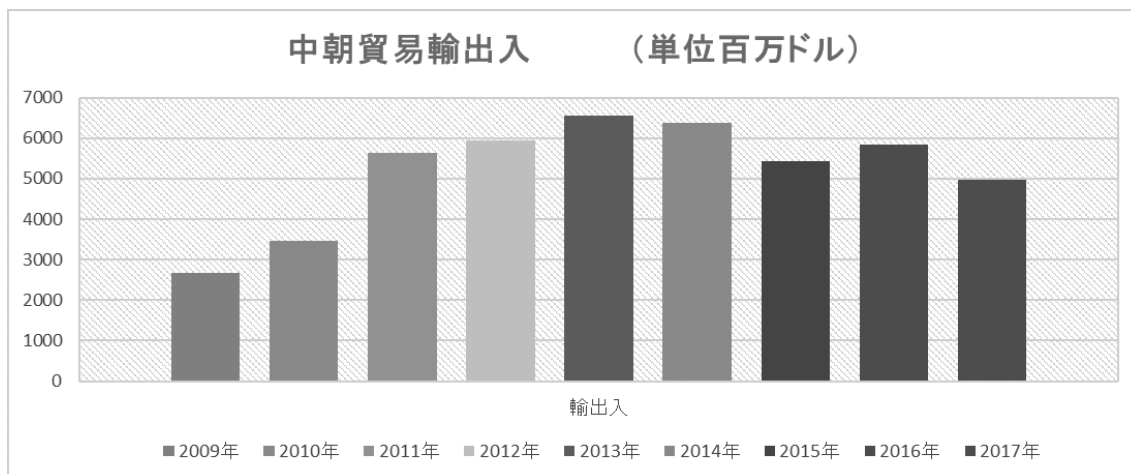
中国自身がその限界を自ら認めるような発言が、2013年2月に北朝鮮が3回目の核実験を実施した直後に出ている。人民解放軍の退役少将である尹卓は鳳凰網と羊城晩報と行ったインタビューの中で、日米・米韓関係のように中国は北朝鮮に軍隊を駐留させていないこと、また朝鮮人民軍の指揮権を持っているわけでもない（韓国では戦時作戦統制権を米軍が握る）ことを挙げ、中朝は軍事同盟関係ではないと答えている。そして、今日の核問題の主要な責任は中国ではなく米国にあるとして、「中国と朝鮮が近いため、中国が座視して口出しをしないわけにはいかないというのは、完全に偽りの命題である。現在米国は極力中国を主要な当事者にしようとしているが、これは完全に本末転倒である」と強調した¹。

中朝の経済的關係

確かに、政治的な関係性を梃子として北朝鮮の非核化に中国が積極的な貢献をするという点では、中国は目に見える成果をこれまで出せないままになっている。しかしこれは北朝鮮という国が主体性や自主性という国家的なプライドに、徹底してこだわってきたという歴史を鑑みると、仕方がないことかもしれない。ただ中国は北朝鮮との関係において、経済的影響力も強く握っている。

両国の経済関係において、数値的に明示しやすい中朝貿易を見ると、2010年以降急成長しているのがはっきりと分かる。これは国際的な制裁強化の流れの中で、北朝鮮と交易する相手がほぼ中国に限られてしまったという事情もある。2000年当時、南北交易を除いた北朝鮮の対外貿易で中国の占める割合は24.8%に過ぎなかったが、それから10年後には80%近くを占めるようになり、近年は90%に達した。

実は2000年当時の北朝鮮にとり、日本も中国と同程度の貿易相手国であったのだが、2002年の小泉訪朝で「拉致問題」が大きく関心を集めた結果、日本国内の対北朝鮮感情が硬化した。そして北朝鮮との貿易も減少の一途を辿り、2006年の第1回核実験に対する制裁措置で日朝貿易は輸出が禁止となり取引額は激減する。さらに北朝鮮が2回目の核実験を行った2009年に日本は日朝貿易を完全に停止した。中朝貿易の増加は、今世紀に入ってから中国の経済成長による部分も大きいだろうが、日本や同様に減少した米国の存在に



出典：GTA

とって代わったとも言える。中国の経済的影響力が相対的に増大したのは、核問題をめぐる制裁強化による結果だったとは皮肉である。

もっとも、目に見えない部分での中国による北朝鮮への経済的援助も考慮する必要がある。冷戦時代の中国と北朝鮮の貿易は、北朝鮮の計画経済に対する中国の物質的支援という側面が強いバスター貿易であった。だが1992年1月26日に中朝両国政府は平壤で貿易協定に調印²し、中朝貿易を従来のバスター貿易からハードカレンシー方式へと変更したのである³。これによって北朝鮮は外貨がなければ、中国から物資を調達することができなくなったのである。この前月にはソ連も消滅しているため、北朝鮮は主要な二つの支援国をほぼ同時に失う形となった。なお冷戦末期である1988年時点での北朝鮮の対外貿易(輸出入)相手国比率は、ソ連(56.6%)、中国(11.2%)、日本(11.0%)と概ね推定されているので⁴、北朝鮮が大きな危機に直面したのは疑いない。

だが中国は冷戦終結後に、決して北朝鮮を見放したというわけではない。1996年5月22日に両国間で「経済技術協力に関する協定」が調印されている⁵。その内容詳細については公開されていないが、大江志伸は当時の中朝関係筋の情報として、5年間で毎年食糧50万トン、石油120万トン、石炭150万トンを提供し、食糧・石油・石炭の半分は無償で残り半分を友好価格取引とすること。またその他の消費財の80%を友好価格取引とし、友好価格取引の代金は前払いとして北朝鮮が現金決済に応じられない場合は、物資を引き渡さないとする内容だと紹介している⁶。こうした協定は締結された事実が報じられることはあっても、その内容が説明されることはない。中国の北朝鮮に対する経済的な影響力を見る上でこうした水面下の援助についても注目しなくてはならないが、中国の統計発表は、援助も一般貿易も全てを包括した状態で公開されるので(しかもそれが本当に全てか実証もできない)、援助の比率を把握するのは困難なのである。

ただし、2000年代前半の中朝貿易において、中国から北朝鮮への全輸出額における援助の割合を中国人研究者が以下のように紹介している⁷。これを見ると2001年は1割以上を占めるなど年によっての差はあるが、概ね無償援助の比率は高くないことも分かる。一般貿易等に含まれていると見られる友好価格取引品目対象の詳細は分からないが、こちらは

外貨決済で前払いとする情報が確かなら、単純な援助とは一線を画するものだろう。

中国の対北朝鮮輸出方式一覧（全輸出額に占める比重％）

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
一般貿易	61.5%	60.6%	64.3%	68.7%	70.8%	62.8%
辺境貿易	23.7%	20.4%	21.3%	18.3%	18.0%	24.0%
加工貿易	6.1%	4.6%	4.8%	7.2%	4.4%	4.8%
保税貿易	6.6%	1.5%	4.1%	3.3%	2.6%	3.2%
無償援助	6.1%	12.1%	3.4%	1.7%	1.7%	3.5%
その他	0.4%	0.9%	2.2%	0.9%	1.8%	1.7%

出典：『当代中朝中韓関係史 下巻』より。

制裁に消極的姿勢を見せた中国

以上のように、中朝間の経済関係は純粋な経済原則によるものと合わせて、社会主義国同士で計画経済を支援するバーター貿易時代の「絆」として機能していた協定が、ポスト冷戦時代になってもまだ継続されていた。では中国は、北朝鮮による核実験後の国連安保理決議による制裁強化にどのように対応してきたのか。

北朝鮮の第1回核実験(2006年)後に採択された国連安保理決議1718では軍事物資や、「核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術」の北朝鮮への販売と合わせて、奢侈品の北朝鮮への輸出が禁止された⁸。この時点で中国が本腰を入れて北朝鮮制裁に取り組んだのかというと疑問である。決議採択後に中国外交部報道局長の劉建超は、「われわれは、安保理の行動は国際社会の確固とした立場を表明するだけでなく、対話と交渉を通じて問題を平和的に解決するために有利な条件をつくり出すものであるべきであると主張している」として、対話と交渉に重きを置くべきだと主張し、関係国が六者協議再開に向け力を尽くすよう呼びかけている⁹。

続く第2回核実験(2009年)後に採択された国連安保理決議1874では、北朝鮮による全ての武器輸出が禁止され、核・ミサイルに関係した金融資産の移転を阻止することなどが盛り込まれた。ただこの時も国連常駐中国代表の張業遂は、「安全保障理事会の行動は朝鮮の民生ならびに発展に影響を及ぼすべきではなく、朝鮮に対する人道援助に影響を及ぼすべきではない」として、北朝鮮の通常の経済活動や人道面での援助に対しては影響が出ないようにすることを求めている¹⁰。この1874では中国の反対により、北朝鮮向け貨物の臨検について当初案の「実施を義務化する」という表現が、「実施を求める」に改められたとされる¹¹。また2009年は、1949年の中朝修交から60周年を迎える中朝友好年に当たっており、これを記念して10月には温家宝総理が北朝鮮を訪問する。この際に経済技術協力協定などが締結され、食料3万トン、重油5万トン、高品位炭8万トンを供与したとする報道もあり¹²、中国側報道も協定に基づいて硫酸アンモニウム(化学肥料)11万トンが送られたとしている¹³。丹東と新義州をつなぐ新鴨緑江大橋の建設についても、この時に合意された。

2010年5月に金正日総書記が訪中すると胡錦濤国家主席は5項目の提案を行い、その中で「双方は両国の内政や外交の重大問題、国際と地域情勢、党と国家の統治経験など共同の関心問題について随時および定期的に突っ込んだ意思疎通を行う」¹⁴とし、北朝鮮の核問題をめぐる強硬姿勢を牽制した。一方、北朝鮮は中朝国境のインフラ整備を中心に100億ドルの投資を要請して、食糧100万トンや石油80万トンの年内支援を求めたともされる¹⁵。同年8月に再訪中した金正日総書記が50万トンのコメ支援を要請したとする報道もあった¹⁶。

援助が実際に実施されたかどうかをはっきりと確認できる資料はないが、前出した公式統計を見ても2010年以降に中朝貿易が急成長しているのは間違いない。このように中国は北朝鮮への制裁を強化する国連安保理決議採択に同意し、また首脳会談で北朝鮮に自制を求めつつも、経済面では関係拡大の動きを見せている。制裁を強化した場合に、北朝鮮の政情が不安定化して体制崩壊といった事態を招けば東アジア地域をめぐるパワーバランスが変化すること、経済的締め付けを厳しくして社会が混乱すると90年代のように中朝国境で脱北者が溢れるという事態を懸念したのである。

制裁への積極的加担

このように、北朝鮮が行った1回目と2回目の核実験に対し、中国はそれまでも一貫して「朝鮮半島の非核化」という表現で、北朝鮮の核保有には反対の姿勢をとってきたにもかかわらず、これを阻止するための制裁については及び腰だった。その中で、2012年4月15日に実施された北朝鮮の軍事パレードに、大陸間弾道ミサイル「KN-08」を搭載する16輪の移動発射車両が登場し、これが中国製のWS-51200という車両だという指摘がなされた。

中国外交部の定例記者会見では、中国は一貫して大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散に断固反対しており、国連安保理の関連決議を厳格に履行するとともに、拡散防止と輸出規制のため法律法規を真剣に執行していると強弁したが¹⁷、2013年6月に公表された国連安保理の専門家パネルの報告書によると、中国の湖北省にある三江航天万山特殊車輛公司から2011年に6台が木材運搬用という名目で北朝鮮林業省の林木貿易総会社に輸出されていたことを中国側も認めている¹⁸。北朝鮮が最終使用者証明を偽って購入したという事案であったが、中国のメーカー側は本件を自社関連のウェブサイトで宣伝していたということもあり、密貿易と見るには稚拙な面もある。制裁対象国への輸出としての緊張感のなさや、それを中国政府が把握できていなかった点で、中国の抱える輸出管理の本質的問題が露呈したとも言えるかもしれない。

こうした失態も受けてか、中国の対応が変わるのは2013年の3回目の核実験以降である。この核実験では初めて中国に対する事前通報がされなかったとされる。国連安保理決議2094では貨物検査の義務化も明記された。またこの核実験後に中国が実際に取った対応として、4大国有銀行による北朝鮮向け送金業務の停止¹⁹、軍用へ転換可能な北朝鮮向け輸出禁止品リストの公開などがある²⁰。この年の10月に丹東で開かれた第2回中朝経貿文化旅遊博覧会では、制裁対象企業であるにもかかわらず朝鮮蓮河機械合営会社が無断で出展したとして、押し問答の末に企業ブースを撤収させている²¹。中国内においても北朝鮮向け制裁のガイドラインを明確にし、国際制裁と歩調を合わせる動きを示したのである。右

肩上がりで成長していた中朝貿易についても2013年をピークに微減傾向にあり、2014年からは原油輸出が統計に計上されなくなった。ただ、この原油輸出が発表されなくなったことについては、実際の供与がストップしたということではなく、その提供の形態が従前の協定で定められたような援助や友好価格取引と異なる形になったのではないかと思われるが、断定できる情報はない。

中国が制裁に対する姿勢をさらに強くしたのが、2016年1月に実施された4回目の核実験とその後の光明星4号打ち上げに対して出された、国連安保理決議2270（2016年3月2日採択）を受けてである。2270では、小型武器を含む全兵器の輸出入の禁止や、北朝鮮に出入りする全ての貨物の検査と禁輸品の積載が疑われる航空機の離着陸や上空通過禁止を加盟国に義務付けること、制裁違反に関与した疑いのある船舶の入港拒否を加盟国に義務付けることが含まれ、北朝鮮の銀行が支店を開設することを禁止し、核・ミサイル計画に関与する北朝鮮政府や朝鮮労働党の関連団体の資産凍結、制裁違反に関与した北朝鮮外交官の追放などを加盟国に義務付けている。加えて、北朝鮮の外貨獲得源となっている石炭・鉄・鉄鉱石・バナジウム・チタン・金・レアアースの輸出を禁止とする貿易制裁を実施し、北朝鮮と国外を往復する民間機向けを除く航空燃料の輸出を禁止した。中国税関は約1か月後の4月10日にその内容を国内向けに公告している。この2270は北朝鮮の外貨獲得手段を絶ち、核・ミサイル開発を封じる目的で貿易制裁措置を盛り込んでいたのだが、石炭・鉄・鉄鉱石の民生目的での輸出は除外するという一文があり、北朝鮮から中国への石炭と鉄鉱石輸出については、2015年よりもむしろ取引額が増加した。ただ中国はこの3品目以外は制裁に従って取引を中止し、制裁対象品目は取引がゼロになるか大幅に減少した。

北朝鮮に対する中国の制裁が本格化

北朝鮮への制裁に対し積極的姿勢を見せるようになった中国だが、まだ国連安保理決議2270ではかろうじて民生目的の取引に除外事項が設けられていた。だが北朝鮮は続けて2016年9月に5回目の核実験を実施する。これを受けて、国連安保理決議2321が11月30日に採択された。民生目的の取引を除外する項目を設けたことで、2270が骨抜き制裁となったことに対応してか、2321では2017年以降の北朝鮮による一年間の石炭輸出量を「4億87万18ドルもしくは750万トンまで」と具体的数値を定めて制限し各国に報告義務を設ける一方で²²、鉄・鉄鉱石については民生目的の取引が引き続き除外された。

また北朝鮮からの輸出禁止品として新たに「ニッケル、銅、銀、亜鉛」が追加指定される。北朝鮮から中国への2015年の石炭、銅、ニッケル、銀、亜鉛輸出額は10億ドルを超えていて、北朝鮮にとって外貨収益の大きな痛手となることが見込まれた。

その他に、貨物検査義務が鉄道および陸路で輸送される貨物も含むと明記されたのは、中朝貿易に対する制裁の厳格化を狙うものだった。北朝鮮に対する効果的な経済制裁を行うためには中国の協力が必須であるとは言ってもないが、安保理決議でこうした点をはっきりと盛り込むことに中国が同意したのは、中朝貿易を管理する意思を国際社会に示す大きな変化であった。中国税関はこの2321を国内で実施するため、12月23日に公告を出す。安保理決議採択から1か月未満での対応だった。

中国は2017年2月18日に、国連安保理決議2321が定めた上限額と量に達しないまま、年末まで北朝鮮から石炭の輸入を停止すると発表した²³。安保理決議を理由にあげたもの

の、貿易統計²⁴と国連安保理の制裁委員会に報告された数字²⁵のいずれでも、上限値に達していないため、これは中国政府による事実上の独自制裁を意味しているのかもしれない。

これに対して北朝鮮は強い不満を吐露した。2月23日に朝鮮中央通信は「汚らわしい処置、幼稚な計算法－周辺国が対外貿易遮断」という記事を配信して、中国の名指しは避けつつ以下のように論じた。

「折に触れて「友好的な隣国」と言う周辺国では「初期段階にすぎない核技術」だの、「朝鮮は一番大きな損失を被ることになるだろう」だの何のと言い、我々の今回の発射（筆者注：2月12日に行った準中距離弾道ミサイル＝北極星2型の発射実験を指す）の意義を削いでしまっている。

特に、法律的根拠もない国連「制裁決議」を口実にして人民の生活向上と関連する対外貿易も完全に塞ぎとめる非人道的な措置などもためらわずに講じている。

国連「制裁決議」が人民生活に影響を与えてはだめだと口癖のように唱えながらも、このような措置を講じるのは事実上、我が制度を崩壊させようとする敵たちの策動にほかならない」

北朝鮮が暗に中国を批判する事はこれまでもあり、2016年4月には中国が国連安保理決議2270に賛成したことを指して、「血で成し遂げた共同の獲得物である貴重な友誼関係もためらわずに投げ捨て」²⁶と、中国を明示するような形で不満を明らかにしていた。

ただ中国は、制裁強化の流れの中にあっても米国への牽制を忘れなかった。中国の国会に当たる全国人民代表大会（全人代）開催中の2017年3月8日、王毅外交部長が中国の外交関係と対外関係に関する国内外記者向け説明の場で「二つの一時停止」という提案をし、北朝鮮の核・ミサイル開発の停止と米韓合同軍事演習の停止を天秤にかけた²⁷。北朝鮮への制裁の実施と引き換えに、米国に対しては北朝鮮との緊張関係緩和と韓国へのTHAAD配備の中断などをめぐり迫っていく姿勢を見せたのである。

中国に対して高まる北朝鮮の反発

前述した通り、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する制裁は強化されていき、2016年以降は貿易制裁措置も盛り込まれるようになった。中国もこうした北朝鮮向け制裁を確実に実行するようになってきたが、北朝鮮が強硬姿勢を改めたかというむしろその逆であり、中国に対する反発を表立って示すようになったのである。

北朝鮮は1967年1月26日付の朝鮮中央通信²⁸以来、実に51年ぶりに中国に対する名指しでの批判を行う。ただ今回は中国政府そのものに向けた批判であって、以前の「紅衛兵新聞・壁新聞・ピラ」など非公式な媒体への非難とは質が異なるものだった。2017年5月3日に朝鮮中央通信を通じて発表されたその内容は、『人民日報』と『環球時報』の論評を批判しつつ、かなり厳しい言葉使いで中朝関係が中国側の責任で棄損されたとする主旨の主張を以下のように展開している²⁹。

「朝中関係の主導権が自分らの手にあり、我々が中国との軍事的対立を望まないなら“長期間の孤立ともう一つの国家安保の道”の間から、中朝親善と核放棄のいずれか一つを選択せよという、極めて挑戦的な妄言もためらわなかった」

「朝中親善の伝統的關係は当時の各国の利益に合致していたためだと不遜にも罵倒する無知蒙昧な中国の一部の政治家と言論人たちは、口を動かすにしても歴史の本質を正しく理

解して動かすべきである」

「朝中関係の“レッドライン”を我々が越えたのではなく、中国が乱暴に踏みじり、ためらいなく越えて立っているのである」

「朝中親善がいかに大切だと言っても、命と同じような核と割り増しなしに交換してまで物乞いする我々ではないということをはっきりと知るべきである」

「南朝鮮には中国を狙うヒ首である“THAAD”が真夜中に奇襲配備され、実に“愚かな巨人”をあざ笑っている」

「中国は朝中関係の柱を切り倒す今日の無謀な妄動がもたらす重大な結果について深く充分に考えるのが良いであろう」

『環球時報』は2009年5月の2回目となる北朝鮮の核実験以来、その批判の先頭に立ってきたメディアである。同紙はこの北朝鮮からの批判に対しては、「朝鮮とは論戦せず、彼らが核支持をすることに妥協せず」という論評を掲載して³⁰、「平壤は核を中心とする問題について非理性的思考に陥っており、中国側は真っ向から相対する論戦をする必要はなく、我々は我々の立場を表明し、彼らは彼らのことを言うという考えを堅持する」と応じた。

筆者はちょうどこの批判が発表された日に、北朝鮮に滞在していたのであるが、同行していた朝鮮国際旅行社のガイドから「最近是中国のメディアが我が国の批判を書くようになってきたらしいですね」と話しかけられた。このガイドのように外国人と接する機会のある人はまだ恵まれていようが、外部社会の情報が厳しく統制されている北朝鮮の人々にとって、公式メディアの報道により友好国である中国までもが国際的な反北朝鮮の論調に乗っかっていると知らされた場合に、むしろ団結力を高めるのではないかと危惧した。

だがこのような批判が展開された直後であっても、筆者が訪問した新義州には変わらず中国人観光客（日帰り）の姿が多く見られた。そして彼らを受け入れるために鴨緑江河岸に近年建設されたレストランでは、「熱烈歓迎来朝鮮観光旅遊の各位嘉賓」という中国語看板が掲出され、中国語のカラオケも聞こえてきた。また観光で訪問した幼稚園で見学した園児たちの公演では、先生や子供たちによる中国語の挨拶や案内まで行われていたのである。中国に反発しつつも、国境の町では中国人観光客が落とす人民元の価値は小さくはないのであろう。

制裁は北朝鮮を翻意させる効果があるのか

北朝鮮は2017年7月に2回のICBM（火星14型）の発射実験を行い、これに対して国連安保理決議2371が8月5日に採択される。これにより取引数量規制が設けられていた石炭と、民生品取引が除外されていた鉄と鉄鉱石について北朝鮮からの輸出が全面的に禁止され、水産物の輸出も禁止とされた。偶然にも筆者はこの直後に北朝鮮の羅先を訪問していたのだが、現地では中国がいつこの制裁を国内向けに公告して実施するのかということに神経をとがらせていた。そして筆者の滞在中に、中国向けに税関を通過可能な期限がいつなのかを把握したようであった。

また安保理決議2371の水産物禁輸による制裁で一番損をするのは中国人たちだと彼らは語っていた。中国の吉林省は海に面していない内陸地域のため、隣接する北朝鮮を通じて海産物を多く輸入している。この貿易にはそれなりの利益も見込めるため、延辺朝鮮族自治州の琿春市では、北朝鮮の海産物貿易に手を出す個人事業の商人が多いのだという。こ

の場合、中国の商人たちはあらかじめ羅先の海産物加工施設や冷凍庫などに出資しており、禁輸措置が実行されるとこうした先行投資が回収できないままとなってしまう。しかし北朝鮮側は、売れなくなった海産物は国内市場に回せばよいだけなので、特に損はしないと語っていた。

中国人の投資した施設などは現地に残り活用されるため、確かに外貨は入ってこなくなっても直接困ることはないのかもしれないが、漁船の燃料にしても施設を維持する電力にしてもコストはただではない。外国から購入しなければならない資材のためには輸出で得られる外貨が必要である。中国人の方が損をするというのは彼らの強弁だとも思ったが、8月中旬に羅先からの海産物について中国側の圈河税関での受付が停止して、中朝国境の橋の上で身動きできなくなった貨物トラックの荷台で魚介類が腐乱。中国人の商人たちが、「中国の商人たちは通関がストップすることを知らなかったのであり、中国政府が損失を取り戻すよう手助けしてくれることを望む」、「苦勞して得た金は全部中国の橋の上にある、どうか中国税関の通行を許可してください」、「朝鮮を制裁する前提として、中国公民が損失を受けないよう保護すべきだ」といった横断幕を掲げて、税関の対応に抗議している様子が伝えられた³¹。なお、安保理決議2371は8月5日に採択されて、8月14日には中国税関が国内向けに公告しているので、中国政府が非常に短期間で対応したことが分かる。

この2371はそれまでの鉱物資源など大手国有企業などが出資する案件とは異なり、地方の零細商人が行う経済活動にまで影響が及ぶようになってきたという点で、一つの転換点となったように感じる。そして小口の取引が制裁の対象となってきたことで、取締り側もよりミクロな次元で貨物検査を実施していかなくてはならないというシステム上の問題が、地方税関などの末端でどう機能していくのか注意が必要だろう。

北朝鮮の繰り返される核実験とミサイル発射に対し、国連安保理決議による制裁は厳しさを増す一方だったが、北朝鮮は一向に強硬姿勢を転換するそぶりは見せなかった。そして2017年9月に6回目の核実験を実施する。

この核実験を受けて、9月12日に採択された国連安保理決議2375については、これまでとその趣が変わっている。これは北朝鮮の核・ミサイル開発に資する外貨獲得手段を絶つということ以上に、金正恩体制そのものに対する警告的意味合いが強い。当初案にあった原油の供給停止といった内容は修正されたが、石油製品（ガソリン、ディーゼル油等）の北朝鮮への輸出を年間200万バレル（27万トン）までに制限して輸出量についても報告義務を設けた³²。原油については、報告義務は明記されなかったものの前年取引量を制限値とした。北朝鮮の原油取引については、2013年までは中国が毎年平均52万トンを北朝鮮に輸出していたが、2014年以降は貿易統計には計上されなくなったため、中国から北朝鮮に原油が輸出されているかどうかを含めて分からない状態となっている。

2375ではこの他にも、北朝鮮からの繊維製品の輸入が禁止となり、委託加工貿易に大きく打撃を与えるものとなる。また北朝鮮との合弁企業を120日以内に閉鎖するという規定も盛り込まれ、中国などで行われるホテルやレストラン経営など、北朝鮮による海外での経済活動拠点が閉鎖される目算となった。

なお、中国税関はこれらの内容を10日後の9月22日に公告して、国内向けに実施を通知した。前月に採択された2371同様に非常に速い対応をみせたのである。

経済制裁については、ほぼやり尽くした感があったが、北朝鮮の姿勢に目に見える変化

をもたらすことは叶わなかった。そしてそれまで中国が強硬に反対していたとされる、北朝鮮の命綱である原油や、また燃料の制裁に踏み切った。だが、この後も北朝鮮はICBMの発射実験を実施するのである。

北朝鮮の一方的な「核武力完成」宣言

北朝鮮は2017年11月29日に「火星15型」と称するICBM発射実験を行い、「米本土全域を打撃できる超大型重量級核弾頭装着が可能なもう一つの新型大陸間弾道ロケット武器システムを保有することになった」とし、「国家核武力完成の歴史的偉業、ロケット強国偉業が実現した」と宣言した。

12月15日、国連安保理はこのICBM発射実験に対して決議2397を採択する。北朝鮮への石油製品の年間輸出上限を50万バレルとし、原油は年間400万バレルないし52万5千トンを上限とするとともに報告義務も加わった³³。さらに、北朝鮮からの食料及び農産品、機械類、電気機器、マグネサイト及びマグネシアを含む土石類、木材及び船舶の輸入が禁止され、北朝鮮への全ての工業機械類、輸送車両及び鉄、鉄鋼及びその他金属の輸出が禁止された。そして2年以内の北朝鮮海外労働者帰還が盛り込まれた。

この制裁は最終通告にも等しい強力な内容とも言える。北朝鮮は石油系のエネルギー資源を封じられ、また様々な工業製品の輸出ができなくなったし、労働者の海外派遣についても禁じられた。前述したように、2013年以来、北朝鮮への原油輸出の有無について中国税関から公表されなくなっていたが、2397は事実上中国が2013年以前と同等量の原油を北朝鮮に輸出していることを認めた形である。つまり中国はこの決議の採択に当たって、中朝の社会主義国間の友好関係の象徴である原油の供給についても、安保理制裁の俎上に載せるという決断をしたのだ。2014年以来、中朝2か国間の秘密であった事実を明らかにし、今回は現状維持のままだが、この次は原油供給量の削減に踏み込むことを北朝鮮に対し示唆するものだったのではないか。

だがこうした制裁も、結局は北朝鮮にとっては「核武力完成」段階で突き付けられたものであり、遅きに失した感がある。すなわち、この後で北朝鮮が強硬姿勢を改めたとしても、それは制裁の効果というよりは米国を攻撃できる能力を有した核保有国になったという自信の元に、体制保全のための外交攻勢に転じただけなのかもしれないからだ。

今後の展望

北朝鮮の核開発の決意は非常に強いものであったことは明らかである。少なくとも5回目と6回目の核実験により、制裁が強化されるのは確実な情勢であったのに、これを強行した。また、2016年より北朝鮮の対外貿易に狙いを絞った経済制裁が厳しくなる中でも、北朝鮮はミサイル技術向上のため高頻度で発射実験を繰り返した。短期的には制裁強化による経済的ダメージは織り込み済みで耐える覚悟があり、持ちこたえられる内に核戦力の実践化段階に到達することを目標として技術面での向上を計画していたのではないか。核というのは目的でなく手段だから、要は北朝鮮の敵対する相手が取引きに応じざるを得ないだけの脅威と見てもらえればよい。その段階に達したところで一気に軍事強硬姿勢を一変して、2018年始以来、対話攻勢を展開することになる。結論を言えば、北朝鮮は制裁に耐え抜いて自ら姿勢を転換したということになるのだろう。

国連安保理の制裁は段階を踏んで実施する主旨のものであったため、北朝鮮を決定的に追い詰めることができず、彼らの目標上の「核武力完成」を許してしまった。もちろん計6回の核実験により得られた成果と、火星15型の技術水準などが本当に北朝鮮が米国を攻撃できる核兵器として完成したと言ってよいかは議論の余地があろう。しかしながら、彼らの描いたタイムテーブルに合わせて、その後の現実が進行し始めたことは間違いないのではないか。

一連の安保理決議に基づく経済制裁については、北朝鮮に対してはほぼ中国1国だけが実質的に影響力を持つ状態であったため、その実施に当たっては中国の意向によらざるを得なかった。おまけに国連安保理の常任理事国でもある中国は、制裁決議の内容について口を挟める立場にあった。このような状態で日本政府がとることができる方策は少ない。わが国の安全保障にまつわる問題である北朝鮮の核・ミサイルについて、日本が主導的にコミットするのが困難であるというのは心もとない。2017年の北朝鮮の核問題をめぐる展開は、わが国の主体的な戦略でもって、地域秩序を安定させる道の手を組んでいくためにはどうするのかという課題を突き付けられているように考える。繰り返しになるが制裁にだけ傾注するとあまりに中国頼りの側面が強くなってしまうため、対北朝鮮政策の転換も含めて考慮の余地があるのではないか。

— 注 —

- 1 「尹卓：我不同意中日必有一戰」『香港文匯網』2013年3月9日 <<http://news.wenweipo.com/2013/03/09/IN1303090059.htm>>
- 2 劉金質、潘京初、潘榮英、李錫遇編『中国与朝鮮半島国家關係文献資料匯編 <1991-2006> 上』世界知識出版社、2006年、37頁。
- 3 楊軍、王秋彬『中国与朝鮮半島關係史論』社会科学文献出版社、2006年、262頁。
- 4 『北朝鮮政策動向』1990年第12号(168)、ラヂオプレス、A10。
- 5 劉金質、潘京初、潘榮英、李錫遇編『中国与朝鮮半島国家關係文献資料匯編 <1991-2006> 上』(前掲)196頁には、5月22日の夜に調印されたという新華社電を報じる5月23日付の人民日報記事が掲載されている。ただし、沈志華、朱建榮訳『最後の「天朝」下』岩波書店、2016年、原注等83頁では5月21日となっている。
- 6 大江志伸「中国の台頭と朝鮮半島情勢の地殻変動」RIETI Discussion Paper Series 11-J-006 (2011年1月)、5-6頁。
- 7 楊昭全、孫艷姝『当代中朝中韓關係史 下巻』吉林出版集團、2013年、796頁。ただし同書は、張蘊嶺、孫士海主編『亞太地區發展報告』社会科学文献出版社、2007年からの引用。
- 8 国連安保理決議文については外務省の日本語訳を参照した。以下、同様である。
- 9 『中国FAX ニュース』ラヂオプレス、2006年10月16日号。
- 10 『中国FAX ニュース』ラヂオプレス、2009年6月15日号。
- 11 「時事通信」2009年6月9日。
- 12 「時事通信」、2009年12月3日。
- 13 『中国FAX ニュース』ラヂオプレス、2010年10月19日号。遼寧省人民政府のサイトが10月18日に伝えた。
- 14 『人民日報』2010年5月8日。
- 15 『東京新聞』2010年8月13日。
- 16 『東京新聞』2010年10月28日。
- 17 「2012年4月19日外交部發言人劉為民舉行例行記者會」中国外交部、2012年4月19日。<<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/mtb/fyrbt/jzhs/t924474.htm>> [リンク切れ]、「2012年4月20日外交部發言人劉為民

- 举行例行記者會」中国外交部、2012 年 4 月 20 日 <<http://www.mfa.gov.cn/chn/gxh/mtb/fyrbt/jzhsl/t924774.htm>> [リンク切れ]
- 18 “*Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2050 (2012)*” (S/2013/337) 2013 年 6 月 11 日。<http://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_2013_337.pdf>
- 19 『朝日新聞』2013 年 5 月 10 日。
- 20 「商務部 工業和信息化部 海関総署 国家原子能機構公告 2013 年第 59 号 關於禁止向朝鮮出口的兩用物項和技術清單公告」中国商務部、2013 年 9 月 23 日。<<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201309/20130900317772.shtml>>
- 21 鴨下ひろみ「北朝鮮 6 カ国協議再開に軸足－硬軟両様で駆け引き」『東亜』557 号、霞山会、2013 年 11 月号、70－71 頁。他にも国連安保理決議の制裁対象企業が出展していたという。
- 22 United Nations Subsidiary Organs Security Council 1718 Sanctions Committee (DPRK)。<<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/procurement-of-dprk-coal-by-member-states>>
- 23 「商務部 海関総署公告 2017 年第 12 号」中国商務部、2017 年 2 月 18 日。<<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201702/20170202518342.shtml>>
- 24 GTA の統計データでは、その後、8 月と 9 月にのみ取引が行われている。最終的に 2017 年の北朝鮮から中国への石炭輸出は、4 億 85 万 676 ドルと制裁で定められた金額の範囲内となったが、8 月の安保理決議 2371 で全面禁輸となる直前に突然取引額が計上されるなど少し不自然である。
- 25 United Nations Subsidiary Organs Security Council 1718 Sanctions Committee (DPRK)。<<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/procurement-of-dprk-coal-by-member-states>>
- 26 『労働新聞』2016 年 4 月 1 日。
- 27 「外交部長王毅就中国外交政策和対外關係回答中外記者提問」中国外交部、2017 年 3 月 8 日。<<http://www.fmprc.gov.cn/web/wjzbzd/t1444195.shtml>>
- 28 『労働新聞』1967 年 1 月 27 日付。
- 29 党機関紙である『労働新聞』2017 年 5 月 4 日の紙面にも全文掲載された。
- 30 『環球時報』2017 年 5 月 4 日。
- 31 ネット上で写真が掲載されている。<https://mp.weixin.qq.com/s/7xjlTLQ7_7NwUfFKo_LHBA>
- 32 国連安保理のウェブサイト参照。<<https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/supply-sale-or-transfer-of-all-refined-petroleum>>
- 33 52 万 5 トンというのは、2013 年まで明らかになっていた中国の原油輸出量とほぼ一致するため、中国からパイプラインで送られていると推定される分は除外されるという意味だろう。なお決議採択から 90 日ごとに国連安保理の制裁委員会に報告するとされた原油輸出量については、2018 年 6 月現在も国連安保理のウェブサイト上で公開されていない。

第13章 「対制裁シフト」下における裁量権と統制の相剋 —金正恩体制期における「国産化」政策の含意を中心に—

飯村 友紀

1. はじめに

「新しい年を始めるこの場に立つとき、自分を常に信じ、心と意志を一つにして熱烈に支持してくれる世界でもっとも善良なわが人民をいかにすれば神聖に、より高く戴くことができるのかと心配し心が重くなります。つねに気持ちだけで能力が追い付かないもどかしさと自責のなかで一年を送ってきましたが、今年にはさらに奮発し、心と力を尽くして人民のために少しでも多くの仕事をやりぬくという決心を固めています。私は偉大な首領さまと偉大な將軍さまを信じ、全人民が将来を楽観して『世にうらやむものなし』の歌を謳歌していた時代が、過ぎ去った歴史の瞬間のことではなく今日の現実となるよう献身奮闘し、限りなく澄明な心でわが人民を忠実に支えていく人民の誠実な忠僕、忠実な使いとなることを、新年のこの朝に厳粛に誓います¹」——金正恩体制期に入って復活し、当該年の政策的方向性を示す場として再び活用されるようになった北朝鮮の新年劈頭メッセージは、2017年において、例年以上に「人民重視」のニュアンスが強化されたものとなった。修辞の上では指導者による自己批判ともとれる上記発言が、実際にはそれを根拠として人民に党路線へのさらなる服従を強いるとする意図に基づくものであったことは自明だったにせよ²、特に経済状況の改善が体制の正統性に直結する状況が近年に至りいっそう顕著なものとなっていたことが、斯様な変化からは強く推測される。思想的優位性にクローズ・アップすることで経済的パフォーマンスと体制の正統性の分離を試み、もって経済状況の悪化による民心の動揺を阻止せんとした金正恩の手法がもはや十全に用いえなくなっている点で³、たしかに金正恩体制下の北朝鮮は「過去の歴史の瞬間ではなく今日の現実」を生きている、ということになるのか。

ならば、金正恩体制は斯様な状況にいかなる対処を試み、またその結果いかなる状況が現出するに至ったのか。特に、核・ミサイル開発の進展にともなって制裁がさらに強化されるという与件の中で、北朝鮮はいかなる認識の下にいかなる対策を講じてこれに対応せんとしたのか。北朝鮮発行の資料に拠りながらこの点を考察することが、本稿の目的である。筆者はすでに同様の問題意識に基づき、「対制裁シフト」との便宜的タームを用いて2016年の北朝鮮経済の動向をカバーした経緯があり、また筆者が主たる関心を引き続き制裁下の北朝鮮経済の様相に置いていることから、本稿は直接的には2017年の事象を対象とした動向分析であると同時に、問題意識において前稿の承継——両者はそれぞれ属するプロジェクトを異にするが——としての性格を有するものとなる⁴。特に、当該稿にて試行した方法論、すなわち「経済制裁への対抗策として展開される個々の政策および各種政策のミックス」に「対制裁シフト」との措定を加えて考察を行う手法を引き続き用いることで、個々の政策的動向に着目しつつ、より本質的にはそれらの中に通底する当局の思考・行動様式の別袂を本稿において試みることにする。その作業を通じて、2017年の北朝鮮経済の動きを一定の網羅性をもってとらえること、そして同時に既存の考察より得られた知見に「厚み」を持たせることが、ここにおける眼目である⁵。具体的には、2017年の特徴を描出

するとともに「蓄積」の用に供するべく、北朝鮮経済政策のグランド・デザインとして位置付けられてきた「新たな並進路線」の現状を瞥見した上で、当該年の北朝鮮に表出したターム「革命的対応戦略」の含意を分析し、そののち個別政策に分け入っていくという、いくなればマクロ・メゾ・ミクロの各視点に立った考察を試みることにしたい。

2. 「新たな並進路線」——迂遠なフィードバックと「2.5軸化」の進行——

2013年3月、朝鮮労働党中央委員会3月全員会議の場で闡明された「新たな並進路線」が、その正式名称である「経済建設と核武力建設を並進させることについての新たな戦略的路線」が示すごとく核開発と経済開発の同時発展を掲げていたこと、そして二つの目標の両立という難題を、それまでに構築された原子力工業の土台と国内に埋蔵される天然ウランという与件の活用により「国防費を増やすことなく少ない費用で国の防衛力をさらに強化し、経済建設と人民生活向上に大きな力を振り向けること」が可能になるとのフィードバック効果によって説明していたことについてはすでに触れた⁶。では、同路線の発表から4年が経過し、特に核開発が——累次の安保理決議に抵抗する形で——さらなる進展を見た2017年の北朝鮮において、同路線にはいかなる位置付けがなされていたのか。特に上記の「並進」を可能たらしめるメカニズムの部分に再度注目しながら概観するとき、そこに浮かび上がったのは、端的には「跛行性」とでも表現すべき様態であった。すなわち「わが党の並進路線は核武力建設を自衛的国防力強化の主たる方向に定め、国防工業に支出される投資の多くの部分をここに集中することで国防費を絶対的に伸ばすことなくより少ない費用で国の防衛力をさらに強化しつつ経済建設と人民生活向上により多くの力を向けられるようにする。のみならず宇宙技術、核技術のような中心的で牽引力が強い最先端科学技術の発展に力を集中し、その成果を拡大する方法で科学技術を迅速に発展させていき主体的な原子力工業に依拠して核武力を強化すると同時に緊張した電力問題も解いていけるようにする」と⁷、一方においてそのロジックの精緻化が試みられていた反面、斯様な「肉付け」を施された同路線のロジックから直截的に連想される「抑止力における核兵器の役割の増大にともなう総体としての軍縮」を示唆する言説はほぼ姿を消していたのである⁸。のみならず、「経済建設と人民生活の向上のための闘争に資金と労力を総集中しうる有利な環境を準備する」ために核抑止力の確立が必要との根拠をもって、同路線の目的が核開発それ自体にあることがあらためて公言された一方⁹、同路線にともなう直接的な経済的効果としては人工衛星「光明星-4」号の打ち上げ——ないしはICBMの発射——（2016年2月）が示される程度で、金正恩体制下で種々の経済成長が実現したことが喧伝されつつもそれらと同路線との因果関係——「並進」を可能たらしめるメカニズム——については徹底した韜晦がなされるとの状況が¹⁰、直近の2016年に比してもさらに顕著なものとなっていたのである。同路線の発表から4年以上を経て、なお「わが国で経済の急速な発展とともに伸びるエネルギー需要を信頼性をもって保証していこうとするならば原子力発電の比重を高めねばならない。われわれがすでに成し遂げた原子力部門の物質技術的土台に依拠して原子力発電の比重を高めていくなれば経済発展と人民生活に必要なエネルギー需要をいくらかでも円満に解決することができる」といった最初期と同様の言説がなお展開される、あるいは「地球観測衛星『光明星-4』号を成功裡に発射したのに続き、新型の静止衛星運搬ロケット用大出力発動機の地上噴出試験に成功することで宇宙征服へと向かう道を固め

た」ことが喧伝されつつも経済分野における「衛星資料」の活用には未だ至らないといった公的文献上の様態は、斯様な状況を色濃く反映したものと言える¹¹。

もとより、核抑止力の構築が核兵器の実用化のみによって一朝一夕に完了しうるものではないことは自明であり、「核保有国のうち一方が他の核保有国に対して核兵器を使用するとき、他方の国も核兵器で報復打撃を加えることになる。その場合、兵器の破壊力とその後禍が非常に大きいことから双方ともに致命的な結果を被らざるをえなくなる。換言すれば核保有国に対して核兵器を使うことは自国の滅亡を告げずにはおかない、ということになる。仮にミサイル防衛体制を備えたとしても、飛来するミサイルを100%迎撃しうる保証がなく、また任意の場所で行われる任意の攻撃に完全に対処しうる担保がない以上、核保有国に対して核兵器を使用することはできなくなっている」（傍点筆者）といった言説が間接的に示すごとく¹²、いわゆる最小限抑止の状態に至るまでも多くのハードルが控えていることは北朝鮮当局も——彼ら自身の核開発の経緯から——認識しているものと判断され、したがって核開発の進展が経済建設に動員するリソースの増加に直結しえないであろうことは容易に推量される。さらに付言すれば、同路線が直接的な経済へのフィードバックとの代表例と位置付ける原子力発電に関して、金正恩の「主体的な核動力工業を創設して先端科学技術の土台の上に発展させていかねばなりません。われわれの力と技術で能力の高い原子力発電所を早期に建設しなければなりません」といった発言が記録されていることはフィードバック自体の——それが核拡散防止条約（NPT）に明確に違反する形での原子力の平和利用である点についてはいったん措く——鈍さを強く示唆するものであろう¹³。

ただし、2017年を通じて顕著になっていたのは、単に核開発へのリソース集中によって経済建設に影響が生じるとの事態のみではなかった。核開発を経てその比重が段階的に低下するはずの「国防工業」の存在が前年よりもさらにクローズ・アップされ、公表された国防費（2016年度実績・2017年度計画とも15.8%（いずれも2015年度計画と同率））や経済関連支出（2016年度実績48.3%（2015年度実績は47.5%））の数値が表面上示唆するような「新たな並進路線」のロジックにさらなる跛行がもたらされていたのである¹⁴。たとえば、金正恩の現地指導・視察に際して、核開発に直接的に関連するものだけでなく、必ずしもそれに直結しない軍事面の成果に対しても同路線と関連付けた言及がなされるケースが登場したほか¹⁵、公的文献上では「国防工業部門」が人民軍の武装装備の現代化に寄与した事例として、核兵器および発射・運搬手段と並んで戦闘艦艇、地对艦ミサイル、多連装ロケット砲、携行型レーザー誘導式対戦車ミサイル等を列挙する言説¹⁶が頻出していった。北朝鮮の文脈における核開発に直接的に従事する部門とより全般的な「国防工業」との関係性——その活動と核兵器との関連の程度／有無がいかなる基準により区分されるのか、あるいは財政面・指揮系統上の棲み分けはいかなるものか——については必ずしも明瞭ではないが¹⁷、「新たな並進路線」が「国防工業」全般を包摂する傾向がこの時期に表面化しつつあったことが垣間見えよう。また、核兵器にとどまらない最新兵器全般の開発主体としての「国防工業」の重要性を、他部門に対する需要創出効果や技術的波及効果、高い信念・革命性の伝播といった点から説明する言説も同時期には出現しており、「新たな並進路線」が発展的に継承したはずの金正日時代の国防工業優先路線（「先軍時代の経済建設路線」）への回帰とでも言うべき様相が浮上していたのである¹⁸。

そして、「新たな並進路線」の帰結として、北朝鮮が「常用武力による戦争、核戦争を含むいかなる戦争にも対応しうる万端の準備がみな整」うに至った¹⁹といった表現で間接的に示されてきた同路線と「国防工業」の関係性に対して、2017年末に至り一定の整理が試みられることとなる。金正恩の出席の下に行われた「第8次軍需工業大会」の様子が公的媒体上に公開され、席上の討論を通じて、「党の並進路線を戴いて継続革新・連続攻撃の精神で総邁進し、主体的国防工業発展の全盛期を最全盛期へと引き継ぐための国防工業部門の展望と課業」が提起されたことが報じられたのである²⁰。同会議で行われた討論および金正恩による結論（総括演説）の主題が、「火星-15」型ICBMの発射と第6回核実験を受けて「完成」が宣言された後においても核兵器を継続的に開発すること、さらに加えて現代的な通常兵器の生産をも行うことであった点を勘案すれば、ここにいう「国防工業発展の最全盛期」の課題が核兵器・通常兵器の双方に及ぶものであったことは明らかであり²¹、核兵器の「完成」宣言後も核開発への注力が継続されること、そして通常兵器の現代化が同路線のいまひとつの目標として定置される可能性がきわめて高いことを示唆する形で、「新たな並進路線」のもとに「国防工業」全般の振興が求められるとの構図が姿を現していた²²。すなわち、同路線にいう「並進」のロジックは、ここに至り核開発と「国防工業」の振興、そして経済発展の3つの目標の同時進行を唱えるものへと質的変容を遂げていたのである。

斯様な変容が対象間のフィードバック——同路線を特徴づけるいまひとつのロジック——のさらなる効率低下に帰結する蓋然性はきわめて高く、この点を念頭に置くならば、同大会において用いられた「われわれの国防工業が帯びる重大な使命は、国家防衛力を鉄壁に固めて党と革命・祖国と人民を保衛し、主体革命偉業の勝利的前進を担保して社会主義強国建設を先導し積極的に推進することにある」との表現²³——先に見た「先軍時代の経済建設路線」と重なる、しかして安全保障の確保にさらに大きな比重を置いた——からは、経済的フィードバックを論理的に整合せしめる上での当局の苦慮の痕跡が看取される。また、いまや3つの目標を掲げるに至った同路線が「相互連結された3軸」よりは「独立2.5軸」とでも表現すべき構造を内包したものとなっていたことは、「地方経済を特色をもって発展させることが現時期の重要な問題となるのは、わが党の並進路線貫徹に貢献するためである。（中略）経済強国建設のための闘争において、われわれは偉大な首領さまたちが準備して下さった自立経済の土台を最大限効果的に利用して人民の物質文化的需要を円満に充足させるためのことにすべての事業を指向させていかなければならない」と、一種の主客転倒——同路線の効果を「実証」するための経済的成果の導出の必要性——までもが主張されていた点からも推量される²⁴。あるいは「大地を蹴って駆け上がった先軍朝鮮の国宝である『主体弾』の壮快な爆音はいま、千万軍民を活火山のように奮い立たせている。機械工業部門の労働階級は社会主義守護戦の鉄馬をさらに多く作りだす一念で、経済強国建設の主打撃前方である農業前線の勤労者たちは今年の穀物高地占領の戦勝鼓を高く響かせる誓いをもって、数百万の青年たちが主体革命偉業遂行の猛将部隊らしく驚天動地の英雄青年神話を限りなく創造していく意志で胸を熱くしているのがわが祖国の誇らしい現実である」²⁵といった典型的なプロパガンダ的言説が、「新たな並進路線」の経済的効用を説き、それによって同路線の当為性を担保してきたフィードバックの論理のいふなれば残滓として機能し、「2.5軸化」した同路線をロジックの上でかろうじて繋ぎ合わせている、とでも

解されようか。第7次党大会（2016年5月）では金正恩により「5ヵ年戦略遂行期間に党の新たな並進路線を掴んでエネルギー問題を解決し、人民経済の先行部門・基礎工業部門を正常軌道に乗せて立ち上げ、農業と軽工業の生産を伸ばして人民生活を決定的に向上させ」との課題が示されており²⁶、また同大会を経て開催された最高人民会議第13期第4次全員会議（同年6月）では国防委員会の国務委員会への改編がなされ、党・軍・内閣のバランス型となったその構成員の陣容が注目されるとともに軍から党、軍事から経済へのシフトが試行されているとの観測がなされたが、ここまでに見た同路線の「2.5軸化」の様態、そして「国家主権の行政的執行機関・全般的国家管理機関」として「人民経済発展計画を作成し実行対策を立てる」ことを責務として課せられた内閣²⁷において「党の並進路線を戦略的路線としてしっかりと掴んでいくことに対する問題が重要性をもって提起」され、その上で「過去の時期に人民経済各部門にあらわれた欠陥を分析・総括し、自力自強の偉大な動力と科学技術の威力で社会主義経済強国建設に新たな昂揚を起こすうえであられる問題を討議する」試みがなされたといった記述からは²⁸、経済政策のグランド・デザインとして引き続き位置付けられ、なおかつその質的変容が明らかとなった同路線の下での経済振興がさらに困難の度合を増したことが、強く推測されるのである。

3. 「革命的対応戦略」——制裁下における「自強力」「科学技術」の効用と方法論——

では、北朝鮮の文脈において、斯様な——「新たな並進路線」の当初の含意をも上回る——リソース逡減を所与のものとした上で経済浮揚を実現する方途は那辺に求められるのか。公的文献の記述上、経済振興に投入しうるリソースの逡減は同路線の問題としてよりは経済制裁との関連から描写される例が大半であるため、本稿ではこの問いを「さらに強化された制裁への対応策」と実質的に同義のものとみなして考察を進めることとするが²⁹、斯様な観点から文献記述を概観するとき、2017年においてまず顕著となったのは、経済制裁が核開発の阻止に藉口しつつ実際には民生経済をその主たる対象にしている、との問題意識であった。

「米国はわれわれの軍事分野は言うに及ばず、わが共和国の戦略物資輸入に制動をかけ、のみならず人民生活に必要な物資から主要工場設備、先端技術に至るまでほぼすべての分野における取引を禁止し、化学工業に必要な設備は二重用途に利用されうるとか、コメは軍糧米に転用されうるといって各方面でその輸入を遮っている。甚だしくは化粧品と貴重品、基礎品、子供用玩具のようなものも制裁項目に入れ、それらがただの一点たりとも入り込まないように策動している」³⁰

「われわれの日常的な対外金融活動を遮断することで自主権・生存権・発展権を抹殺しようとする点に米帝の対朝鮮金融制裁の基本目的がある。これは米帝が人民生活向上と経済発展に必要となる正常な資金調達と対外決済までも全面的に遮断している点に明確にあらわれている。米帝は表面上、自らの金融制裁はわれわれの核・ミサイル能力の強化を防ぐためのものと標榜しているが、実際には他国とのすべての金融関係を遮断することでわが人民の生存権それ自体を抹殺しようとする露骨に策動している。制裁によって経済発展と人民生活に障害を生ぜしめ、政府に対する人々の不満を惹起したのち内政干渉の方法で国家転覆を実現するのが米国の常套手段である。まさにこのような手法をわが国に適用して自らの対朝鮮侵略の野望を実現せんとするところに、

われわれに対する米帝の金融制裁の反動性がある³¹⁾

もとより、累次の国連安保理制裁決議がいずれも核・ミサイル計画および過去の決議の禁止事項とは無関係の「国民の生計目的のため」の経済活動（原油の輸送も含む）をその対象外に設定している点は周知の通りであるが³²⁾、北朝鮮において制裁は一義的に民生を標的に据えたものとの解釈がなされている——より正確には斯様なプロパガンダが行われている——ことが看取されよう。とまれ、このような解釈に立つ以上、北朝鮮の文脈においては民生向上の実現は何よりも体制の存否にかかわる問題として描かれることとなる。特に金正恩体制期の北朝鮮において「人民生活向上」の圧力が高潮していることは「人民生活向上の問題が新世紀の社会主義強国建設の第一国事となるのは、なによりも人民に対する滅私服務がわが党の存在方式・本分になっていることと関連する」といった記述からも部分的にうかがえるが³³⁾、斯様な問題意識の所産として、2017年においては可視的な経済的成果の導出を強調する傾向がとりわけ鮮明になっていた。特に、金正恩が自ら「われわれの前途を遮ろうとする敵の露骨な軍事的圧殺策動と経済制裁の中で行われる黎明通りの建設は、単純な街路の形成ではなく社会主義と帝国主義との対決戦であり、社会主義守護戦である」「黎明通りの建設を通じて、いかなる制裁と圧力も自分の定めた道をまっすぐに進んでいくわが軍隊と人民の勝利的前進を絶対に遮ることはできないということを再び実証している」と語るごとく、高級住宅地区「黎明通り」に代表される大規模施設の建設を、経済的成果として以上に「制裁の影響を払拭する論拠」に位置付けんとする志向性が浮上していたのである³⁴⁾。同「黎明通り」に限らず、新型トラックの開発に成功した勝利自動車連合企業所、国産化比重の高い——「3377種・1万228個の部品のうち3333種・1万126個を自前で生産保障し国産化比重を98.7%水準で保障した」——新型トラクターを生産する金星トラクター工場など、同年に相次いだ経済的成果の報道が同様の政策的意図に基づいたものであったことは金正恩自身の言行から明らかであったが³⁵⁾、可視的な経済成果の視角的演出とでも表現すべき斯様な試みが、公的媒体上でたびたび展開されるに及んでいた³⁶⁾。そこで強調される「膨大な工事量・資金を要する事業を遂行しうること」が経済力の証左たりうるとの主張の妥当性に対してはもとより別途慎重な検討を要するが³⁷⁾、公的文献において斯様な「主客転倒」を正当化する記述がむしろ大勢を占めている点は、最低限留意される必要があろう³⁸⁾。ともあれ、このような論理展開の下に「可視化」された経済建設の成果が「新たな並進路線」の正当性を立証するものとして位置付けられるとの構図が、2017年の北朝鮮においては従来に増してさらに色濃いものとなっていたのである。

「核武力強化の雪道を踏み分け、連続的な勝利をもたらす忙しい日々のなかでも人民たちと交わした幸福の約束を一度たりとも遅らされたことがないのが敬愛する元帥さまである。敵の反共和国制裁圧殺策動がより悪辣になるなかでも松島園国際少年団野営所、永豊湖科学者休養所、未来科学者通り、黎明通りをはじめとする世人を驚かせる数多くのまばゆい創造物がわれらが元帥様の掌のもとに輝かしく聳え立ち、われらの子どもたちと科学者たち、平凡な人民たちにもたらされたのであった」³⁹⁾

ただし、斯様な手法は、あくまで体制のより直接的な危機意識——生活水準の低下が体制の正統性に疑義を生ぜしめる事態への懸念——に基づくものであり、換言すればより皮相なレベルでの「制裁への対応策」に位置付けられるものであったと見るのが妥当であろう。実際には2017年の北朝鮮経済を特徴づけたのは「制裁への対応策」をより本質的なレ

ベルで構築し、実施せんとする志向性であり、当該時期の文献記述からは、「革命的対応戦略」の名称のもとにそれが具現化しつつあったことが看取される。いまだその内容には詳らかでない部分も多いが、考察の用に供すべく各種の記述をもとにその再現を試みることにしよう。

「革命的対応戦略」が文献上に登場したのは、2017年10月に開催された党中央委員会第7期第2次全員会議の席上、会議を主管した金正恩が「米帝の核による恐喝の脅威を終息させ、自立的民族経済の威力をさらに強化して社会主義経済強国建設の活路を開いていくためのわが党の原則的立場と革命的対応戦略を明らかにされ、自主の旗幟・自力更生の旗幟高く、自らの力をいっそう強化して敵の無謀な核戦争挑発策動と卑劣な制裁圧殺策動を断固として打ち砕くことについて強調された」ことが報じられてからのことであった⁴⁰。金正恩の言によれば、この席で示された「革命を新たな昂揚へと引き上げるための闘争の方向と課題」は「党と人民大衆の一心団結の威力をより強固に固めていくこと」「党の並進路線を引き続き貫徹して国の核武力建設の歴史的大業を輝かせていくこと」「自力自強の偉大な動力と科学技術の威力で社会主義経済強国建設に新たな昂揚を起こすこと」「党の革命的路線と戦略を実現するために各級党組織の戦闘的機能と役割をあらゆる面で強化すること」に大別され、特に第三の課題に関して「内閣とすべての経済指導機関が革命的対応戦略を徹底貫徹するための作戦と指揮をよく行うこと」が言及されている点から、この第三項目が経済領域に係る内容であったものと推測される。そして、この第三項で挙げられた「人民経済の自立性と主体性をすべての面で強化していくこと」、より具体的には「人民経済の主体化路線、自力更生のスローガンをさらに高く掲げ、国の経済をわれわれの力、われわれの技術、われわれの資源で自立的な経済へと発展させるための闘争を頑強に繰り広げ、今日の峻厳な難局を打ち破る過程がまさに自立経済強国建設の決定的転換をもたらす契機となる」との認識の下に経済各部門に示された課題、そして「科学技術は社会主義強国建設を主導していく機関車」であるとの指摘とともになされた「すべての部門、すべての単位で科学技術を確認として先立たせ、自体の科学技術力量と生産者大衆の力と知恵を発動して党の経済政策を徹底貫徹すること」との課題が、「革命的対応戦略」の——経済面での——骨子であったとの推測が成り立つ。また、その後、2018年初頭の時点において同「革命的対応戦略」の具体的内容は未だ体系的に語られていないが、当該時期の新聞記事上で「党中央委員会第7次第2期全員会議の基本精神は自主の旗幟、自強力第一主義の旗幟高く一心団結の威力をもって、造成された難局を打開して党第7次大会の決定貫徹のための闘争で新たな昂揚を起こそうというもの」との説明がなされており、さらに翌2018年1月の国家科学院に対する現地指導の際に「(同会議が提示した：訳註) 革命的対応戦略の要求通り人民経済の自立性と主体性を強化して人民生活を改善向上させるための近道は科学技術を先立たせることにある」との金正恩の発言が記録されていることなどを考慮すれば、上記の経済面における同「革命的対応戦略」は、いわゆる「自強力」と「科学技術」の二つをキーワードとするものであったと、さしあたり結論付けることができよう⁴¹。

それでは、北朝鮮の文脈において、「革命的対応戦略」の骨子としてのこれら2つの要素をめぐりいかなる論理展開が現出していたのか。わけても、2016年より頻出していたターム「自強力」に対して、2017年においてはいかなる「肉付け」が施され、同タームはいかなる含意を内包するに至っていたのか。この点に注目しながら公的文献の記述を瞥見する

とき、そこに浮かび上がったのは、最も直接的には「自分自身で自らを強める力」の謂である同タームに対して「他人に依存するのではなく自身で生きていこうという強い精神力、いかなる不利な条件と環境においても奇跡を創造する科学技術力」を精髓とし、またそれによって「ウリ式社会主義の発展が力強く推動される」⁴²との全体的な定義が付され、その上で「外勢」への対抗意識を媒介として精神面・方法論の両方向からその「輪郭」が次第に明確化していく過程であった。

まず前者との関連では、「世界の少なからぬ国と民族が強国を目指し、その実現のために大国・発展した国を仰ぎ見てもがいているが、自らの力で主体的力量を設えられないがために発展と繁栄はおろか内部の矛盾と対立によって国力を消耗し、衰退と没落の道へと転落し、結局は帝国主義の植民地奴隷の運命に置かれている。しかし自らのものに対する信頼と愛着、自らのものに対する矜持と自負心をもって、自身の力を育てるならば国の政治軍事的・経済的力量を育て、いかなる高い目標も占領することができ、世界を驚かせる奇跡と革新も創造していくことができる」⁴³との認識のもと、「自強力」がなによりも外部への対抗意識に端を発するものである点が強調されていた。「自強力か、外勢依存かという深刻な思想戦」「事大と外勢依存は亡国の道であり自力自強の道だけがわが祖国、わが民族の尊厳を生かし革命と建設で血路を切り開いていく道である」⁴⁴といった文言に端的に示されるごとく、「反外勢」のニュアンスがより色濃い形で投影されるに至っていたのである。

斯様な「気組み」とでもいうべき精神性を念頭に置くならば、「自強力」に背馳する具体的な現象として「輸入病」が定置され、「われわれには不足するものも多く、無いものも少なくないが、それを他人に依存して解いていくことはできない。原料・資材・設備を他人に依存することになれば結局は自国の経済の命脈を他人に預けることになり、そうなれば自立的民族経済の土台も崩れることとなる。自らのものに対する信頼と愛着・矜持と自負心を持ってない者が歩む道は事大と輸入依存の道なのだ」⁴⁵といった表現でその克服が叫ばれるとの構図は容易に推測・理解されるであろう。そして、そのような「反外勢」の精神の真価が問われるのが科学技術分野であるとの問題提起がそこに合流し、「科学技術の時代である今日において、先端科学技術を独占して立ち遅れた国々を科学技術の奴隷にしようとする点が、かつてとは区別される帝国主義者たちの重要な侵略手法の一つである」との認識に基づいて⁴⁶、上にも一部見た科学技術の重要性が——「自力自強」の精神力を物質技術的に担保するものであること、国力強化で重要な役割を果たすことを理由として——強調される⁴⁷。同時期に出現したスローガンに倣えば「自強力の威力はすなわち科学技術の威力」との認識がここに立ち上ることになるのである⁴⁸。

さらに、斯様な論理展開と直結される形で次のような主張がなされ、制裁への対策としての「国産化」に関する言説が高潮していた。のみならず、一見すれば制裁の強化という与件の変化に対処を迫られた結果であり、現実的には開発・生産コストの増大を招来するかに思える斯様な「国産化」に対して以下のような説明がなされ、経済効率の面からもその当為性の「補強」が試みられていたのである。

「帝国主義者たちの経済制裁は特にわれわれに必要な原料と燃料・設備の輸入とわれわれが作った製品の輸出を遮る形で発現する。このような条件で原料と燃料・設備の主体化を促すならば生産に投入される資源と設備の主体化比重を高め、輸入に依存していた資源と設備の比重を低めて人々の中から『輸入病』をなくすことができるよう

になる。そうなれば帝国主義者たちがわれわれに加える経済制裁、特に輸入分野での経済封鎖を打ち砕いて5カ年戦略遂行に有利な局面を開くことができる。原料と燃料・設備を主体化しようとするならば科学技術を重視し先立たせねばならない。現在、われわれには無かったり不足していたりする原料と燃料もあり、いまだ開発できずにいる設備もある。このような条件で、無いものは作り出し足りないものはさらに探し出そうとするならば科学技術的問題を解決しなければならない」⁴⁹

「他人の技術をそのまま導入したり他国の設備をそのまま持ち込む形での現代化ではわが国の実情に合わせて経済を発展させることができず、人民の嗜好に合う製品を生産することもできない。(中略) 国産化は人民経済の現代化を実現するうえで非常に実利的であり、経済的効果性が高い。人民経済の現代化は先端設備と多くの資材・資金を要求する膨大な事業である。資材・設備の国産化は設備の輸入に必要な多くの外貨を節約しつつ自体の科学技術的潜在力と自立的工業に依拠して資材・設備を解決することで最大限の経済的効果をもたらす。また科学技術が急速に発展する過程で、技術更新・設備更新の周期がいつそう短くなっている現実的条件に合わせてより高い現代化の目標を立て、設備更新を主導的に行っていくようにする」⁵⁰

このように、関連言説の展開過程からはスローガンとしての「自強力」が次第に一定の内実をともなった「方式」として具体化していったことが看取されるが、そこに示された、精神的刷新をともなった科学技術の振興により輸入代替を推進し、もって経済制裁の影響を低減せしめるとの方法論を、経済領域における「革命的対応戦略」とほぼ同義のものに見做すことはおそらく可能であろう。あるいは、先に見た「皮相的レベルでの制裁対応」(可視的な経済・科学技術的成果の誇示)も——直截には「誇示すること」自体に目的があったにせよ——同様の方法論の「表現形態」としての機能を付されたものであった可能性も推量されるが、より重要なことは斯様な方法論をもった「革命的対応戦略」が「新たな並進路線」下において、同路線を「補強」するものとして位置付けられていたという点であろう。すなわち、制裁の影響が拡大し、より本質的には同路線の謳う「フィードバック」の効果がさらに——「2.5軸化」にともなって——逡減する北朝鮮で選択されたのは、端的には科学技術に裏打ちされた輸入代替とでも表現すべき内発的発展志向の手法であり、2017年の一年間を通じて言説上に展開されたのはそれがさらに明示的な形で主張されるようになる過程だったのである。冒頭に一部を引いた2017年新年辞において、「人民経済の全部門・全単位で自力更生・自給自足のスローガンを高く掲げて最大限増産・節約するための闘争を力強く繰り広げ、今年の計画を指標別に完遂しなければならない」(傍点筆者)と、従前に比してさらに踏み込んだ言及がなされていたことも⁵¹、このような経緯との関連で理解することが可能であろう。

4. 内発的発展の空隙^{グレーゾーン}——「自強力」「科学技術」振興のロジックから——

しかしながら、当該時期の北朝鮮において表面化していたのは輸入代替への強い志向性のみではなかった。すなわち、政策的重要性の向上にともなって関連言説が充実し、ロジックの精緻化が図られていく過程と軌を一にする形で、斯様な志向性が実行に移されるに際して出来する事態のディテールもまた、従来よりも明瞭な形で言説上に像を結ぶに及んでいたのである。ここでは前章でピック・アップした「自強力」および「科学技術」を題材

にこの点を検証し、マクロの観察を継ぐメゾの分析に位置付けることとしたい。

まず「自彊力」に関して。「自彊力」が科学技術と結合し、また輸入代替の性向が「国産化」を求める主張として具体化したことについては先に見た通りであり、またその帰結として、文献上においては「現時期、わが党が望み時代が要求する現代化はウリ式の現代化であり、これはすなわち国産化である。生産工程の現代化は多くの資金をかけて他国の機械と設備を持ち込む方法ではなく、われわれの力量と技術、われわれの資源に基づいてウリ式で行わなければならない」と⁵²、きわめて厳格な輸入代替——原料・資材から生産設備に至るまで——が要求されるに至っていた。

しかし他方において、輸入と輸出をめぐる文献記述の上ではむしろ反対の方向性が表面化していた。たとえば「国内で生産したり生産保障する土台がすでに準備されている部門の製品、今後国家的に発展させる必要がある部門の製品、必需品ではない製品に関しては輸入を制限・禁止して外貨を最大限節約する」ことが求められる一方、「国防工業と重工業のような基幹工業に必要な物資は自体で生産しなければならないが人民生活向上のために緊急に輸入したり自体で生産・使用するよりも他国から買って使う方が利得がある物資を一定の期間輸入することがありうる」⁵³と、関税政策に引き付けつつ間接的に「国産化」の例外が示唆される事例、あるいはより直接的に「むろん主体的力量を強化するならば自分のものを第一に愛して推し立てつつも他人の良いものを取り入れ、自分のものとして作り上げねばならない。自分のものだけが第一だといって他国の良いものを否定したり排撃したりする排他主義は革命と建設に有害な作用を及ぼす。したがって他人のものの中から肯定的で先進的な面を自分のものとして作り上げることも、自分の力を育てる前提の上に行わなければならない」⁵⁴といった表現で「自彊力」の範囲内に一定の留保を設けようとする言説が同時に登場していたのである。その背景には字義通りの「国産化」を「自彊力」の表現形態として定置することに対する当局の逡巡が作用していたものと推測されるが、そのような逡巡の存在を考慮するとき、先に引いた「自力更生・自給自足」をめぐって以下のような言説が展開されていたことは特に示唆的であろう。

「自力更生は経済分野においては自給自足として具現され実現する。自給自足は経済における自立の原則を具現して自らに必要な物質的手段を自体の力で充足させ、ウリ式で創造し生きていくための基本方式といえることができる。工場・企業所で自力更生・自給自足のスローガンが高く掲げていくための条件の一つは自体の力で拡大再生産を限りなく発展させていくことである。(中略) 拡大再生産を円満に実現するためにはその元手を十分に準備しなければならない。拡大再生産の元手は生産単位において創造され生産的側面に利用される純所得、利潤である。(中略) 利潤はすなわち拡大再生産の元手である」⁵⁵

後段において「企業体ではいかなる条件においても拡大再生産の項目を必ず立て、計画的に規定される蓄積率に沿って純所得・利潤から拡大再生産(の元手：訳註)分をまず造成し、その残りを使って前後差を定めて分配する原則を徹底的に守らねばならない」との説明が付されていることも考慮すれば、ここにおいて「自彊力」は「国産化」すなわち輸入代替そのものではなく「拡大再生産を自力で行えるようにすること」特に「そのための予算を自力で調達・工面すること」と読み替えられていることになる。むろん、正確を期すればその上で行われる拡大再生産に対し、ここでは「拡大再生産と生産活性化に必要な

燃料と原料・資材・設備はわれわれの力とわれわれの技術、われわれの資源に依拠して国産化するときのみ円満に保障することができる」との但し書きが付され、全体的なロジックの破綻が注意深く回避されている点を念頭に置く必要がある。ただし当該テキストの主題があくまで「拡大再生産の元手をいかに確保するか」に置かれていたことは「該当時期に造成された利潤の中から蓄積に回した分が拡大再生産の基本源泉になるとすれば、追加的な投資なしですでに準備された生産土台と生産資源の中で遊休状態にある部分は拡大再生産に追加される補充的源泉となる。生産予備は人民経済のすべての部門、すべての単位で多様な形態をとって、資源利用のすべての契機と空間の中に存在しており、その源泉は科学技術が発展して経済規模が大きくなるにつれて絶えず拡大する」とあることから明らかであり、先の言説も勘案すればこの時期に「自強力」に基づく「国産化」を輸入代替と直結せしめる傾向に対し、「国産化」の内実にはさらなるグレーゾーンを挿入せんとする動きが同時に表面化していたことが強く推測される⁵⁶。以前より文献上において「自強力」を具現するための根本方途であり根本形式となるのが「自力更生」であるとの説明が試みられていたこと⁵⁷、すなわちそれぞれ原則と方法論（「闘争方式」）として描かれる両者は「自らの力を恃む」という心性に端を発する相同の関係にある、との整理がなされていたことについては別稿ですでに触れた通りだが⁵⁸、タームとしての「自力更生」が内包する二面的性格もまた、「自強力」をめぐる言説の中で——それが主要な用語として多用されるようになるほどに——顕現しつつあったのである。

次に科学技術に関して。前章に見た「科学技術は社会主義強国建設を主導していく機関車」ないし「自強力の威力はすなわち科学技術の威力」といった位置付けを念頭に置くならば、当今の北朝鮮において科学技術振興の必要性が「今日の時代は科学と技術の時代、情報産業の時代、知識経済の時代」であり、したがって「社会の発展はすなわち先端科学技術の発展であり、最先端科学技術の覇権者が現代産業の開拓者・文明の享有者となり世界の発展を主導することとなる」といった——危機意識をともなった——状況認識と結合して語られること、またその結果「自体の力で現代科学技術の命脈を掴んで最先端突破戦を力強く推し進めてこそ知識経済型の経済強国を建設することができ、人民たちが豊かで文明的な生活を存分に享受する社会主義強国を一日も早く立ち上げることができる」との目標設定がなされること自体については贅言を要すまい⁵⁹。ただし、ここで注目すべきは「科学技術の発展はすでに用意された自立的民族経済の優越性と威力を最大限発揚して国の豊富な自然資源と生産土台を効果的に動員利用させ、経済全般を現代的技術で装備させて経済管理と方法を限りなく改善し生産と経営活動を新たな科学的土台の上に押し立てる」ことを可能たらしめる、との問題意識があわせて投影されていた点⁶⁰、換言すれば科学技術に対して経済制度の抜本的改編を回避しつつ経済的成果を導出する方途——いうなればバイパス——としての位置付けがなされていた点であろう。また、さらに付言すれば国防力強化の観点から科学技術振興の必要性を説く言説も同時期には頻出していたほか、「共和国の主体武器開発と宇宙開発は国家防衛力を強化して国力を最上の境地で固めるための正当な自主的権利の行使であり不変の軌道である」「科学技術強国は国の全般的な科学技術が世界の先端水準に至った国、科学技術の主導的役割によって経済と国防、文化をはじめとするすべての部門が急速に発展する国である」といった表現のもとに科学技術のデュアル・ユースが公言されていた⁶¹。「新たな並進路線」の掲げたフィードバック効果が実際には——先

に触れたごとく同路線の「2.5 軸化」にともなって——さらに通減していたことを勘案するならばもとよりその軽重は明らかであり、当局の主眼は何よりも「軍事力強化のための科学技術振興」に置かれていたものと推量されるが、ともあれ経済をめぐる各様の問題意識を同時に充足せしめる一種の最大公約数として科学技術が位置付けられ、その振興が——従前にも増して声高に——唱えられていたのである。

そして、斯様なロジックの形成とともに科学技術の発展・普及のための方法論に関する言及も増加していくこととなる。「われわれが経済部門でも世界と堂々と競い合うためには、全民科学技術人材化を実現するとともに知識経済の下部構造を強力に構築し、すべての部門で現代科学技術を積極的に取り入れ、科学と技術・知識が生産を主導する経営管理体系を確立して工場・企業所の生産・技術管理の工程を開発創造型へと転変させねばならない。まさにこれが知識経済時代の要求に合わせて国の経済を持続的に発展させうる堅固な土台を準備する途なのだ」といった言説に代表されるごとく⁶²、全般的な科学技術教育の強化とともに科学技術の生産活動への導入が政策的課題として語られ、その実現に向けた方途が議論の俎上に載せられるに至っていたのである。公的文献の記述からは、斯様な方途の方向性が「生産単位と科学研究機関の間の協力を強化して企業体で自体の技術開発力量をしっかりと整え、大衆的技術革新運動を活発に繰り広げて生産拡大・経営管理改善に貢献する価値ある科学研究成果で経済発展を推進する」こと⁶³、すなわち科学技術の導入・伝播を円滑にするためのネットワーク化——開発・生産部門間および各単位間を繋ぐ——の推進に定められていたことが看取可能であり、特にその際に重視されたのがネットワークのノードないしはハブとして機能する拠点の構築であったことが見出される。たとえば「重要研究課題を遂行する研究力量を実力の高いイルクン・研究士たちで編成し、週に一回ずつその進捗状況を具体的に了解（訳註：調査）し必要な対策を立て」とともに「イルクンたちが重要工場・企業所に駆け付け、（訳註：現地の）研究団体の課題遂行で提起される問題について真摯に討論し、障害となっている環に力量を集中して陣頭指揮を責任をもって行っている」といった各地の大学の活動がたびたび紹介され、研究のみならず技術移転の拠点としての大学の機能が強調されるようになっていた⁶⁴。また2016年1月に開館した科学技術殿堂の場合、文献上においてその意義は同施設自体の規模以上に「各国の先進科学技術資料をインターネットと衛星テレビ受信機を通じて収集するとともに国内の科学技術成果資料を全面的・体系的に分類・加工・蓄積している」点および「工場・企業所・協同農場をはじめとする生産的拠点を単位として整えられた科学技術普及室とコンピューター網によるリアルタイム情報交流体系を立て、広範な勤労者たちに最新科学技術成果と科学技術を普及する中心基地」である点に求められていたのである⁶⁵。斯様な「拠点」と「ネットワーク」の構築を通じた全般的技術水準の「底上げ」が、北朝鮮当局の企図する科学技術発展の方策であったと、ひとまず総括することができよう。

しかしながら、この過程においても、先述した「自強力」と類似の論理展開が同時に表面化していた。科学技術殿堂が内外の技術情報を収集する役割を担っていることに触れた上記引用が一部示すごとく、外国由来の先進技術に対するスタンスをめぐって、文献の記述はむしろ逆方向へ大きく振幅していたのである。冗長を恐れず引用するならば、それはたとえば以下のようなものであった。

「情報産業時代の今日、科学技術が過去のいかなる時よりも早く発展し、またそれに

よる経済建設が深化すればするほど、必要な科学技術的問題を一国ですべて解決することはできなくなる。(中略) 先端技術の開発はそれ自体が科学者・技術者たちの頭脳戦であり、ひとたび成功すれば製品の価値増殖と生産の発展が早い速度で成し遂げられ、当該国の経済発展に大きく寄与することから、先端技術製品を生産する先端技術情報産業は政治・経済・軍事・文化など社会全般に重大な影響を及ぼすものとしてどの国も重要視している。したがって、他国ですでに研究・完成された、わが国になかったりわが国が立ち遅れている部門の最先端科学技術と経験は技術許可貿易を通じてわが国の実情に合わせて受け入れてこそ短期間のうちに国の科学技術を世界的水準に押し上げることができ、これは世界的に先端技術の開発とその更新周期が短縮されている今日、切実な問題として提起される」⁶⁶

「偉大な将軍さまは、国の科学技術を発展させるうえで主体を立てよというのは他国の先進科学技術を受け入れるなどということではない、他国の先進科学技術を受け入れるにあたってはわれわれの革命の利益とわが国の実情に合わせて受け入れるならば科学技術分野で主体を立てることに貢献することになるのだ、と教示された。(中略) 科学が限りなく発展するためには、人類がすでに準備した科学的な財富を効果的に利用して現実発展の要求に合わせてそれを限りなく豊富化していかなければならない。世界的範囲で科学技術は国同士の間で絶えず交流しつつ発展する。人間が民族国家を単位として生存・発展するものである以上、一国や二国で人類のすべての知的財富を創造することはできない。過去の科学発展の歴史を振り返っても、最初からすべての科学部門を同時に、単独で発展させた民族は存在しない。いかに科学技術の発展した国であっても、すべての部門の科学技術をその国の範囲でもれなく発展させることはできない。科学技術的原理は普遍的性格を有するものであり、ある国で創造された科学技術的成果も各国で一般化されながらさらに発展することとなる。したがって、国の科学技術を早期に発展させるためには自体の力で新しい科学技術を創造するとともに他国で創造した新たな先進科学技術を積極的に受け入れなければならない」⁶⁷

先進的技術の外部からの導入の結果として原料・燃料・設備の国産化というより根源的な課題が達成され、最終的に経済の主体性強化がもたらされることになるといった説明に加え、さらに踏み込んで「他国で成し遂げられた先進科学技術成果を積極的に受け入れる」ことで「先端技術を独占しようとする帝国主義者たちの策動に破裂孔を開ける」ことが可能になる、とのある種の発想の逆転——いかなれば制裁への対策としての制裁違反——をともなった説明までもがなされている点が特に注意を惹くところだが⁶⁸、このようなロジックの操作を経て外国からの技術獲得が「自強力」と矛盾しないものと位置付けられた結果、こと対外経済関係における言説においては、輸入代替への志向性あるいは外国に対する警戒感よりはむしろ積極的な技術交流を求める色彩が強く表れていたのである⁶⁹。そこにいう技術交流が北朝鮮の「入超」であることは文脈より明らかであり⁷⁰、かくして文献の記述上、マクロ・メゾの両視覚に立った際の背離はより明確化していたのであった。

もとより、北朝鮮当局が国連安保理制裁自体の法的無効性を主張している以上⁷¹、斯様な論理の飛躍を全般的ロジック——自らの力を持つこと（「自強力」）による制裁への対処——とかりうじて整合性を保ったものと評することは必ずしも不可能ではない。ただし、先に指摘した「自強力」をめぐる当局の逡巡を考慮すれば、斯様な一種極端ともいえる「振

幅」は、なによりも北朝鮮経済の現状に起因するものであったと推測される。たとえば、もっとも基本的な経済インフラである電力の場合、文献上では今日においても電力不足に対応するための「交差生産組織」が折に触れ呼びかけられており⁷²、さらには量的側面（発電量）の改善のみならず周波数・電圧の安定や全国規模の電力管理システムの構築が今なお先次の課題として掲げられていることが看取される⁷³。金正恩自らが指摘した北朝鮮経済に内包される懸隔——「先端水準に至った部門」と「呆れるほどに立ち遅れた」部門との格差、経済各部門間の不均衡⁷⁴——の実態については必ずしも詳らかでないが、少なくとも北朝鮮経済を「先端科学技術」をもって底上げせんと欲する際には相当に低い水準から具体的な作業に着手せざるをえないであろうこと、そして導入する科学技術を内部よりは外部に求めざるをえない現状が存在することが、斯様なロジックの「振幅」からは強く示唆される⁷⁵。斯様な状況で——なおかつリソースの通減を所与としつつ——経済振興に取り組むことを余儀なくされたときに必要となるのが、実際の局面において採用しうる政策的オプションの「可動域」の確保であり、それが「革命的対応戦略」の要諦として措定された「自強力」と「科学技術」の記述におけるグレーゾーンとして立ち上っていたことが、推量されるのである。

5. 可視的形態としての「改革」性向とその後背——裁量権と統制の「合力」——

ここまでの考察においては、巨視的・中間的視点から北朝鮮経済の概括を行うとともに、マクロからメゾを貫く共通キーワードとしての「自強力」および「科学技術」の位置付けを切り口として、当局のスタンスにあらわれていた「振幅」の描出とその含意の析出を図った。ならば、そこで示した見立て、すなわち制裁の強化——より本質的には「新たな並進路線」の「2.5 軸化」——への対策としての輸入代替志向のトーンの高潮と歩を一にする形で、具体的側面をめぐってはグレーゾーンが拡大するとの構図は、経済の実態——いふならば下部——により近い局面においていかなる像を結ぶことになるのか。斯様な「ミクロ」の視点から当該時期の状況をいま一度概括するとき、直ちに看取されるのは、広範な裁量権を活用して半ば自律的な経済活動を営む各単位の営為が広く報じられるという公的文献上の様態であった。たとえば、副業として水産物（特に貝類）の養殖や加工を行って収入を獲得し、それを元手として養殖能力をさらに拡大する、あるいは鉄板を購入して1トン起重機や切断機、折り曲げ機を製作し、「本業」としての水産業をさらに充実させる水産事業所のケース⁷⁶、さらには「努力して準備した資金」を元手として、自ら立てた計画に沿って再投資・再々投資を反復し、生産設備の現代化と拡充を実現した工場・鉱山のケース⁷⁷など、各単位が自力で拡大再生産を行うさまが模範的事例として報じられ、斯様な活動ぶりがにわかにはクローズ・アップされていた。「拡大再生産の元手は誰かがもたらしてくれるものではなく、天から降ってくるものでもない。軽工業工場のイルクンたちは現実発展の要求に合わせて企業戦略・経営戦略を正しく立て、拡大再生産を活発に組織しなければならない」⁷⁸との文言が端的に示すごとく、工場の流動資金の20%以上を技術水準の向上に充てて品質の向上を実現し、需要の増加とさらなる拡大再生産につなげる、また品質改善への投資を通じて生産ノルマの超過達成と現金収入の増加を導出する、あるいは設備稼働率の改善を収益増につなげて経営拡大（自動車数十台とタイヤ生産基地の運営）を実現するといった「成功例」が紙面をたびたび飾っていたのである⁷⁹。

さらに、斯様な方法論は裁量権の付与をとともなわずしては実行不可能なものであることから、同種の成功事例が登場頻度を増すのと軌を一にする形で各单位が行使する裁量権の拡大ぶりを示す記述も増加していた。それらを抽出・瞥見するだけでも、たとえば不動産使用料を納付する（つまり国家所有の不動産を賃借・利用する）主体が機関・企業体・団体のみならず個人にも及ぶことを示す事例⁸⁰、各单位が行う「購入」行為が単なる余剰生産物の相互融通を目的とした「交流商品」⁸¹の範疇をはるかに超え、行為主体（生産単位・非生産単位・軍部隊）、目的（生産活動・福利厚生・支援物資の確保のため）、対象（国内製品・外国製品）が多様化していることを示す事例⁸²、あるいは物資調達にあたる資材商社が輸送手段の不足を補うため「道人民保安局の下部単位」と交渉し大型貨物自動車の提供を安定的に取り付ける事例など⁸³その描写が多岐にわたることは即座に看取される。かくして公的文献の記述——当局の問題意識という「フィルター」を透過したもの——上においてさえ、各单位が需給契約に基づいて調達された物資で生産に従事し、生産物を再び他単位に供給するという計画経済の典型的イメージからは相当に乖離した経済運営の様相が展開されるに至っていたのである。あるいは、「法執行における革命的原則を徹底して守り、法規範と規定に違反した経営活動と経済管理を行う現象、勢道と官僚主義を弄して人民の利益を侵害する現象をはじめとするすべての違反現象との強い法的闘争を繰り広げる」（傍点筆者）ことが法執行機関に対し呼びかけられる状況も⁸⁴、それら裁量権の爛熟ぶりを暗示するひとつの表徴と解釈されようか。

ただし、前章までの検証過程をも想起すれば、このような裁量権の拡大は、実際には単なる統制の弛緩の所産である以上に「必要性」に起因するものであったと見るべきであろう。先に一部見たごとく、制裁下の北朝鮮においては「制裁への対策としての制裁違反」——外国からの技術・物資の調達——が「自強力」と解釈される兆候が露わとなっていただけでなく、経済振興に必要となる「元手」の自助努力による確保を「自強力」にパラフレーズする傾向も浮上していた。科学技術振興をとまなう輸入代替をもって経済制裁に抵抗するとともに「新たな並進路線」下で経済振興に回されるリソースの逡減に対応せんとした際に必然的に直面することとなる困難さが、「国産化」——字義通りには輸入代替を指すはずのもの——をめぐる記述の「振幅」として言説の上に表面化していた点はすでに触れた通りだが、現今の北朝鮮においては斯様な状況で経済浮揚のための原資を得んとするならばその源泉は内部に求めざるをえず、その結果、輸入代替としての「国産化」とは異なった意味で「自らの力を恃む」こと、すなわち裁量権の拡大を容認してある種の「民需の活用」を行うほかに手立てがなくなっていたものと、推測されるのである。特に「革命的対応戦略」の一環をなし、体制維持と経済の底上げに寄与するバイパスないし最大公約数としての意義が付与された科学技術の振興に関して、その実現のための費用が国家予算・地方予算のみならず工場・企業所の自体資金（自体充当金の一部をなす「自体科学技術発展資金」「企業所基金」）、さらには科学研究機関・大学が研究成果より得た収入（「研究の結果成し遂げられた生産物・知的製品を貨幣収入に転換」したもの、ならびに「科学技術成果の導入や科学技術情報奉仕による収入」）にまで求められ⁸⁵、その上で「すべての部門・すべての単位で自分たちに必要な科学技術人材は無条件に自らの力で育て上げねばならない」という確固たる観点と立場にたって、提起される隘路と難関を打開していくとき全民科学技術人材化のための闘争が全国的・全社会的・全人民的な事業としていっそう

力強く、成功裏に進められることとなる」との記述がなされる状況⁸⁶、あるいは「科学技術研究機関と大学が先端製品生産基地を築き、運営して研究資金の問題を解決するようにする」措置が取られていることが広報されるとともに独自の人材確保を通じて技術開発・他単位への伝播を行う単位が模範的事例として喧伝される状況⁸⁷からも、斯様な様態の一端が垣間見えよう。

しかしながら、一見すれば各単位の自律的活動を促進して経済浮揚と科学技術振興を図るためのきわめてプラグマティックな措置とも映る斯様な裁量権の「開花」は、実際には種々の限界を内包するものでもあった。まず、なによりもこれらの措置は科学技術の振興において要諦となるイノベーションを十全に導出するためのメカニズムを欠いていたのである。

たとえば、北朝鮮の文脈上において、技術革新すなわちイノベーションは何よりも社会主義制度の帰結として描かれる。同制度下において人々の革命的熱意と創造的積極性が発揚・刺激されること、科学技術発展のための人的・物的手段の合理的な組織動員が可能になること、また科学技術発展の要因となる教育事業が高い次元で推進されることから、必然的に技術革新の素地が形成され実現することになるとのストーリーが、いわば前提として示されるのである⁸⁸。そして斯様な前提のもとで具体的政策的手段として掲げられるのが、各単位レベルで自助努力による技術水準の底上げを促す「大衆的技術革新運動」および単位間の競争を技術水準の引き上げにつなげる「社会主義競争運動」の二つであり、それらより得られた特定の成果を各種行事を通じ、模範的事例として広く周知することで社会全体への普及を実現する、という手法がイノベーションに関する基本的マインド・セットを形成していることが、文献上看取される⁸⁹。朝鮮科学技術総連盟の主管のもとに様々な行事が行われるさまが報じられるとともに⁹⁰、たとえば以下のような挿話が展開され、斯様なストーリーが形成・補強されることとなるのである。

「数年前、工場のイルクンらがある仕上げ建材の展示場を見て回った時のことであった。その日、各種の衛生磁器やタイル類が展示されている陳列台にイルクンらの目は釘付けになった。各単位が出品した仕上げ建材はどれも工場で生産したものよりも見栄えがよく、質も相当な水準に達していたのである。(中略)展示場を見て得られた教訓は大きかった。彼ら(訳註：上記各単位)とて生産条件が並外れて良かったり、現資材の保障で隘路がなかったはずはなかろう。問題はそこにあるのではない。より良いものを限りなく開発しようとする熱意と自信が彼らに比べてあまりに低いこと、ここに問題があったのである。教訓が大きかっただけに、奮発心もそれに劣らず高く湧き上がった」⁹¹

ただし、斯様な舞台装置を通じて展開される「社会主義競争」は、部門間・企業体間・企業体内部の各レベルで行われ、また部門間競争においては金額指標、企業体間競争においては現物指標、企業体内部競争では生産計画遂行率がそれぞれ争われるとされること、そして設備利用率指標・出勤率指標・原料の国産化比重指標・原料資材の消費基準指標・原価低下指標などの各種評価基準が設定されているといった特徴から⁹²、外見上、市場における競争(シェア争い)と一類似した機能を果たしているかに思える一方、そこには常に「集团的」との枷が介在していた。「軽工業部門の工場間の競争はけっして自分の単位の名誉のみを優先視する競争ではない。先んじた単位は立ち遅れた単位との技術交流・経

験交換をより積極的に繰り広げ、また遅れた単位は単純に進んだ単位に従うのではなく一日も早くその水準を超えて模範単位の隊列に加わらなければならない⁹³といった文言に示されるように、その過程では「生産と経営活動が類似した単位、同じ種類の製品を生産する単位の優秀な創造の経験の交流、協同生産に網羅されている単位間の協助と科学技術交流を正常に行って社会主義経済制度の優越性と生活力を発揮する」⁹⁴ことが常に求められていたのである。モデル単位の経験を一般化するとの方策的手法は北朝鮮の各領域で恒常的に採られてきたものであるが、経済分野で行われる「社会主義競争」のケースにおいては特に「研究開発集団の成員らの中で同志的協力を強化して科学技術研究開発の成果と経験を虚心に交換し広く一般化する気風を立てる」こと、具体的には「他単位との共同研究・協同研究の強化」や「科学技術注文契約」（他単位の研究開発した成果を契約形式で導入）が求められている点が重要であろう⁹⁵。すなわち、特定の単位が開発した技術革新のノウハウに対し、その成果を迅速に普及させるためのとの名目で実質的な「供出」——文献中の表現に倣えば「追い越し倣い学ぶ運動、経験交換運動」⁹⁶——が求められる構図が常態化していること、そしてノウハウの独占が許容されないことが各単位のイノベーションに対する意欲を低減させるドライブとして作用している可能性が強く示唆されるのである。

むろん、斯様な記述が単にプロパガンダ上の——上記のような社会主義経済制度の特性を「演出」するための——言辞にすぎず、実態においてはこれとは異なったルールが適用されている可能性は否定しがたい。しかしながら、同じく文献上において、発明および知的所有権の保護の重要性が明確に認識され、その重要性が強調されながらも、それらがあくまで対外的な経済関係の文脈においてのみ言及されている点⁹⁷、あるいは主に外国企業の誘致・運営が想定される経済開発区に関する文献記述では「企業の独自性の保障」、特に進出企業による「競争」の条件保障の重要性が強調されている点⁹⁸などからは、少なくとも国内においてノウハウの一般化が強要されている——対外関係における知的財産権の遵守状況についてはいったん措く⁹⁹——可能性が推量される。技術開発を通じて人気ある（高品質の）商品の開発を行い、それを販売することで自体資金を増やし、そこから経営資金を蓄積して再投資を反復しさらなる規模拡大と設備拡充を実現するとの方策・モデルが顕彰される一方で、そこで獲得された技術的成果の保護に関しては、端的には「品質に対する褒賞」や「製品に当該単位の商標を付すこと」以外の対策がなされないといった描写¹⁰⁰、あるいは模範的単位の驚異的な生産成果を顕彰し、同時に他単位に対してそれへの追随を求めるという「スタハノフ運動」型の増産キャンペーンが今なお反復的に実施されている状況¹⁰¹も、このような見立ての傍証たりえよう。

また、裁量権の拡大と歩を一にして各方面へのプレッシャーもまた上昇していた。もとより、北朝鮮において各様の無償奉仕が実質的な生産ノルマとして要求されるとの方策自体は特段新奇なものではないが、この時期にはその傾向がいつそう強化され、それが裁量権の「開花」を相殺する作用を及ぼしていたのである。たとえば女性同盟（女盟）の場合、2017年初より組織としての行動目標・計画が網羅的に示されており、経済分野に直接的に関連するもののみを挙げても「女盟突撃隊活動」、「炭夫たちのための日」の運営、「革新者祝賀集会」「出勤路歓迎」、石炭くずの収集、養蚕・綿花栽培運動、有機質肥料の生産と小農機具の支援、役牛の栄養管理、「農村労力支援戦闘」、「女盟圃田運動」、養魚・養殖の支援、（労働可能な年齢の女盟員による）建設現場への「進出」、節電・節水運動、河川整理と道

路補修、環境保護事業など、その範囲は多岐に及んでいた¹⁰²。またそれ以外にも平安北道女盟委員会でトウゴマ種子の栽培事業が提起され、道内の数順の女盟組織で荒蕪地の開墾により127万株あまりを自発的に栽培した事例などが報じられており¹⁰³、これらの活動の結果として2017年第一四半期には115万8740トンの肥やしと12万4300トンの自給肥料、394万9260点の各種小農機具と営農物資が2250余個所の協同農場に送られ、2150町歩あまりの低収獲地が女盟組織で農作業を受け持つ「女盟圃田」に設定されたほか、4170トンの栄養粥、8万7170杯分の南瓜汁、400トンの豆が役牛3万2170余頭の栄養管理のため提供され、1万2720個の役牛用麻製防寒具、蹄鉄600個あまりが支援されたという¹⁰⁴。女盟組織からの寄付・献金を通じた兵器の寄贈なども報じられている点を考慮すれば¹⁰⁵、生産活動に直接関与しない組織・団体に対しても圧力が高潮しているさまが感知されよう。

また、数少ない公式の私的領域である自留地への介入のケースが多様化している点も注意を惹く。金正恩自身により「農勤盟員と農業勤労者たちが農場圃田を自分の家の自留地のように細やかに整え、農機械と農機具を貴重に扱いよく管理するようにならなければならない」との課題が掲げられたことが端的に示すごとく¹⁰⁶、各戸から自留地用の肥料や種子の提供、丹精した自留地の土の農場への移植が行われたケースや¹⁰⁷、所属単位（養蚕事業所）の増収に貢献するため自宅の自留地で飼料作物（桑）を栽培するといった事例が報じられていた¹⁰⁸。言説上で農場と自留地の作況がまったく異なる現象が指摘され、「分組農事、国の農事よりも自留地農事により心血を注いだ」自身の行為への悔悟が語られるなど¹⁰⁹、北朝鮮農業の実態の一端が率直に描写されている点が興味深い。斯様な記事構成の主眼が本業（農場での作業）における精勤の奨励以上に私的領域たる自留地への容喙に置かれていたことは明白であり、その点は上記のような自留地からの物資提供の事例にとどまらず、管理イルクンが率先して自留地を開放し、自家消費作物の栽培を植樹用の苗木の栽培に転換するといった事例が報じられていたことから看取される¹¹⁰。自留地の生産物が自家消費食料としてのみならず現金収入源として機能し、住民の生計維持に活用されていることは周知の通りであるが、各単位の自律的な——ないしは表面上そのように見える——経済活動の拡大が報じられている時期に斯様な現象が同時に表面化していた点は特に留意する必要がある。

そして、要求水準の向上は規模の点においても顕著なものであった。与えられた生産計画の超過達成と自発的な「上積み」が各単位に求められる傾向は従前より見られたものではあるが¹¹¹、2016年12月、「自彊力」を発揮して大規模水力発電所を建設した江原道の事例を全国的な模範とすべく当地を訪れた金正恩によって「江原道精神」とのスローガンが提示されて以降¹¹²、特に同道が大量の建設資材・設備を独力で準備した点が強調され、各レベルで同様のスタンスをもって事業に臨むことが要求されていたのである。

「工業土台も微弱な江原道が巨大な工事を決心通りにやり遂げ、党政策貫徹の先頭で力強く駆けている根本秘訣はまさに自力自彊にある。自らの力と技術、自らの資源ですべての問題を解いていくことを体質化した江原道人民たちは泣き言を言い他人を仰ぎ見ることはしない。発電所建設に利用した試錐機と揚水機、高圧碍子、水中ケーブル線、ビニール管をはじめとする自力更生の産物がそのことを示している。江原道では自体の科学技術力量をしっかりと整え、その役割を最大限高めており、セメント・鋼材・タイル・建材・人工芝・レンガ・瓦の生産基地など数多くの自力更生基地に基づいて

経済建設と人民生活向上で巨大な前進を成し遂げている」¹¹³

「自彊力」の含意が字義通りの「国産化」(輸入代替)から技術・物資の自力調達へと「振幅」していた経緯、そしてそれと並行して裁量権の拡大が看取されていた点をふまえるならば、ここに挙げた事例のなかに斯様な裁量権の拡大とさらに「同期」する形で要求水準が高まっているとの構図を見出すことはおそらく可能であろう。とまれ、かくしてリソースの逡減に対応すべく拡充・拡大され、一面において実質的な経済の自由化(ないしは粗放化)をもたらしたかにも見える裁量権に対して、その限界が浮かび上がるとともに、それを掣肘する、あるいはその効果を減ぜしめるかのような動きが、同時に表面化していたのである。

斯様な動きは、単純に裁量権の拡大の交換条件としてノルマの増加が導かれた結果というよりも、北朝鮮当局の思考様式の中に抜きがたく存在する統制に対する志向性の所産であったと判断するべきであろう。たとえば先にイノベーションとの関連で瞥見した生産方式「社会主義競争」に対して、以下のような説明が加えられていたことから、当局の斯様な志向性の一端をうかがい知ることができる。

「社会主義競争を組織して全国に集团的競争の熱風が吹き荒れるようにしなければならない。社会主義競争は集団の威力ある力によって生産的革新を起こす運動であるだけに、社会主義競争の過程では人々の中に集団を愛し集団に依拠する集団主義的態度を確立して個人利己主義を根絶やしにするための思想事業が積極的に繰り広げられる。そして人々の中に集団主義的美風がさらに確固として建てられるようになる。人々は社会主義競争を繰り広げる過程で利害関係の共通性に対する自覚を深め、人々間の団結と協力はさらに巨大な社会的力へと転換され、限りなく増大することとなる」¹¹⁴

同引用文献の主題が「集団主義が社会主義社会の本性に適う方法であること」の説明に割かれ、またその実現のための方途を挙げる中で「社会主義競争」が言及されていた点¹¹⁵、そして「社会主義競争」それ自体が「集団性」を特徴としていた点——先にも触れたごとく——を念頭に置くなれば、当局の思考において、裁量権の拡大が斯様な集団主義を毀損する危険性を内包したものと認識されていることは容易に推量される。さらに付言すれば、当該時期における制裁強化という全般的与件の変化は、内政・思想面において、対外認識をさらに先鋭化させ、外部からの「思想浸透工作」への警戒感を惹起するとともに自らの政治・社会制度の固持を唱える動きを高潮させる作用を及ぼしていた。

「ここで重要なことは正しい主敵観を持つようにすることである。(中略)われわれの主たる敵は米帝と日本反動、それに追従する傀儡たちであり、われわれの内部で蠢く敵対分子もわれわれの危険な敵であることを銘心し、米帝と日本反動、傀儡たちに対する復讐の刃をさらに鋭くして常に千百倍の憎悪と敵愾心で心臓の血を湧き上がらせねばならない」¹¹⁶

「外部から帝国主義の反動的な思想文化がわれわれの内部に浸透し、侵入することのないようにせねばならず、またわれわれの社会主義文化と生活様式を固守しなければならない」¹¹⁷

その際に具体的課題のひとつとして特に青年層に対する思想文化的浸透の防遏が掲げられていた点¹¹⁸、つまり当局が青年層を動揺の可能性が高い存在と位置付けている可能性が高い点は金正恩体制下で強調される「青年重視」の姿勢の実態を暗示するものとしてとりわけ興味深いのが、ともあれ、外部の脅威への警戒に藉口した体制動揺への警戒感が高潮し

ていた——本質的には北朝鮮に恒常的に存在してきたものと見做すべきであろうが——ことが、外見上の「改革」性向を相殺するかのとき斯様な「反作用」の根底に存していたものと推測されるのである¹¹⁹。

そのような「相殺」状況の直接的な帰結として想到されるのは、中央から末端の現場に至る各レベルにおいて猜疑心が増大し、たとえば金正恩自身が「(生産単位の管理イルクンらが：訳註) 野心満々の目標を立てて生産正常化の炎を力強く燃え上がらせ」るよう公開の場で促す状況にあっても¹²⁰ スローガンあるいはプロパガンダに対する「^{アウトプット}反応」が鈍化する、との構図であろうか。本章では最後に、金正恩体制期の代表的な経済政策を題材として、この点の検証を試みることにしたい。

まず「圃田担当責任制」に関して。同政策の眼目のひとつが農場員の生産意欲を損なう平均主義の根絶にあることは金正恩自身がつとに闡明しているところであり、2016年にはさらに踏み込んで「圃田担当責任制を党の意図に合わせて実施し農業勤労者の責任性と生産意欲を高める」ことが直接的に求められるに及んでいた¹²¹。その結果、制度の実施から3年間で現物分配量が数十倍に達した農場のケースや、特に精勤した農場員が2年5カ月分に該当する現物分配を受けた事例が報じられるようになっていたほか¹²²、作業量の正確な評価とそれを反映した分配の重要性が制度の要諦として論じられる事例も増加していた。「生産意欲を最大限に高める」方途として現物分配が明確に位置付けられ、なおかつ収穫作業が行われた現場で収買（国定価格での強制買入）を行い、収買分を除外した収穫物をその場で現物分配する手法が試行されてその有効性が強調されるなど¹²³、生産意欲の刺激と増産が正の循環を形成するとの認識が拡大しているさまが公的文献上においても浮かび上がっていたのである。ただし他方で、全体としてみた場合には同制度を分配と関連付けて論じる事例は少数であり、大多数の言説では増収の秘訣は単位（作業班）間の競争心理の刺激、あるいは農場員を対象とする技術講習の反復と技術水準の向上に求められていた¹²⁴。また分組単位での集団主義の発揚に注力するケースも報じられており、圃田担当責任制があくまで正式名称の「分組管理制の中での圃田担当責任制」として機能している点が強調されるようになっていたことも2016年から2017年の時期にかけての事例から看取されるところであり、引き締め——ないし統制——の反作用が同制度に常に付随するさまがあらためて浮き彫りになっていたのである¹²⁵。同制度がある種の過熱に陥っていたであろうことは「郡内の一部の協同農場で自分の地域の具体的実情を考慮せず一律的に多収穫品種を配置して町歩あたりの穀物収量が落ち、町歩あたりの株数と一株あたりの莖数を正確に保障せず穀物生産に支障を及ぼした」といった言及からも部分的に推測されるところであるが¹²⁶、「分組に労力と生産手段を固定し、計画を与えたうえで遂行の程度に応じて労力日数を評価し分配する方法」の謂としての分組管理制を正しく実施するよう種々の措置を採った金正日により、2002年の時点ですでに「圃田担当管理制」が構想され部分的に実施されていたとの記述がなされるなど¹²⁷、政策の継続性を強調して「政策転換」の印象を払拭せんとする傾向が看取される点も勘案するならば、斯様な現象が単に北朝鮮農業の現実的課題が制度面から実施面（特に営農物資・農薬・肥料等のハードにかかるもの）に移行した結果とはみなしがたい。同制度をインセンティブの増加と同義の措置と今なお定置しきれない状況、つまり裁量権と統制の葛藤が——おそらくは統制の「揺り戻し」に近い形で——継続していたことが推測されるのである。

次に「社会主義企業責任管理制」（以下、「責任管理制」）について。同制度に関しては2016年から2017年にかけての時期の状況に引き付けつつ別稿で論じているが¹²⁸、その後の「異同」に注目するならば、まず見出せるのは「責任管理制」の目的として「企業体が国家から賦与された拡大された経営権を正しく行使して経営活動を円滑に進めていきつつ国家により多くの利益をもたらすこと」、より具体的には「企業体が時代の要求に合わせて科学技術と生産を密着させて生産を積極的に伸ばしていくようにする」ことが掲げられるに至っていた点であった。さらには経営権の伸張にともなって企業体に求められる行動の範囲も拡大していることがあわせて看取され、「与えられた人民経済計画の無条件遂行と収支の均衡実現」に加えて「従業員の物質文化生活を責任をもって向上させること」、「知識経済時代の要求に合わせて科学技術と生産・経営活動を結合して企業体を開発創造型、技術集約型企业へと転換させ限りなく拡大発展させること」が列挙されるなど¹²⁹、同制度の真意が経済振興以上に福利改善や技術水準向上の負担を国家から企業体に転嫁する点に置かれていたことが明らかになりつつあったのである。

また、それとともに企業体の活動範囲に関しても次第に線引きが明確化していったことが推量され、たとえば「中央計画指標について企業体が国家規格を遵守する条件で、より質を高めることができるように品質目標を実情に合わせて制定・適用する」ことが求められる、あるいは「責任管理制」の実施過程で銀行が果たすべき役割として「すべての企業体で貨幣資金を銀行に集中させ、銀行を通じてのみ貨幣取引を行う厳格な制度と秩序を立て、企業体における国家財政規律と经济管理秩序に反する資金の流用・死蔵・浪費のような違法現象に対しては財政的統制を適用し徹底的に克服」させることが挙げられるなど¹³⁰、同制度をめぐる全般的な記述は次第に「掣肘」の色彩が濃いものへと移行していた。

さらに、企業体に中央指標の生産供給配定計画を正確に執行する条件で企業所指標と関連した注文契約を締結することが認められ、のみならず「追加的に提起される中央指標と生産経営活動の保障のための賃加工・輸送など」「国家計画委員会で示達した中央指標と道・市・郡人民委員会で示達した地方指標のうち計画外に追加的に提起される需要」をも注文契約で対応すると規定された点も目を惹く¹³¹。最初期において契約制による物資の受領と供給は中央指標計画に基本的に限定されていたことを念頭に置くならば¹³²、より柔軟な調達法（単位間の相互融通ないしそれに仮構した販売・購入）によってカバーされるはずの企業体の独自の生産活動にまでより統制色の強い契約制が適用されるに至った背景には、「企業体の責任性と創発性を最大限に高める」ことよりは、先にも一部見た生産計画の完遂・収支の均衡・従業員の福利厚生の上昇・科学技術水準の底上げという国家負担の転嫁を、統制を強化しつつ制度的に裏付けるとの意図が作用していたであろうこと¹³³が推測されるのである。同時期には中央指標計画・企業体独自の生産活動に次ぐ第三の類型としての「協同生産」についても、適用範囲の拡大（「企業体が自体で定める指標に対する共同生産」すなわち企業体独自の生産活動）が論じられ、なおかつ「協同生産」に対しても契約制での執行が求められるに至っていたが、ここまでの動向に鑑みるならば、これについても、複数の単位が関連するというその性格から、法的拘束力に近い効力を持つ契約制がより適格的であるとの説明の後背には、企業体独自の生産活動に対する統制強化という目的意識が存していたものとの推測が成り立つ¹³⁴。「責任管理制」において企業体に付与された権限の一つである価格制定権について、その目的が企業体の経営活動の活性化を

促進することのみならず、技術水準の向上とそれともなう生産原価の低下を促進すること、そして「国定価格と企業体指標価格との差異を漸次的に減らし、生産を高い水準で正常化しつつも人民生活向上に積極的に貢献する」ことにある点が闡明されるようになったことをも考慮するとき¹³⁵、2017年以降の同制度がより統制——ノルマの増大と裁量権の圧迫——の方向へ舵を切っていたものと考えられるのである。斯様な展開を経た2018年の「新年辞」において、金正恩が「国家的に社会主義企業責任管理制が工場・企業所・協同団体に実際に恩恵を発揮しうるよう積極的な対策を立て」ることを要求し、同制度のさらなる推進を主張したことは¹³⁶、裁量権と統制の角逐、そしてその過程に翻弄されるであろう現場レベルの様態を推量するとき、けだし示唆的といえよう。

6. 結語——裁量権の「回収」から「変質」へ？

以上、本稿においては2017年の北朝鮮経済をめぐる動向を、特に制裁への対応策——制裁の影響と表現することも可能であろう——に焦点を当てつつ考察した。それでは、斯様な分析より得られる知見は何か。ここでは3点を挙げ、結論に代えたい。

まず、強化された経済制裁が北朝鮮当局のスタンスに及ぼした影響に関しては、基本的に昨年度の別稿に示したものとほぼ同様の判断を下すことが可能であろう。すなわち、北朝鮮当局の制裁に対する反応のセット——対制裁シフト——はあくまで「従前の政策的方向性を維持すること」を主眼に据えたものであり、制裁の、より本質的には「新たな並進路線」の進展の結果として生じる民生部門へのリソース逡減を、同路線の基調を維持しながらいかにカバーするか、という問題意識が維持された点で思考様式に根本的な変化が生じたとはみなしがたい。制裁の強化という与件のなかであってなお斯様な状況が続いたことは北朝鮮当局の核への執着の度合いをあらためて示すものということになるが、同年に公式に「核武力建設の完成」が宣言された——実態としての核抑止体制がいかほど構築されたかは別個の問題として——ことを受けて2018年以降の経済政策がどのように変化していくこととなるのか、特にここまで制裁の強化の中で維持されてきた「中核部門へのリソースの集中という志向性の帰結を中心に、注目していく必要がある。

ただし、全体としての構図が特段の変化を示さなかった一方で、その内面、つまり上述の問題意識を実際の政策に反映させる局面においての動きは前年に比しても顕著なものであった。特に「国産化」をめぐる記述の「振幅」は、端的には制裁への対抗策として輸入代替志向を打ち出しつつ、リソース逡減に対応して経済部門の各单位により拡大された裁量権を付与し、しかして同時に各单位への統制も深めるというものであったが、斯様な、一見すれば混沌とも映る動きを判断するにあたっては、全体としての方向性が統制へと傾く中でそれが起きていた点に留意する必要があると考えられる。「国産化」をめぐる当局のスタンスの二面性を象徴する新たなタームとしての「自強力」が実際には従来型の用語「自力更生」と相同関係にあったことが示すごとく、表面上で輸入代替を主張しつつ、より実態に近い局面においては各单位の裁量（対外経済関係も含めた）が許容される、との現象は北朝鮮経済においてかねてより見られてきたものであるが、ここに至って統制の強化の方向性が強まったことで、特にマイクロレベルにおける裁量権は、引き続き緊急措置的な位置付けの下で許容されつつも、その「安定度」は以前にまして脆弱なものとなっていったことが示唆されるのである。昨年度別稿においては、各单位に与えられるノルマが増大し

つつもそれが遂行されるプロセスに関しては当局の「関知」の水準が低減するとの構図を措定したが、本稿に見た裁量権に対する「要求水準」の高まりといういまひとつの特徴をそこに接続するならば、裁量権の減少というよりは「変質」に近い動きが表面化しつつあることが推量される。あるいは裁量権と統制の関係がいわばゼロ・サムからいまや重複的なものへと変容しつつある、とでも換言されようか。

そして、最後に考えるべきは、斯様な「裁量権の変質」が今後どのような帰結に至るか、であろう。この点に関連して、昨年度別稿では仮に交易要件の好転（ないし制裁の緩和）が実現した際には当局の統制への志向性から速やかに裁量権の回収と統制強化が図られるとの見通しを示したが、今年度の状況より浮上した「裁量権の変質」を加味するとき、そこから得られる——改訂された——見通しは、制裁が維持・強化される場合には高い要求水準を伴った裁量権の（表面的な）拡大が、そして仮に制裁の緩和・解除に至った場合には、裁量権自体の回収が図られる、というものであろう。もとよりそれらの見通しを左右する核問題をめぐる外交交渉の行方は予断を許さないが、いずれのケースにおいても、たとえば1990年代のような統制の弛緩と裁量権の——公認されないままの——実質的な拡大という状態への「回帰」には帰結しないであろう点は、特に今後の金正恩体制の安定度を計るうえで一定の示唆を提供するものと考えられる。核開発の「完成」宣言を経て何らかの形で刷新されるであろう経済政策の全般的方向性それ自体のさらなる検証とあわせて、これらの構造および見通しの帰結に関しても引き続き注視することとしたい。

— 注 —

- 1 金正恩「新年辞」『労働新聞』2017年1月1日付。
- 2 たとえば、2017年発行の文献中で金正恩は「われわれがわずかな金も惜しんで国防工業に資金を回したことで人民たちに腹いっぱい食べさせることができず、子どもたちに飽も十分に食べさせることができませんでした。しかしわが人民たちはベルトを締め上げながら、国防工業に資金を回すことに対し不平ひとつ漏らすことはありませんでした。（略）現在、国防工業部門で現代的な兵器を次々に作りだしているのは国防工業部門の成果だけでなく、党と生死苦楽を共にしてきた全人民が成し遂げた誇らしい成果です。（略）米帝の悪辣な戦争挑発策動が限りなく続く中でもわが人民が戦争を知らずに暮らせるようにしたことは、わが党が成し遂げた功績の中で最も大きなものです」と述べており、人民への謝意（ないし謝罪）を、党の方針に服従した人民の特性と斯様な方針がもたらした成果、そしてそれらの過程を導いた党の路線に対する自賛にパラ・フレーズする手法が用いられていることを看取できる（金正恩『自彊力第一主義を具現して主体的国防工業の威力を固めていかなければならない』朝鮮労働党出版社、2017年4月。2016年3月6日付の談話とされる）。
- 3 たとえば北朝鮮の「宗教国家」化とでも表現すべき思想教化政策の嚆矢をなした1987年7月15日付金正日談話では、「資本主義制度と比べた社会主義制度の根本的な優越性を、どの制度が経済を発展させる上でより有利かという観点によってのみ捉え」ることが「様々な事情によって社会主義経済建設で一時的な困難が生じたとき、あたかも社会主義制度自体に何らかの欠陥でもあるように考え、資本主義に対して幻想を抱く」ことにつながるとの認識が示されていた（金正日「主体思想教養で提起されるいくつかの問題について」『金正日選集』第8巻（第2版）、朝鮮労働党出版社、平壤、1998年、458頁）。
- 4 飯村友紀「北朝鮮経済における『対制裁シフト』の様態——『新たな並進路線』と『自彊力第一主義』の位置関係とその後背——」平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業『朝鮮半島情勢の総合分析と日本の安全保障』報告書、日本国際問題研究所、2017年3月。
- 5 統計数値ではなく言説を重視する斯様な手法はもとより迂遠なものであるが、北朝鮮が公式の統計数

- 値をほとんど開示しない現状にあつては、他の——非公式な、あるいは二次的な——数値データをもってその代替を試みる手法と、対象の内在的文脈の描出を試みる手法とはいふなれば相互補完の関係にあるものといえよう。なお、公式の統計数値の不足をどのように克服するか、は他ならぬ北朝鮮国内においても課題となっているようであり、たとえば教育現場において「党報（訳註：党機関紙）の記事や報道内容を数字指標とイルクン・勤労者たちの活動内容で区分した教授（訳註：教育）教養資料を準備して教授に具現する」との工夫が報じられていることが看取される（李ヨンジュン「主体政治経済科目の教授で党報を通じた教授教養事業を密接に結合させて」『教員宣伝手帳』2017年第3号、2017年9月、73頁（高麗成均館での事例））。
- 6 飯村友紀「『新たな並進路線』に見る北朝鮮経済の方向性——金正恩体制下の経済政策分析——」平成25年度年度外務省外交・安全保障調査研究事業（総合事業）『朝鮮半島のシナリオ・プランニング』報告書、日本国際問題研究所、2014年3月。
 - 7 李ヨン Chol「わが党の並進路線はわが革命の最高利益を守護して社会主義強国建設偉業を輝かしく実現させようのもっとも正当な路線」『社会科学院学報』2017年第4号、2017年11月、19頁。なお、同論文では「新たな並進路線」の目的が「核武力の向上」「経済強国建設」の順で説明されていることが確認できる。
 - 8 従来より斯様な言説の頻度は低調であったが、2017年現在においては下記のように、対外向けの性格の強い媒体上で、なおかつ外国人の口吻を借りるとの体裁をもって間接的に言及されるケースが見られる程度となっている。
「並進路線が発表されてのち、世界の諸所より『朝鮮は在来式武器に対する投資を大幅に減らしてより多くの資源を経済発展に回すだろう』（中略）といった賛嘆の声が上がったのは決して偶然ではない」（『並進路線——4年が語る真理』『統一新報』2017年4月1日付）
 - 9 金ミョンナム「党の新たな並進路線は経済と国防並進路線の継承であり深化発展」『教員宣伝手帳』2017年第2号、2017年6月、52頁。
 - 10 「敬愛する最高領導者金正恩同志が偉大な並進の旗幟を高く掲げてわが共和国の尊厳と威容を最上の境地でとどろかせてくださった不滅の業績は千秋万代永遠に輝くであろう——朝鮮民主主義人民共和国政府備忘録」『労働新聞』2017年3月31日付。同路線の発表4年に際して掲載された論説記事である。
 - 11 金ヒョク Chol「エネルギー・動力問題を解決する上であらわれる重要な問題」『経済研究』2018年第1号、2018年1月、23頁。また「社説 天気予報の科学化水準を決定的に高め社会主義強国建設に積極的に貢献しよう」『気象と水門』2017年第1号、2017年1月、2～3頁および文 Chol・崔ナムフン「Landsat8号資料と地理情報資料の結合に基づく主要林種の分類」『山林科学』2017年第2号、2017年6月、16～18頁。
 - 12 韓ミョンファン「われわれの核武力強化はわれわれの力でわれわれの国家の平和と安全を守護するための決定的担保」『社会科学院学報』2017年第4号、2017年11月、24～25頁。
 - 13 金正恩「電力問題を解決して経済強国建設の突撃路を開いていこう」朝鮮労働党出版社、平壤、2017年5月、11頁。2017年5月3日付の談話とされる。
 - 14 「朝鮮民主主義人民共和国主体105(2016)年国家予算執行の決算と主体106(2017)年国家予算について」『労働新聞』2017年4月12日付。なお、ここに挙げた経済関連支出は、正確には「国家経済発展5カ年戦略を指針として電力、石炭、金属、化学工業と鉄道運輸部門をはじめとする人民経済部門に対する支出」との表現がなされている。
 - 15 「敬愛する最高領導者金正恩同志が国防科学院で組織した新型反航空要撃誘導武器体系の試験射撃をご覧になった」『労働新聞』2017年5月28日付および「国家核武力完成の歴史的偉業実現 新型の大陸間弾道ロケット試験発射に大成功——敬愛する最高領導者金正恩同志が大陸間弾道ロケット『火星-15』型試験発射を指導された」同11月29日付。国防科学院で開発したとされる通常弾頭／核弾頭搭載ミサイルの試験発射を報じたもので、「国防科学院のイルクン・科学者・技術者ら」と「彼らの開発したミサイル」に対して、「新たな並進路線」と関連付けた描写が等しくなされていることが確認できる。また「敬愛する最高領導者金正恩同志が鴨緑江タイヤ工場を現地指導された」（『労働新聞』2017年12月3日付）では、「火星-15」型ICBMの発射台となる9車軸トレーラー用のタイヤを生産した同工場に対し、金正恩が「改修・現代化と生産を同時に推し進めることで党の並進路線貫徹に積極的に貢献するであろうとの期待と確信を表明」したとの記述がみられる。
 - 16 崔グァンイル「人民軍隊武装装備の現代化水準をいっそう高めていくための賢明な領導」『金日成総合大学学報（歴史・法律）』2017年第4号、2017年12月、55～59頁。なお、同一著者による同種の

- テーマの論文においては国防工業部門の技術的成果が核兵器に限定して記述されており、若干の混乱も看取される（同「主体105（2016）年を国防力強化の画期的転換の年として輝かせられた賢明な領導」同2017年第2号、2017年6月）。
- 17 たとえば「火星-14」型ICBMの発射実験および第6回核実験の実行に際して金正恩に提出された報告資料はそれぞれ国防科学院、党中央委員会軍需工業部傘下核武器研究所の名義で作成されていることが確認できるが（『労働新聞』2017年7月5日付・9月4日付）、両機関の関係性は文献上、詳らかにされていない。
- 18 金ミョンナム「われわれの国防工業は革命工業」『政治法律研究』2017年第3号、2017年9月、31～32頁。なお「先軍時代の経済建設路線」に関しては飯村友紀「北朝鮮経済政策攷——『先軍時代の経済建設路線』の含意」（『東亜』第526号、2011年4月）にて触れたほか、「国防工業」と経済の同時振興に関する斯様なロジックが、「新たな並進路線」への継承に際しさらに抽象化していたことについては飯村友紀、前掲『「新たな並進路線」に見る北朝鮮経済の方向性』にて指摘した。
- 19 「67年前の6月と今日」『統一新報』2017年6月24日付。
- 20 「敬愛する最高領導者金正恩同志を迎えて第8次軍需工業大会が盛大に開幕」『労働新聞』2017年12月12日付。席上行われた党中央委員会政治局委員・党中央委員会副委員長の太鍾守による報告中の発言。なお、用語としての「国防工業」「軍需工業」は文献上においてそれぞれ「国の国防力を強化する上で要求される物質技術的手段と条件を生産保障する経済の一分野」「軍事的目的に使われる物資を生産する工業部門」と定義されており、「軍需工業」は「国防工業」よりも広義のタームと推測される（『朝鮮語辞典』科学百科事典出版社、平壤、2010年、153頁・160頁）。ただし、同上発言の中で「国防工業部門」が「ウリ式の威力ある戦略武器（複数）の開発完成」「各種攻撃手段とウリ式の威力ある狙撃武器、戦車、装甲車、対戦車ロケット、そして現代的な艦船武装装備と無人戦闘装備などの先端武器と戦闘技術機材」の開発に携わったと言及がなされる一方、同大会の結論を担当した金正恩の発言中には「われわれの威力ある主体的国防工業は高貴な血と汗を惜しみなく捧げてわが党を忠実に戴いてきた軍需工業部門の科学者・技術者・労働者とイルクンたちの屈することなき革命精神と結成貫徹の闘争気風がもたらした高貴な実体」「主体革命の兵器廠を頼もしく守っている軍需工場・企業所・研究所・大学のすべての科学者・技術者・労働者と軍人たち、そして軍需生産と保障を受け持つ単位のイルクンと勤労者たちをはじめ国防工業部門に服務している全体成員たち」「並進路線貫徹のため、国家核武力建設のために英雄的に闘争してきた軍需工業部門の科学者・技術者・労働者とイルクンたち、そしてベルトを締め上げながら党の国防工業重視路線を絶対的に支持し国防工業部門を物心両面で支援した全国の全体人民たち」といった表現が見られるなど、両者の関係性に関して多少の混乱が看取される（同上記事および「第8次軍需工業大会が閉幕——敬愛する最高領導者金正恩同志が大会で歴史的な結論をなされた」『労働新聞』2017年12月13日付）。
- 21 同上記事（12月13日付）では「労働者たち（登壇した：訳註）は（中略）ウリ式の威力ある主体武器・主体弾を開発生産する過程で成し遂げた成果と経験について言及し、偉大な並進の旗幟にしたがって自立的国防工業の威力を総爆發させることで主体朝鮮の尊厳と豪勇の気性を世界万邦にとどろかせる決意を披歴した。彼らは朝鮮労働党中央委員会第7期第2次全員会議の精神を高く戴き、厚顔な米帝を燃やし尽くす最強の戦略武器をより立派に開発完成する上ですべての知恵と情熱をすべて捧げていくと述べた」との表現が見られる。
- 22 なお、正確を期すれば「新たな並進路線」と全般的な「国防工業」を関連付けつつその貫徹および発展を促す言説は当初より散発的にみられるものであり、その意味では今回の動きは必ずしも新奇なものではないが、ここでは核開発が一定の段階に至ったとされる2017年の時点で両者の関係性に一定の整理が試みられた点に注目している（たとえば『祖国繁栄の偉大な旗幟 金正日愛国主義』社会科学出版社、平壤、203年、111頁）。
- 23 註21に引いた12月13日付記事中の金正恩発言より。
- 24 高インホ「地方経済を特色をもって発展させることは時代と革命の要求」『経済研究』2017年第3号、2017年7月、21頁。
- 25 「『主体弾』開発者たちの創造気質で」『労働新聞』2017年5月20日付。
- 26 金正恩「朝鮮労働党第7次大会で行った党中央委員会事業総報告」『労働新聞』2016年5月8日付。
- 27 2016年改正憲法第123条および125条より。同憲法の全文は『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会、出版地不明、2016年を参照した。
- 28 「党中央委員会第7期第2次全員会議の決定を徹底貫徹しよう——内閣全員会議拡大会議が進行」『民

- 主朝鮮』2017年11月7日付。
- 29 「新たな並進路線」自体が経済制裁の強化への対処という問題意識に端を発していた点を想起すれば(飯村友紀、前掲『「新たな並進路線」に見る北朝鮮経済の方向性』)、斯様なパラ・フレーズ——本質的には資料的制約に起因するものであるが——には一定の合理性を付与しえよう。
- 30 韓ヨンソ「米帝の侵略的な戦争演習と国連での対朝鮮『制裁』策動は国連憲章に乱暴に違反した犯罪行為」『金日成総合大学学報(歴史・法律)』2017年第2号、2017年6月、111頁。なお、制裁が持つそのような性格ゆえに、安保理決議2270号(2016年3月2日採択)に関して「国連加盟国中81.1%に相当する国々がそれに関連した報告書を現在まで国連に提出していない」との主張が後段に続けられている(112頁)。
- 31 金ヨンソク「米帝の対朝鮮金融制裁策動とその反動性」『経済研究』2018年第1号、2018年4月、64頁。また別の文献では「わが国家と人民を完全に抹殺することを狙った米国の制裁策動はその悪辣性と未開性において古今東西に類例のない極悪な犯罪であり、それがわが国家の発展と人民生活に及ぼした犠牲と損失は計り知れないほどに莫大である」との表現が見られる(「朝鮮民主主義人民共和国制裁被害調査委員会代弁人談話」『労働新聞』2017年9月30日付)。
- 32 たとえば直近の安保理決議第2397号(2017年12月21日採択)の場合、第4項に「専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第1718号(2006年)、第1874号(2009年)、第2087号(2013年)、第2094号(2013年)、第2270号(2016年)、第2321号(2016年)、第2456号(2017年)、第2371号(2017年)、第2375号(2017年)若しくはこの決議により禁止されているその他の活動と無関係な原油の輸送であると委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除くほか、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いた、北朝鮮への全ての原油(自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。)の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定」と規定されている(日本語訳は外務省ウェブサイトに掲載された仮訳(http://www.unic.or.jp/files/s_res_2397.pdf)に依拠)。
- 33 金ヒョノク「人民生活の問題は新世紀社会主義強国建設の第一国事」『社会科学院学報』2017年第2号、2017年5月、33頁。
- 34 「敬愛する最高領導者金正恩同志が黎明通り建設場を現地指導された」『労働新聞』2017年1月26日付。同様の言説は「黎明通り」に関する言説の随所に看取される(「偉大な首領金日成同志の誕生105周年を迎えて黎明通りを最上の水準で推し立てたわが軍隊と人民の英雄的闘争に関する朝鮮中央通信社詳報」同4月14日付など)。
- 35 「敬愛する最高領導者金正恩同志が勝利自動車連合企業所を現地指導された」『労働新聞』2017年11月21日付および「敬愛する最高領導者金正恩同志が金星トラクター工場を現地指導された」同11月15日付。いずれの記事においても、これらの成果が「敵対勢力」に制裁の効果に対する疑義を生ぜしめることになる、との金正恩の発言が紹介されている。
- 36 たとえば「偉大な党の領導がもたらした万里馬時代の自力自彊の高貴な創造物である新型トラクターと貨物自動車の進出式が進行」『労働新聞』2017年12月8日付。上記の新型トラクターおよびトラックが各地の農場・工場に引き渡されるに際し金日成広場でパレード形式の式典が実施された、という内容で、記事中にはやはり「制裁の効果」に対する言及が見られる。なお報道写真による限り、同式典に動員されたトラクターは200台、トラックは98台だったと推測される。
- 37 たとえば「黎明通り」建設工事に関しては、敷地面積90余町歩、44棟の超高層・高層・多層住宅(総世帯数4800)、託児所・幼稚園をはじめとする40余棟公共建築を新規に建設し、また70余棟の住宅・公共建築を改装するものであったとの説明がなされ、「未来科学者通りの2倍をはるかに超える」大規模な工事が約1年の間に完工に至った点が強調されている(『黎明通り、飛躍する朝鮮の気性』平壤出版社、平壤、2017年、18～19頁)。
- 38 「威力ある経済は建設を大規模に繰り広げる上での前提となり、建設事業に革新を起こすならばそれだけ社会主義強国の基礎はしっかりと固められることとなる。(中略)建設は莫大な物質的富と資金が動員されねばならないものであるだけにその過程ではあらゆる隘路と難関が重なることとなる。(中略)建設はすべてのものがみな保証され、十分に備えられた条件で行われるものではない。建設の過程では必要なものがないことも、また足りないものが多いこともありうる。万一必要なものがなかったり不足しているからといって躊躇すれば、いつになっても建設を成功裏に進めることはできない」(全ヨナム「自彊力第一主義は建設の大繁栄期を開いていくための推進力」『朝鮮建築』2017年第5号、

- 2017年10月、4頁)
- 39 「並進の旗幟高く最後の勝利に向かって前へ！」『労働新聞』2017年8月22日付。
- 40 以下、同会議に関する記述は「朝鮮労働党中央委員会第7期第2次全員会議に関する報道」『労働新聞』2017年10月8日付に拠る。
- 41 「党中央委員会第7期第2次全員会議の基本精神」『労働新聞』2017年10月21日付および「敬愛する最高指導者金正恩同志が国家科学院を現地指導された」同2018年1月12日付。ただし、前者の記事では、引用した金正恩談話の骨子に対し、その中に「大胆で頑強な攻撃精神によって勝利にさらに勝利を重ねていくわが党の鉄石の意志」「並進の旗幟高く世紀を継いで反米対決戦を総決算して社会主義の偉業の最後の勝利を引き寄せるわが党の確固たる信念」「党組織の戦闘的機能と役割をすべての面で高めて等7次大会の決定貫徹のための闘争で全党をグラグラと湧き立たせようとするわが党の意図」が込められている、と整理が加えられており、経済に関する記述が省略されている。
- 42 ポン・ウンシム「自力自強は社会主義の勝利的前進の偉大な動力」『社会科学院学報』2017年第3号、2017年8月、29頁および徐ソニイル「自強力はウリ式社会主義の原動力」同2017年第2号、2017年5月、15頁。なお、文献中で2016年10月10日付とされる金正恩談話中の表現がたびたび引用されていることから、「自強力」の斯様な定義は同談話を底本としているものと推測される（金正恩『ウリ式社会主義に対する確固たる信念を刻むことについて』朝鮮労働党出版社、平壤、2017年3月、5頁）
- 43 林チョルナム「自強力は主体的革命力量を百倍に強化する威力ある武器」『千里馬』2017年第3号、2017年3月、49頁。
- 44 築ヘヨン「自強力第一主義は民族の尊厳を高く轟かせる根本担保」『千里馬』2017年第1号、2017年1月、52頁および「科学技術の威力で経済発展と人民生活向上の突破口を切り開いていこう」『電気・自動化学』2017年第1号、2017年1月、4頁。
- 45 朴ヨンチョル「自強力は強国建設の威力ある武器」『千里馬』2017年第2号、2017年2月、33頁。また崔ソニイル「自力自強はわが革命の永遠の生命線」『朝鮮女性』2017年第11号、2017年11月、28頁にも同様の表現が「輸入病」のタームとともになされている。
- 46 趙セウン「ウリ式社会主義の原動力である自強力の精髓」『哲学研究』2017年第3号、2017年9月、23頁。
- 47 趙セウン「科学技術を生命線としてつかむことは自強力を増大させるための重要要求」『哲学研究』2017年第4号、2017年12月、16～18頁。なお、科学技術がその発展に貢献する「国力」として、文中では高い生産性とともにも軍事力も念頭に置かれていることが確認できる。
- 48 「自強力の精髓」『労働新聞』2017年2月5日付。
- 49 黄ギョソ「科学技術を重視し先立たせることは国家経済発展5カ年戦略遂行の近道」『社会科学院学報』2017年第4号、2017年11月、40頁。科学技術と「自力自強」の関係性に関する主張の後段をなす描写である。
- 50 「国産化は経済強国建設の必須的要求」『労働新聞』2017年7月21日付。
- 51 金正恩、前掲「新年辞」。なお従来において、「自給自足」の表現は主として農業生産に関連して限定的に用いられていた（金正恩、前掲「朝鮮労働党第7次大会で行った党中央委員会事業総報告」）。
- 52 金サンハク「生活必需品の質の保証のための三大柱」『社会科学院学報』2017年第2号、2017年5月、41頁。
- 53 李ヨソヒ「国の貿易構造改善における関税制度の機能と役割」『経済研究』2017年第2号、2017年4月、28～29頁。
- 54 崔グァンリョン「自強力第一主義の本質的内容」『金日成総合大学学報（哲学・経済学）』2017年第2号、2017年6月、15頁。
- 55 以下、同文献に関する記述は趙ウンヒョク「自力更生・自給自足と拡大再生産」『千里馬』2017年第6号、2017年6月、53～54頁による。なお同文献の前段において「自力更生は自強力第一主義を具現するための闘争方式」であるとの記述が見られ、「自強力」と「自力更生」の関係性が整理されている。
- 56 公的文献上の「国産化」に関する記述にも「原料と燃料、設備の国産化を実現するということはわれわれの力と技術、われわれの資源で経済強国建設に必要な原料と燃料・設備に対する需要を基本的に自体で生産保障するようにすることを意味する」「国の資源に依拠してわれわれの経済発展に徹底的に服務する自立的な原料・燃料基地をしっかりと整えなければならない。工業原料の70%以上を自体の資源で保証することができるよう、原料・燃料生産基地を多面的に、総合的に整えねばならない。そうしてこそ生産の安全性と正常化を保障することができ経済を自体の決心によって自主的に発展させることができる」（いずれも傍点筆者）といった表現が見られる点は斯様な見立ての傍証ということになる（『朝鮮民主主義人民共和国経済概括』朝鮮出版物輸出入社、出版地不明、2017年、47・48頁）。

- 57 たとえば張ヒョンヒ「自力更生、艱苦奮闘は自強力第一主義を具現するための闘争方式」『哲学研究』2017年第4号、2017年12月、15頁。
- 58 飯村友紀、前掲「北朝鮮経済における『対制裁シフト』の様態」46～48頁。タームとしての「自力更生」の二面性についても同稿中で触れた。
- 59 以上の引用は金グァンボク「自力自強の威力はすなわち科学技術の威力」『千里馬』2017年第9号、2017年9月、36頁。
- 60 白ソル「科学技術は社会主義強国建設を推進する原動力」『哲学研究』2017年第1号、2017年3月、19頁。
- 61 安ミョンヒョク「現時期社会主義強国建設において先次的に占領すべき重要な目標」『千里馬』2017年第12号、2017年12月、35頁。また「意義深き事変を予告する『3.18革命』」『統一新報』2017年3月25日付および前掲『朝鮮民主主義人民共和国経済概括』44頁。
- 62 「科学技術は経済強国建設の機関車」『労働新聞』2017年3月13日付。なお「全民科学技術人材化」に対しては別の文献で「社会のすべての成員たちを大学卒業程度の知識を所有する知識型勤労者、科学技術発展の担当者として準備するための重要な事業」との定義がなされていることが確認できる（前掲『朝鮮民主主義人民共和国経済概括』45頁）。
- 63 「自力自強の偉大な動力で情報科学技術の先端を突破しよう」『情報科学』2017年第1号、2017年2月、3頁。
- 64 引用は「人民経済の主体化・現代化に貢献する誇らしい成果」『労働新聞』2017年9月17日付より（金策工業総合大学の事例）。また類似のケースとしては「龍南山の力強い科学研究集団」同3月14日付（金日成総合大学の事例）、「地方工業工場の活性化に積極的に寄与」同8月23日付（平北総合大学の事例）など。
- 65 朴チョル「全民科学技術人材化実現の社会的学習拠点——科学技術殿堂の特徴」『金日成総合大学学报（語文学）』2017年第2号、2017年6月、59・60頁。また当該施設の梗概については *Sci-Tech Complex, Pyongyang, the Foreign Language Publishing House, 2016* を参照した。
- 66 金ミョングク「国の経済発展における技術許可貿易の重要性」『経済研究』2017年第3号、2017年7月、45頁。
- 67 白ソク「科学技術通報事業であられる原則的問題」『金日成総合大学学报（語文学）』2017年第3号、2017年9月、65頁。
- 68 それぞれ金ミョングク、前掲論文46頁および白ソク、前掲論文66頁。
- 69 前者の例としては、たとえば無計画な外国技術の導入が自国の技術発展を阻害する危険性を説いた黄チョルジン「外国直接投資が投資導入国の科学技術発展に及ぼす影響」（『社会科学院学报』2017年第2号、2017年5月、43頁）が、また後者の例としては外国技術の導入により研究開発にかかる期間が5分の1に、費用は100万分の5に削減できると説く李ミョンスク「科学技術交流関係は対外経済関係の拡大発展の重要な形態」（『金日成総合大学学报（哲学・経済学）』2017年第4号、2017年12月、137頁）が挙げられる。
- 70 この点を示す傍証としては、たとえば「科学技術強国の建設と技術貿易」（『対外貿易』2017年第4号、出版年月不明、6頁）。「今日、共和国政府は、技術貿易の比重を絶えず高めて国の貿易構造と貿易収支をさらに改善することを重要な貿易戦略として打ち出し、すべての科学技術研究機関と大学が国際市場のニーズに応じた新しい科学技術を積極的に研究開発し、朝鮮の実情に合う外国の先進科学技術を積極的に取り入れるよう、種々の奨励措置を講じて」との記述を確認できる（傍点筆者）。
- 71 たとえば「対朝鮮『制裁決議』は不法・非法の犯罪的文書」『労働新聞』2017年3月11日付。
- 72 たとえば「電力を効果的に利用するための交差生産組織」『千里馬』2017年第10号、2017年10月、70～71頁。なお、同記事中で国家統合電力管理体系の導入の必要性があわせて指摘されている点から、北朝鮮でいう「交差生産組織」は送電網の制御による計画停電よりは行政的手段による輪番での電力使用停止に近いものであると推測される。
- 73 韓ギュス「国家経済発展5カ年戦略遂行における電力問題解決のための重要方途」『金日成総合大学学报（哲学・経済学）』2017年第4号、2017年12月、69頁および「国家統合電力管理体系の確立とその運営」『労働新聞』2017年7月24日付。なお2017年5月の金正恩の談話によれば「統合電力管理体系」は2016年に構築され少なからぬ成果を上げたと言われるが、「より高い水準で完成して内実をもって運営すること」とのさらなる課題が提示されていることがあわせて看取される（金正恩、前掲『電力問題を解決して経済強国の突撃路を開いていこう』5頁）。
- 74 金正恩、前掲「朝鮮労働党第7次大会で行った党中央委員会事業総和報告」。

- 75 この点に関しては、ほかならぬ金正恩自身が「機械製作工業を発展させなければなりません。わが国の機械製作工業が立ち遅れていることを認め、機械製作工業を発展させるための目標を正しく立てて闘争しなければなりません。(中略) 機械製作工業を発展させるためには他国の先進技術を受け入れなければなりません。帝国主義者たちの思想文化的浸透は徹底的に防ぐ必要がありますが先進技術は受け入れなければなりません。他国の先進技術を主体的立場からウリ式に、われわれの実情に合わせて受け入れればよいのです。(中略) 先進技術を受け入れるところに社会主義強国建設の近道があるのです」と発言していることが確認されるが、機械工業が北朝鮮における最重要部門のひとつと位置付けられ、同部門への傾注が主張されてきた経緯を想起すれば示唆的といえよう(金正恩『全国が江原道人民たちの決死貫徹の闘争精神・闘争気風に倣い学ばねばならない』朝鮮労働党出版社、平壤、2017年3月、13～14頁。2016年12月12日付の談話とされる)。
- 76 「自身の力を信じて科学技術を先立たせれば奇跡が創造される」『労働新聞』2017年4月2日付(定州水産事業所の事例)、また「党政政策貫徹に生産活性化の近道がある」同9月27日付(景浦栽培漁業事業所)。
- 77 「自力自強・減私服務の精神を満装薬するとき革新が創造される」『労働新聞』2017年6月17日付(定州市鉸山の事例)、また「激動する時代は非常な創造精神と実践力を備えたイルクンたちを呼ぶ」同2016年5月5日付(金杯貿易会社)など。いずれの事例でも再投資の元手となった自体資金の出処については触れられていない。
- 78 「国防科学戦士たちのように!」『労働新聞』2017年8月3日付。
- 79 順に「新技術の積極的な創造者・主導者となろう」『労働新聞』2017年6月15日付(清津スレート工場の事例)、「人気製品の生産に込められた革新的な眼目」同3月13日付(鴨緑江総合食料工場)、「旅客奉仕活動で転換を起こした秘訣」同1月13日付(新義州市旅客自動車事業所)。
- 80 金スニョン「現時期不動産使用料の制定であられる原則的要求」『社会科学院学報』2017年第4号、2017年11月、49頁。なお2010年発行の『光明百科事典(5) 経済』(百官事典出版社、平壤)の「不動産使用料収益金」に関する項目では、不動産の貸借主体として「機関・企業所」のみが挙げられている(262～263頁)。
- 81 たとえば「戦闘力の強い女性集団の野戦型指揮官」『労働新聞』2016年2月22日付。元山市直売店の事例で、単位の運営と販売する商品の確保のため「交流商品」の生産・相互融通を行っているとの記述が見られる。
- 82 斯様な行動の一端を示すため、ここに挙げた各類型の事例の典拠と主体・内容の列挙を試みる。

○行為の目的

・ 通常業務／生産活動のため：

「踏査者たちのための熱い真情」『労働新聞』2016年11月26日付(両江道の車両監督所、廃自動車の資材と鉄板・溶接棒等を購入)／「漁船現代化に生産活性化の近道がある」同2017年2月10日付(南浦水産事業所、漁網用の資材を購入)／「自身の力を信じて立ち上がり飛躍する先駆者集団の実力家」同2017年10月14日付(船興食料工場、製パン用の各種機械・設備を購入)／「進撃の突破口を切り開いて」『千里馬』2018年第1号、2018年1月、55～56頁(陸海運省自動車運輸管理局、バス生産のため旋盤・携帯用プラズマ切断機・リベットハンマーを購入)

・ 福利厚生のため：

「子どもたちの明るい笑顔のために」『労働新聞』2016年11月24日付(鉄原郡大田協同農場、幼稚園建設のため「平壤のある建材工場」から大量の急結剤(混和剤)を購入)

・ 支援物資確保のため：

「祖国の明日を整える愛国の心」『労働新聞』2017年6月22日付(「ある軍部隊の傘下単位の従業員」、平川区域鳳鶴小学校の水道工事を支援するため多くのパイプを購入)

○行為の主体

・ 非生産単位：

「体育強国建設のための闘争の先頭で力強く駆ける」『労働新聞』2017年6月27日付(鴨緑江体育団、食料加工機械を購入)

「治療予防事業に力を入れて」同7月21日付(慈江道人民病院、医療設備・医療器具を購入)

「勝利の大会場へ歩武堂々と」同4月30日付(速度戦青年突撃隊指導局、故障した車両の修理に必要な各種付属品や後方事業の農作業に必要な肥料・石灰を購入)

・ 軍部隊：

「自力自強の精神は飛躍の原動力」同10月1日付(人民軍白イルナム所属部隊、水路工事に投入さ

れた際に掘進作業に必要な「能率的な設備」を購入)

○行為の対象

・国内製品：

「党政策を決死貫徹するための闘争で発揮された立派な気風」同9月3日付（平壤建築総合大学、大学の畜産基地建設に際し、必要な「輸入設備」が制裁により調達できなくなったため製粉機・草切断機・粉碎機・搾油機・飼料運搬用エレベーター・消毒用空気式シャワー・靴洗浄機等を自力で製作（購入が行われたと推定））

「人知れず仕事をこなす集団」同2016年7月15日付（林業省資材商社慈江道分商社、輸入に依存していたトラクター付属品を自力で生産するうえで必要な鋼材を千里馬製鋼連合企業所で調達）

・外国製品：

「高い責任性をもたらした炭田の新しい息遣い」同2017年9月11日付（文川炭鉱、埋蔵量探査に必要な「弾性波CT探査機」（外国製と推定）を購入）

「大衆はこのようなイルクンに従う」同3月8日付オンライン版（黄海南道小児病院、「数十台のコンピューター」（大国性と推定）を自体で購入）

- 83 「教育政策貫徹の先頭に立った実践家」『労働新聞』2016年10月9日付。平安北道教育図書・機資材商社で、道内で回収した教科書類の再配布や平壤で印刷された教科書類の受領に必要な貨物自動車をそのように調達し数百トン分の輸送を保障したことが記されている。
- 84 「第6次全国法務イルクン大会が進行」『労働新聞』2017年10月26日付。大会で行われた討論の中で、登壇者によりこのような決意表明がなされたとある。
- 85 尹ヨンスン「科学技術強国建設における資金投資」『金日成総合大学学報（哲学・経済学）』2017年第2号、2017年6月、67～68頁。斯様な措置が社会主義企業責任管理制の下で各单位に与えられた権限の一環をなすとの記述があわせて看取される。
- 86 『敬愛する最高領導者金正恩同志が明らかにされた全民科学技術人材化に関する主体の理論』社会科学出版社、平壤、2017年、159頁。別の個所に「すべての市・郡内の責任イルクンたちから、可能かどうかを論じるのではなく死を賭して、無条件遂行しなければならないという覚悟と決心を抱いて現代的な電子図書館や未来院（教育・文化厚生施設：訳註）を立派に設えるための事業で先頭に立たねばならない」「この事業（企業所が独自に設置した科学技術普及室の運営）で先頭に立っている単位は例外なく敬愛する元帥さまに大いなる喜びと満足を捧げている」といった記述が見られ、斯様な科学技術関連の事業の成果が管理イルクンの事業評価で重視されていることが推測される（164・165頁）。
- 87 「発展している朝鮮の技術貿易」『対外貿易』2017年第3号、出版年月不明、7頁および「先端技術製品開発で成し遂げた成果」『労働新聞』2017年3月4日付。後者は新義州電子器具工場の事例で、人材確保から新製品（「オゾン水消毒器」「シアン廃水無毒化装置」）の開発、道内の20余箇所の新工場への導入を実現するまでの過程が紹介されている。
- 88 李ミヨンスク「もっとも優越したわが国の社会主義制度は科学技術強国建設の成果を担保する重要要因」『哲学研究』2017年第2号、2017年6月、14～15頁。
- 89 これらの各手法については、たとえば韓ドンリョン「大衆的技術革新運動さらに力強く繰り広げられることは社会主義経済強国建設であられる重要な要求」『朝鮮女性』2017年第5号、2017年5月、29頁、パン・ハクチョル「現時期の社会主義競争運動の特徴」『千里馬』2017年第6号、2017年6月、69～70頁、韓ドンリョン「敬愛する最高領導者金正恩同志の賢明な領導の下に新世紀産業革命の要求に合わせてすべての部門で進行された大衆的技術革新運動をさらに力強く繰り広げるための勤労者たちの闘争」『歴史科学』2017年第2号、2017年6月、43～44頁。
- 90 たとえば「科学技術熱風・大衆的技術革新運動の炎をさらに強く」『労働新聞』2017年3月4日付。朝鮮科学技術総連盟中央委員会イルクンらによる座談会形式の記事で、同組織が2017年に予定している主要行事や活動内容が紹介されている。また個別行事の事例に関しては、「高い実力で主体科学技術の威力を轟かせていく旗手たち」同4月4日付（第14次2.16科学技術賞）「社会主義経済強国建設を力強く推進する重要な契機」同4月8日付（第32次全国科学技術祝典）などで参加単位数・出展数等とともに総括がなされている。
- 91 「建材品の国産化を実現して」『千里馬』2017年第1号、2017年1月、59頁。大城窯業工場の事例とされる。
- 92 朴ウォニル「社会主義競争運動と生産的昂揚」『金日成総合大学学報（哲学・経済学）』2017年第2号、2017年6月、75～76頁。また、これら以外に特定部門内の競争や主要企業所・工場間の競争も行われていることも文献記述からは看取される（「四兄弟工場・企業所間と農機械・付属品を生産する工場

- 間の2016年社会主義増産競争総和集会在進行」『労働新聞』2017年2月23日付（千里馬製鋼連合企業所・大安重機械連合企業所・金星トラクター工場・大安親善ガラス工場および関連単位が参加）、「主体105（2016）年農業部門社会主義増産競争の総和が進行」同2月25日付等）。
- 93 「競争の中で飛躍し、また飛躍しよう」『労働新聞』2017年6月24日付。
- 94 玄チョルジュ「現時期、名製品・名商品の生産であられるいくつかの問題」『金日成総合大学学報（哲学・経済学）』2017年第4号、2017年12月、109頁。
- 95 朴チョルヒョク「企業体の科学技術研究開発活動を強化するうえであられる重要要求」『経済研究』2017年第4号、2017年10月、8頁。
- 96 「追い越し、倣い学ぶ運動の炎高く」『労働新聞』2017年5月2日付。
- 97 この点に関しては以下のような言説が確認できる。
「科学技術の開発とその移転の間には互いに制約する関係が存在しており、それは新しい科学技術を開発することが他人よりも優勢な競争力をもってより多くの経済的利益を得ることを目的としていることと関連する。これは知的所有権に対する保護がなければ科学技術の開発が抑制されかねないことを示している。（中略）特に情報通信手段が発展し、国際競争が熾烈になるにつれて、他人の労力の結果成し遂げられた成果・発明を模倣したり標題を付して無償で利用しようとする傾向がさらに強くなっているため、知的所有権に対する保護なくしては誰も新たな科学技術を他人に先駆けて、多くの費用と時間をかけて開発しようとしなくなってしまう。そうなれば国際科学技術交流も低調になることは明らかである」（呉ミョンチョル「国際科学技術交流の特徴」『経済研究』2017年第3号、2017年7月、43頁）
「発明をはじめとする知的創造物は知的所有権制度の法的条項によって保護・奨励され、当該国において独占的権利を行使できるようになっている。発明が国内企業の利用で終わるのであれば、当該企業の利益金にとまなう国家納付があるため国内的見地からは損害が生じない。しかし利用者が外国企業である場合には、発明技術を改良して市場を独占することで逆に（その技術を：訳註）輸入しなければならなくなる現象が起り、国家的に経済的損失を負うことになる」（「常識 発明の保護」『千里馬』2017年第4号、2017年4月、30頁）
- 98 金チュニョン「経済開発区管理原則とその実現であられる重要要求」『政治法律研究』2017年第2号、2017年6月、54頁。具体的には、経済開発区内の企業が経営権・価格制定権・財政管理権・品質管理権・製品開発権・人材管理権・財政管理権・貿易権などを行使できるよう法的環境を整備すること、経済開発区管理機関が各企業の活動に過度に干渉しないことが課題として列挙されている。
- 99 文献上で紹介される北朝鮮企業の生産物の中には外国企業のロゴやキャラクターを象ったものが散見されるが、それらの製品が製造されるに際しての知的所有権の取り扱いについては必ずしも詳らかではない（たとえば「人気ある『クロフネツツジ』商標の靴下」『統一画報』2017年第6号、出版年月不明、36頁。平壤靴下工場「外国漫画映画に登場する各種動物」があしらわれた幼児用靴下を製造しているとの記述が見られる）。
- 100 「人民生活向上の途で数えた飛躍の20年」『労働新聞』2017年10月1日付（船興食料工場の事例。ISO22000の取得や北朝鮮の独自規格である「2月2日製品」「12月15日品質メダル」への登録等がなされたこととある）。
- 101 たとえば2017年の場合、4月時点で年間鉱物生産計画を101.5%達成した検徳鉱業連合企業所のある部署に対して金正恩名義の祝賀文が贈られたことを報じた記事を契機として、それに鼓舞された他分野・他単位が増産競争を実施する、との「ストーリー」が年末まで継続的に展開されたことが看取される（「祝賀文 意義深い太陽節を迎えて年間人民経済計画を前倒して完遂した検徳鉱業連合企業所クムゴル4.5坑高ギョンチャン英雄小隊へ」『労働新聞』2017年4月22日付）。
- 102 「社説 敬愛する最高指導者金正恩同志の領導に従って新年辞で提示された課業貫徹のための総進軍に果敢に馳せ参じよう」『朝鮮女性』2017年第2号、2017年2月、4頁。
- 103 「党政策貫徹を生命線として掴んでいくとき」『朝鮮女性』2017年第5号、2017年5月、51頁。なお、別の文献では山林監督機関に対し「山火事防止対策を徹底しない現象、許可証・搬出証をむやみに発行する現象、計画にない単位に木を処分してやる現象、計画外の木を処分する現象をはじめ、山林を破壊する現象に対する監督統制を強化して貴重な山林資源を徹底的に保護」との課題が示されているが（崔グァングォン「山林復旧戦闘を本格的に繰り広げるうえで検閲監督機関の前にあられる重要任務」『政治法律研究』2017年第1号、2017年3月、42頁）、ここに示した荒蕪地を開墾して作物を栽培・供出する行為の法的な位置付けは明らかではない。

- 104 「豊穡な秋をもたらす愛国の心を抱いて一身となり馳せ参じた——各地の女盟組織で——」『朝鮮女性』2017年第7号、2017年7月、46頁。
- 105 「『女盟』号軽飛行機の贈呈式が進行」『朝鮮女性』2017年第6号、2017年6月、40頁（写真より軍用軽飛行機2機を確認可能）、また「『女盟』号砲の贈呈式が進行」同2018年第2号、2018年2月、40頁（多連装ロケット砲3台を写真より確認可能）。なお2016年には同様の活動の結果「50門の『女盟』号砲」が贈呈されたとの記述も見られる（「闘争と偉勲で輝かせてきた矜持と尊厳」同2017年第1号、2017年1月、41頁）。
- 106 金正恩「主体の社会主義偉業遂行で農業勤労者同盟の役割を高めることについて——朝鮮農業勤労者同盟第8次大会参加者たちに送った書簡」『労働新聞』2016年12月8日付。12月6日付の書簡と記述されている。
- 107 「農場圃田は自分の圃田」『労働新聞』2016年3月15日付。安岳郡江山協同農場の事例で、模範的な農場員の行動に刺激され、農場員たちが相次いで自宅の自留地の土を剥がして農場の田畑に移植するようになったとある。
- 108 「多収穫運動の威力がもたらした明白な成果」『労働新聞』2017年11月19日付（各地の事例）。
- 109 「農場圃田は自分の圃田」『労働新聞』2017年9月1日付（安岳郡板六協同農場の事例）。
- 110 「大衆自身の事業へと転換させて」『労働新聞』2017年11月7日付。平原郡党委員会での事例とされる。
- 111 たとえば「新製品開発に込められた献身的服務精神」『労働新聞』2017年5月28日付。咸興荣誉軍人自動化器具工場で、工場に蔓延していた「任された指標別計画程度を繰り上げ達成すれば十分」との消極的態度が支配人の指導力のもとで改善されたとの事例が報じられている。
- 112 「敬愛する金正恩同志が自力更生の創造物である元山軍民発電所を現地指導された」『労働新聞』2016年12月13日付。記事で、金正恩が「江原道のイルクン・党員と勤労者たちは自強力第一主義の偉大な生活力を実践で証明した不屈の闘志たちであるとおっしゃり、彼らは江原道精神の創造者だと呼んでくださり、全国が倣い学ぶことについて最上最大の信頼を寄せてくださった」との記述がなされており、本稿で取り上げてきた「自強力」とスローガンとしての「江原道精神」の関係性が把握できる。なお、この際の談話とされるテキストに従えば「江原道精神」は「偉大な將軍さまの愛国の念願、強国の念願を必ず解いてさしあげようとする忠情の心」「試練の中でも自らの力を固く信じて死生決断の覚悟と不撓不屈の意志で立ち上がり、首領の遺訓と党政策を無条件に最後まで貫徹していく精神」と定義される（金正恩、前掲「全国が江原道人民たちの決死貫徹の闘争精神・闘争気風に倣い学ばねばならない」9頁）。
- 113 「江原道精神の本質と基本内容」『朝鮮女性』2017年第4号、2017年4月、26頁。
- 114 『社会主義文明強国建設に関する主体の理論』社会科学出版社、平壤、2017年、179頁。
- 115 同上、172頁。
- 116 趙グムチョル「敬愛する最高領導者金正恩同志の命題解説」『朝鮮女性』2017年第9号、2017年9月、18頁。あるいは呉ヒョクチョル「透徹した主敵観を持つことは反帝反米対決戦の最後の勝利を成し遂げるための重要要求」『千里馬』2017年第11号、2017年11月、25頁。
- 117 前掲『社会主義文明強国建設に関する主体の理論』139頁。
- 118 たとえば「帝国主義反動たちの思想文化的浸透策動に警戒を高めねばならず、特に青少年たちがブルジョア思想文化に感化されることのないようにすることに深い関心を払わねばならない」（金グァンホ「帝国主義の思想文化的浸透策動に主導的に対処しなければならない」『朝鮮女性』2017年第8号、2017年8月、32頁（傍点筆者）また「現在、敵対勢力は反動的な思想文化と退廃的な生活様式を浸透させて青年たちを精神的不具者、道徳的墮落分子にし、社会主義制度の精神道徳的基礎を崩そうと腐りきった反動思想文化浸透策動を悪辣に繰り返している。なればこそ、わが青年たちは外部から入ってくる資本主義毒素を徹底的に防ぐための蚊帳を二重三重に張る反面、青年たちの中でウリ式ではない移植的な生活風潮を警戒して高尚で美しい社会主義的生活気風をいっそう徹底して立てることに一体となって取り組まなければならない」（『若さで飛躍する青年強国』平壤出版社、平壤、2016年、186頁）。
- 119 さらに金正恩が自ら「不純出版宣伝物を見たり流布させる行為とすべての不良行為、宗教と迷信行為、麻薬を使用したり売買する行為をはじめとする非社会主義的現象を根こそぎに」することを課題として掲げる状況にあることも、斯様な傾向を後押しさせるものとして機能することとなろう（金正恩『勤労団体事業に対する党的指導を改善強化して勤労団体組織の役割をさらに高めよう』朝鮮労働党出版社、平壤、2015年5月、11頁。2015年5月5日付書簡とされる）。
- 120 「敬愛する最高領導者金正恩同志が新たに建設された順川ナマズ工場を現地指導された」『労働新聞』

- 2017年11月2日付。同単位の規模や生産能力、「国産化」の水準を高く評価した上でさらなる課題を提示した際の発言であり、最終的には公称生産能力（年間1200トン）通りのナマズの生産について念押ししたと記述されている。
- 121 金正恩「主体の社会主義偉業遂行で農業勤労者同盟の役割を高めることについて」『労働新聞』2016年12月8日付。12月6日付の書簡とされる。また2014年2月6日付書簡では「分配における平均主義は社会主義分配原則とは関係がなく、農場員たちの生産意欲を落とす害をなすものです」との表現が用いられている（金正恩「社会主義農村テーゼの旗幟を高く掲げて農業生産で革新を起こそう」同2014年2月7日付）。
- 122 「幸福の果実をわれわれの力、われわれの手で」『労働新聞』2016年10月31日付（咸興市興徳区域龍新協同農場の事例）および「大衆の精神力発動で重視した問題」同2017年4月28日付（江西区域保山協同農場の事例）。
- 123 「自体で農事を行って最高収穫年度水準を突破した秘訣」『労働新聞』2017年2月28日付（安岳郡の事例）、また「脱穀戦闘で発揮される革新的な働きぶり」同2017年11月2日付（江原道の事例）。
- 124 「競争熱を高める革新的な働きぶり」『労働新聞』2017年2月11日付（銀波郡柳亭協同農場の事例）、また「多収穫の秘訣は農場員大衆の精神力発動と科学技術にある」同2017年11月4日付（安岳郡五局協同農場の事例）。
- 125 たとえば「恩恵を発揮した圃田担当責任制」『労働新聞』2017年12月11日付（「各地の農村」の事例とされている）。
- 126 「科学農事熱風を起こして多収穫運動を力強く繰り広げて今年の穀物高地を必ずや占領する」『労働新聞』2017年4月12日付。最高人民会議第13期第5次全員会議での討論の一部（代議員による自己批判）であり、同制度の実施における模範例としてしばしば取り上げられた安岳郡のケースである。
- 127 金ミョンヒ「先軍時代の要求に合わせて農村経理に対する管理において社会主義原則を固守発展させた賢明な領導」『金日成総合大学学報（歴史・法律）』2017年第2号、2017年6月、17～18頁。労働量を正確に評価し「働いただけ、稼いだけ」分配するといった「社会主義原則」の固守ならびに正確な実施の問題は経済政策に関する文献上で恒常的に論じられてきた主題であることから（たとえば『社会主義社会の性格と経済発展の合法則性』社会科学出版社、平壤、1986年、83～96頁）、このような記述ぶりに政策的一貫性を仮構する意図が投影されていたものと判断した。
- 128 飯村友紀、前掲「北朝鮮経済における『対制裁シフト』の様態」49～51頁。
- 129 羅ウィフン「新技術の研究開発と活用を積極推動する经济管理方法を確立することは現時期社会主義経済強国建設の必須的要求」『経済研究』2017年第3号、2017年7月、12頁および韓 Cholジュ「現時期社会主義企業責任管理体制を正しく実施するうえであらわれる重要問題」『千里馬』2018年第3号、2018年3月、64頁。
- 130 金チャンファン「製品開発権と品質管理権を行使して企業体の競争力をさらに高めていくためのいくつかの方途」『経済研究』2017年第1号、2017年1月、36頁、またチャン・ギョンシク「ウォンによる統制は社会主義銀行の重要な機能」『金日成総合大学学報（哲学・経済学）』2017年第2号、2017年6月、63頁。
- 131 カン・ミョンホ「注文契約制度の基本原則」『政治法律研究』2017年第1号、2017年3月、55～56頁。
- 132 たとえば、企業所指標計画にも注文契約を適用することを認めるとの文言は金ギョンオク「社会主義企業体の拡大された計画件と生産組織権行使の重要要求」『経済研究』2017年第1号、2017年1月、13～14頁でも確認できるが、そこでは「追加的に提起される指標」についての言及はなされていない。
- 133 カン・ミョンホ、前掲「注文契約制度の基本原則」56頁。
- 134 ここに挙げた「協同生産」に関する記述は朴ウォニル「企業体で共同生産を合理的に組織し改善するうえであらわれるいくつかの問題」『経済研究』2017年第2号、2017年4月、5～6頁に拠る。
- 135 韓セイル「企業体に付与された価格制定権の本質的内容とその実現であらわれる重要要求」『社会科学院学報』2017年第4号、2017年11月、47～48頁。
- 136 金正恩「新年辞」『労働新聞』2018年1月1日付。

